

候へ共、宰相殿慶より何と歎、御歎願被爲在候よし承知仕候所、實否如何に御座候哉、左様にも罷成候はは、雀躍之至に御座候、此段は御内々御合置被下候様、くれぐれも奉希候○軍艦之儀、今程如何に罷成候哉、弊國雛形之儀は、全く中納言殿工風にて出来候もの故、なか／＼御用には相成間敷候得共、年來丹誠被致候もの故、御見合もの位にも罷成候は、大慶之至に奉存候、何も／＼打拂云々、一日も早く文政乙酉年八之號令、再び御發被遊候様、御周旋之程偏に奉仰望候事に御座候、燈下亂筆、宜敷御推覽可被下候、草不二、

五月十八日夜認

猶々折角御自愛專一奉存候、此鱗壹尾餘り／＼輕少にて、赤面仕候得共、所謂弊國之名産に御座候間、爲任幸便呈上仕候、御笑留も被下候は、大慶之至りに奉存候、已上、

五月八日關興衛門大野下り之節、濁橋より返翰、

〔頭書〕濁橋は板橋、清橋は高橋、公の嘗て稱し玉ひしこと也、蓋國音の清濁に取玉ふ也、

呈一書候、向暑之節愈御安泰奉敬賀候、御不快如何、御案申上候、折角御加養專一に奉存候、扱關與持參の御守、早速取計候所、則御返翰下り候間、矢張關へ相達指下申候、平三中村平は中々此節參り兼候由に御座候、外に愚生へ御下け御守も、則指下し入貴覽申候、是は此度内奸口書手に入、一覽致候所、多分奸策とは奉存候へ共、右手に入候段及言上候處、呈し候様にとの御事に付、無已呈候に付ての御返翰に御座候、別紙御書之面にては、先達て貴兄より相伺候、雪花和介口氣とは、阿閣正弘之口氣大に相違に御座候、且別紙之内、阿閣にては何程にても○取込候故、品物より○にて遣候方坏と申儀は、阿にて承知仕候へは、定て激も可仕哉、愚考仕候間、鐵へ申附、體能書とらせ、大要大久より雪花へ相廻候事に御座候、尤最初は口上にて咄させ候處、何卒書取にて承知致度旨申候間、かきとらせ候事に御座候、此別紙は、御覽後早速爲御指登可被下候、

一去月廿四日封物壹つ指下候處、御落手被下候哉、廿九日にも藤様迄壹通差下候處、無相違御落手被下候哉、御序に相伺度奉存候、扱過日申上候通、伊印伊東宗益

之方、此節何となく不面白様子に相見候間、何卒御一策奉願候、近頃○廻り合兼候故、内心にては、最初之御約束とは相違坏と、申合かと奉存候、本所定院よりも、節句前拾圓廻しくれ候様申來、坂よりも病中指支候由にて、頼み有之候所、才角六ヶ敷、扱々當惑、平も大骨折、何卒南一件、早々御繰出し奉願上候、兎角○なしにては、所々突當り出來、甚心配仕候、尙委細は與衛門へ相通申候間、是より御承知可被下候、大急ぎ大亂筆、御推見可被下候、

申四月八日夜加治左馬介營番引けに、内藤一内藤藤一藤一郎へ參り候處、承り候箇條左之通り、

一此度宰相様慶御元服被遊候に付ては、兼て中納言様烈より、梅御殿老女某へ被仰越候には、もはや宰相殿元服に付ては、兼て御老中阿部弘へも咄合候上、承知に相成居候儀に付、政事向自身取扱候様仕度、登城之上阿部伊勢守まで、申達候様可致と可申聞旨、御意も御座候よしにて、御老女より直に宰相様へ申上候よしの處、其節の御意には、如何程御親父様の御意にても、箇様の儀、我等口よりは直に難願出と、甚以御指支被遊候趣にて、其旨何角、御老女へ御相談

も被爲在候よしの所、然る上は致方無之候間、御内々右之御儀、御籠中様へ奉申上候て、思召をも伺見候様にも可仕と、夫より右之次第、御籠中様へ委細に奉申上候よし之處、御籠中様にも、殊之外御指支被遊候由にて、爰元政府へ、老女より御相談にも相成候歟、中山信始め一同申合にも及候所、内一之心付には、然る上は不及是非、往々之所御大切之儀に付、阿部へ罷越候て、何れ之振合に相成居候哉、何となく承り候様可致と申合、夫より阿部へ罷越候て、扱此度宰相殿元服に付ては、政事をも自身取扱候ても可然筈之處、兼て御承知之通、天狗唯今にても靜り候様に候へ共、内實は時を伺居候に付、萬一左様にも被仰出候御合にも御座候へは、此上又々打出て、天狗元之政體に相變し、其節には當時之役人相替可申候、左候得は、又々騷動に罷成候儀は指見へ、元來天狗儀は人氣を引立、自分々々之名聞を專にいたし、皆々私欲より出候儀にて、更に忠義之志には無之、第一其次第と申ては、壹人にては、一身を抛ち忠義を盡し候者は無之、皆皆當時の有様、中々忠義之道には無之、まだしも吉成武田武田九郎は誠心を顯し候と申條、是以忠心鐵膽

之行ひには無之、山を兼候ての事にて、程合を計り罷出候事にて、一旦死を究候とは更に不相見候、併公邊へ、主君之意志を遂んと存立候義に付、一心を貫き候所存はまだしもの事、外々之者共は、一向に腰抜け、逐々簡様之仕末にても、初發之勢にては、切死を致候ても、一心を貫き候もの、無之筈は有之間敷所、左様之者は壹人も無之、是第一の名聞にて一命をしく、臆病之第一なり、簡様之者共寄集候て、名主を殊之外迷はし、當時水戸の瑕瑾を引出し、賢君を落し入、以之外の不忠に付、此上如何様之突當にても出來候へは、其上は中納言殿御身之上に、一倍の御疑心掛り可申義は指見に候、尙更天狗共、御引返に相成候得は、是迄の仕返しは必定也、其節は落され申候もの、天狗共之様に蟄し候ては居り申間敷、劍撃之世と相成候は目前に御座候、然る上は水戸の騒動と相成、家之安危にも相拘り候儀に付、奉對公邊へ候ては、此上の恐入は無之候間、其所之儀を心配仕候に付、御内實如何様之御振合に罷成居候哉、三連枝中山始め、一同誠に心配仕居候に付、萬一左様之御合にも御座候ては、前件之通りに付、今暫三連枝後見之儀は、御居置に仕

度と、阿部へも申談候所、至極御尤之儀と聞受、勿論中納言様より、御内書被成下候儀は有之候へ共、御内證之御儀に付、是と御受合之御返答申上候儀は無之、尙又中納言様へ、御約束申上置候杯とは、左様所之儀は無之、此儀は左様御承知可被下候と申事故、此方迎も、左様存居候儀に付、此上も同様之儀申上候共、容易に御取請無之様に仕度と、堅く約定申合置候旨申事也、尙更阿部の申事に、右は私一存の事にも參り兼候間、何れ同役共へも申談候上、逐々可得其意、いづれ御掛合等之儀は、其元様に御出に致度と申候程之儀に付、内實は堅く申合置き、其上にて全く表向之儀は、中山より懸合候上取極め候に付、先方も都合もよろしく、又中山も、全く其堅め計申述候事に付手軽く、以後ケ様に致置候程之儀に付、決て異變之儀は無之、大丈夫なりと申候。右は御老中方への内願は、とかく品物より金子之方可然、一同判談之上、中山杯は金子五十兩にて可然と申候所、大切之事故、金百兩御遣しにて可然、何れ元少々にては、事全く成就いたす間敷、我等指切、阿部へ遣し取受に相成候、何れにも右等の判談は、金子を惜み候ては事成就不致候間

指切丹後守泰本郷も同心にて、ケ様之御次第に相成候由。阿部申事に、中納言様より御内書候趣に付、御政事之儀は、宰相様にて、御自身御取扱被遊候様之御儀にも被成度候は、宰相様より其旨御願出に相成候へは、御次第有御座間敷とは申上候處、其儀は如何可致と阿部申事故、右は前件之通り、御返答に相成候ては、皆中山等始め、御邪魔申上候様に被思召、御腹立も可有御座奉存候間、宰相殿年齢には相成候得共、後見之儀は、今暫之内是迄之通り、三連公御居置に致度奉存間、中納言殿へ御挨拶には、右之御振合に准し、先づ當節御元服等は被爲在候ても、宰相殿事御不案内之事故、今暫之内、御後見之御儀は御居置之思召に付、左様御承知被爲在候様、御受拂に相成候得は、土貢有之間敷と申候所、然る上は、左様御返答可仕と、阿部吞込候間、左様申合罷歸候旨申間候。御元服被爲在候に付ては、早速中納言様へも御對顔被遊候に付、去る何日駒込へ可被爲入御合之所、中山等始め及判談候所、右御登城に付ては、中納言様には御内内、御老女へ御申合、梅御殿勤岡野へ申遣し、宰相様へ申上候一件之儀、定て如何様に相談し、如何様之阿

部之挨拶に候哉と、御直御尋も被爲在候儀は、御指見に可有御座候所、左候ては、御答にも御指支に可相成奉存候間、右は阿部へ申談候所、我々共一存之了簡にも、御請も難仕奉存候間、同役共へも得と申合候上、御挨拶仕度候旨御答奉申上候御振りに、御申上に相成候へは可然と申合候間、其旨を御内々御籠中様へも奉申上置、其上にて被爲入候事、  
一四月十一日十二日と、内藤阿部へ罷出候由、これは種々防きをも入、堅めて工夫之由、其上御守殿様之御入用向を、此度御世話申上候由、  
五月朔日御日付玉批、板橋并小臣へ御下け大意左之通り、  
内奸口書云々之内、我等より阿阿部へ、後見致度杯申遣候事は、更に覺不申候、阿よりも、右之儀に付請合所には無之、一切申來候事無之、然を云々は指支候て、よき程に申候事と被存候云々、御老中へ内願は、とかく品より云々、此儀奸の策にて右様申觸候は、有志にて阿閣を誹謗いたし可申、左候節は阿迎もよき心持は致し申間敷故、有志を惡み、益奸を用可申と申義か、又は右様申候は、有志より大金を阿へ送

りて頼可申、左候時は其人相分り候故、打落し可申と申義か、又は憤激致させ、万々騒々敷事も候は、又打可申と申義か、何れ三ツの策と見へ申候、我等思ふに、賄賂等取受不申様、時々家中へも觸候敷に聞及申候へは、受は致申間敷、尙小役人は格別、阿は良田十萬石故、百二百の金に目くらみ可申や、扱又實に取受候義に候は、何か一策有之、却て内奸へ油断させ候爲か難計候に付、内奸如何様申候とも、有志にては容易に欺かれ申間敷候へ共、木葉杯萬々一、右を聞憤激致、悪口等致候者有之間敷と計も申兼候、よく申論候様云々、阿も近來は西洋の事迄吟味いたし、當閣老にては第一御爲に相成候へは、奸人に欺れ云々之儀、世上へ廣くなり、阿部へ疵付候ては惜き義、第一上の御不爲に相成候故、悪口致申間敷、扱又内奸右様申候とて、有志よりは紙一枚たりとも、遣し申さるるか宜敷候云々、

一朔日の儀、是は極内々なから、奥御殿にて花の井へ極密申候敷に候、扱又右に付、内奸申口驚入申候、我等後見之儀を、我等より可申遣答は無之、然に内奸の申口有之候へ共、阿にて我等の書を出し見候は、直

に可相分云々、  
一船之儀に付謙退云々、向井へ云々之儀、委細承知、油断は無き心なり、  
一内口書、板源介より阿之方へ廻候由、萬一阿之方にて内へ洩候は、加治左馬等かへり打に可相成と存候云々、  
一道路之説に候へ共、鮮國へも廿艘計來申候、又此節銅廻之船之儀に付、一事出來、佐竹杯懸り合候敷之由、松前へも勿論來るよしなり、御下付札に、船難形之儀登せ候様申遣候事、内々申聞候

一萬々一阿奸へ組し候は、終には落され可申云々、阿儒和介へも咄し可申、天狗よりは紙一枚たりとも遣し不申、とこ迄も正論にて押拔候かよろしく、金子杯遣し候とてもしれた物、萬一それか爲に、阿落申候日に相成候へは、阿何程臍をかむとも、せんかたあるへからず、左候得は阿の爲にも不相成候へは、天よりは一切遣し不申か宜候云々、阿も金子等は取込不申様、くれくも阿之方へ申通度事也、尤故出羽水野出羽守忠成杯は、賄賂を以御加増迄戴き候得は、是は幸にして免れたる也、今出羽を目當とする閣も有之は、必

羽音之真似する鳥となるへし云々、此方よりもどこ迄も誠實を通し、父子の間睦しく、國政向正しく、海防等も行届候様致度、我等赤心之通り、幕之藩屏に相成不申候ては、不相成云々の所のみ申候様致度、如才は無之事ながら、申聞候云々、

關興衛門大野下り之節水哲水野より書通、前文はくたくしき事故略す、扱又此間中板君源介より内藤一之談話致候事、御咄御座候に付、夫となく書つゝり本所定院へ平持參之處、是又別て都合よろしく、直様義園様關院へ持參之所、是又別て都合よろしく張込、其人の咄に、是は先日三連之筆頭松平より、内々御髮相濟候上は、如何と伺候所にて、いまた御挨拶無之所に候間、直様云々と申事にて、涕泣致候程相覺候事に御座候、其書其咄は、拜眉之節迄云々に候間相貯申候、是等の義に付ても、中平中村三四度におよひ奔走、誠に感心仕候實に骨折候所は、少も厭ひ不申候、實に一心不亂に御座候、逆も不肖輩千百群をなし候ても、平の事は平の持前有之、平の一も出來不申候、逐々費用も調出來候上、指上候様可仕候、一蒲生之事、頭注、蒲生東市正は二條様侍なり、聞

は聞程六ヶ敷、長く相成、實に心痛仕候、未だ納り兼候由、扱又心痛仕候、蒲生之儀は如何共宜く候得共、遠路之所、先之實跡も不相分、若浦之申處相違無之は、二卿の尊嚴を犯候様に可有之、又先之願書、二卿へ無相違相違候事に候は、ケ様に相成候ては、至尊に接近しカ御方へ何と仕るへくや、一通りならず御熟慮可被下候、皇威之陵遲、此にても痛歎之事に奉存候、能々日本史杯の御意味も、御推察可被下候、二卿へ捧歎願之事たに恐多きに、ましてやかゝる事に相成候ては、如何可有之、不肖杯か吻寄を入候にカ恐入候様奉存候、何も草々申上候、已上、

五月三日 島田小源太  
小杉庄左衛門様  
猶々藤様へも、別て書狀不指上候間、御序に宜奉願候、  
右蒲生へ同志之内より縁切之一條〇に甚指支候旨、日下伊三郎關興大野斷ての申聞に付、相談之上〇をこしらへ、爲國と思ひ遣候事、

遠路近路波志卷之十

茅根伊豫より被贈候尺牘、

頃刻露陰、雖梅雨常態、亦與人事相符、前宵之會、酌酢甚矣、同友相得、傾杯論志、極人世之快事、當即見示新論書後一篇、一覽三歎、立意精確、行文敏捷、固非僕輩所及也、然愚者一得古人所言、從示諭而一二加雌黃、以返璧焉、若旬日之間有便、請就善庵先生國友而正焉、布字匆匆、萬期面晤、不既、

仲夏念二嘉永元年

恭 拜

敬卿仁兄高橋多一橋

玉梧右

書活版新論後

右新論七篇、本藩弘道館前教授提學會澤先生所著也、正國體明倫理、以言報國之大義、其論經世之務、與禦戎之策、懇到切至、無復餘蘊、然以言觸忌諱、秘之於篋者、殆二十餘年矣、今茲武城有志之士、活版以公於世、嗚呼先生負冤禁錮、棘垣鑰戶、邏卒圍守、與世絕者既

三年、然鳴鶴在陰、千里和應、公論之出不待百年、雖其身任幽室、而其言布天下、則生平報國之志、亦或少伸乎、世道之變其可慨哉、頃者武城友人某、以若干部見贈、余執而讎校之、則間有魚魯訛舛、朱墨淆亂者、業已刷印竣功、莫奈之何耳、然文理語脈、自有定則而存、則具眼者固能辨之、不須予之釐正也、乃書片言於卷末、以頌同盟諸君子云、嘉永紀元仲夏、

水戸 高橋愛諸識

五月廿八日尼子長歸鄉持參、五月十五日御日付玉批之大意、

前文極密之御儀に付不載之、來る十八日には、一橋へ能を遣申候所、自作要石並田樂狂言也、右に付ては武公水戸之御作山姫と申も、爲見候に付ては、十五日於合を聞申候所、寝ても起ても、はやし致候も、何もかも一つ興の間、昨日よりのぞき等出來、今納戸のすみ、道具の中にていそぎ認る、

五月十五日四ツ時

五月十八日一橋

能組、右番組は、御軍船云々の條下にあり、

右は先日作之要石見度との事故、此方役者を呼見候

様申聞候へは、何卒御能被遣候様にいたし度と、例之

こすき處ゆへ申來り候へ共、此方かふにて、夫かならぬとも申兼候故、手元入用にて、右之通り遣申候、兩計之なり、乍然三家三卿等互に睦敷は、金にはかへられ不申候、皆幕府之御爲なり△印付候分は此方より遣し候には無之、三つにて少き故、一橋にて申付候事也、一右之通りには候得共、西丸御簾中、近頃大御大病之よし故、彌有之歎如何と存候、尤日々奥より、御機嫌伺初り不申内は、存しても不苦よし也、一橋よりも極密申來候、是はどこ迄もしらぬ故也、今此方杯奥より使として、幕へ登城しても、御様子杯伺候事は一切不相成、伺候へは、吹すてた様の挨拶する事也、かわりなる處なり、皆どこ迄も、しやくにて押拔事也、

竹木白玉の言葉を見て、

白玉の光そへなん時にこそ

秀ぬる田も恵とは見よ

誰も見よ秋の月毛の駒込は

かけての後も色はかはらし

一笑

五月念八尼子長下り阿部殿の臣石川和介よ

り書通之扣へ、

兩度之御投書被成下、奉謹誦候、時下向暑に御座候所、愈御安健可有御座奉拜賀候、誠に先達ては御枉駕被下候處、貧家無人、何等之御構も不仕奉恐入候、其後見事之魚御投惠被下、思召難有奉謝候、早速御返書も可申上候得共、却て指扣候方に仕、失敬眞平御免可被下候、ケ様之御惠は、以後堅御斷申上候、何れ人目に障りも難計、却て私之本意に無御座、全體心底、兼て申上候通りに付、くれくれも右申上置き候、扱云云一條、兎角果敢取不申候、御氣之毒千萬奉恐入候、併何れ此節之如き雨天計にて押通りも仕間敷、無程漸々と晴天に相成掛り可申候歎とも、時候を下罷在候、爲國家御自愛專一に奉祈候、右鳥渡指急き、御答書のみ呈上、如是に御座候、恐々謹言、

五月念六

御直披

章 拜復

關奥衛門より書通扣へ、

一夷國之儀、此方よりは日々之御届御座候由、別冊御届等入御覽候、外に五六通御届出候處、只今に手に入不申候、後より御廻可申候、

一 碩印<sup>石川</sup>へ別封申上候、

當君様より御直御咄御模様之儀、尼子様<sup>三郎</sup>へ計申上候義にて、協合へ御嘶にも不及儀と奉存候、一寸御合迄に申上候、

一 碩印より山印へ之辯論、至極上風味に御座候、御同様大慶に奉存候、高三百石程にて、關半衛門と申もの、此節公用人方へ被仰付候所、是れは山岡よりも、義氣御座候人物にて、至極よろしき趣、遂に碩印より説付候つもり之由に御座候、

一 青閣<sup>青山</sup> 落城未た分り不申候、乍去最早賑はされ申候由、左様にて其儘居り候事は、如何と心配仕候所、是れは火元ゆへ、御役家御普請御出來上りに罷成り不申候ては、御役御免願指出不相成もの、よし、夫故永引と申候由、

一 何れも早々跡より可申上候、いつれ御出馬罷成候哉、密々相伺度、其節と書殘申上候、

五月廿七日

關 再拜

孝 様<sup>高橋</sup>

多一 郎

内奸加治左馬へ云々、經定院殿へ吹込申候へは、何卒書取にて、義園院殿迄指出度旨、申通有之に

付、南方にて書綴り指出申候扣へ、

〔頭書〕義園院殿は淨鑑院様と御一同京都より被遣候重き人也、

宰相様<sup>慶</sup> 御元服遊され候に付ては、御連枝様方御後見御はなれにも相なるへく、もし左様にも相成り候て、さしつかへもこれあり候よしにて、小石川御役人之内にて、内々評議いたし候所、内藤藤一郎と申者心つきにて、公邊御役人方へとり入り、宰相様御元服は遊され候へ共、萬事御あんないにて、御ゆきと、き不被遊候間、今しはらく之内、御後見すへおかせられ候様仕度、又中納言様<sup>公</sup> 御政事向へ御口入れ遊し、御連枝様之御後見御はなれ遊され候へは、御家中又さわかしく相なり候など、かれこれ申立、御後見御すへおきの儀、とりこしらへ候よし、藤一郎のしたしき者へ、相はなし候よしに御座候所、したこゝろは、中納言様はいつまでも、た、今之通りなしおきまいらせ度かのよし、又梅御殿老女の内一兩人、藤一郎と同意之ものこれあり、此ものより、御簾中様はなにともよき程に申上へき相談のよしに御座候へは、よろしく御簾中様にて、御心つけさせられ候様仕度、おそ

れなから奉存候、宰相様御元服もすませられ、御成じん遊はされ候御事に御座候へは、御はつ明にいらせられ候と申上候て、御とりなしも申あへきを、臣下之身として、御あんないの御ゆきと、き遊されぬのと申上候こと、あるまじきこと、奉存候、宰相様御よふ年之御みきりより、御はつ明にいらせられ候御事は、かねて御家中も、みな承知たてまつり候事に御座候所、外々へたいし、かよふにあしさまに御とりなし申上候事、如何之こゝろへに有之べきや、なげかわしく奉存候、世の中におもかるによらず、子ともへは孝行のことを申、親へは慈あいの道を申すへきこと、奉存候所、藤一郎杯のこゝろ<sup>心得</sup>は、左様にもこれあるまじきかに相聞へ申候へは、右老女なと、しめしあわせ、御簾中様へも、如何様の儀申上候かも、はかりかたく奉存候、とちこちの御間に立候やく人の、身のため相はかり、とりつくりひのみ仕り候様にては、いつとも中納言様御簾中様までも、思召やすませられ候御時もこれあるまじく、宰相様御徳儀もあらわれさせ給ふへきを有るまじく、いく代久しく、天下の御守りとならせらるへき御三家に

て、かよふのことに<sup>か</sup>とも、諸大名へたひし候てもいかいこれあるへき、宰相様御年も御十七歳にならせられ、御元服もすませられ候ても、御後見あらせられす候ては、藤一郎の申候とおし御あんな内にて、なに事も御ゆき届あそはされすと申よふにこれあり、宰相様は御もちろん、諸役人とても外々へたいし候ても、はちいり候事には、これあるまじくやに奉存候、依ては諸大名之御手本とも、ならせられへき御三家様之御治りは、全く公邊御徳化のあらわれさせられ候御儀と奉存候、おそれなからよろしく思召きたしおかけ候やふ、願上奉り度奉存候、以上、

申四月

大要<sup>大久</sup> 保要人 以上の書通、

華翰拜誦、薄暑之時、益々御安健奉敬賀候、然者御一條姦策彌相廻、尤密々相盡候由、別而相働申談候へ共、關幸<sup>大野</sup> 内々附托之書取之趣にては、山岡賄賂とり込候趣相見候へ共、是は不疑事と存居り候得共、知己にも無之、餘り之事共多相見候間、其儘預り置き、雪花指參爲見候所、何れにも預り度旨に付、能々意味申聞相託候所、直に山衛へ持參爲見候所、一笑い

たし、先借置度旨、いさい之譯は、尙更話可申候と、人  
 參り相分れ候趣、未だに相聞へ不申候、扱本所御屋形  
 様<sup>◎經院</sup>御石場之脇、本郷丹州<sup>◎本郷丹州</sup>地面に、近來出し  
 料理茶屋、内實公用人横山、<sup>◎頭書</sup>久保田ならん、  
 田<sup>◎下文</sup>横平左衛門地面之由、此亭主平左衛門股肱之  
 の、避ヶ所に、不目立候様に、内一<sup>◎内藤</sup>藤一郎出會之趣、此  
 所へ御石場之もの心願吹込、右亭主より横田へ打入、  
 内一え頼込候所、横田頼ならばと申事にて、承知に相  
 成り、欣躍不啻、俗人之情、益々出合之所、福山<sup>◎阿部</sup>正弘  
 聞、何様も逸々存候て心付候由、右様之事迄取寄御心  
 候は、忠邪は能々御わかりと奉存候、後宮之婦人姦人  
 より、手入等いたし取扱之由、此所探索候様にと、松  
 平式部少輔<sup>◎近</sup>福侯被仰候由、夫より近來相搜り候  
 趣、是者けしからぬぬかりに御座候、其譯は、婦人女  
 子には不構、迅雷不及掩耳、びつしやりと被仰出候へ  
 は、何も障り合無之筈之所、扱々姑息苟安に相渡、吹  
 毛求疵候事に相成り、こまり入候旨申候所、此處雪花  
 も慨嘆、且松式<sup>◎松平</sup>近昭は多分姦に被網候事に御座候へ  
 は却而不宜、其中別而御妨相成可申と過慮仕候得共  
 不及、兎角つまらぬ事に御懸念、無益なる事に御座候、

慨嘆々々、雪花も同嘆に御座候、夫以柳營後宮には無  
 之、矢張駒邸公之御殿之事よし、御用心々々、  
 一雪花<sup>◎石川</sup>和介へ御書中之常平倉之事、並に逐々宰相様  
 筋<sup>◎慶</sup>より、中納言様<sup>◎烈</sup>御儀御願にも可相成旨、細々其  
 筋相分り不申候、然る處此間より承り込居り候は、幸  
 相様<sup>◎慶</sup>より御願の方、御取扱申上能と申候事にて、  
 其御挨拶は三連御免と申事は、思召より承り候事故  
 難相成、併逐々御年も被爲立候事故、御政事御善惡、  
 被懸御心候様、大筋之儀は中納言様へも被仰上候て  
 も宜旨、且御開明は、其上之御合と申事に候由承り候  
 間、夫は姑息成べし、其譯は、一旦に出候へは格別、二  
 度に成り候へは必延々に成、寸善尺魔と成り可申と  
 申候へは、不若夫と雪花も申て又々嘆息、扱々こまり  
 入候事に御座候、乍去實上之御合御座候事ならば宜  
 候へ共、矢張奸人仕組にて、元々打合物歟と怪み申候  
 處、左様は有之まし、龍邸も一切姦は不呑咄、併其所  
 は能様にあしらい置候故、少々物は入候哉に存候も、  
 可有之歟と申聞候、誠に因循之至、御同嘆奉存候、此  
 程愚考仕候へは、筒井<sup>◎政能</sup>杯憲吞込候而、福侯<sup>◎阿部</sup>正弘  
 へ申上候にも成り候は、至極宜敷御座候、何れ相考

へ、別而相盡可申候、雪花も能々心配仕いたし吳には  
 無相違候得共、不及決斷候所は苦々敷存居、十分之事  
 情形勢、且一體に關係不濟候處は、辯解仕候に無相違  
 御座候、くれ〜右山衛挨拶等能々承知可申上候、山  
 山申上度儀も御座候得共、黄昏歸宅、いろ〜落合取  
 込候間次便申上候、大亂書御推讀奉祈候、恐惶謹言、  
 五月廿六日 享 再拜

小梁幸之介様<sup>◎高橋</sup>多一郎

夷舶之事夥敷御届にて、逸々留得ず候程之事に御  
 座候、對州より見受候船計八十艘計、北海へ入候と  
 見留候由、四月より一日も御届無之日は、無き事と  
 承り申候、最早略羅答如計御座候、魯西亞一件より  
 引續、林家筒井へ書上敷通御座候、矢張筒井へ御説  
 入候は、至極實計奉存候、當時寸善、加に人物御  
 座候、萬逐々又々幸便に申上候、勿々以上、

今朝馬上にて罷越逢面話候段大概申上候、野生  
 當番黄昏歸宅、明朝幸便有之由、關幸之申聞御座  
 候所、略相つかね、別而辯解御推恕可被下候、  
 經定院候より書通、

御ふみのやう拜見致し、兎角揃かね候時候に御

座候へ共、彌御さえ〜しく御座被成候御事、御めて  
 度御祝申〜、左様に御座候へは、毎と〜御めつ  
 らしき御品送被下、淺からず御嬉敷、早速に御本丸へ  
 上り申候ま、御土産折から持參、姉小路様へも一  
 箱上げ〜、殊の外御悦被成候、中々ゑかたき御  
 しなに御座候、御縁も御座無候は、拜見さへも成か  
 たく存〜、又々去暮俄に別宿致申候所、誠に普請  
 も取らし申候所をゆすり受、かり住居致申候得共、  
 年明ヶ餘り〜見くるしく御座候に付、先々春に相  
 成候て普請にか〜、よ〜表の方は出来にも相  
 成候得共、内に被成候は、何やかや金次郎殿<sup>◎杉浦</sup>御  
 世話に成、追々出来にも相成可哉と存〜、此程の  
 所は所がら故、何れえ出候にも、先々都合はよろしく  
 御座候、夫に間敷も御座候ま、又々御相談のうへ、江  
 戸表へ被爲入候は、御逗留被成候様致度、左候は、  
 角別に御心配も御座候はす候、私も御厚情に預り候  
 ま、せめての御事に、何成共心に及候たけは、およ  
 はすなから御ちからにも相成候やうにと信願に御座  
 候、ま事に〜思召寄御目録頂戴致、是又恐入、御影  
 に而萬事萬端物入等も御座候ま、思召も届き御嬉

敷、丈婦に遣ひ、何も御禮ながら、此品ま事に  
御倉末成御事に御座候へとも、折ふしのま、有  
合候ま、御目にかけ、追々御開入も被成、右  
に付ては何かや都合もよろしく御座候、竹本氏◎正  
家來山崎忠藏と申者、是は手つ、きにて頼置候ま、  
追々是よりも御様子相◎合のの所も、相しれ候半哉と  
存、何も御返事迄にあら、目出度、  
なを、其内御都合御見合のうへ、御着府被成候  
様に致度、夫のみ信心致し、上の御惠のみいのり  
、めて度、

高はし多一郎様々々 經定院

義園院殿より經定院殿へ書通、

此間は遠方のところ、わさ、御出被下候由、あやに  
留主にて御目に掛り不申、御殘多存、夫に付  
又御出直しも被成候と御申、部屋のものへ御申置被  
成候事共、歸り早速承り、ま事に、おとろき入、右  
様之事一刻も早ふ申上度と、夫より文認め、岩尾迄委  
細申入、早速御覽に入、へは、今日御直  
書にて委細仰いた、き、右之趣外よりも申出候に付、  
何と無御止に成候處にて、てふとよろしく、中納様へ

も仰上られ候へは、殊の外御悦にて、よくそ深切に申  
上候事と御満足のよし、御簾中様へも、御存無事はこ  
はき御事、左様の人物御爲に成申さぬ事、よくそ申上  
候とて、御満足にて御手まへ様えも、よろしく御挨拶  
申入候様申參候、御返事無うちは、いか、相成候事と  
心配致し、もはや日限迄治定之事ゆへ、今さら御さた  
御止にも相成かね候事やと、御案事申、へ、先  
つ御開濟にて大安心に御座候、扱又御手前様え御頼  
の御方は、御名まへ書とめ置候處、少々見へかね、と  
ふそ今一應御名前承り度存、此たひの事にな  
く、かねて御心配被成、御手前様迄色々御頼の事共  
も、このたひ申上、又この程の書付の御奉公人  
の親の名まへ、是は水戸様御家來に御座候哉、其所少  
少わかり兼、御家來に候は、あなたにてはわかり候  
事と、あの書附のま、さし出、扱又何寄の御め  
つらしき御筆一は、被下忝候、よろしく御禮の御  
事、御頼申入、毎度御きのとくに存、御  
願人も御止被成候事御聞被成、嚙々御安心の御事と  
存、十五日十六日は日柄もよろしく、あしき事  
は有ましくと存、私も少々心願御座候而、日柄

もよろしく、地藏尊一萬體押流し候に付、やね舟に  
て、雨國の橋下にて晝過迄流居候、定めて橋を御通り  
被成候半、しらの事とて遠方迄御出、留主にて御きの  
とくに存、御菓子一つ上の御事、御きのとくに  
存、日永かに御座候故、流しものしまひ、夫よ  
り三廻り白鬚のかたへ參り、梅屋敷つひに見物致さ  
ぬと申參り候ところ、餘程と遠方、大草臥にて舟へ歸  
り、へは、未だ八ッ過と申、夫より又木母寺梅若  
のかた、つひに參らぬと申一見致し、遠方ことに花も  
なく淋しく御座候得とも、川中に大名の奥方、大屋か  
たにて御供の人々おひた、しく、とんと繪に書候御  
姫の行列の様にて、よき見物に御座候、年來外へも  
出候得共、はしめてあの様成る見、而、歸りも  
六ッ頃に成、久しふりにて餘程の道法大草臥、歸り  
ては立居もむつかしく、今に足いたみ、扱又この御重の  
うち御すも、御簾中様よりいた、  
き、ゆへ、少々ながら御ふく分申入、御手  
前様えも御止に成候事申入、は、嚙々有難く  
と申上、御すしも御ふく分致、申上、  
御事に御座候、御重は明かへ候ま、いつにても御か

へし被下候、御返事御待被成候事と存、御氣性  
の殿様ゆへ、御立腹も御座候半かと、大心配致、  
へは、御首尾よろしく、忝く存、御手前様に  
も折かく遠方御出被下候かひも御座候て、御うれし  
く存、目出度、  
なを、天氣も揃かね、時かふも不順に御座候、  
折かく御厭ひ被成候様存、めて度、

經定院様用事 義園院

伊藤宗益◎伊東より書通、

拜誦仕候、如仰梅雨中齋陶敷御座候所、被爲揃彌御壯  
榮奉賀候、扱先頃中者折惡敷不得拜顔、遺憾不斜候、  
扱云々兎角はか取不申、不任心事、中々いつれも等閑  
に不仕候間、右様御承知、委細者本所◎經定院より申上候  
ま、相略申候、扱又御運送之御品五々扱々難有、毎々  
御厄介恥入候、仰之通り水ものに而御六ヶ敷處、無心  
いろ、申述、御運策も被成下、掛御配慮候段恐入  
候、種々の云々申上候迄も無き事に御座候、兎角相  
かるみ御申譯無之候、御蔭にて相凌申候、難有奉存  
候、くれ、も本所より申上候通りに御座候、御案し  
被遊間敷候、先御禮のみ御受、文略申殘候、以上、

被遊間敷候、先御禮のみ御受、文略申殘候、以上、

五月廿五日夜

尙々不順之季候に御座候へ共、随分御厭被遊候様奉存候、書餘後便可申上候、以上、

大場天真齋より手紙之扣へ、

御不快之由、御大事に可被成候、御筆三枚、追々西洋書御指上、御挨拶之思召に而、被下置候趣に御座候間、御戴可被成候、外壹冊御拜見可被成候様奉存候、尼三<sup>○</sup>尼子<sup>○</sup>へ相渡御遣申候、此節上書之義、女中等之内六ヶ敷者有之趣に御座候間、宜く御手つるも御座候は、其御元より御指上可被成候、其内拜面迄、早々不備、

六月三日

六月三日御下け御親書大意左之通り、  
過日内奸咄に付云々認遣申候所、阿儒<sup>○</sup>石川<sup>○</sup>へ申聞候様認候へきか、正論押候ならは格別、左も無之候は、却而我等認候は、一切爲見不申方歟、(頭注、尊慮堂々正々の御激論故不載、)序に申候、領中寺院等追追再起に相成申候哉、とても急々本之如くには相成間敷被察候、又撞鐘杯は追々出来申候得者、後日之爲も宜くと存候<sup>○</sup>追々炮書等到来悦入候、依而此染筆

遣申候、定て寫した人も同志のものも存候へは、好候ならは夫へも遣し可申候、尤以前拜領と申候ても、能様に年號等も認不申候<sup>○</sup>船形之儀、阿閣<sup>○</sup>阿部<sup>○</sup>よりは今に申達も無之候へは、先つは阿儒にて高橋<sup>○</sup>多<sup>○</sup>を長刀あしらいに致候事歟共存候、若夫共に政府迄は違有之を、我等方へかくし置申候の歟は不相分候、扱高橋を長刀あしらいに致候上は、奸政府へ泄し候は必定故、油断を致申間敷候、船形之儀に付、其砌より國許へ申遣候處、如別紙申來、是えも登せを防ぎ様子は相分り申候、此度之申聞にて、貫目も相分り申候處、廿人の人夫は入申間敷、石州<sup>○</sup>石見<sup>○</sup>近頃娘を連れ登り申候節は、此壹箱を持候人夫よりは、多人數を召し使候半被察候、尤娘は縁付候心得のよしには候へ共、能扱も見物に參り、かた<sup>○</sup>にて近頃登り申候かのよし、是も人夫を厭ひ候は、暮にも可致管に候處、自分々々の儀は如右に候、乍然人夫を用候は、不宜との儀は尤に候故、先つ貫目を爲聞候處如別紙なり、たとへは貫目之品壹つ、十人も懸り持候へは云々申候へ共、輕き品にても十も廿も出し候へは、人夫は矢張十人も廿人も出候儀に而、厭候所へは當り不申候

事也、國へ人を遣し寫し候事も、不相成事は無之様に候へ共、左候ては我等直に指圖致し、不宜處を直し、圖に爲取候事も不相成儀也、明廿九日便に付、段此急認遣し申候也<sup>○</sup>頭取よりの別紙二通は、何れへ<sup>○</sup>脱<sup>○</sup>か失候よし申置候故、返し候には及不申候<sup>○</sup>先日一班抄<sup>○</sup>名君<sup>○</sup>出来上り候、冊見申度よし申聞候故、則大衛<sup>○</sup>まて下し申候故、寫し候は、過日之冊と一同、大衛より爲登可申候、此度下し候のは、假名<sup>○</sup>迄<sup>○</sup>泰平年表、殿居囊、青標紙、何れも慕御右筆著述にて、同人は遠島に歟先年相成候よしの處、右書は幕之儀を見候に者有益之書故、先年取入秘藏いたし候處、有志之方には定而所持と存候へ共、序故咄申候<sup>○</sup>くれ<sup>○</sup>も内奸初用心いたし、此上は必證取り候事も不相成、防<sup>○</sup>事は益強く、有志は打れ、我等へ之文通は路も絶へ、一つとして益有之間敷哉<sup>○</sup>此處も心配致候<sup>○</sup>過日も申候通、阿閣<sup>○</sup>阿部<sup>○</sup>本丹<sup>○</sup>本丹<sup>○</sup>儀は幕之御人故、何分疵付不申候様にと我等存候へ共、いつがいつ迄も、奸を信し申候事に候は、此家之爲にかへられ不申<sup>○</sup>候<sup>○</sup>候へ者、無已一工夫致し可申候へ共、何分心長く、此上見扱候上之事と仰中へ納め置申候、水越<sup>○</sup>水野<sup>○</sup>事不届

とは申候へ共、阿閣本丹にても、筋ならぬ賄路を受候上は、阿閣逆も同様、水越儀鮮夷來聘大坂に致し候儀、打拂を止候杯は以の外に候へ共、阿閣も琉國には交易いたし候儀内達致候云々、打拂を止鮮夷を大坂にて聘禮致候様扱候よりは、遙に其罪重く可有之候へは、筋なき賄路を取り、奸に組し居り候上は、彼等を可去道具は色々可有之候處、何を申も、此節武事の世話もいたし候事故、先つ長く見候事也、直に火中火中、  
又曰、板橋<sup>○</sup>源<sup>○</sup>之申聞に、内奸咄之儀、阿儒へ申聞候に付ては、阿閣にて持參金請候儀露見致候へは、阿閣にても定面、憤激候半との申聞有之候へ共、憤激したり共、何之用にも相立不申候事、内奸承知に候半故、其ものより亂候半と是を打落し、以後は尙更油断不致様可相成、天は憤激させて云々と申策がすきに候へ共、阿閣者水越杯と違ひ、憤激杯は不致性にて、申さは瓢にてなまづをおさへ候と申候風の人と被察候、人より被頼候へは、其人の前にては能き様に申置て、矢張打捨置候と申風歟と被察候、其中是の姿にては、奸に組し居り申候か、仲町始も、矢張幕目<sup>○</sup>幕府<sup>○</sup>より



出候て、阿闍より響き有之、右様相成候事と被察申候、本丹も同様、人より被頼候事は、正邪に不拘請込取込候事と被察候、何れにも人物無之時に候、船之儀も、阿闍にて云々申候處、實に候は、今迄には何と歎御沙汰可有之、無之を見申候へは、阿儒儀高橋を長刀あしらいに致申候事に被察候、既に會原會澤田兵等幕目へ云々いたし、實の天狗と存、ままとたまされ、仲町へ入候と申し事と被察候、容易に弓斷いたし不申様にと、くれくれも心配いたし候故申聞候、追々有志をふやし、士民共に忠を志し、好を悪み候様相成候へは、阿も易く、又晴之上にも仕方宜く候、中中山鈴鈴木興興津朝比朝比奈伊内伊内位にて、其他は正に返り候へは、皆正に相成り候人と被察候、中は藤井の節より、終に用に立候事は覺へ不申人也云々、只、自分の家格を不失、祿之減不申工夫計也、くれくれ中々々々、

五月念八

御小姓頭取より運び書付之扣、

以書付致啓達候、然は御軍船雛形爲御登之儀、若老衆より追而相達候迄は、差扣候様達有之候に付、其脱字

過日御運置申候所、右御雛形爲御登之儀は、何れにも大御品にて、人夫も餘程相掛候趣、尙更此節は盛農時にて、別而道中筋にても難澁に可有之候間、依而は、可相成は圖取のみにて、爲御登之儀に候は、八藏御下被遊候共、又は此表にて圖取出來候ものへ被仰付候共、兩様之内被仰付候方可然候間、右之品右様迄得と及御相談候様にと、去る十一日若老衆より被申聞有之候間、此段御運申候、御申合之上、否後便御申越可被成候、依而此段得御意度、如此御座候、以上、

五月十四日

御用

駒込御小姓頭取様

御國御同役共

御雛形之義

前便御運申候、御船爲御登之儀、御答書之趣致拜見候、道中人夫御厭之儀、若年寄衆より被申聞候通、御窺に相成候處、尤之儀に被思召、依而者御雛形之船之目方、並右入候箱之尺寸等、委細に申上候様に御申越之趣致承知候、則別紙之通御座候間、御申上等宜敷御取計可被成候、此段得御意度、如此に御座候、以上、

五月廿四日

猶本文御答書之趣、若年寄衆へも申出候事に御座候、右御心得に得御意候、以上、

御軍船雛形目方左之通、

廿八貫目餘、高さ四尺八分、曲尺、横壹丈壹尺六寸七分、前幅三尺壹寸四分、

御用

駒込御小姓頭取様中

御國御同役共

御雛形之別紙入

上書の草案可記置ものにあらずと、古人の言傳へもあれと、當時之有様傳へまほしく、恐を顧みず肝要のみしるす、

前文略、御別楮阿闍阿闍云々、尊慮之趣奉敬服、御尤様には御座候へ共、愚臣儀兼々御下知も奉蒙候通、幕之御役方を、御向に被遊候御儀は、乍恐御宜有御座間敷奉存候、内好云々、左馬介加源介等より阿闍姦へ組し候様申上候儀も、謂れ有御座候とは奉存候へ共、過日愚臣彼邸へ潜行仕候節、阿闍へ御赤心御打明被遊候御事も被爲在、右以來は同人聊無遺念、尊慮之程難有かり、尙々赤心を以、尊答も申上候よし、たとひ阿闍本郷阿闍等、何程之姦人にて、老大君公烈に

は天下の御至親に入らせられ、さきくは如何様にても、乍恐御赤心を以御あいしらい被遊候は、御至誠に不奉感激もの有御座ましく、已に先年源武様水戸御薨逝之折、老公御幼年に被爲在候處、御悲哀御左右を感慟被遊、三年之御心喪被遊候御事、又は甲辰弘化御大變御幽居之節、御憤深く被爲入、暑中も上野御靈屋等、御見通被遊候故とて、御雨戸をも御明け不被遊、晝夜御禮服にて、御憤み深く被爲入候御儀、畢竟御敬上之尊念、御忠孝之御至情より、御感發被遊候御儀と、其砌も正姦となく御痛敷存上、尙々奉感慕候事のよし承り及申候、乍恐此二事は、御事業之外、御一代之御美德と奉仰候、右故積年之御忠節も、御貫き被遊御事と奉存候へは、公邊御役方、阿本阿闍位の儀に付、彼是被遊候御儀、却而御宜有御座間敷奉存候、右御忠孝之御至誠を以、天下一統奉感慕事に御座候へは、此上も御役方等は、御服心に被遊候様、乍恐奉愚慮候云々、

五月十八日一橋家にて御能番組、

親批之うつし〇印付候は此方役者、無左は公邊御役者也、

能組

ツレ鐵次郎 彌惣左衛門弟  
要石 彌惣左衛門 殿三郎 勝之助  
天女 吉兵衛 巳之介 元次郎  
楠之介

卯之介 十三郎 善左衛門  
丸三郎 敬三郎

田樂 卯之介 欽治 夜討曾我 友太郎 實生の子か 完次郎  
藤堂役者表向小姓 彦十郎 猪十郎

乙之丞 大屋五郎 松五郎  
若衆 左一郎 五郎  
同 五郎 丸八太郎

間 大藤内 幸吉 一橋坊主歎

。又八。彌左衛門 甚四郎 欽次郎  
山姫 金之助 泰次郎 信次郎

巳之介 恂之介 伴  
繩ない 三次郎 主

子方石之介 寶生大夫伴也 新左衛門

船辨慶 彌五郎 新六郎 勝吉郎 九郎兵衛 長次郎  
富五郎 五郎次郎 要三郎  
勇吉

後の出  
筒の傳

大成殿雛形進獻扱振、

一軍艦之儀に付ては、寛政中孔廟三木様御差出之節扱振、御尋に付申上候書付左之通り、孔廟雛形御差出之節扱振如何候也、奉入高覽候様、御下知に付、左之通り申上候事、

一寛政六年大聖殿雛形御差出しの文通扣、松平伊豆守殿信より、御祐筆組頭近藤吉左衛門を以、先達而林大學頭殿より、備前守殿山に懸合有之候、舜水考候事にも候哉、堂室雛形爲御見も可相成御沙汰之由、右堂室雛形、品に寄入御覽にも候間、御借り被成度、尤御國元に有之候由に候間、急御取寄せにも不及候へ共、御便りに御取寄被成候而、御上被成候様、將又御見合せにも相成候間、殊に寄御寫等に相成候而も、不苦候哉之旨、被仰聞候由申聞候、依之得御意候、以上、

五月廿四日

岡島藤左衛門様

久貝太郎兵衛

大成殿之小形、別紙之通り有之候故、大破に御座候ても、苦敷不爲思召候間、爲御登被成候様にも被仰付候間、右之御心得にて、宜御取扱可被成候、尤右に付

御申出等、旁可有之候間、與一左衛門方へ申遣置候間、御相談之上、宜御取扱可被成候、右爲御登之節、御對面所へ御竝させ、御覽被遊候様成義、其外小形御指出被遊候節など、御附被遊候節坏に、御細工人幸吉一同爲御登被成候而、可宜候哉との尊慮に御座候、是等之趣も、與一左衛門等へ御相談之上、旁宜御取扱可被成候、以上、

五月廿八日

彌 衛 門

甚五郎様

寛政七年 一大成殿も無滞、去七日御城へ御指出に相成候、尤幸吉壹人中の口迄附添罷出候、

四月九日

高橋又一郎

富田源之允様

六月七日關興衛門大野下向、其節持參、去る朔日御城御沙汰留、

水戸宰相殿爲

右爲月次御禮御出仕之處、御疝癩氣にて出御不被遊、御部屋へ伊勢守殿正弘被仰述之、於御白書院西御縁類、御老中被懸御目候、

本文之上様 出御無御座御譯は、田安一位殿并西城御籠中様御不例故之事也、此御内諭は、當四月朔日宰相様より、御開明云々御直に御老中伊勢守殿へ御願被遊候御挨拶也、御書付にて台命の趣さし上候との事、

其節大久保要人より來書之寫、中納言様御大宛後、最早五ヶ年之星霜被遊御過候得者、今以御開明に不被爲至、依舊御寂寥と、駒込御邸に被遊御座候段、無勿體御儀、誠に奉恐入候、其後尙又松平申之介様御隠居、并に精忠九人之衆中無罪之幽囚、驚愕大息之至、絶言語候御義奉存候、既に故相州君中納言様御尊被仰上候而者、毎度御胸痛めさせられ、御落涙相成候處、御開明之義不被成御窺、去七月中終に被成御逝去、御残念之御心中奉恐察、臣下之身誠に難忍奉存、感慨浩嘆之至奉存候、扨辰年以來、或一方に倚頼極密相嘆、御大宛被爲解候様奉祈、忠邪曲直御辨別有之度段、毎々廉々申述、以條理及議論、届候丈相盡、同志一兩輩、是亦心配仕吳候趣に候得共、至極之當路、事情は一切不相分、投空中候も同様に而候處、漸近來に至り、極密少々御模

様相響、過便内々得御意候通之儀に御座候處、昨三日石和、(頭注)石和は石川和介と云、勢州どの小姓頭儒者にて、公用人一同内實政事に携り居、別而福候御取用有之仁也、當春僕も兩四五度も面話致し申候處、至而質朴溫和にて、氣力も有之仁也、(野生小屋え罷越、窃に相示候者、近頃宰相様慶より、中納言様御儀御登城之儀、并に御連枝様方御後見之儀、御免被仰出候様被成度、此段被成御願度之旨、閑老方え御相談被遊候處、御評議之上、被達上聞候御事哉、此御義石和申聞候候様、福山侯より御打放し被申上候事之由物語、如何、右御答之義、一昨朔日閑老伊勢守殿阿部 備前守殿 牧野 上様 徳川 御逢有之、御坊主内正弘、備前守殿忠雅、御逢有之、内申聞候候様、擬左様に候哉と打合申候、此日當日御禮、上様御痴癪氣に而出御無之、定而宰相様御居殘に而、右御答御書付に而被申上候事に可有之歟、其儀難伺得候共、全大段落之所は、三御連枝御後見之儀は、上様思召に而被仰出候事故、此度御願に而、御免被仰出候と申儀に難相成、何れ思召に而被仰出歟、扱宰相様追々御年頃にも被為成候に付、御政務之儀萬端御家老中へ御任せ被成置候御儀には有之間敷、御政事向厚御心被為置、諸御役人善悪、是非御勘辨被遊、御取計御座

候様、大廉之御義は、中納言様えも被仰上候而可然、扱又文武其外諸御制度之儀も、中納言様御世話被遊候節よりは、餘程御衰微に相成候様相伺候、御家之儀は、威義兩公光圀様自初、誠に御別段成御譯柄、而御大切成御家之儀に被為在候間、御政事不被遊御行届候而者御為不宜、乍去被成御世話候にも、餘り俄に被遊候而者、却而不可然奉存候、何卒穩に御家政御治り、能公邊御為に被為歸候様、被遊御世話候段、御肝要之御儀御座候得者、御家中一致に折合候様、可被遊御配慮之旨、段々事長き御答振之由、右御書付之趣、中納言様へも被仰上、江水御家中惣體へも、被遊御達候様に被申上候由に御座候、扱右書付、直に御家中へ御達に相成候哉、又は書替に成御達に成候事哉、安心不仕候、此度之儀は不至御開明候間、忠誠之面々憤懣遺憾に被存候半、乍去何分今少々之處、被相忍候様被仕度旨、内々申聞候、右御答御座候御模様を而、御家中之動靜被成御試、其御上之處、御内實最早御先も相見候御儀に可被為在之由申聞候間、推而承候處、此儀萬一御國へ相響候而者、別而不宜候儀故、極密全野生限り心得に相移し候、中納言様御精忠御純粹、天下之

御為に被遊御配慮候段は、上様にも得と御承知被遊、御寃は御水解被為在候御儀には可被為入候得共、御高論御卓越、御英邁御愉快に被為渡候故、乍恐御溫和之御氣質に者、御恐れ被成候而、却而戰兢御懸念思召、尙此上御政事向御大切と、深御配慮過し被為渡候哉にも可有之歟、右御様子御試、上様思召に而、御連枝様御後見御免、一際之御開明と申御手續御内實御治定、當秋冬之際迄に者被仰出候哉と、夢中に相伺候哉と相響申候、此段御國え不及洩泄候様申聞候、何卒東湖君へは御密話可被下候、可相成御儀に御座候は、一日も御早く、一旦に豁然と御開明に被為至、天下之耳目を改候様奉祈候得共、扱々果敢取兼候御意味奉恐入候、内々承り候へは、一時に其處に至候へは、忠肝義膽兼而鬱勃竄黜之衆中俄に振替り、又々勵敷御勢に被為成候而者、却而御治り方如何哉と之御懸念より、朔日之御場合に被仰出候由、此段者扱々御同嘆、石和も其所は残念に存候へ共、先當惑ながら頗御色めき、少々御忍被成候様奉祈候、何卒無御障礙被及カ行爲渡候様奉愁訴候、

御登城も被遊、且御連枝御後見も御免と申儀、其外中納言様御身之上之義、かたき御約定有之、別而御懇意之旨承申候、右者御内々無御取藏、相伺申度之趣申述候由、勢州殿御答、夫はけしからぬ御尋に候、中納言様より、御身之上に付候而之儀は、毛頭も被仰下候義決而無之、又從是も聊申上候義一切無之、况御約定申上候義披露計も無之義、全推察より出候事と、御答被成候處、當時御後見御免に相成候而者、御家中治り方安心不仕、何分差支候旨、手續能取繕申述候由、中納言様御上之儀、如何心得候哉、惡敷も不申上、又御家中天狗云々事も、格別如何敷も不申、辯説巧みに申連、何となく御後見御離不被成候様致度旨申述候由、勢州殿御心を御用、御開置被成候由、乍去奸説入候事は、決而御氣遣無御座候、

〔頭注〕内藤云々は、四月八日十一十二日と、勢州殿公用人宅へ罷出、御家之儀被是申述候由有之、故加治左馬介へ直話に、阿部どのへ黄金澤山贈り候へは受取たり、何程天狗こしらへ候共動不申旨、加治へ被申候由の條々、事長き故書取にして相廻し申候へは、勢州どの初公用人立腹致けり、

一仲街九人之御方、多年御難儀之段、可申述候様も無之、殊に御食事御手當、散々御危略に而、前日者鼠糞杯、度々入居候義有之、當時者とかく豆腐饅居候而御膳部に御障り、御一體之内、會澤君○御杯別而御當惑、御精神御衰被成候哉に相伺、吳々御案申上候、不遠炎暑には相成、借々恐入候義奉存候、依之事情具に申入相談候は、何卒宅之爲御慣候様に成共、窮迫を免れ候様にと、種々申述候處、次第逐一申上吳候由、乍去二田君○と違、九人之衆は御手内之義、殊に中納言様右之御仕儀被爲在候へは、何分猶疑は深有之、當時及兼候得共、御本御開明に被爲致候へは、速に御緩に相成候間、當節之義は、先々御堪忍候様にと石和申ま、再三之寒暑、實に如何計御察申候間、食膳に對候度に、東方存出し不申事は無之、不堪悲嘆奉存候、九人之御方、御無事に被爲在候は、今程者無御大著述も御出來、天下後世之大雨露に可相成と、扱々恨敷御事絶言語候、今少之處、是非々々無御煩、御無事に爲御凌申度、御冥助奉祈候、

一何某氏筆記、内藤氏○一耶勢州殿を手に入、十分に言被用候趣、并に黄金相贈候事杯、虚實をは差にいた

し、態々申散候趣、餘り之事故、極密石和迄爲見候而、九人之情實相嘆候處、驚入候仕儀、右書取預り可申旨申聞候に付、右は聊も疑惑を相認候事には無之、斯迄に虚飾候而、御家中を誑惑致し候情形可憎之至、御承知之爲にと相東候義と、能々相含委ね置候處、右書付山岡へ爲見、同氏より同役一同えも爲見、同氏福候○阿部正弘、指出、逸々辯候而懸御目候趣、石和三日朝罷出候處、右手續何れより取得候哉と、御尋被成候に付、此儀少々差支候へ共、具に申述候へは、内藤之義心得迄之様子、誠に御あされ被成候趣、随分是迄も自然御用心候故か、相響候と相見へ、先方にも餘程言語も相慎候様に、御心得被成候旨に御座候由、先々右迄に候間、御内々御安意可被下候、

一兎角後宮より、中納言様御手入御座候様に響合候趣、相移り候様に申候間、右は御身之上之義は、毛頭御手元より被仰出候御義無御座、全御簾中様にかしつき奉り候御側女中杯之中には、五ヶ年之御籠居御痛敷奉存上、何卒々々御開明に被爲赴候様奉祈候よりは、及候丈心盡仕候ものも御座候半哉、併中々容易に成候事、仕得かたき御次第、多くは奸策に而、誠之

やうに外々より猜疑を加へ候而、種々書出し候者も御座候半か、能々御斟酌候様にと答候へは、尤點頭居候由、多くは計策も可有之と申聞候、

一常平倉御深慮被爲在、堅く御直封被爲在候を取拵、追々御取出しに相成候旨、勢州殿甚御驚被成候趣、何卒右月日夫々くわしく相分候は、今一應被仰下候様仕度候、其外大目は御示し可被下候、萬々申上度候處、急早に申上候、以上、

六月四日○燈下相認、及深更、別前  
後、御推覽奉祈候以上、

寺社奉行土屋候臣寺社役  
巨四享拜

高梁君○格下

〔頭注〕常平倉の儀は、堅く老公御墨付有之、決して手を付候儀不相成候處、三連枝直書を以、老公へも御相談致候間、差出候様藏奉行へ直書下り申候所、藏奉行固辭して不出、右直書は老公へ申上候と申事一切無之候事故、老公御立腹不斜、三連肉筆は今駒込御手元にあり、神妙々々、

東湖先生より返牘扣へ、

薫誦仕候、南便御示、縷々敬承仕候得共、愚案に者、朔日の内論、中々早速に者老公へは申上間敷奉存候、左

候得者、老公へ可申上ヶ條も勿論無之、却而巨四○大久保要人書中之画、并に四へ御返書之面、兩様御呈覽に相成候迄にて可然歎、萬一有司より朔日之内論申上候趣も、老公には御如才は無之間、御ふみ込過きも被遊問敷とは奉存候へ共、何分御内端に御構へ無、是に小人之心を失ひ不被遊候様、仕度迄に御座候、

此節に在ては鳴りを静め、有司之所置を見物仕候儀、上策と奉存候、有司頼りに老公へも士林へも秘し候なれば、曲有司にあり、

一巨四多年之盡力、實に感心に御座候、此度之巨は、少々自滿と相見へ申候間、何分此上張込ぬけ不申候様、又是にて腰を掛不申候様、御奨助可然候、御用に相成間敷候得共、別紙草稿の御一助にもと相認候、是は此まゝにて爲御登被下候共、野生は頓着不仕候、貴意次第御取計可被下候、尤炎中勿論に御座候、もし又爲登候は不宜と思召候は、早速貴家にて丙丁へ御投可被下候、丙丁も久きものに候得共、實に奉願候、

一先日御配意之事、黒を御遣ひ被成候段、至極御同意、敬服々々、黒雲云々にて云々安堵仕候、乍併御油断は不相成候間、御用心專一に奉存候、右文書頼藤谷

なる者取調候由、けうな坊主に御座候、野生は又き、故詳悉を得不申候得共、御親書之寫云々、齒之うき候事に御座候、一體右様之品、容易なる所へ御差置之段、間違とは申もの、御疎漏千萬に御座候、拙子杯梅邸以來、決而文書は留置き不申候、時事は皆腹中へ藏め置申候、留記様之物杯、第一以之外に御座候、野生杯只今家共に被盜候迎も、回天詩史常陸帶等著述之外、文書類は一切片簡も無之、貴書等も一通も無之、是計は御安意可被下候、夫に付而も、此書等早速御投火可被下候、

一夷船之事、近來に無之奇説に御座候、如何にも御届書肝心之所ぬけ、第一はし船の中武器之有無、人相容體、漁父歎役人體之有之歟、評定仕候所、大切に候處、無其儀、松前無人も分り申候、かうらいは高麗にて、朝鮮へは多分之船居候事には無之候哉、いつれ長崎へ送り、蘭人を以、右十五人御返し、扱寅年<sup>天保十三年</sup>外國へ打拂御止之儀、御申論に相成候ゆへ、此度は御用捨御返しに相成候得共、以來は一々首を刎候段赫然と御申渡、文政乙酉<sup>天保八年</sup>の令に復し候は、神州之正氣再奮ひ可申奉存候、然るを漂流人だの何だのと

理屈を付、速に御返しも不相成、松前へ御さし置き相成候は、琉球朝鮮同轍たるべく候、貴意如何、切齒切齒、  
一一條殿へも申間敷旨、勿論に御座候、兄さまの於塙様にもこまり申候、

別紙類返壁、

一過日はうな澤山拜謝々々、筆耕之經濟いわしもろくく用兼候處、御蔭に而養生仕候、此方よりは乍存御無沙汰仕候、

大久保要人え返翰之扣、

本月朔柳營之事情、碩果子<sup>石川和介、按に碩果は石河徳を指す石和のより極密云々爲に響申候由にて、御別紙縷御書取之趣、委曲詳悉、甲辰<sup>元弘</sup>國難已來、段々厚く御苦心被下、無所殘御周旋、畢竟天下之爲、且は故相州若<sup>土屋彦直</sup>御譯柄も有之事にも候得は、かたく御盡力被下候事とは相見へ候得共、實に一藩臣子に在て愧入候仕合、不堪感佩之至候、御別紙再三反覆、贊要のみ左に及貴答候、扱朔日御内論之趣、寔に難有仕合奉存候、今程老寡君<sup>烈</sup>には如何に候哉、家中へは何等之達も無之候、全く御書中にて曲折審に相分り、</sup>

一は痛恨苦心、一は雀躍欣喜仕候、其次第は、乍恐御内論之趣、有志に在ては、大廉云々を眼目と奉承知候へ共、連枝方并執政等致拜見候は、御後見之儀は、思召に而被命候事故云々と申所を難有奉存、ますます挟み候も難計、二ツには老寡君、此上今一段の開明に相成候は、不容易に心得、定て種々之術計を盡し、開明を妨候患も難計、痛恨苦心此事に御座候、又古今自他の時勢人情をも斟酌之上、廣く相考候へは、甲辰の國難、中々一時に氷解難仕勢に有之、所謂有志杯申者の内にも、峭直過激にて、禍を醸成し候<sup>水野</sup>も不<sup>忠邦</sup>少、兩田<sup>戸田</sup>杯非常之信任を蒙り、なかく椽の下に火之廻り居候を不心付、之を要するに濱の松風<sup>水野</sup>に欺耳、我君の瑕瑾を生候段其罪難逃、又國難以來も、所謂木葉之類は、種々之奇怪も有之、たとひ面々こそ忠肝義膽赤心血誠と自負いたし居候へ共、役人共より見候ては、矯激破事候様申も、一理なきにあらず、其上連枝方并役人共之説は、其筋を以押出し、所謂當路之説に有之、有志の説は、皆日かけ者の喉小言に有之、又古今共奢侈を禁し文武を勵し候は、衆人の便也とせざる處にて、老寡君之時、一統氣か詰り候

處、近來は兎角衆人之機嫌を取候事のみ取行候故、衆人は老寡君の政事よりも、今の政を悦候氣味も有之候へは、不時に無識之間牒杯來り風聞承りても、今の政事を、諸人悦ひ候様に申立候類も可有之、旁幕府にても御疑惑可有之之趣、先々朔日の御内論も發し候迄には相成候段、畢竟自他有志之盡力とは申もの、福侯<sup>阿部正弘</sup>非常之決斷を以、黑白判然と相分り、台慮迄も廻らし奉候事、天下之御爲とは奉存候へ共、扱々感佩之至、難有仕合奉存候、たとひ御内論云々、停調之様にても、先年政事へ御携り無之様にと被命候を、今は大廉は相談被致候様と相成候は、丸々洗雪に相成も、同様之譯柄に候へは、其内又一段之開明も、いよく目當有之、是迄之通り、空く領を引て時を待候とは、同日之論に無之、雀躍欣喜此事に御座候、御別紙御書中之趣、實に不堪感佩候ゆへ、愚衷も亦無伏藏相認候、此上竊に企望仕候處は、三十日も過候は、前件御内論之趣、早速中納言殿へも申上、江水家中へも達候哉と、御序を以、此方執政等へ御尋御座候様仕度、尙又諸進達もの等差出候は、此義中納言殿へ申上、御同心之上被差出候哉と、時々使之者へ、御詰問

被下候様仕度、此儀は何より碩菓子へ篤く御談し、福候之御腹に入居候様渴望仕候、一旦に開明に相成候は、是迄變屈仕居候もの共、勃々勢を得、又騒々敷可有之との御懸念は、御尤には候へ共、老寡君御事、縦令家政向へ世話被致候共、過激に被爲涉候様之儀決而無御座候、此段は先達て碩菓子へ面話之節、云々誓て申述候事に御座候間、乍憚御懸念被下間敷様、御致意奉願候、乍不肖臣子之分を盡し候半と、日夜焦思苦心仕候へ共、如何にも天定之時不來候は、安心立命、知己を後世に求候積り、又幸にして天定候は、從容所置最早甲辰之如き奇禍を引出し不申積、何れの道御安心可被下候、國惡を諱、人臣之道に背き、懐内之義申述候段、御恥しき事には候へ共、國難中萬難御推恕之上、碩菓子へも程能御致意可被下候、以上、

六月十一日夜認

高橋多一郎

大久保要人様

尙々朔日云々迄には相成候段、碩菓子與有力候段勿論に候間、禮狀遣し可申哉と奉存候處、賢兄御心得に、内密御話申候を、此方より飛越禮狀遣候は、萬一御迷惑に相成候ては不宜候間差扣申候、不苦候は

は、賢兄より厚く御謝可被下候、一常平倉一件、伊勢守どの御間にも入、御驚被成候に付、右事實月日等取調御廻可申旨、石花和介石川口氣之趣致承知候、則別封差上申候、宜敷御取扱可被下候、一北海異船云々、毎度御丹精御廻被下奉謝候、松前上陸人一條、近來之奇説に御座候、扱御届書肝要之處のけ申候哉、はし船の中武器員數、夷人容體漁父歟、又は役人體のもの交居候哉と申處無之、松前無人事、御同意口嘆之至に奉存候、其外及貴答候事、多端燈下取急き致文略候、以上、

六月十六日大要之書面持參、野村之助并大謙大野村南上之節呈書之扣、

乍恐奉申上候、此間中御親書御下けも不被遊候間、若哉御不例にも被爲入候半と、苦心仕罷在候、過日兩三度之御親書、御下け被遊候處、大景之方、仲か間吟味に罷成候趣、大次郎より申參候に付、御通路指塞り、其時々御受も奉延引、恐入候仕合に奉存候、別紙室之梅一卷云々、今程御承知被遊候御事とは奉存候へ共、片時も早く伊勢守内慮之趣相響き候間、奉入御聴度あがき候へ共、御便りは無覺束奉存候間、飛脚之丈丈

夫なる大野謙介と申もの、毎々往來仕候者へ爲持、野村同道、大いそぎに一封奉呈上候、申上候迄も無御座候へ共、別冊之趣、兼て之御忠節も御貫き被遊、内實は御後見之儀、蔓離れ致居候へ共、内奸等より騒々敷騒騒敷と被申立候故、右之所もさすか氣味悪く、且廟堂二分れ、此間中本丹本郷一派勢州阿部を落し申度、謀計も御座候由に承知仕候、御廣敷御用人守山主計頭と申もの後宮へ引組、尙水奸よりも取入候哉に付、右之一件、勢州より御目付松式部松平へ相掛け候へは、松式守山と水魚之交、仍而右之御密御用打明、却而阿勢を討落し可申積り之由相謀り候趣、外より勢州へ告候もの有之との趣に御座候、右之模様は御座候間、殊之外仕事致し悪きよしに御座候、朔日云々、姑息には候へ共、斯まで天下之御懷打明、今暫之間忠節之面々鬱憤を被忍候様にと、細々と申參候義は、却而表面三連を離し、内實奸へ應し居候とは格別に御座候間、姑息一條、乍恐秋冬之頃までは、どの様にも御怵へ御忍被遊候様、於小臣誓て奉祈念候、萬一此の期に至り、乍恐御過激之儀被爲在候は、小臣存念相決し、勢州并半左衛門山遠へ申譯仕候までに御座候

間、乍恐小臣愚昧之赤心も御推恕被遊被下候様奉仰候、今程宰相様より奉入御聴候御儀と、兩御方様御曾中奉恐察候へは、落涙難留仕合に御座候、燈下萬々、苦衷情實奉言上候、頓首百拜、

六月十日夜

臣高橋愛諸

代簡

國華冠宇内、靈根帝所栽、風姿鍾神秀、氣韻高花魁、榮榮方春笑、光彩映樓臺、四遠播芳聲、乍遇風雨猜、推移豈凝滯、瞬息委毒苔、枝幹苟無恙、復期明歲來、熱房奪春序、大包虐炎埃、從茲增所憎、晨夕欠歡哈、腰腹奈空大、慢膚汗仍催、蒼蠅誤鷄鳴、衆蚊時作雷、乳鼠猛於虎、饑蟲毒如虺、凝陰感伏潤、淫潦過澗澗、驚瀉生瀑聲、街流問桴材、郭水五行泊、或釀懷襄災、昏墊其魚乎、禹績已矣哉、潛心禱開霽、素仰宇量恢、不厭珪璧卒、况又愛斯財、居高又聽卑、氣色乃微回、若投悔徇機、廓然白日開、罔象遠屏跡、泥滓化輕埃、至誠感神明、精誠擊羸隗、羨君負明略、天爵舉世推、千載風雲會、直道無低徊、魚水人不悅、鬼瞰此胚胎、從容就幽室、雲鎖向罔限、閉塞類荊棘、嘈雜隣與儻、真成籠中

鳥、仰給待童孩、霜露感愉婉、風雨釋遊陪、恐懼賦東  
 山、瞻望補南陔、憤排溟鯨傲、慷慨使人哀、方寸常貯  
 火、肯甘爲死灰、奇略橫渤海、雄志騁崔嵬、多壘吾徒  
 耻、寧論餅與壘、曼胡鄧血氣、縫腋薄彫鎚、文武具才  
 力、應挽西日頹、嚴鑿○辭文結、歸老辟草萊、北堂極  
 色養、南窗理書堆、迂腐避同病、一黜未挫摧、惟知感恩  
 義、恒思策駑駘、猶爲保身計、卷舌若啣枚、景慕夢來  
 往、翩然蝶作媒、五年不出門、非我馬虺隤、跬步遠千  
 里、何由酌新醅、清文偶然得、捧持奚瓊瑰、廣和愧續  
 貂、聊以當承頰、冗語幸無棄、書問難屢裁、時讀韓詩、故多  
 用篇中字面、

莖韻六首

陰雲欺日冷春袍、鵬鳥晝飛意氣豪、毀法爲通心亦忍、  
 霽恩云怨計何勞、碧口隨歲地難改、禍福聽人天豈高、  
 修德終逢正邦吉、屹然砥柱郭頹濤、漫賦、

丙丁厄運會、忠愛豈謀身、三君遭嚴譴、幽閉與死隣、九  
 老遭執拘、同牢牛馬人、直道養浩氣、信天甘艱辛、惡不  
 可爲善如此、或誨子弓或辭親、爲英爲靈多直烈、恒赫  
 輝映幾千春、前、

善善今非今、惡惡古非古、今古達識者、公論高器宇、慚  
 然疇昔夢、欲話心先腐、讒夫間骨肉、姦猜心貨取、白日

雲外行、草色侵牖戶、學圃小人哉、春榆罷民伍、揮汗思  
 苦使、吾室隣園土、前、  
 浩然歸思竟難埋、刀水有靈今不乖、更願江神聊默禱、  
 又浮鷁首寫幽懷、偶成、  
 綽々出歟又處歟、吟情不似世情疎、文字縱令百憂識、  
 天成奇骨亦因書、  
 三軍朝氣日華紅、萬里折衝自海東、文教武衛任方面、  
 千鳥二洲在殼中、奈何止棘青蠅聽、翻作滿頭白髮公、  
 英明憂國如饑渴、醉客把爲馬耳風、念一、  
 浮萍生具稿

國友善庵○與書通

啓一書候、暑氣に相成候所、起居御安健奉敬賀候、久  
 久不得貴面、濛濛千萬仕候、近來御異聞も御座候哉、  
 賊舶も南北東西へ近寄候様子、恬然之場合に者無之  
 と存候所、上下偷安之景氣、實に長大息之事に御座  
 候、暮議造船之事、杯は被行可被申哉、大分御胸中、奉  
 恐察候義に御座候、一先日は大誠へ御寄書、宅へ爲御  
 見、大に得異聞、御庇陰を以、愚見も立申奉多謝候、海  
 防臆測へ愚見之一二認候間、御覽可被下候、和韻之詩

認候様にと、美紙御遣之所、一枚頂戴作詩候人へ贈り  
 候分認候間、御幸便之節御遣可被下候、一枚は致返上  
 候、落字杯有之候間、追而認遣し候様可仕候、詩を作  
 り候にも、惡筆に者毎度恥入候義に御座候、若御序も  
 御座候は、御一顧可被下候、草々頓首、

六月十二日

一本月九日夜水野哲太郎到着、江南模様云々、竹本  
 主水正殿○正よりも、公用人木村六左衛門と申ものよ  
 り、御留主居町へ響候は、兼而水戸様御内願向之儀、  
 内々主人へも申聞候處、御旗本衆の用人位よりにて  
 は迷惑なり、水府表の士林にて候へは歎願も受へし、  
 且又暴政も心得度もの也と被申候由、尙又經定院殿  
 より文にも、竹本の家來山崎○忠云々と申事、申被  
 遣候儀も有之旁故、石河○五郎朝倉○五郎衛門兩名にて、竹本  
 へ歎願書出す、

遠山半左衛門被申候は、平岡對馬守○道弘、丹と申も  
 の至而正論を立申候處、水府表より手を入候もの有  
 之候哉と、内記○稻へ被聞候よし、○此機に乗しての  
 合戦は外に無之、有司の所置を、高見の見物に可有  
 之候處、暮之諸有司水姦より取入候ものを、此機に乗

し正論の味方に、おしなへて引込候方、萬全の策な  
 るへしとて、十五日尼子○長野村○之助出立、右之書面を  
 以、江戸之諸有志并經定院殿義園院へ施策を託す云  
 云、

經定院へ遣し申候文之扣

乍恐御文之様拜見奉り、時候相應之御あつさ  
 に罷成候所、御障り遊されす、御さえく敷入らせ  
 られ候御事、なによりく御目出度御嬉敷存し上  
 り、左様に御座候得は、先日長三郎○尼義御目通  
 り仕り、何に角々々々御心盡様之御事、同人歸り之上  
 委細に奉伺、いつもながら御丹誠様に被爲入候御事、  
 山々有かたく存し上り、將又御美事成御ふくさ  
 髪かざり等いた、き、右様の御品は初而拜見仕り、御  
 珍ら敷いつもに御替り遊されす、恐入存し上り、  
 扱義園院様御文御遣被下、委細拜見奉り、大安心仕り  
 り、所、十五日御止に相成、丁度御よろしくと申候  
 事、如何様之御舍に御座候哉、遠方ゆへ事柄いろく  
 分り兼、心配仕り候ま、何卒々々長三郎へよろしく  
 御咄し遊し下され候様に、御願申上り、竹本様  
 正○之方も、兼而之御心盡様に被爲入、今程私共より、

願書にてもさし上可然哉との御模様、誠に〜外々之御手蔓とも違ひ、かねて御尊には仕り居り〜得共、仲々及びもよらざる事にて、此度は御蔭様にてといき合、誠に〜山々難有存しおけ〜、併し國許にても、中納言殿<sup>公</sup>烈をいたま敷、朝暮心に懸けをり候ものもおびた、敷事ゆへ、私壹人處々へ願上候よりは、外同志のもの指上候方も、都合にも宜しく候半、朝倉五郎衛門、石河徳五郎兩人より、願書指上申候ま、やはり私同様之思召様にて、御遠慮のふ御取扱置き被下候様、偏に〜御願申上候、右朝倉儀は、御當地に同姓も御座候て、朝倉金之允と申千石も戴き居り、五郎衛門儀も由緒正敷ものに御座候、且先日龜抹之筆、在所製に御座候ま、御笑草に指上奉り候所、姉小路様迄も御送りに罷成、かへりて御こんもじの御挨拶いたさき、誠に〜御きの毒様に存し上り〜、追々御普請も御成就にて、御引移りにも被遊候御事、嗚々御振<sup>カ</sup>々敷御事と、御祝申上り〜、私儀も折を見合、一寸も拜見仕度存し樂み居り〜、返す〜も竹本様之方、幾重にも〜御都合よろしく御とりなし之程、偏に〜御願申上り〜、何も〜

長三郎へ委細申聞あけ候ま、是よりよろしく御きき遊し被下候様に願上り〜、何も宜く御披露被下候様願上参り〜、目出〜、

高橋多一郎

本所様 御側衆中

かへす〜もと角不順之時候に御座候へ共、折角折角御厭ひ遊し候やうに、偏に〜御祈り申上り〜、此廣ふた誠に〜龜抹なから、進上仕り〜、御慰にも罷成候は、誠に〜有り難存し上り〜、め出度〜、

後便水野<sup>公</sup>等登り之節、圓并玉くづ等遣し、文もさし出し候所、下書留なし、故に略す、

六月十六日着板橋<sup>源</sup>より來書、

前文略す、

一昨日加治左馬<sup>左馬</sup>之介 物語に而者、此節藤一郎<sup>内二</sup>

三足踏み候様子、何となくあらはれ候由、乍併先達而中老公<sup>公</sup>より勢州<sup>正弘</sup>へ御封書被遣候哉之處、右御

受け勢州より之封書、藤一郎横取り致置候歟之由、尤開封は不致候得共、三連云々之儀と、藤一郎はしめ推察いたし、夫に付まづ留置、その内勢州初必至と防

き、取入候歟にも可有之や、又は云々御受にも候はは、可然取直し工夫最中之よし、ちらと聞込候歟之由、又々加治左のあざむかれ候儀歟、いよ〜阿闍<sup>阿闍</sup>部正<sup>部正</sup>へ御封書被遣、右御受有無とも、雲上<sup>公</sup>烈奉伺候處、未御返翰無御座候、阿闍にて賄路取置、萬一討たれ候は、天狗之様に只者居り不申、劍撃に及候様との儀、仕出し爲見可申と申間候由、更に論なし、御一笑々々、

〔頭注、阿闍賄路云々、福候と有志を離間之策か、又は有志を激怒させ、騒かせ候策の二つなるへし、〕

一萩吉君<sup>次郎</sup>熱海温泉を願出候哉、〔頭注、布衣の諸願は、江府まで行のか例か、未詳、例也、〕此表政府へ

相談之上相濟候へ共、江戸も有力之天狗も有之事故、弓斷不相成候間、道中宿々遠見付置候様、〔頭注、遠見云々、駕へ爲響候事何の益有之や、未解、〕取扱候旨申聞候由、是も一策歟、兎角心得居候方可然、御序に御

通達、江戸乗込は夜中深更杯可然か、いろ〜申上度候へ共、御承知之通り、不文書取兼候間、可相成は御面談申度候へ共、前件西城一條にて無寸暇、出馬不相成、残念に御座候、左も無之候は、谷田部宿にて御

出逢申度、何にも取込、大亂筆御推覽奉願候、頓首、

六月三日夜認

又

過日關與<sup>大野</sup>より人参り候間、兩三度罷越候處、留主にて不逢、尤遠方へ罷出候よし、定而貴地へ罷下り候儀と奉存候、如何之模様にて御座候哉、〔頭注、朔日内論云々、預在遠監察胸中〕尤品者不咄候へ共、遠山<sup>牛左</sup>之方よりも、近々何歟御沙汰可有之、乍併西城御込事にて、少々延引可仕との事に御座候、何卒吉事に仕度祈居り申候、勿論三連御放れば、安心不仕と奉存候、去る九日宰相様<sup>御登城之節</sup>、伊勢守<sup>阿部</sup>より

例之御受旁、封書にて差上、右之内御後見御免之儀は、深き思召にて被仰出候義、御沙汰に難被及との儀有之よし、左候へは急々御免にも相成間敷、右阿部よりの封書は、宰相様より花の井へ仰付られ、御簾中様へ御覽に入られ、右御寫も御下けに相成候處、有志も好物へも當り障り無之様之書付に御座候、今便差下入御覽度奉存候へ共、無心元候間、いつれ近々幸便可有之、その節差下し可申、竹本<sup>正</sup>一條も平<sup>中村</sup>より水鏡<sup>水野</sup>へ申聞候由、鐵も今程は御面會と奉存候、



此節大取込書外後便と可申上候頓首、

六月十三日燈下

せんより

幸様人々

〔頭注、去る九日云々、つばまい合不申候故、九日とは致候半、早く江水連見申度事也、奸人之詐術如見肺肝、

前文に阿部の封書を横取と申事は、朔日に阿より宰相様へ奉呈上候を、直に宰相様より御受取申、書直し、花の井より御籠中様へ、ふしうく奉り候事ならん、〕

尙々一封は先便差下候積に而相認置候間、其儘一同差下申候、御直披御火中可被下候、

此品少々ながら、御子息様へ懸御目申候、御笑可被下候、いろく御面談申度事御座候へ共、此節大取込繁勤、他行も不相成困り入申候、

近藤次郎左衛門より書通之扣へ、

甚暑之節愈御安康奉賀候、其後は御無沙汰、御用捨可被下候、先日御來駕、御禮にも罷出不申、大御沙汰致候、扱此度は少々御心配御座候よし、小子儀も早速承り候間、御宮下間柄へ承り候所、實事之由にて甚心配

仕候所、御書中之通り、爲指儀も無之よし安心仕候、

士大將之名出居り候と申候事承り候所、夫以一ト通り之事と存候、此節之様子は、はげしき事は無之様相見候へ共、遠まきに手を廻し候様子に御座候、右に付被入御心、別冊共御遣被下、則一覽仕候所、御承知之通り無印にて、讀兼候所澤山御座候得共、御骨折實に感心致し候、此節之所御心配被成候よし、御尤に御座候、萬一之儀御座候は、御同心之御人より、是迄之御手續を以、書付共は駒公へ御指上置に仕度、此方に御座候而は、御開晴之時にも、行々成り候節、書付共出所あしく候而者、取計にも指支候事に可有之と心付候、御書中之通り、甚残念無此上候得共、最早近々に相成候間、もし夫迄無事に居り候は、御奉公可仕候、此度谷雲御使に参り候由、是又承知仕候、よきものを御使と御噂申候、折を見合、御手透も御座候は、御目に掛り御咄申度奉存候、御祕書二冊、徳

五月廿日 高橋様

六月十三日野村の介微行事情書、

六月廿日 近藤

を以返進いたし候、以上、

之義、私恩も不淺候得は、救度は勿論に候へ共、朋黨云々奸の口實に相成候而者、國家之害無此上、且又中納言殿公五ヶ年來別邸に幽居被致、左右皆姦物にて、誰壹人たすけと相成候者も無之、邪魔而已仕候段、如何計の憂患に可有御座哉、第一公邊御不興全は不被爲解、御對顔も不相濟罷在候、恐懼之心乍憚御察可被下候、右之仕合に而、臣下之義は如何様相成候共、聊申上候筋無御座、たとひ歸參に相成候とも、國

一十三日未明發足、十四日夜着翌十五日夕巨回<sup>保要人</sup>

へ相尋候處、折節在宿、初而致面會、一條之義周旋被下辱云々、尙更先日御書面、格別之御模様委細奉承知、御盡力之程奉多謝、多一郎<sup>高義</sup>乍御禮罷出可申筈に候へ共、此節別而嫌疑も御座候間、私共名代云々相述候處、主人勇氣充滿、朔日壹件實に恐悅至極に奉存候、右御意書、御家中へは御觸に相成候やとの尋に付、如何計策仕候哉、未だ違も無之、姦に此節必死之様子に御座候、左様に候や、當今別而大切之場合に御座候間、宜御凌可被成候、高橋君等御出府は、屹と御おさへ申上候、其後丸山へも不參、爲差事も相分り不申候へ共、先日申上候通り、内には御治定に相成居候半、季秋歟初冬迄には、御分りに可相成やとの事に御座候間、先々御靜謐に被遊候方と存候、仲御諸君子御無事に候哉、此炎暑如何御凌被成候、會先生<sup>慈</sup>は勿論、山國<sup>喜成</sup>又諸君には、兼而御恩に相成、金子君<sup>孫</sup>は深く御親は不得候へ共、故川瀬七郎君<sup>七郎</sup>衛門の御厚情難忘奉存候、世之變遷如夢、此節の御艱難、深く御察申上候、何卒早々に御ゆるめに相成候様、仕度ものに御座候、左様に御座候、何れも先師輩

之義、私恩も不淺候得は、救度は勿論に候へ共、朋黨云々奸の口實に相成候而者、國家之害無此上、且又中納言殿公五ヶ年來別邸に幽居被致、左右皆姦物にて、誰壹人たすけと相成候者も無之、邪魔而已仕候段、如何計の憂患に可有御座哉、第一公邊御不興全は不被爲解、御對顔も不相濟罷在候、恐懼之心乍憚御察可被下候、右之仕合に而、臣下之義は如何様相成候共、聊申上候筋無御座、たとひ歸參に相成候とも、國

宛晴れ不申候而者、各安堵も不仕、猶々不本意に可存候間、右之心志をも御含、洗冤之義御周旋奉願度旨申述候へは、扱々正明之御義に御座候、其儀は此間も丸山へ参り候節、諸君御難澁云々切迫に申入候處、いや其義は申兼候、君辱臣死の義にて、君上之方さへ埒明候へ者、臣下は死しても本望にはあるまじく歟云々、

同人も已前は深く御苦勞申上居候處、此度は大違ひの挨拶に而、つかい離れいたし其當惑仕候、乍併右之意味内密は至而宜、大本の處不遠御沙汰にも可相成、御模様相なり居候ゆへ歟と推考仕候、其外防禦等之談は略す、

翌十六日板橋<sup>源</sup>被參候處、別段事情も無之、朔日之

御内諭、九日の日付にて、花の井を以御簾中様へ御申上に相成候由、雲上公より御下けに罷成、持參被致候に付、直に寫取巨問保要人へ相廻申候處、早速丸山へ持參被致、右は老君公へも不申上、御家中へ達も無之由に御座候、依而者阿候正弘役人共へ御逢之節、朔日之義大君へも御申上に相成候や、御家中へは如何様に御責込被遊候様には相成間敷哉之趣、相談致吳候由、石和和介曰、如何様御尤に御座候、何れ山岡へ談し合可申候、乍去最早御苦勞は有御座間敷候間、何事も不被遊、御靜謐專一に御待可被成候、此節高橋様一郎御出等は不宜候間、可然御申通可被下候云云、其外巨問書中に委し、

申上候も奉忍入候義に者御座候へ共、不得止事御内内奉願上候、今更事新敷申様に者御座候へ共、去辰年中弘化中納言殿公隱居被仰出候段、家中一同仰天悲歎仕罷在候所、無程愼之義は御宥免被仰出候に付、一同難有仕合奉存、不遠御不審も不殘被為晴、中納言殿にも登城被致候様、罷成可申哉と奉存罷在候處、尙又去未年刑部卿様喜一橋家御相續被仰出候に付、一同望外之愁眉を開、最早此度こそ御不審被為晴候御儀に可有御座、左候へは中納言殿御對顔も、跡不遠被為濟候御事と、一同渴望仕罷在候得共、其後何等御沙汰も不奉伺段、御程合如何と、又々日夜痛心仕罷在候、扱最初彼是と相違、乍恐入台聽、一旦御不興に被為思召候へ共、年數も積り、萬端御洞察も被為在候半、殊に御親族と申、尙又御續合も御座候へは、旁格別之思召を以、不遠御寛容之御沙汰御座候御事と者奉存候得とも、御程合如何と御座候哉と、甚憂慮仕候、尙又宰相殿慶にも追々成長仕、最早十七才にも罷成候へ共、連枝方後見相離れ、親政被致候様被仰出候は、如何計歎難有可奉存候、既に前髪も被執候上

朝倉石河兩名にて、竹本正へ差出候歎願書之

に而、自身政事も被致兼候様にては、深き御次第も可被為在哉と、恐懼至極奉存候、右之情實能々御深察被下置、何卒此上御盡力を以、御不審不殘被為晴、中納言殿登城之上、御對顔被為在、宰相殿親政被致候様、御取成被下置候は、無此上御厚恩申上様も無御座、此段謹而奉願上候、以上、

水戸殿家中

六月

石河德五郎再拜

水戸殿家中

朝倉五郎衛門再拜

竹本君執事

添書、此度内願之義有之、石河德五郎朝倉五郎衛門兩人、封書を以奉言上候、右に付而者、兩人共是非々々罷出、事情をも委細可奉言上之處、此節彼是嫌疑之筋御座候而、寸暇も罷出兼、甚以差支苦心仕罷在候處、右德五郎義は、私共伯父之續合に御座候間、疎賤之身には候へ共、名代被申付、封書持參仕候、何卒此大願御領掌被下置候様、偏に御組取り奉願上候、又々兩人共時節を窺、罷出言上可仕候、此段乍恐奉申上候、謹

言、

水戸殿家中

六月

野村彝之介再拜

六月九日御内諭に付御下に相成候御親書、六月九日宰相慶登城の處、伊勢守正弘より書附相渡り候由にて、歸り之上右書付を花の井に渡し、簾中迄為見候様申聞にて、同日八ッ比駒込へ來り申候所、宰相は勿論、花の井にも讀め兼、簾中にては大方讀め候得共、間には讀兼候處有之に付、我等に假名を付て貫ひ度との事にて、簾中にて別に認候のへ、假名を我等付て遣し申候、如左、勢州草書にて認候、先達而被仰聞候御前髪被為執候付、連枝御後見御免可被仰付義にも候哉と之趣、委細同役共へも申談之上、達御聽候所、被仰聞之趣、一と通り御尤之御事に者御座候得共、一體御後見之儀は、深き思召も被為在、且御若年にて御家督に付、御大藩之御政務、別而御大任之御事に候へは、御親戚之御間柄、一と方厚御配慮被遊候上被仰付候儀に付、即今御内談等に依而御免之儀は、何共難被及御沙汰、乍去追々御年齢も被長、殊に今般御前髪をも被成御執候に付而者、無際限

其儘御後見被差置候事に者無御座候得共、右者深き思召之御旨も可被爲在事に候、就者被仰進候迄も無御座、御心得も可有御座事に者有之候得共、文武之道格別に御出精、御孝養筋之義は申迄も無之、將又御國政之義、第一御賞罰等之儀に付、聊たりとも偏頗之御所置無之、能々下情をも御推察有之候上、萬端御沙汰可有御座、其上御家臣之内、兎角黨派之相分れ候儀有之趣、是等之儀者、別而御心配可被成事にて、詰り萬全之御政度共難申候、能々御熟考有之、御誠實に御示し無之而は相成間敷、其外總而御家政向、諸藩之模範と奉仰候程、格別御勉強有御座度事に候、一體御館之儀は、御歴代被成置候御善行も不少義、其御遺志を可被爲繼は勿論、將又中納言殿烈一端御嚴重之御沙汰は御座候共、御同人御所業、悉く不應尊慮と申事には無御座、御初政以來、御領中御撫育筋、格別御配慮有之、浮華之風御改め、文武御引立等御行届、既に去る卯年十四年出格之御賞譽も被爲在、外寇防禦之儀、積年御勉強、御憂勞被成、御領海御備筋等、御手厚に相成候段、實に御尤之御事に候所、年來御一藩一致之場を被失候由は、自然諸事に付、過不及之御所置無

之とは難計申候間、當時貴所様にも、格別御熟慮之品も可有御座哉に者候得共、右等之儀は、所謂御制度を御改被成候筋は有之間敷、夫に付當節右等之儀、中納言殿御代中に引競候得は、文武武備共聊及衰微、御質素之御風習も、追々相弛み候哉之趣に、何となく相聞へ申候、左様之義にては不御宜、當時連枝家老共厚心懸、精々骨折罷在候儀には候へ共、追々御成長之上は、只々何事も御委任被成置候筋は無御座候、御家政向諸事得失之場、重疊御勘辨有之、假令連枝家老共申上候事にても、御異存も有之義は、無御斟酌御推論有之、御國政筋厚御心を御用、前文之者共へも、無御伏藏御沙汰可被成事に候、當今御沙汰之品は無御座候得共、上にも格別御配慮之御旨も被爲在候儀に付、先此段御答旁、爲御心得申上置候様にとの御沙汰に候事、

六月廿一日野村野村下り巨回大久より之文通扣へ、

關氏大野走踏出府に付、御細答被成下拜讀仕候、土用入別而暑氣に相成候所、先以被成御揃、益御康裕被成御座奉恭祝候、然者御内事少々伺得候事御座候に

付、全御心得迄に申上候所、縷々御丁寧之御書中、誠に愧入候事に奉存候、此度野村氏野村之助御出府、弊居御過訪被成下候に付、初而拜眉、段々御傳聲之趣相伺、殊に美酒頂戴被仰付、段々恐入候仕合、吳々當惑仕候、扱期日云々之御儀、御兩士御出立迄は、御地へは一切御響き合も無御座よし、既に野村君御出之時は、未御存無之趣に御座候所、十七日夜中關氏御出、極密駒込御邸中より御響合之由、右御書付御寫壹通被投候、夫故即日夕刻丸山へ持參候所、雪花石川幸和介に在宿、此度之御一段々相盡くれ候段、取繕御挨拶申述候義に御座候、扱秋冬云々之事は、必御移不申上儀に者存候得共、必々恐入候事、別而相合、秘くれ候様にと精々申聞候、其段も可然相答右御書付異同如何と相尋候所、本月三日申聞候節、御書付は不及一見、山衛への話其外取束、極密移之儀故、發輝と相分り兼候へ共、多分拔差御座候事に者、不被相伺候段申聞候、他日面晤之節、中納言様烈へも被仰上候様、御家中へも御達御座候様にと被申候段、如何と承り候得者、いかさま右御書中には、被仰上候様にとは無之候得共、御書外被申上候而、御承知被遊候上は、速に被仰

上候段は、無彼是御儀に可有之候、一體三連御免之儀も、御身之御上之儀故、御内談被爲在候義、旁以於條理も相分候義、旁御相違有之間敷、承り候迄も無之旨申聞候、如何様にも道理は左様共存、尙又可承合と存、御家中云々之事承合候所、是も山衛氏物語り之儘、即日御通申候へ共、此御書付にて拜見候へは、元より御内談筋御答振、勢州阿部御演說被申上候も、御内々之事故、御觸同様に、御達之儀には有之間敷哉と申聞候、大に尤成事、野生も同意に見込居申候、乍去兩様之所、同氏口頭に出候義、具に貴地へも申上候旨申聞候間、其所異同は如何と承り候所、少異同御座候成カ共存候得共、山衛氏面晤之儀、承込候處御移申候、尙又同氏へも、内々聞合可申候との事に御座候、扱何はともあれ、此上之所、もはや極々大切之所故、如何にも御靜に可被成候所專要之義、必々機事彌嚴密に、九俣之切業一簣に缺不申候様にと、くれぐれ其儀深く相示、幾重にも尊君へも申上くれ候様、申聞候義に御座候、借此上共に油断は大敵、心は許兼候共、實は好も恐るゝにたらず、最早よろしき旨申聞候、同氏左様申聞候ても、本丹本郷式松且變幻出

没難測、苦心萬々之旨申聞候所、迎も奸策入り候儀は、無御座候旨申聞候、併貴地之所は如何哉不被叶計候へ共、筋へ被吹込候ても、冷笑之場迄には成候由に御座候、只々御先々少も御早く、御開明奉祈候より外無御座、一日三秋之思を傾け候事に御座候、御地御方々様尙更奉遙察候、委細は野村君へ申上候間、御承知可被下候、中々以書面には認所兼候事に御座候、○雪花和介石川山衛へ承合候上にて、勢州殿より○○○様へ被仰上候様にと、被申上候事に御座候は、若哉奸之申上振にて、御扣へに相成候事哉、不審奉存候、前文之通、餘事と違、此義御移無之筈は被爲有間敷奉存候、尙更關氏へも申談候所、實に御當日被仰上無之、其後も數日被仰上無之御様子に相伺申候、驚嘆、尙更相合、得と盡思慮申合、爾來之儀可申上候、御書中御末文之御意味敬承仕候、以下

六月廿六日夜深更尼子三郎歸來、經定院より返書、

御手紙拜見いたし、仰之通土用入、一しは御暑さも強く御座候へ共、いよく折からの御障りも御座被成す、御めて度御悅申、扱はその御表

事と存上、何も御歡御返事のみ、あらゝめて度し。

なを、暑中御いとわく被成候やうにと存、少々御不快のよし、御とりふし被成候、去ながら御持病との御事、御大事に時候も御いとわく、段々御吉事のみあらせられ候半と、夫のみのり、めて度し。

(上封)  
高はし

多一郎様

經定院

御返事

六月廿日御日附御親書之大意左之通り、  
染筆云々、何も承り申候、餘者開明之後と存候、○松前の山田三郎、右は先年抱度と兩田藤田杯へ咄候處、先にて咄し申間敷と申候か、近頃江戸詰に相成、此間暇に相成候よし、且當年五月七日松前西在小砂子村前濱へ十五人上陸、城下より右地迄は、八里卅五丁也、主人は狂人同様、忠臣は暇に相成、夷狄は如右、時運とは乍申恐入候事也、  
一阿かく阿部正弘すき、本丹本郷丸疑心不致様、何も承り申候、

御かわりのふ御凌ぎ御めて度、此うえの御事も無存、左様に御座候へは、朔日宰相様慶御登城之折、於御白書院御老中阿部殿正牧野殿忠御逢有之、御連枝方之儀は思召ゆへ、まつ御す置、併し追追宰相様にも、御年頃に入らせられ候得は、萬端御政事向も御心に掛させられ、大廉之儀者、中納言様公へ御申上被遊候様にと、こま被仰出候よし、誠に難有御事にて、御歡御吹てふの段誠に難有、私に置何とも申上かたく、ひとえに御まえ様がた御心盡しの御事とも、御信心もといき、別而々々委敷も長三部様、よくも御様子伺伺、大安心いたし、去ながら只今之所に相成候半と、世間の人も色々の事申出候ま、御大事の御時節、其内には御めて度、御はれ、しき御代にも被爲入候と、夫のみを願、又々暑中御見舞と御座候て、葛澤山に被下有かたく、度々に御賞賚いたし、外に御目録、是は手元へさし置、手續きの御かた、暑中に何也とも取計ひ、上候やうにと御心遣のよし、誠に御氣の毒様、又夫々に時節の品整ひ送り、もはや今一廉に相成候ま、追々御めて度御吉事のみあらせられ候御

一義園之十五十六之義、申聞候様にとの事、是は全く地藏を押候を流し候に、よき日と被察考候程も無之云々、扱右云々之義に付、義園より簾中へ直に申候へは宜に、岩尾へ申遣候よし、然る處天のあたへにも可有之や、岩尾にて自分の名を見誤り、簾中の名と存與迄出、簾中へ出し候處、是は其方の名故、自分にて見可申、二階下にて一人にて見候處、何だか分らぬ文面故、簾中へ見せ候故、是は我等にて返書認遣し可申、外へ不申様にと申聞候へは、それなればそふ被遊、こんなめんどふな事にかゝり合といやだと申し、簾中より内々我等へ見せ候故、案文してかく遣し候、眞に危き事云々、右文を筑波杯へ出し候は、小石川へ持行、遂には高橋多も及可申、齒の浮候事也云々、一先日申聞候義餘り遅きに付、今十六日石川へ渡候所、同日本文之書共、受取見候事不相成、雪陰にて見申候云々、  
一對州松前等之届、大景より見せ可申云々、  
一珍書共色々有之、寫度候へ共、何れにも無人に困り申候、中々我等も先年の如く、一日七十枚も認候事は不相成、漸々十五枚位に相成申候、ケ様にては長き事

も有之間敷やと存候へ共、今にも異般來り被仰付候へは、乍不及進發致候心得なり、

一宰相駕之義は何を申も實に子之義、晴に相成候へは、如何様にも可相成候へ共、御守殿之義、是迄實父子同様候處、辰年弘化元年以來は奸毒之爲に云々、扱扱残念云々、花と幸と奸に不成様致度、乍然花幸は母子睦しき様にと存候へ共、花も幸も老年、萬一此者を失候へは、つるか切申候姿、此先御養女被下候上は、めんどう出來候は眼前、是は御守殿にても、我等にて、花幸にても、左様申候て案し申候云々、

嘉永七夕伊東宗へ書札之扣へ、

一簡啓上仕候、殘暑去り兼候得共、益高堂御安祥可被遊御勤仕、恐壽至極に奉存候、扱扱其後は御疎音勝、何分御宥恕可被下候、且一條も追々仕寄も附き可申勢とて、今程は御承知被遊候半、去六月朔日宰相殿嘉永尋營之節、於御白書院阿部殿正牧野殿忠御逢有之、御書附を以御挨拶御座候事に御座候、其大意は、當家は格別之家柄に候所、文武其外諸制度、中納言殿公代よりは總て相弛み、且政事等には聊たり共、偏頗之處置無之様、追々宰相殿にも御年頃に被爲候得は、役

人へのみ、御任せ置にては不相成候間、御親政有之様、縷々御沙汰に御座候、儲々根元開き不申内は、奸家之膽を塞し候位にて、何等替りも顯れ不申候、扱扱文之儀に付ては、先達而も御揮策御座候敷加藤一件、實に神妙之奇策、今に敬服仕居り候事に御座候所、此度も前文之意味を以中山へ爲響、宰相どのにも年頃にも相成候に付ては、役人へ計御任せ置き候ては公邊向不宜、内實は中納言殿へも相談いたし、御父子御和合被遊候様、中山にて立場柄、御取扱無之ては不相濟と申様、爲響候ては、如何可有御座候や、御程合よろしく御勘考、御揮策偏に奉願上候、私儀も此節持病重く差起り、炎暑之砌大に疲れ申候、乍失敬以代筆申上候、委細は長三郎子並實弟鮎澤伊太夫、極秘爲指登申候間宜敷御聞、且御示教可被下候、何もく兩子口頭へ相託し申候、恐々頓首、

七月六日

三溪先生侍史

よしゆき拜上

三保山殿召使於いの迄、暑氣見舞旁遣申候ふみの扣へ、

一筆申上り、入土用一しは御暑強御座候得共、先以御主人様にも、折柄の御障りものふ、ますく御機嫌克御座遊し、何寄々々御目出度御嬉敷存しあけり、次に其許様にも、御障りのふ御くらし御目出度候、隨而此表一同かわりのふ凌罷在候ま、乍憚御安心しめし被下候様に願上り、左様に御座候へは、其後は御様體も御伺ひ不申上、心ならず御無沙汰様申上、恐入存し、御下り被遊候以來は、何にやかや御不自由勝に被爲入候御事と、恐入そんし

高橋多一郎拜

り、國表一條之儀は、かねく厚く被爲懸御心、御心盡の御程、朝夕忘れかた、有り難くそんし上居り、共、萬事こゝろに任せかね、存しなから御無沙汰計り、其許様より宜しく御取成之程、偏に願上り、併し追々御模様もよろしく、當年中にはどふやら、御吉そふの御沙汰も可有御座候事と、朝くれ祈り居り、此段も御聽に入候様願上り、此品餘り、輕少にて、御きもじ様に御座候へ共、暑中之於見舞までに、進上仕り、なんぞ調へ指上度そんし候へ共、不案内かた、其許様よりよろしく御取成、御披露之程ひとへに願上

於いの様々御申上

國史之義に付、妄論奸計區々にて、頗る破解の勢有之よし、御文庫役御履奥谷萬五郎より承候間、阿闍阿部遠監遠山等へ差出候書付扣へ、

大日本史上木之儀、代々世話有之、老公公代に至り別而勵精被爲在、且來る酉年嘉永二年は義公百五十年之忌辰に相當り候へは、是非其節成功に被致度と思召に御座候所、此度紀傳之中論決不致分者、彌張舊稿之まゝに致し、志類之儀は勿論棄置上木可致と、老公へも伺ひ不申論定に相成候敷にて、執政始判斷に相成候所、鈴木石見守、奥津藏人等存意は、義公御代は戰國間も無之、古昔事實も明ならず候へ者、修史之儀専ら被遊候も御尤もに候へ共、只今と相成候ては文

化も開け、日本史に有之候義は、天下之人も明に存居候事に候へ者、今更上木にも及不申、寫本にて行われ候位にて宜敷、且又史館之儀、御入費も莫大に候へ者、此度御疊みに相成可然坏、申候由に御座候、又遠山龍介存意之趣は、此度日本史不殘上木相成候に付而は、京師公邊へ進獻之儀は勿論、御親戚方、公邊御役人衆、并引書御借用御出入大名衆へも、夫々御贈りに相成可申儀にて、彼は一萬以上の御用途に可有之、此節御逼迫之御中、仲々以それ所には無之間、上木之上京師公邊へ壹部つゝ進獻之上、板木不殘江戸須原屋へ御賣拂に相成、此方にて跡々關係不致候様、取計可然と建議致候由に御座候、扱紀傳稿本之内、事體に於て不穩儀は、得と論議之上、至當に歸候様可仕は、義公本來之御主意に有之、立原翠軒、藤田次郎左衛門谷<sup>○</sup>以來論議之上、舊文相改未決論に不相成分も有之、猶又志類等之義は、目錄而已にて未出來不申候間、老公御代豊田彦次郎<sup>○</sup>等へ御委任被遊、半脱稿に相成候事にて、右志類不殘出來、猶又議論至當に歸し、天下之譏に掛らざる様不致候ては、決而義公尊慮に叶不申候所、當時右之所へ、厚く骨折相談致候もの

も無之、藤田虎之介、會澤恒藏、豊田彦次郎、國友與五郎等は、何れも修史之儀へは、厚心を用候者にて、是等之人無之ては、成功相成兼候間、是非是へ御掛に致度と、青山量太郎より精々申立候由に候へ共、政府之了簡、右次郎左衛門等議論行はれ候は、殊之外諱候事にて、四人之者共出居候ては、兎角六ヶ敷候間、幸慎中に候へは、此度上木致し、一つには次郎左衛門已來之論を無に致し、二つには百年來未だ出來不申上木を此度成就致し、各の勤功に致度と之心底にも可有之や奉存候、依而量太郎儀、此間中龍介宅へ三四度被呼付、議論上下仕候處、何も外口は無之候へ共、義公之尊慮に叶ひ候様取計不申候ては、兩君公<sup>○</sup>慶篤<sup>○</sup>御孝道にも拘り、神慮之恐れ如何可有御座候やと、只管嘆き候へ共、元來氣力薄き者に御座候間、職業之儀にても、重役之申付難背儀に存候や、義公席前にて聞取に致し、兩様之中相決可申と、申立候やに御座候、一體義公にて政事世話被爲在候儀は、申上候迄も無之候所、日本史之儀は別而篤く志され候事にて、往を彰にし來を考、皇統之正間、人臣の忠奸、國體之汚隆、華夷内外之辨を明白に被致候盛意に有之、平生之精

力半此書に在とも申へく、且又後小松帝以後之事蹟者、續編之儀往々取立にも可相成と之遺志に御座候所、此度志類等は打棄、紀傳之儀も、舊稿之まゝ、上木可致、又は本屋へ板木賣拂可申、或は上木も不致其儘打棄置、史館も相疊可申杯大體を失ひ、義公遺志を反古に致し、剩へ兩君眼の當りましゝ候へ共、一切聽にも不達、一己之私を挟み取計之段、人臣之節相濟不申而已ならず、日本史之儀は、公邊にても厚き尊慮被爲在、猶又題號之儀は勅許も有之候上は、京師公邊へ奉對候ても、決而相濟不申事にて、俗吏奸臣之論議、申上様も無之、猶又事之是非を擇す、聞取杯之兒戲に決論致候段、絶言語候次第、義公多年之丹誠、代

代繼述之美徳も、此度地に落候儀、臣子之身に取り、如何計り歎ヶ敷、一家之大事傍觀難仕奉存候、此段得と御推考被下候様、御含迄に申上置候事、

戊申七月

愛諸謹記

本文量太郎儀、中納言殿代會澤恒藏同様小姓頭に於て、弘道館教授頭取史館惣裁兼職に御座候所、國難以來存意申立、重役之意に背き、役儀取放し、小普請組へ入候所、當時小姓頭取格にて、史館之方への

み罷出申候、且又教授惣裁之事は、高根千藏、鈴木文麿と申もの兩人相勤居候、編集之事に付先輩之議論さへ、黑白不相分ものに候へ共、當時權家へ取入候者故、被預置候事に御座候、

戸田松蔭老より書通、

御細翰致書誦候、圓員數御賢慮次第と、入御聽候等之儀に付、縷々御教諭御尤に存候、外に愚意も無之、月毛引付とさへ、御内談相整にさへ相成り候へは、其後之儀は、運動いづれ共相成可申事と存候、何卒々々尊慮之通り、相整候様致祈念候、扱又紛失一條に付被御申聞之趣、御當人之御身に成り候ては、御志慮之通り、當今恐入云々言上之所、當然之理御尤に候處、紛失中に大害に可相成義も、無之哉に御座候へは、國難大事中之小變と申もの、大望相整候前、極而小疵小變は有之物歟と被存、且又賊のために紛失を生し候儀不得止事、乍然出來候上は、恐入には無相違候得共、雲上<sup>○</sup>烈<sup>○</sup>御幽鬱多端之御中、右一條入御聽候は、無益に御苦心を増し候姿に相成り候に付、先々被仰上無之方可然と及愚慮候、若や從外御承知被遊御沙汰も有之候は、其節御兩人之御心組等、委曲申上方も

可有御座候に付、今晚幸便一呈之儀は、貴意に應兼候間左様御承知、先つ御降心被成候様存候、萬々其内懸御目候節と、一通此段御答得貴意候、以上、

文月十日夜

直に御火中、後宮一女子より来る、可取事も無之候得共御廻申候、

扱又駒込にても、御二所様誠に御丈ふ様にて、御機嫌よく成らせられ、どふもいつ迄も此通りの御様子にては、おもしろく無御座せんし、いろ／＼なわるい事、だん／＼に上之御耳に入り、さぬき様松平中山様信太田様丹波守びく／＼に御座候、さぬき様の京都へ御名代おすみ不申うちに、中山様太田様御金を遣ひ候て、中將に御なり被遊、その御金はみな／＼上の於金と申事に御座候、其御禮こゝろに二二千石つ、御兩人御ふへ被成候、つまらぬはみな／＼宰相様慶に御座候、何も／＼御存様あらせられすとて、よひやうにいたし候事と申事に候、御内々に宰相様より伊勢守阿部へ、中納言様公御せいじの御事おき、被遊候へは、御家來中九くなり、能くしつまり候へは、御もち被遊候かもしれ不申

候、いつれとも公方様に、ふかき御思召御座候と申参り候よし、御内々伺ひ、それに付中山様おかねをもち伊勢守へ参り、駒込様の御せいじにては、いつとにこまり候からと申、おたのみ被成候所、いろ／＼あしき御事おき、遊し候ま、伊勢どの、こんどはすみかたくと中山へ御申被成候よし、ごく／＼御内々に候、上ではおれがせいじに、けつして／＼中山始めはわるくはしないと御沙汰候へ共、おこわく思ひ被成候事と存、誠に／＼さんねんな事と存上り云々、

附札一寸いたし候御一言なから、寛大也御智に被爲入候と申義、相分り候爲には可然様、前後御綴り書被成、石和石川など耳に爲染込候方、御一助にも可相成と奉存候、尙御了簡、

七月十二日評定所御用召に付、即日取計荒増之覺、

石川和介へ文通、

殘暑甚敷候處益御清逸、爲國欣拵々々、先日は大窪子大久より、六朔云々極密相響き、一と先安心仕候、年來賢兄御周せん之段々、天下の御爲とは乍申、扱々感

佩之至に不堪奉存候、扱只今近隣より被爲知候處、野生門外へ目附方下兩役立圍候との事、定而今日は嚴責を蒙り候事と覺悟仕候、兼て申上候通、野生一身は、如何様鼎鏝に就候共、聊厭ひ不申候へ共、兩寡君烈公の先途見届申度、今日迄は血涙も流し相忍候處、今日之場合に至り候ては、僕甲辰弘化以來素懐に相背き、扱々遺憾千萬、申様も無之仕合に御座候、只々此上は兩邸并御守殿様御間へ、離間之入候儀難計、苦心此事に御座候、其他申上度儀海山の如に御座候へ共、追々來客紛々、人目を忍ひ相認申候間、心事不盡、萬縷御推察可被下候、草々不一、

七月十二日朝

愛 諸(花押)

藤蔭賢大兄

尙々本文只今取込、草々書らし申候間、御推覽可被下候、扱小柄小刀儀年來帶候品にて、餘り見苦敷は御座候へ共、最早再會も難期、御別れと可相成被存候ま、寸志を表候迄に呈上仕候、申上度事海山の如くに御座候へ共、前文之仕合、實に不得寸暇、人目を忍ひ相認候位に御座候、何も飛脚のもの爲遅候ま、草々以上、

〔頭注、贈物、小刀、水戸住後藤光壽作、流水に觀具、徳兼作赤銅の地へ金銀高彫、

嘉永紀元七月旬有二日味爽、憲府使卒數人守我門、俄頃有父子三人、可抵于評定所之命、臨途賦一絶、寄藤蔭大兄、

極刑自分報邦君、鼎鏝圍圍或斧斤、臨風只願回天力、掃却日邊一陣雲、

愛 諸稿

大久保要へ文通、

此殘炎如何御消日被成候や、益御壯健爲國奉賀候、此程者實弟伊大夫點儀内々出府、定て上堂仕候事と奉存候、國表一條、委細同人口頭へ相附申候間、委曲不得貴意候、扱只今近隣より承り候へは、野生門外へ目附方下兩役立圍居候由被爲響申候、もはや野生も今日は圍圍に就候事と覺悟仕候、只々遺憾なる儀は、先達而も御咄申候通、兩寡君烈公先途見届申度云々、僕愚衷之素懐を不遂事、扱々残念切齒之至り奉存候、跡跡之儀者、是迄も腹心打明、互に國事相謀候ものは、兼而御知己にも御座候通、石河徳五郎并荻吉次郎に御座候間、無御伏藏御往復可被下候、此段は雪花子石川にも、覽兄より御申通置に仕度奉存候、申上度事海山之如くに御座候得共、折節來客、紛々執筆無寸

暇仕合に御座候、心中萬端御察之上、跡之義宜敷様、弊郷同志のものへ御相談可被下候、即今取込草々以上、

七月十二日

愛 諸拜

大久保賢大兄格下

二白、相認申候折節、實弟一同評定所用召之命有之申候に付ては、御文通申上候も、對寡君恐入候儀には御座候へ共、暴政中如何様被申付候も難計、何も國難中之儀と決斷いたし呈一書候、此小手儀年來手に付候ものにて、寔に見若敷品には御座候へ共、賢兄無二之御知己、是迄御至誠之程何共難謝、寸志を表候迄に呈上仕候、失敬之段御海恕可被下候、此一封も御序之節、雪花子へ御投し、宜御致聲可被下候、以上、

〔頭注、素鐵十七本四篠小手〕

十二日俄に眞木之助發足、結澤伊へ書通、

飛札を以てわさく申進候、昨今の酷暑、御地如何御凌被成候哉、甘子君三郎初御道中御無事とは存候へ共、爰許にては御案申候、扱只今被爲知候處、御目下方下兩役門外に立圍候よし、東隣より相響き申候、御

父様へも早速申上、西隣原次衛門も參り、彼是仕候内、御父様并兄弟共、評定所へ只今御用云々御用狀到來、野生右之返事を爲遅勘考致候には、下役まで立圍候事に候得は、仲町へ押込、尙更六朔云々墨雲等覆來之勢有之候へは、兄弟は目前之敵、し、びしほに致候共、痛快とも存間敷程の憤怒と相察申候、左候へは毒殺は勿論と存候、元より亡命諸有志の眷顧を受け、命限り國冤晴明之儀盡申度と、一度は決斷も致し候へ共、原次衛門は勿論、おは、様杯取籠り、尙更此炎熱中お父様御尋御用被仰付候は、御老衰之上迎も御存命は難計、彼是致候内、返事取のもの、催促を受、將又得と考候に、六朔云々に、御開明御先も、どふか御模様も相分り候様にも奉遙察候へは、此機に乘し亡命と申も、後世名聞云々のそしりも相受可申や、石花石川口氣も御静々々と申事に候へは、たとひ毒殺に逢候共、爲國穩に捕に就の方と決斷いたし、返翰認遣申候、返すくも兩君上慶高御先途云々殘念奉存候、其許様にも、右之情狀得と勘考之上、爲國爲父と存し、早速飛歸り候様致度候、尤歸郷之節、槍若黨者召連、矢張白晝光然と歸宅致候様にと存候、申迄にも

無之候へ共、南地颯下諸有志へは、只今國許より飛脚到來、父子三人云々、依而乞御暇旁大略呈一書云々と申振にて、諸方へ立派に附届等いたし、靜々と引取申度存候、即刻追々見舞人有之、實に不得寸暇、爾後再會難期、遺憾萬置々々、草々申殘候、以上、

七月十二日

よしゆき

伊 大夫様

尙々嚴命中、何れも書面不差出候間、貳番町宗益并内記殿稻竹本殿正遠山殿中左安傳安藤等之方へも、與衛門大野へなり、傳言宜御頼申候、此貳封は形見同様に、品もの取添相贈申候間、宜敷御取計可被下候、帆喬板橋甘子三郎水鐵水野中平村平も、別段書狀不差出候間、是又宜敷御傳聲可被下候、即今大取込、心中御察可被下候、以上、

石河五郎より書通扣へ、

只今承り候へ者、今日御用召之趣、實に驚き入申候、御沙汰なし歟、若ある事に致せ、益後と存居候處、昨日之來狀に而、俄に今日發候儀と相見え申候、如何之御譯り口に相成候哉、左迄之御次第者有之間敷候得共、兎角々様之儀は、重く御了簡被成候方、宜敷様存

候得は、御如才は無之儀に候へ共、都而御筆記書通等、御取片付に相成候方可然奉存候、縦令萬一中街へ御移りに相成候共、乍不及跡之儀は、幾重にも盡力仕候間、決而御苦勞に被成間敷候、小子も早速參堂、拜眉を得度候得共、跡々之儀相舍却而遠慮仕、忝を叔父方へ指遣置候間、何ぞ御用之向も候は、忝迄御申聞に致度御座候、先づ御様子相伺旁、如此に御座候、以上、

七月十二日

尙々只今承り候に、御中間兩人旅支度相當り候由、是は無相違様相聞申候處、今晚之儀は、左様之わけには有之間敷と存、更に解兼申候、もし何御用に而も、旅支度は當り候わけに候哉、貴考如何、

同日晝伊大夫結他出之趣、書附を以委細に申出候様、御徒組頭近藤介左衛門より申來候に付、申出左之通、

結澤伊大夫儀、只今御用之儀御座候由之所、今十二日八溝山へ參詣仕度、未明に立立仕候、尤重き御用之筋と奉存候間、早速飛脚相立申候、此段申出候、以上、

七月十二日

間柄 共

御徒組頭宛



同日御用延に相成る、併夜中迄宅番下兩役付居たり、

十二日夜於評定所被仰付、

御馬廻より下轉  
小普請組

高橋多一郎

不心得之趣相聞候に付、御扶持給被召放、四人扶持被下置、蟄居被仰付候條、相慎み可罷在もの也、

〔頭注、不心得云々、尙又不調法と申語無之、前代未聞のよし、附添、御普請組高市吉之介、岡部忠三郎〕

多一郎父

高橋 皞民

一 伊大夫今以歸宅無之に付ては、同人家内之もの、間柄中へ引取り可然旨、近藤治兵衛へ申來候に付、治兵衛中村彦八郎へ狼狽して参り、加様々々の仕合、如何致可申や、貴殿御引取りに不相成候ては相濟申間敷、依て彦八郎存意は、伊大夫未だ歸宅無之は勿論、飛脚の

十四日夕御徒頭より伊大夫間柄へ内達、

伊大夫今以歸宅無之に付ては、同人家内之もの、間柄中へ引取り可然旨、近藤治兵衛へ申來候に付、治兵衛中村彦八郎へ狼狽して参り、加様々々の仕合、如何致可申や、貴殿御引取りに不相成候ては相濟申間敷、依て彦八郎存意は、伊大夫未だ歸宅無之は勿論、飛脚の

もの歸來否も不相分内、同人家内差置候儀不叶事に候へは、伊大夫歸宅之節、何れへ歸宅可仕哉、多一郎慎中に而、同人家内差置難趣にも有之候は、多一郎間柄へ御達に仕度旨申述、組頭より筋へも申立候處、尤の事也と、參政挨拶有之事、

十四日

伊大夫家内之ものへ御達、

伊大夫他出之趣申出は有之處、今以歸宅不致候哉、否御申出可被有之候、以上、

右家内への達と申は前代未聞、問返し申候處、

矢張家内へ達の趣にて、介左衛門近より治兵衛近へ申聞候に付申出る、

間柄鮎澤伊大夫、今以歸宅不致候哉、否申出候様、家内之ものへ御達御座候所、去る十二日申出候通、同日未明八溝山參詣に立致候所、只今御用之趣御用狀到來致候に付、直様飛脚相立、歸宅致候様申越候處、飛脚之もの途中行達にも可有之や、今以歸宅不致、尤最初之合、今明日之内には歸宅致候様の日積に御座候間、歸宅次第即刻申出候様可致候、以上、

七月十四日

伊大夫方伯父  
御馬廻

近藤 治兵衛

近藤介左衛門様

十六日夕伊大夫歸宅、申出左之通、

御書附致拜見候、只今御用之儀有之、評定所へ出仕可致旨、去る十二日御用狀到來の趣を以、飛脚差下候に付、直様彼地出立、只今歸宅仕候、依而此段御届申出候、以上、

七月十六日申刻

鮎澤伊大夫

近藤介左衛門様

同夜八ツ時俄に達有之、自分居屋敷へ只今引移候様申來る、宅番久木儀之介、相詰、直様から屋敷へ移る、薄桐より握りめし屏風川邊重次郎、相詰、薄桐裏尻へは、同夜相断り申候、

右申出、

私儀兼而心願之儀有之、八溝山へ參詣仕度、去る十二日未明出立罷越申候處、過日も申出候通り、只今御用之儀有之趣、飛脚を以實兄高橋方より申來候間、即刻

彼地出立、昨夕歸宅仕候、諸勤引中他行一宿たり共、止宿仕候段恐入奉存候、此段御糺に付申出候、以上、

七月十七日早曉

市村仁衛門様

鮎澤伊大夫

同日評定所急御用、

小十人より下轉  
御徒

鮎澤伊大夫

一 不心得之儀有之趣相聞候に付、御役御知行被召上、四人扶持被下置、蟄居被仰付候條、相慎み可罷在者也、右に付父母方の叔父恐入御挨拶十日かゝる、

〔頭注、同役二人、并間柄一人附添の御達有之候也〕

一 間門嚴謹を蒙り候儀は、三月末御下け御書、辻村郷士神居啓介へ相達可申に付、認置候書翰、四月中旬賊之爲に被盜去候處、五月廿五日下午町壹町目安達や某と申者の所へ、旅人兩三人泊り合、壹人もの、翌朝同泊りのものを包をすり易へ、出立いたし候に付、跡にて兩人の旅人、出立可致存候處、包を違候故、亭主へ被是申候へは、町役人立合之上、右之包相改候處、鮎澤伊大夫御金方上納受取等之書付類數多有之、外に

紫ふくさに包、桐の箱へ入候御筆一通有之よしの處、打越彦一郎と申町同心、并町與力島田權三郎等參り合、早速引上役所へ持參候よし、衣類は評定所へ送り候歟の由、追々右取沙汰廣く、吉田大宮司に奉公致候婦人、右之事蔭に而聞候に付、天狗之内に鮎澤といふ人有之候は、早く爲知申度とあかけ共、女の事故一切不用由、或老婆を頼み、六月朔日鈴木三郎衛門へ右之の始末を咄し、夫よりも相響き、尙又東湖先生の宅へ福島屋と申町人參り、しかくの咄よりも相聞旁故、朔日夜早速町組源兵衛と申ものを頼み爲相探候處、無相違事にて、御品々は町方役所へ御引上に相成申候旨申來候間、非常之決斷を以、谷田部藤七郎へ郡奉行、伊大夫罷越の夜、實兄參上の處、不快にて旁故云々しかくの事申述、了簡をかり申度旨及相談に候處、大に乗込、縦令天狗は悪く共、君上の御筆よき手掛り云々と申は、臣下に有間敷事なり、直様連夜八ッ過雨中に、與力生井秀三郎宅へ參り申談候よしの所、多分今日は頭手元より、筋へ出申候様にも相覺申候處、御論之處も、役所にて申談し可申と申候旨、三日之夜藤七郎參りて咄有之候、奥御右筆水庭へも、手

紙を以薄々打明し、小泉政之允を以、三日之夜及内談候處、未だ更に存不申、委細に伺度申參候間、一分始終打明、四日之朝政之允又々參り候處、何處までも御内密に御舍被成候方御宜と申、最初は事の由更に存不申所、事實打明候故、聞繕候事と相見申候、同六日夕町組源兵衛と申ものを以、此間の御紛失もの、御内内御燒捨に罷成候間、御心配にも及不申と、極密申來候事也、依而表向申出も相扣申居候所、此度右様被仰付候事、  
一五月廿日晝折節安達屋へ増谷三十郎駈付、右之御書をも手に取拜見致し、是人は高橋之實弟也、早く町方へ出候様指圖を致候由、高橋友恭と云醫師の物語なり、増谷は不一方の間柄なり、君臣朋友の大義を失ひ候人なり、  
一吉田大宮司の下女、(頭注、玉造村出生、名は鐵と云)最初靜の長官に奉公せりといふ、志し感心のもの、よし承りぬ、下婢の身にて、國の爲破れにならんと深く痛心いたし候心ばえ、末世には珍しき事也、魯國の娶歸にも劣るまし、よつてしるべあるものを頼み、品もの添へて志の程感謝しぬ、町文増谷等之心得

とは雲泥なり、  
一蔭山四郎兵衛義は、町奉行三木孫大夫へ間柄に付、紛失一條心配いたし、内々相尋申候所、成程無相違、矢張り島田權三郎か手越しに、榎町朝比奈<sup>太郎</sup>へ指出し申候、於役所燒き歟は相違無之云々、申來候よし、一島田權三郎、町奉行は勿論、同役へも相談無之、一己之勤功を立、恩賞を乞申度心底にて、朝比奈へ指出申候に付、同役共も大に立腹、一と通は相談有之可然之所、全く一存にて取扱候義如何と、同役二人より被突込候よし、  
□□□□□よりの文通、

扱此別書久敷蓄懐、日夜心を竭し居候へ共、未得其時様にも存候故、是まで人に向ひ發し候事も無之候得共、此節何と歟、其時を得候様にも存候間、唯貴君の御一覽に備へ申候、尤區々の微忱、不肖之愚計、諸君子の建議既に定り、英明の所置既に宜敷を得候事にも候は、申上候にも不及、且小子義御承知之通の人物にて、大君の御覺へも、御座候故、所謂交渉して言深きに似候事にも有之、所詮申上間敷哉にも奉存候、乍併臣子之もの、か程英明の君に奉隱候にも不

及事と存、兎も角も貴公の御心に爲任、先御一覽に備申候、もし國家之害にも不相成、英明之御裨補にも可相成思召候は、御披露之扱所希候、尤君臣之儀、其宜言に當ては、何そ人の心をからんとの御難しも可有之候半歟、それは前文之通、小子人物輕薄にて、行事姦邪に涉り候様にも諸君子被思、大君の御覺へも薄く御座候間、貴書の御獎勵を頼にあらずんば、人々の用ひも薄く可有之哉と、存候故に御座候、將又前書之議論は、國家の大本に御座候故、申迄も無之、諸君子も心を被竭候半、既に英慮とも被思候へは、本末洞然之事に候間、小子人之狂謀愚計、強而御披露被下候にも不及候、萬々一御補にも可相成思召候は、芻蕘之言も又すてさる所にあらん歟、何事も多言に不及、偏に貴公之御心にまかせ候、以上、  
六月廿三日

尙々別書封し不申候間、御獎勵にも可相成候は、封して可差上哉、御封し被下候様に奉願候半歟、一切他人へは御晰し無之様に奉存候、此段は偏に御晰無之様に奉願候、以上、  
三曰、勢を見て言を發するの小人にして、取に不足

と思召候は、小子辯するに辭なきにもあらずといへとも、縷々申上候にも不及候、兎角諸君子の所見に従ふのみに御座候、

上老太公書、

臣伏聞、天下之事有本有末、正其本者易成功、救其末者難為績、是以能論事者、必先明本末之分、而正其本、大本既正、則末之不治非憂矣、臣竊惟、方今之事、論之群姦專恣、諸政廢弛、為其弊亦甚多矣、臣以謂、是末也耳、而論其本末、則蓋別在有焉矣、臣請言之、惟願閣下少垂鑒臨、臣伏惟、千萬世國家之安危隆替、君子小人之進退消長、一懸上公之明德、而英齡未壯、外雖有邦君之名、內存世子之實、夫古先王之教其子、其方明備、最謹選左右之士、左右皆忠亮正直、姦險之徒、毋得在側、使之日聞正言行正道、心諭而體安、道明而德成、是誠保遠之明圖、臣所謂大本者也、臣伏惟、上公仁孝聰明、固非巨輩之所敢窺測、然萬一及英質方長之秋、不使忠亮正直之士、輔翼之左右、或置使辟善柔之人、一日則有一日之害、一月則有一月之害、日引月長、豈可不謹其始哉、夫小人為佞媚之態、進頌諛之言、無不至其甚者、或間構至親、蔑如大義、或議閣下之仁政、曰、如

此則忤幕府之旨、如此則戾士民之心、或曰、人主應委任以優游、何必恭儉勤畏、或曰、人主應更張、以示新、何必繼述聿修、用人必門閥、論儒必腐陋、玩物喪志之事、生心害政之言、納之以諂諛、濟之以詐偽、若不挫其始懲其後、則姦言邪說繼進不已、親近易習、積久易遷、數年之後、恐莫如之何、是臣所謂一日則有一日之害者、以上公之仁孝聰明、雖萬々無此理、然方今小人方進、君子日遠、則其朝夕所從事者、果何事乎、臣區々之微忱、未嘗安寢食、切願、閣下親垂選擇、悉罷左右小人、博舉學術醇正、行義端良之士、以任保傅供奉之職、使之講明大道之要、開陳經國之務、而辨明忠姦邪正之分、獎勵匡救、輔成英質、異日使邪說不能惑、小人不能進也、其餘至侍御僕從之微、亦皆撰慎謹忠厚之人、精察審當、然後得入、若有為佞媚之態、進頌諛之言、以盡惑聰明者、直鳴其不忠之罪、斥之遠之、不令一日在左右、則姦言邪說、何由而入焉、而善人日親、正言日進、君子道長、小人道消、百弊可除矣、仁政可舉矣、閣下所以為天下國家至謀者、亦將亘千萬世、而不失墜也、是臣之所謂正其本者、易為功者也、昔者、宇多上皇之讓位也、戒勅醍醐天皇於菅右相之事、醇々言之、非不親

無隱諱回避之理也、冒瀆尊嚴、踰越等位、罪在不赦、臣無任激切屏營之至、

嘉永元年六月日

馬廻組

臣内藤直味死百拜(黒印)

右十二日落手之所、早急に寫取、即日呈書中へ封し込指上申候事、

尼子<sup>三郎</sup>鮎澤<sup>伊</sup>徹行事情書、

切、然未幾、帝聽讒貶右相、至閉門拒上皇、夫帝中世之明主、而後之言、治必稱延喜、獨於父子之際、何遂至於此極乎、臣深疑之、竊原其故、謂是小人乘間伺隙、而蔽塞上下、蠱惑天聽者也、嚮使上皇為之深慮、教養之有素、而知用人之道、處置之得宜、而無可乘之間、則未必至於此極也、唯其不然、故其志不遂、而王室之事、不可復言也、且夫小人一遭擢抑、始修飾邊幅、婢顏奴膝、因緣攀附、務中其所悅、陰結其所親、以逞己志者、是其常也、故自古人主心術不正、道義不明、則小人務為邪諂、以竊富貴、壅蔽上下、斥逐忠良、以肆其姦、國由是衰亡者、比々皆是、宋真德秀曰、大抵姦邪之臣、離人骨肉、率以利害惑其主、使疑情動于中、禍德顯處、欲為自保之計、然後墮其機、疑情動則懼、禍德顯處、欲為自保之心作、保身之念勝則愛親之志衰、若夫如此、則閣下所以為千萬世遠謀者、亦將一日而失墜委地也、是臣之所謂救其末者、難為績者也、是以臣狂愚之所激、竊謂蒙養之事、閣下之家事、而不可一日以緩者、此而引嫌避疑、則德業何由成矣、盛治何由立矣、其所關繫至大至重、非從前正經界設學校之比也、切願、閣下少賜臨察、若夫濟時之急務、革弊之先後、其本末輕重之所在、既熟于英算矣、而况於安危消長之所關繫哉、固非疎愚如臣之所宜言也、然不能敢自止者、以事君之道、雖狂謀愚計、固

一七月六日爽味、兩人流山より南上、翌七日深更麴町潜居へ上着、翌八日諸方へ人を配り為知申候、追々馳付談合候所、其後指て事情かわりなし、竹本<sup>正</sup>之方へも為暑氣見舞、木六<sup>左衛門</sup>山忠<sup>山崎</sup>へ遺物等致し、追々談込申候所、先方申様に、先日御請取申候御書付、早速主水正<sup>正</sup>へ指出申候所、速に領掌に罷成、其節主人咄に、以前之様御國許騒々敷事にも有之候は、御取請も致兼候得共、此節は至極御平穩に被為在候趣故、御請取申候、何分御尤之旨儀委細相合、乍不届も相盡可申との申聞に御座候、依而平三郎<sup>中</sup>村挨拶には、誠に難有仕合、相願候柄には、何ぞ指上申度心事に御座候得共、賄賂等之様に罷成候ては、却而御主人様之御迷惑にも罷成候半、依而國許よりも申

越候事には、外々之品とも違ひ、永く家藏仕置候義公  
 之親筆、何卒御取成之上、御主人様へ指上申度、御  
 程合宜と相頼み申候へは、それは誠に珍敷御品柄、主  
 人にて御預り申か否は、御挨拶申兼候へ共、いつれ拜  
 見仕度云々にて相分れ申候、矢謙矢謙之方矢謙も、打捨  
 置きては却而害も有之候半、過日暑氣見舞なから相  
 尋申候所、口氣矢張以前同様、私儀何分相働き、御如  
 才申所存は無御座候得共、此間も内藤殿藤主人へ御  
 逢ひ、幸私詰合、次之間に扣へ居候所、いろくくと御  
 取繕にて、御述話御座候所は、成程主人も迷を生し候  
 も尤に御座候、中納言様公には何とて御悪き事は無  
 之、中山中山始め當役人共よりも、今一般御宥免相  
 願可然等之所、元來ちと御氣性過、夫故自然と、是迄  
 家中も一致に熟和相整兼、折角静謐に罷成候所、御立  
 入も被爲在候様にては、乍恐又々騒々敷罷成、詰る所  
 公邊御厄介にも罷成候半と、連枝方始め、彼是と心配  
 仕候事に御座候杯、體能取繕申述候事に御座候、實に  
 一體之理屈御伺ひ不申候、内藤どの御咄計承り候て  
 は、左も尤之様御座候、私之考には、何卒宰相様慶よ  
 り丹後守本郷へ御逢之上、中納言殿の事頼むと、御

一言御聲掛り御座候へは、主人も夫を名に致し、盡力  
 之致方も可有之と奉存候、何卒左様之御工夫は有之  
 間敷哉との申聞之よし、翌九日貳番町伊印伊東へも  
 面會、折節席上有障、俗咄のみにて仕舞申候、敷加藤  
 一件、原よりも吹込、且尼子三郎より委細杉金杉浦へ  
 談申候に付、伊印も兼て何やら手段廻らし申度鼻に  
 は有之、大乗込、それは上策なりとのよし、本所定院  
 へも兩人同道相訪、一條相咄申候得は、既に昨日芝に  
 て芝山殿へ御目に懸り、今少し早く窺ひ得は、大に都  
 合もよろしく候半、先達而御元服一條以來は、中山  
 守信も大に加藤どのを頼に致し、其後上様御前又は奥  
 向等之御沙汰、御聽被成候は、何卒爲御響被下候様  
 にと、くれくも申越候よしに御座候、芝山殿御咄に  
 も、中山は餘り柔弱過人も、夫故畢竟御取繕も御と  
 き被成兼候半、此節は少しは御いぢがある方よろし  
 き様、との事に御座候、加藤の家老へ、先日より足勞  
 を掛勞仕候に付、何ぞ御國より到來の品有之候は、  
 爲戴度と、芝山殿御咄有之候ゆへ、幸に私方にて御預  
 り置候廣蓋、是を壹枚遣可申候と挨拶いたし申候、誠  
 にあれは珍敷御品に而、實に祕藏致置申候、残り一枚

は、誰よりねだれられ申ても、遣し不申候と悦ひ、謝  
 禮くれく也、猶又先達くすをよしにてくるみ候儘  
 遣し候所、右之咄に相成、始て拜見、何やら更に分り  
 兼、開候上定而くすにも候半と用候得は、矢張くすに  
 て、始て拜見、御珍らしき事に御座候、御兄様高橋御  
 病氣之よし、私も上症に而口中を煩候節、早速直り  
 候藥御座候間、是を指上可申候、猶又上様御召服も御  
 贈り申度、尼子様へも御通申置候事に御座候、夫より  
 岩尾一件委細咄候へは、其岩尾は、定而御簾中様御附  
 なれば京都人にて、義園院どのにも多分丈夫と御遣  
 に相成候事に御座候半、委細御咄之所通し可申候、以  
 後は上書へ上と書き、御添文にて御遣しに相成り候  
 へは、次第も有之間敷、左様はなし可申候、夫より四  
 方山之咄に相成、暑氣之砌上様御住居向杯候得は、  
 上様御住居は、丑寅へ山を受候所にて、至て御凌惡  
 く御座候、それにて外御殿へ被爲入、別而御納涼と  
 申もなく、御行狀之別段なる事恐入候もの也、併し御  
 養生は至極御別段にて、四月より八月頃迄は、毎日御  
 麥飯を被召上、又は麥湯を被召上候、右へ准し候得  
 は、下々にては侈り勝ものに御座候、此間も隅田川へ

流しに參り候所、大そふ涼み舟々御座候、いつれも藝  
 者杯を載せ、皆々遊興之様子に御座候、暫く咄候内に  
 晝時に相成、是非共茶づけを遣度との事にて、馳走に  
 相成候所、初而御出之方へ下女之取扱にて、鰻魚杯  
 指上、誠にく失禮之品にて、御歸り節御目に掛るも  
 氣之毒也とて赤面いたし、くれく挨拶に付、田舎も  
 の至極好物故、澤山頂戴仕候と申罷歸り申候、翌々日  
 大要大久へ參り候所、折能在宿にて面咄、打續之盡  
 力を謝し申候、要申様に、久振にて石和石川へ參り、  
 只今歸り候所に御座候、今日は緩々はなし申候、御家  
 之儀も、最早決而御苦勞には不相成候間、御安心可被  
 成候、上様之御前は遠に御氷解に罷成、いつ頃と申  
 所、内實は御治定に相成居り候哉に相察申候、夫に笹  
 山殿青山も愈御憂離れと相見、去る六月廿九日病症  
 本服相成兼候に付、御役御免被仰出候様に、御願御指  
 出に相成候所、翌晦日御挨拶には、随分加養いたし相  
 勤候様にと被仰出候所、是は全常例、最早御轉しも在  
 近と相見え申候、今更主人正弘同役之事、彼是申は  
 如何敷、御下墨も可有之候得共、水府一條に付ては、  
 猶々主人盡力も嫌疑なく罷成、日を指して申上候も

恐入候得共、大圖九月末歟十月は、無相違御開明に相成候哉と奉存候、其後内藤殿追々罷出候哉と尋候得者、上屋敷は其後一切罷出不申候、下屋敷は如何歟、勿論と奉存候、返くも主人之儀に於ては、少しも御苦勞には不相成候、是儀は御降心可被下候、夫より六朔一件之咄に相成、大廉之義駒込老公公烈へも申上候様云々、愈之所如何と申候得は、私も山岡よりは駈と承り候に付、御通し申上候儀にて、併し主人より宰相様へ、御挨拶申上候書付には無之候得は、若山岡之口傳誤りにも可有之哉、若又一體内々之御挨拶故、口上にて申上候歟、是非突留申度、山岡へも度々尋申候所、折悪敷席上有障、熟談も不仕候、借々右は今更是非々々突留申候ても、迎も申上候様にも安心不仕、夫よりは根元之所、御晴天にさへ罷成候へは、それか專要と奉存候、近來は水一件之義、山岡、關兩人も、私同様に張込居りとの様にも、熟談相成申候間、大に都合よろしく、是は一と安心に御座候、鮎澤氏伊伊紛失物一件、是は直様主人之内聴にも入り申候所、御咄之通りなれば、指て御心配にも及申間敷、奸家杯より、主人手元杯へ持出し候事も、相成申間敷と奉存候、御

紛失はいつの頃歟、又御書之意味如何に御座候哉、御序に御伺可被下候坏、數刻談咄にて罷歸り申候よし、仍而紛失物一件は、四月祭禮之夜にて、御書之御意味は、國中士民大勢之内には、奸吏奸僧等に欺れ、一時之榮花を好み候ものも可有之候得共、それは全く一時之榮にて、後悔も可有之候間、壹人つゝも有志に相成候様、申論候様之大意に御座候と申候得は、左様なれば光明正大、いつれへ出候ても、指て御恥敷儀も無之、猶又君臣之御間には、御筆拜領位は可有御座筈也、併しなせ其節御申出無之哉との尋に付、夫はちとしさひ有之儀にて、其節其様了簡も仕候所、一と通り之紛失物なれば、直様可申出候所、不容易一品も有之、夫も表向拜領に罷成候なれば格別、極内々之事には有之、且盜賊之事なれば、書附類坏は人目に掛り不申様、川へ流し候歟火へ投候歟なれば、多分事程便に相濟、老寡君公烈之御名も申出間敷と愚慮いたし、是迄他言不致罷在候所、其後三四十日も隠し置、此度に相成、宿屋へ落し遁去候手業、いよく奸策と相見申候、借て貴論之通り、何も天地へ對し不愧事に御座候得共、輕卒疎漏、奸之手に渡り候段、寡君へ對し恐入

候次第に御座候と申候得は、成程御尤至極、何も御内談御通路之儀に御座候得は、無據御儀に奉存候、其後日本史一件、別紙書取指出し、浩歎之儀委曲相咄候得は、誠に驚愕致し、早速明朝先方へ持參可致旨申聞也、翌日右挨拶承り旁罷越候へは、要申候様に、碩和石川も大に驚愕、併し日本史之義は、水府御内輪之儀にて、是は主人より彼是と爲御警申事は、不相成筋と存候得は、夫も畢竟、御晴天一日々々と遷延いたし候故、義公以來之善政美蹟も次第に相破れ、水國臣子之情合不被忍所を以、直向に御開明を急き可申奉存候、併し御書取之面拜見いたし候ても、百五十年之御忌辰なれば、來年ならては否御決着にも相成間敷奉存候得は、其内には、無相違御開明に罷成候御願と奉存候、くれくも御苦勞に被成間敷様、御通可被下候との申聞に御座候、扱伊勢どの阿部にも、此節一と御心配之儀出來候よし、先達而書付御廻申候、彦根候井伊浦賀御備被仰付候に付、御願筋之一件、再應御問答に相成居候所、此節再興、溜之間不殘一黨いたし、京都守護之義は至極御大切なれば、時變相違も有之、海防専らに致し候との義心得兼候趣、伊勢どのへ突

掛候哉之所、伊勢どのにても、右を蹴拂候得は、溜詰を不殘敵に取り候姿にて、事之出來によりては、伊勢どの御身にも拘り候事故、いろく御心配之所、溜り詰格堀田侯正中へ御入被成、事丸く不被表立相濟申候、何れも笹山忠良之奸策にて、彦根、高松松平等之惡みより起り候歟に相察申候、廟堂之釣引も、いろく六ヶ敷御様子に御座候、藤堂侯は別段にて、一昨十二日於御前御褒賞有之、家督以來家政向行届、殊に西國筋之儀に付ては厚く心掛、一段之事に被思召、此上相勵候様にと、御鞍御鏡拜領に罷成申候、是は愉快之事に御座候、且此節は中納言様如何被遊候哉との尋に付、一體國許に罷在候節は胸痛相煩、家中一統殊之外心配も仕、猶更辰年弘化以來幽居にては如何可有之哉と、乍蔭夫のみ心配に御座候所、存外爲指御不快も不被爲在よし、是計は責ての天助に御座候、扱人命と申は朝夕も辨兼候ものにて、老寡君にても、近來は御氣力も御老へ被成、此間實兄高橋一郎迄降り候封書、内々拜見仕候所、以前は六七十枚位は書物もいたし候所、近來は十四五枚ならては出來不申候、氣力も老へ、最早先きも知れたる物也との御事にて、感涙を

流し候事に御座候と申候得は、成程上様方に而、六七  
十枚も御寫物被遊候と申事、中々下々にても及不申  
候、御氣力之常人に勝れ候御事、驚嘆至極也との申聞  
也、左様に御座候、右に准し五ヶ年御幽居にては、御  
年も於五十近く罷成候に付、大に御我がおれ、此間降  
り候親書にも、當今政事に携り居候役人坏、一體は臣  
之道に背き、國之爲に不相成義勿論に候へ共、行末  
之所熟慮いたし候へは、同じ家來之儀、宰相之代に家  
中一致に治り候方專要に候得は、壹人つゝも有志に  
おもひき候者は、有志へ入れ申度との事にて、跡の儀  
は決而騒々敷様之事は有御座間敷、且又幕府等へ、天  
下之事に付御建論等之儀も、何分御押へ申上候に付、  
得と御吞込にて被爲入候得共、元來天下之御爲には、  
一廉之奉公被致度心願にて、畢竟辰年之國難も引出  
し候譯に御座候へは、天下之安危に拘り候程の御事  
なれば、御精忠黙止しかたし、御建論も御座候半と奉  
存候と申候得は、成程御尤至極、其儀には伊勢どの始  
め、感服仕り居り候事に御座候、併前文御意味なれ  
は、石和之方にて安堵も仕候半故、直様御咄之所相  
通可申候、夫より六朔伊勢守どのより御挨拶之一件、

役人共九日迄懐に致し置き、九日登營之節御挨拶御  
座候振にて、簾中へ花の井を以申上候に付、簾中之御  
心付にて、中納言殿へ御内聽に入り候儀に御座候、右  
に付中納言殿へは、今以表向は不申上事に御座候と  
申候へは、私者朔日之振に而、九日に申上候事と吞込  
違ひ仕居り申候、左候へは九日迄隠し置き、九日に御  
挨拶之ふりにて、御簾中様迄申上候事言語同斷、君を  
要すると申もの也、右兩條明日直様碩和石川方へ、相  
通し可申との憤激に御座候、又此方より申候に者、一  
昨日御咄御座候所、老君開明之程も、大圖初冬之頃と  
相伺候所、國許心願之通、老君には御登營御對顔、三  
連離れ、宰相殿親政と申様、被仰出候哉と申候へは、  
左様に御座候、其程は如何か不相分候得共、私も其吹  
出し際殊之外掛念、姑息にも出候而者、遺憾至極に御  
座候間、此間石和へ面咄之節も、右之所を押候へ者、  
寡君阿部にも當時水府之御役人、御國之爲になるや  
ならぬも、詳悉に御辨明之上、御開明にも被爲至候儀  
と推察いたし候へは、御國へ被爲入候様之姑息は、決  
而有之間敷と奉存候、最早大方御治定と申氣味に候  
へは、瑣細之儀御申過に者及申間敷との申聞に御座

候、其後御主人様世上御噂御別段にて、笹山殿青山跡  
跡と申候得は、中々思ひも不寄事にて、併代々勤來候  
家筋に者有之候得者、五年と十年之内には、何卒左様  
も相成候へは、宜か至極に御座候、其許様坏は、老公之  
様なる無双之英君へ御奉公故、御承知被成間敷候得  
共、初君へ奉公仕候程、骨之折且殘念之ものは無御座  
候、いろ／＼はつと存候事のみ、誠にこまり申候坏、  
夜中刻限に相成引取申候、翌十四日神田橋勝豊勝野  
へ参り申候所在宿、樓上へ通り、いろ／＼數刻相咄申  
候間、與大野之儀に付兼々厚く預御世話、謝言之申  
様も無之所相述申候所、幸衛門大野義も此節被探申  
候、磯川之間牒と思敷もの兩人程、打續き拙宅へ罷  
越、と、け物有之振にて聞繕候よし、與衛門儀も折角  
是迄相凌、今更捕に就き候ては、是迄いろ／＼と心配  
仕候詮も無之候故、兼而入魂に御座候浦賀奉行淺野  
中務少輔長へ罷越、相頼み可申と存、與衛門同道いた  
し、一昨晚歸來之所に御座候、浦賀之方も大に受も宜  
しく、淺野家來分に致し、家老一人吞込居り候約に御  
座候、幸に家中炮術劍術等未熟に付、とも／＼修行爲  
致申度よし、淺野は至而感心之人に御座候、家來も祿

に應し候ては大勢有之、何れも夷船参り候節は一番  
鎗と、人々競ひおり申候、晝は炮術兵學、夜は讀書等  
一統致居り申候、御備向等之儀相尋申候得は、是は外  
沙汰之半にも参り不申候様相見え申候、浦賀同心大  
勢之内、西洋炮術之打方存候ものは、四人程ならて  
は無之よし、跡は不殘荻野外記等にて、大筒有之候と  
も至而不鍛鍊之よし、此度淺野之骨折にて、不殘西洋  
流に改革いたし候よしに御座候、併し幕府之御懷合、  
如何にも姑息にて、勘定奉行坏には困り候咄に御座  
候、先日何事か浦賀御備筋之儀に付、舊格より百何兩  
計、勘定増過に相成候へは、右之懸合六ヶ敷、三ヶ月  
程も永引もつれ候由に御座候、世間にては、パツタイ  
ラ御製造に相成候坏、實之様に沙汰仕候得共、更に跡  
方もなきよし、尤伊勢殿阿部御製造之思召は有之候  
歟、中務少輔より追々畫圖坏、入御内聽候事は有之よ  
し、仲々愈御製造に相成歟否は、何其安心不仕、此間浦  
賀表御備御預り之四諸候、夷舶來着之節心得振等、漸  
漸先日書出に相成候位に御座候、萬事是にて御推察  
可被下候との事に御座候、まつ／＼淺野は人物ゆへ、  
彼是と骨折、是迄長崎に有之候ホウイッスル、并高島四

郎大夫秋缺所之大筒等、浦賀へ御引付に相成、其外蘭人にて貳三十年以前、長崎表へ置申候製薬之石うす、大さ八疊敷位にて、それを牛にて爲引、鹽硝一時に大造出来候由、右位之事にて、思ふ半分にも参り兼候よし、中務も歎息に御座候、戸田兵と申人も、沙汰は至極よろしからず、實に不行状も有之歟に候得共、左様計にも無之、随分力を盡し候様之咄に御座候、中務少輔も御家之儀には兼々心配致し居り、右一件之談咄に相成、青山との忠引籠は、火元争ひか根元之様、世間一般唱申候へ共、左様には無之、水府一件に付ては、伊勢どのは大に違論にて、於營中伊勢殿と争論に及候事、兩三度有之歟之よし儘に承り申候、一體は右一條か根元にて、引込候譯に御座候、最早外轉も先日分り候へは一と安心也、咄に御座候、板橋源にも面會之所、爲指異聞もなし、紛失物一條定而御心配と御察申候、先日御國許より武石清八罷登り、磯川邸中へ咄申候に付、自然老君御聽に入、浮説にも笑と、先日小子迄御書下り申候、未何共御請も不申上候、且又乃逸大憤りにて、加治左馬へ申聞候事には、此度之紛失物にて分り申候、高橋兄弟杯は

誠に不届もの也、右之者夫成りに指置候而者、九老を仲町へ押込置候詮なきもの也、此度は嚴重不申付候ては不相濟、尙又此方之事、公邊へ詳に分り候事、誠に不審なりとのよし、又曰、曲直彦は油断ならぬ様也との拙に付、一寸見てはあの通りの坊主なれ共、左様に候や、併爲指事も出来申間敷と申候得は、夫程之儀はなく候へ共、一日使ひ位之所へ退け候外、有之間敷との咄之よし、定て鎌倉敷四ツ谷へにても参り候半歟、流石御國へは被下兼候事と相見申候よし、又曰、此節油断之ならぬは、曲直彦に人見又左衛門、入谷新次杯なりとのよし、十五日之夜明歟朝歸郷之つもりにて、麴町潜宅へ、帆喬板橋始め一同相集り居り候所へ、國許より急飛脚にて眞木巳喜之介到着、平三郎中同道に而馳付き承り候得は、高橋多鮎澤伊兩人去る十二日評定所へ急召に而、目附方下役門前を堅め居り候由、御用之分りは如何か、突留不申發足に相成、鮎澤は南行留主、内にては八溝山權現へ參詣に罷越振申出候よし承り、一同大驚愕、平三郎は國許にて被打候と申一言を聞、何分膽を居へ候様子

なれ共、歩行なから石へ蹴付、袴并單へ物を通し、膝を痛め候位之仕合也、仍而は直様歸郷不致候ては、手續之方へ對し候ても不相濟、且國許にても如何計之心配にも候半と相察し、併し公然と槍を立引取可申と相談相極め、跡之儀は委細尼子へ相託し引取申候、其節一通相認大要大久へ遣申候、

大要大久へ遣申候書札之扣へ、

急啓愈御安健奉恐賀候、此間中は兩度上堂、御繁務之御中、預御馳走奉拜謝候、扱只今國許より飛札到來、去る十二日、拙子兄弟評定所へ罷出候様、筋より達有之、目附方下役門前を警固いたし居候趣に御座候、御承知之通り、今に不始暴横之政事、少しも不足驚候得共、兼而實兄高橋より申上候半、兩寡君烈公之先途を見届申度心事にて、今日迄相凌罷仕候所、遺憾至極、浩歎此事に御座候、扱以前之御模様にも御座候へ者、此表へ亡命潜匿も仕り、命之有ん限り、微忠をも盡可申候所存に御座候所、御手續之方之御響きも追々有之、老寡君開明之程も、大圖兩三月之間と際限相伺候へは、只今彼是騒々敷様にては、却而不相濟と愚慮仕候、尙又國許實兄よりも、申越候拙論も御座

候間、只今より速に引取、穩便に捕に就き候つもりに御座候、且此壹封國許より相届申候間、碩果石川方へ御と、け可被下候、此度は能折柄始て拜眉大慶至極、前文之次第故御暇乞にも罷出不申候、旅中多忙、燈下大亂筆、萬縷御推恕可被下候、頓首、七月十五四日燈下相認む 鮎澤伊大夫

大久保要様格下 尙々御家内様へも、よろしく御致聲奉願候、以上、

一麴町潜居和泉より通達有之に付、罷歸り候所、眞木巳喜之介急に到來、御國許急召一條、十二日之夕刻出立に付、御用之分り口一切存不申候へ共、大圖塾居、中町は如何歟、仲町之模様もき、繕候所至極靜之由、左候得は、仲町へは参り不申候哉との新國許にても考へ候よし、其席に落合候もの尼子長三郎、板橋源介、中村平三郎、増子金八、水野哲太郎并僕也、十四日之夜八ツ時なれば、ごたごた評議は何之益なし、早様明ぬ内出立可仕とて、大要大久へ遣候書狀相認、槍をば平宅に有り合候槍を爲持、一同へ暇乞して、金八一同飯田町へ参り候へは、平三郎知己之駕籠屋有

之趣に付、直様駕にて榎木戸迄大いそぎにて乗付申候、千住を通り候節、日之出にて、青物市人追々混雑之中を乗切申候、榎木戸より又駕を押し通しにいたし、又三里参り、流山へ來り候へは、江戸より道程六里なれば四ツ位也、夫より歩き、水海道まで三里参り候へは八ッ過也、いそぎ晝飯、夫より北條へかゝり候へは、六里之道恰も十里之如し、夜四ッ少前に参り、漸にてめしをねたれ、夫より筑波を越、十三塚へかゝり度候へは、夜中馬一切出不申、府中へ七里なるか、府中なれば出可申よし、足は疲れ、前夜より不眠故大に疲れ、依而馬を頼み、府中へ抜申候、途中にて落馬兩度、天助にして怪我なし、曉天に府中へ出、夫より竹原へ参り候へは、漸く戸を開き候所也、依而駕を頼み、槍持を頼、金八には夫にて分れ、手綱迄急病人大急きとて、金錢等望に任せ、飛か如く枝川迄乗付申候、其日炎熱如燒、駕の垂れを御しつゝ、且盆の十六日なれば、下町本町口者、婦女子等装ひ居り、魂を消し候様子にて見居り申候、成程十六日旅行、且たれを御したるも奇なるへし、夫より人を歸し、枝川にて大沼より返り之振に申、相對にて八馬を頼、青柳より

引取申候、水術稽古場にて、驚き候様子にて見居申候、

七月十九日夜尼子三郎に來訪、前夜南方より

歸候との事、然節大久保要より來書、

肅啓殘炎甚敷御座候處、先以倍御安健被成御座奉遙祝候、然者此度重次郎様伊太夫御出府に付、廬へも御過訪被成下、初而拜謁大慶奉存候、御國許之御様子、如何被爲在候哉と御案し申候處、先々御無難のよし相伺、乍憚安心、御同慶奉存候、扱大日本史云々之儀奉驚入候儀、其外伺候條々、委細翌十一日朝雪花和介方へ罷越候處、在宿にて逐一申聞候所、誠に浩嘆之至、感激に不堪、修史之御大業は天下奉敬服候儀、實に千載之龜鑑、一朝之儀に浮沈可仕様無之筈之御事、天下相辨居候に、右迄之御次第、扱もくんと驚入申候、并に朔日之儀、九日迄御稽緩、殊更其日御受取被遊候様に、御吹聴被仰達候は、是皆要君之奸計、いかにも驚入候儀奉存候、尙又御次第柄、御沈滞可被成御筈は無之、能々差支、無據其後之御登城を期し、被仰達候様にと申上候儀に、可有之御儀と奉存候、早速龍之口申述候様可仕、嘸々感激可仕事と申候、併最早

不遠之御開明と御察奉申上候、御開明にさへ被爲成候は、萬端自然と御造立に可相成御儀奉存候、種々取越苦勞に存、萬々一御開明之御際になり、御國杯へ御入被成候様にも相成候て者、無詮義と奉存候、其邊之所も、押て野生限りに、極密相探候處、左様之筋に無之、畢竟奸臣執事國害に成候義、其筋御分り被成候上の儀に候へは、御爲に歸候様可相成は必然と、除程極意迄存知候様子、乍憚先々御同慶奉存候、只今に成小田かなる事には、最早御構に不及候へ共、此二大事は早々相合、申述候旨に相約申候、實はあまりあつかましき程、先日申述候書付之一事扱は、挨拶相分候まては、晝夜□□りに存候處、大に脱□安心仕候、此上は御吉左右奉待上候、別而御厭ひ、御清祥奉懇祈候、委細は金次郎様へ申上候間、御承知可被下候、夕陽取込候に付相略申候、尙期後音上候、恐惶謹言、

七月十六日

親 貞 拜大久保要人

浩郷君格下

尙以時氣、爲念折角々々御厭ひ可被成候様奉存候、夷舶之儀先々平穩、勢州に一艘、松前一艘、近來見え候御届のみ、其外無之よし雪花石川和介申候、實は少々

口 演

近海へ参候は、宜と存候へ共、立消に者困り申候、其譯は、俗人忽安心、高枕云々のみならず、追而不足懼と辯を付候姿、流俗之習ひ不可□候、尙異聞等御座候は早々可申上候、扱備庵先生古俄羅斯紀聞十卷一を集とは被致、諸書四五部六七部一卷といたし、通計四拾卷、細字、大抵自筆之編網羅之様子、殊更俄羅斯一件之節は、當時よりは通辯等開け不申、諸々時々寄分兼候半也、その行届候事經論之餘、右之通有之候段、感服之事に御座候、何卒追々取寫申度儀に御座候、其外右家之仕事は、能々手の廻り候事に御座候、將又願置候貴地御建白之御書付類、内々拜見を祈候、以上、並松懸哉老より幽閉見舞として遣申候手簡之扣へ、

殘炎甚敷候所、愈御揃御安靜奉賀候、過日は御幽墊之嚴命を御蒙り、御心事深察候、早速御様子も致承知度存居候得共、例之人情、嫌疑不少、殊に其砌は監卒兩田等之門外忍廻り被申付候趣、極密響合も御座候に付、定而貴公幽せられ候より、又々通路を求め、人出入も可有之との疑念にて、右等之事と被察候間、若又往來



之跡を付候様之事も難計と差扣へ、意外なから今日迄及遅延候、尤不認とも、大圖右等之儀、御推考に相成居候事とは存候得共、序故御申譯旁相記申候、今晚揚火も有之、雅俗共に一覽に心を寄せ候義と、却而今宵杯害之端も薄く候半杯と、野悴一寸御見舞爲申候、此草子甚以菲薄之至に者御座候へ共、御童子様方御慰に遣送仕候、御笑留に相成候は、致大慶候、其内天運順環之時も來り候は、寛話を得候儀も有之可申候、折角御一統御心身御養專要に、當今別而秋炎、御厭被成候様に存候、然る所御内外御指支も不少儀と、一同御尊申暮居候、鮎澤氏伊へも右同様、意外に御無音に打過居り候間、御序も御座候節、宜御傳へ置御頼み申候、扱爾來は南風異聞も無之哉、爰要路違變も無之儀と存候、いよく變動も無之候て、來夏頃迄には、遅くも目鼻も付可申哉、夫のみ樂み居り候事に御座候、唯々貴家三人被幽候と申儀、彼地有志へ聞へ候は、正氣薄くも罷成、自ら其手續影もうすき模様も生し、隨て其向にも又張込緩く釣合歟、是又致苦心候、乍去追々之御手順も御座候故、御自身如此被幽候とも、御同志中へ御託し云々と申處にて、實儀有之も

の保要大久之類は、却而盛に相成可申候、尙御仕成方御大事之場合と存候、然る處福山福之碩果、石川も、同様と察申候得共、同藩山印其上之事に至り候ては、役家俗吏之様子、八分は握り居り候儀と相見候之間、今之御身柄、碩迄御文通等も有之、夫を其儘上へ向ひ吐露致し候様に相成候は、取様によりては、蟄中にも如斯にては、事の當否はとも角も、成程水藩之治め方甚六ヶ敷、邪論之所にも一理有之云々と申處へ、首之まがり易き釣合、無之とも難申に付、此上御機會に當り候とも、御微行は勿論、御書通も何とか御工風被成、御同志之御手順より、御運ひに相成候方可然と存候、御如才も無之義とは存候處、從是は同志誰より、爰許情實等は得貴意候云々等、可然ふりに碩圓石川、迄も御投置き被成候は、貴心御丹誠之糸も切れず、先方へ對し、御幽居中之嫌疑も無之様に被存候、是等之御仕成振も、一と御工夫被成、帷幕中へ御良策御專要と存候、萬々他日可得貴意と、先づ御様子致承知迄に、草々亂毫、晚景不具、

文月末廿日

尙々此上も御無音に打過候間、不惡御合に致度、何

そ御指支御座候節は、寢といたし候御同志を以なり、無御伏臘御申越御座候様存候、其内折を見合、又々御尋問可申候、仲街吉之腫も平癒之よし、先々よろしく、按刀片足腫を催し候よし、尤深き儀とも不被存候處、宜敷方にいたし度、老母杯承り候は、苦心を増し候故、不聞置候事に御座候、以上、

よしさらはくもれ今宵の月かけの  
秋の半にすまぬものは  
屏居偶作、二首、  
國宛未雪五迎秋、天步艱難何日休、幽獨憶君拜恩賜、  
夢中猶有玉容浮、  
依舊秋風動樹林、寸功不就總違心、防閑無術取嚴譴、  
難奈英君知遇深、

柚門迂人書高橋多一耶

この秋も思ひはたえすくれ竹や  
うきふししけき世にこそ有けれ  
江南之潜客水哲水野哲太郎より被贈ける歌之扣へ、  
よふやくに心しられしりたりけん人の云々さ、  
て、覺す涙のとめかねたり、  
いかにまたうきになれにし袖の上に  
露おきそふる秋の夕暮  
ますら男の袂もそゝろしほるかな  
君を忍ふのりの下草  
けふよりは誰と共にや梓弓  
やまとのみちを引かへすへき

遠路近路波志卷之十一

呈武田君<sup>九郎</sup>執事書、

愛諸再拜呈書伯道武田君執事、愛諸之在內翰、執事適爲參政、初得見執事、執事亦不以愛諸之不肖、而數加眷顧、頗得効微衷、時或陪諸大夫之宴、及酒酣、執事意氣激昂、論時務、雄姿歷然、猶在目睫、甲辰以來、執事數遇貶黜、義當上堂候問、而不敢者、恐其爲高者之累也、而執事之在箕川、適愛諸姻戚後藤某、與執事之舍隣、每來往談、必問執事之起居、執事亦問因同志之士、以垂傲誠、於是乎意氣相應、固不待魚鳥之信矣、愛諸昨父子弟兄獲罪禁錮、屏居默處、緬懷時事、追憶既往、想見執事之風采、密裁一書以呈、幸垂亮焉、愛諸居常誦疾風知勁艸、板蕩識誠臣之語、謂士之處世、其愛君憂國者、與迎合取容者、未嘗不形於尋常行事也、其誠臣與否、何必待板蕩之時而識哉、既而際國步艱難、人心反側、朝變夕改、始知此語之確矣、夫甲辰之變者、國家之大耻、而臣子之公憤也、苟有人心、豈可不思其所

以辨誣釋冤者也哉、而日人慝作、權奸恣政、向之任政者、亦或自甘爲蔡京、堂々大藩、士夫如林、而確乎不變其操者、蓋不易多得也、當此時幕府威勢強大、而人心兢兢、不知君冤之爲君冤、執事獨慷慨悲憤、與吉君履善<sup>吉成</sup>一<sup>又衛門</sup>朝決然、振袂南上、抵開老濱松侯、<sup>水野</sup>邸上書訴冤、辭旨懇切、感動人心、越十一月、有命釋太公幽居之困者、未嘗不由執事之血誠也、嗟乎使天下之山皆富嶽、則孰知富嶽之爲富嶽、地上之草皆勁艸、則孰知勁草之爲勁艸、群陰凝結之中、爲人之所不敢爲、使天下知水國之冤、所謂板蕩識誠臣者、於執事見焉、如何止樊成錦、禍根之深非一朝夕、幕府既釋其幽居之困、而不許其臨政、支封諸公監國政者自若、爾後權奸相踵、或隔絕至親、一時正義之士、貶竄粗盡、執事既蒙譴、復勒致仕、義民死於獄中者既七人、而士民所控訴之紀顯<sup>龍公</sup>亦即世、嗚呼人衆勝天耶、抑人事之未盡耶、雖以愛諸之不肖、一念至此、痛恨悲憤、髮蕭々起立、曾不自量、皇々奔走、庶以罄蔡蕞之心、然資性孱弱、才力綿薄、加之同志之士、免於禁錮者、不十存一二、左梗右塞、未能挽回正氣、居諸如流、五迎秋風、狂愚之性、蹉躓自取、反身修德之不遑、吁復何言、愛諸獲

罪前數日、太公密賜親書一通曰、參議<sup>慶</sup>以六月九日登營、阿部勢州<sup>弘</sup>傳台命、即日未牌、命婦某以其書達夫人、夫人乃呈寡人、故寫一本以賜云、愛諸捧讀、不覺淚之從、而不能無疑於其、以此事爲六月九日者、嘗聞之於江戶一士人、曰、子之君、以六月朔登營、福山閣老<sup>阿部</sup>傳命云々、此言有所由來、決不可疑、而六月邸報、又曰、水戶公登營、即當大將軍有微恙、故停謁見之儀、而執政見公於白書院、據此二說、則知此事六月朔日、而政府僞聞以九日也明矣、且台命至重、不即上之於太公、而僅以宮掖一婦人、聞之太夫人、其謂之何、壅塞之極、一至此乎、是可忍也、孰不可忍、奸曲恣睢、不可惡之甚哉、然幕府所命、雖非無遺憾者、頗似有悔悟之機、國冤之洗雪、其可卜矣夫、乃竊謄寫以呈、執事幽鬱之情、或有少慰焉、嗚呼疾風之餘、一旦陽候復至、勁草當生々之辰、則其清賞果如何也、時秋暑如焚、伏以爲國自愛、愛諸再拜、

嘉永紀元戊申七月廿五日

高橋愛諸具稿

七月廿三日大健<sup>大野</sup>

下りに付、水鐵<sup>水野</sup>啓太郎

遣申候手紙之扣へ、

啓上仕候、殘暑強御座候所、其後は不呈一紙、疎懶萬

萬御海容奉希候、扱此程は占君<sup>點澤</sup>拜願、慰久鬱欣躍仕候、云々之一事恐愕仕候、扱々痛歎之至奉存候、かゝる時左<sup>こ</sup>の思召は、兼而より御期被成候事に而候得は、死生間御談笑は奉察候得共、未趣向は宜と申條、果而掌中に握り候儀にも無之、掌中に把候上には、如何に而も亦安候場も御座候得共、於不才甚痛心仕候、是迄は色々杆格のみ、至居神同意會相成兼候所、漸此程御互に心を知りしられ候様相成、是よりは不肖微力をも、少し御用にも相成可申と存候處、兼而期候事とは申ながら、此に至候て甚痛心仕候、殊に當今之好機會を失し、人心解怠之氣をも、相生可申歟と奉存候、ク様之義御座候上には、猶々相勉勵致候氣、益奮候様仕度奉存候所、とても不肖は奮勵仕候儀も擢申候、勿論隱然御指揮は有之事と奉察候得共、百聞不如一見、是迄之通御直到被成候様にも參り兼可申候、たとへ上手か指組候將基にても、中程より手か替り指候へは、先之指組之意かしれ不申候へは、駒組も遠可申候、夫等之氣味に相成不申候様相禱候へ共、取越了簡には如何と、老婆心に奉存候、此方之儀何も云々無之候へ共、將來之處、隨分御遠圖被下候様奉存

候、兎にも角にも當分之義は、淡靜鎮撫之儀大節に御座候間、顔色怡々に罷在候積りに御座候へ共、胸中鬱愁、兩三日寢食不快に罷成候、已後御所置により、此方何も動候儀有之間敷候へ共、又動き申間敷と計も被存不申候、先いつれ暫之間寂然無音にて、動靜を察候方と奉存候、是は不肖事なり其上に而又々進退之儀、相決候やう可仕奉存候、是は品に寄不肖は無御策之方は、益御勵不被成候ては相成申間敷候、愚慮仕候には、先之策には、此方にて隙間なく手を入候故、先之手を容る隙間なくと申形にてケ様に候得は、此方之手相緩可申候間、其内ひしと乗取可申心得は可有之候得は、兵法杯の要地を争候様ものにて油斷致不申候様被遊候か、ものに可有之候第一之急務と奉存候へ共、伯牙死して子期斷琴之時節候、不肖之心意相談可申處なく相成候様にて、只無言境に入候積のみ仕候、何れ中村三郎平近々下向之由に付、是より委細御承知可被下候、歎息之餘り、亂書小言のみ申上候、兎に角御自重、折角御凌被遊候様奉祈候、又往事相考候へは、何事も平坦無事に而、計は出來兼候ものと相見、此事を初より參考仕候へは、一事節の御座候時には事勢革り、一變一革今日の勢とま

て相成候へは、亦事情之上には、吉事相進候様之儀も可有之歟に奉存候、心情筆紙盡兼候儀も有之、概略如此、如何に御座候哉、御容子相伺候までに御座候、以上、

七月十九日認

同便板橋源より之書通知へ、

十四日御出仕拜見、先以去る十三日被仰出之趣承知仕、扱々残念、爰元一同親に放し候心持に御座候、定而洗宅伊太夫兄にも、今程は被仰出候半、如何、被仰渡之趣承知仕度奉存候、御心中奉推察候事に御座候、早速言上におよび候得共、いまた何等之御返翰無之、御力被爲落候半と奉存候、跡之儀は是迄之通り、石河五郎に而持切候由、委細承知仕候、何卒一度微行、所々面會致置候様仕度奉存候へ共、此儀安心不仕、左候得は不仕ながら貴兄之代り、爰元之儀は一同相談之上所々走廻り、面會仕候様可致と奉存候、最早何事も御行届有之候得は、何も口放申に不及と奉存候、只々時時面會、先方模様等承知仕のみに而可然、第一貴兄に無之候而は、金出來申間敷奉存候、愚生奔走仕候に付而も、内外取繕置不申候而は不相成、就夫而も金指支

居候而は、存分走廻り候事も不相成、扱々残念に御座候、實に是迄は邸中御取次位に而、格別御奉公も不仕候得共、貴兄御微行も不相成候へは、不仕ながら必至と御名代相勤候様可仕候、此度中平中村下り候間御面會之節、萬事御申含可被下候、甘子兄尼子下り後相替儀無之、十二日被仰渡、早速大要大久遠山衛門相廻候事に御座候、本所定院へも相廻候事に御座候、色々申上度儀御座候得共、書外中村下り之節、委細御承知可被下候、先つは御様子相同度、早々申上殘候、已上、

七月十九日認

七月十二日謹責を蒙り候に付而は、其際後宮等へ書通等、不遠慮故相扣へ、尼子三郎長義は時時面會も致候に付、尼子より經定院殿迄遣候文のひかへ、

乍恐一筆申上り、殘暑今に強く御座候得共、先以折柄之御障りもなく、御機けんよく御座遊れ、御目出度存しあけり、隨而爰元なんの障りなく凌ぎ罷在候ま、乍憚御安慮遊はし候様に願上り、左様に御座候へは、先日は度々御目通り仕、其折はいろ

いろ御響應いたしき、毎度々々難有、恐入存しあけり、扱内々申上候國許高はし多儀に付而は、嘸御配慮も被遊候半、私事も十九日之夜、道中というりなく下着仕り、左候所高はし兄弟多一郎、貼澤伊太夫義も、蟄居被申附候へ共、宅つゝしみに御座候ま、先つゝ安心仕り、左候得は矢張是までも同様、萬端相談も罷成、尙又貴所様に而、御配慮も被爲在候所、是迄之通り當人より御文通申上候事も、自由に御座候ま、けつして御案被遊間敷やう、くれぐれも存上り、扱又御目通之節、あらく申上候とほり、多一郎一分之義に付、御手續杯へ被是と御心盡被下候との思召は、海山有かたくそんし上りへ共、ひよつと外々へつき當りにても出來候ては、以の外と存しり、矢張申納言どの公御登城之上、御對顔被爲濟、宰相どの慶親政之程、一日つゝも早く御沙汰御座候御事、當人も明くれいのり居り候事に御座候へは、何卒右之儀、よろしく幾重にも、御手續之御方様へ願上り、尙又芝山様へだんだん願上り、中山への一條は、今程は御ひきにも罷成候半哉、もし又國許の事に付、いろく御心配被

遊候故、御扣へ被遊候哉、御程合一寸御伺申上り、  
 いろ／＼の事願上り、様やうなれとも、中納言殿  
 と宰相殿父子之間にさへ、いろ／＼と役人共御間を  
 へだて、時々中納言殿へ機げん伺ひも、遊ばしかね候  
 程之儀に御座候へは、又々御守殿様へもいろ／＼の  
 事、定而御耳に入り、中納言どの御間悪しき様の事な  
 ければよきかと、夫計明くれ心配にそんし、中  
 納言どのに而は、實の母よりも厚く御目をいた、き、  
 御親しみ深く御座候所、御文之御使ひ抔仕候幸願院  
 なども、近頃病身になり、おしはり勤もなりかね引  
 おり候由、此節柄なんぞ、御守殿様御耳に入候儀にて  
 もなければよきかと、くれ／＼も御心配のよしに伺  
 ひ、夫等の所も義園院様へなり御申上おき被  
 下、役人抔よりかれこれ申上候ても、御氣にかけ不被  
 遊やうに、願上度ものに御座候、此段も丸々御含にな  
 り候様に、よろしく願上り、いつれ私事も近き  
 内に又々罷出、御目通之上くはしく申上候半と存し  
 上り、何も／＼よろしく御披露被下候様に願上  
 り、目出たくし、

尼子長三郎拜上

經定院様御側衆中

猶々殘暑強御座候ま、折角々々御大切に御しの  
 き遊はし候様に、くれ／＼も存上り、何も／＼  
 御安心のため、本文申上り、めてたくし、

七月念八大健大野上途に付、鮎澤伊より板  
 橋源迄遣申候書札之ひかへ、

呈一書候、殘暑凌かね申候、愈貴家御揃、御安靜奉賀  
 候、扱先日出府之折は緩々得拜顔、とかく失敬勝、御  
 海怨可被下候、扱俄之儀到來、いろ／＼御世話様に罷  
 成申候、いなや御分り不被成内は、嗚々御心配も被下  
 候半、拙子儀も十五日千住日之出、同日夜通し筑波路  
 へ懸り、翌十六日晝頃枝川へ、岩城手綱家中のもの、  
 様に見せ、旅駕籠に而乗込申候、夫より青柳通り八ツ  
 過靜に引取申候、世間に而も至極膽を潰し、いよ／＼  
 北行と存候より、同夜自分宅へ俄に引移り、翌十七日  
 實兄高橋同様蟄居被仰付候、誠に恐入候事に御座候、  
 前文之旨儀故、實兄へも染々咄も不仕相わかれ、遺憾  
 に御座候、左候處へ一昨廿四日之晩、關與衛門大野  
 歸着、南事情等委細に相分り、いろ／＼苦心之所、大  
 安塔に御座候、事により禍を轉して福となす氣味に

も參り可申と、感喜此事に御座候、先以雲上公には  
 御機嫌克被爲入候半、何寄恐悅此事に御座候、先日紛  
 失物一件は、餘り恐入候故、並松より委細恐入申上、  
 尙又此度拙兄弟謹貴之儀、定而賢兄より御申上に罷  
 成候半、今程はなんぞ御下けの御書にても御座候哉、  
 相同道奉存候、此度與衛門下り承り候所、碩和石川  
 大要大久兩子之憤激盡力等、一倍相増候段、感涙に  
 堪かね申候、阿開正弘も流石感激も仕候半、是迄之  
 盡力も實に感心に御座候、扱右に付て御相談申度事  
 御座候か、是は何其恐入候事に御座候へ共、老君公  
 には少し御疑惑之御辯御座候歟、去已之春會澤原  
 田兵等、中街九人之押込一條は、幕之御小人目付喜  
 多野省衛門隱居牛抱等、原田會澤等へ參り、事情探索  
 之所、會原等正論と見込、餘り乗込過候に付、不殘引  
 出され、幕之響きに而押込られ候との御論、再三實  
 兄迄降り申候事に御座候、牛抱などは、まさか正論に  
 も、今も少々つゝは盡力も仕居申候、それ中街は松  
 申松平を押出候一件、松申口ばしり候より、被打候  
 事頼に御座候、扱先達而よりも阿儒石川遠半遠山等  
 正論と乗込過、會原同様被打申間敷用心致候様に、尊

慮再三御座候所、此度拙兄弟嚴責を蒙り候に付而者、  
 紛失物よりも、矢張幕より被引出、被打候様に御氣  
 取被遊間敷ものにも無御座候へは、阿部君臣の盡力  
 比類なき段、委細此節之所、別紙に書取指上申候間、  
 貴兄より御書直文上、御呈し被下候様相談仕候間、宜  
 御取扱可被下候、萬々一御疑心之餘り、幕向いつれへ  
 而も骨を折候上に、禁句ケ間敷事有之候ては、面白か  
 らざるものに御座候へは、貴兄よりも何分宜御申上、  
 大圖御開明も、延て當年一杯と相察申候得は、國許被  
 打等は内輪之小事、少しも御配慮不被遊、御平穩に被  
 爲入候様御申上之程、くれ／＼も奉願候、尙又拙兄  
 弟儀も宅慎ならば、是迄同様相談も出來申候間、貴地  
 周旋の諸子へも降心致候様、よろしく御傳聲偏に奉  
 願候、燈下取いそぎ申上候、委細は與衛門より御聞可  
 被下候、以上、

初秋廿八日夜認

鮎澤 拜上

板橋様

猶々殘暑折角御厭可被成候、此折は貴兄好家より  
 定而氣を付候半、大切之場合御凌專一に、くれ／＼

も奉存候、

別紙

六朔一件、阿部どの家中碩和石川和介より、土浦藩中大要  
大久迄相響き候書通、過日高橋より奉入御覽候通り、  
 阿部どの懐内之儀、委細御承知被遊候半とは奉存候  
 得共、其後打續盡力之大意、御心得迄に奉申上候、當  
 月十一日高橋實弟鮎澤伊大夫微行仕、俄に阿閣の方  
 へ通し申度儀御座候に付、土浦藩中大要へ罷越、條々  
 委細相咄申候所、大要申様に、碩和久振に而參り、緩  
 緩物語仕、只今歸り候所に御座候、依而鮎澤にて、阿  
 部殿之方如何と相尋申候へは、今日碩和申様に、最早  
 決而御若勞には不相成様相察申候、一體上様の御前  
 は、六月朔日伺ひ切れにも罷成候哉之所、少し水府動  
 靜之御程合を、見合候積りに御座候故、畢竟六朔に  
 御内合之所、宰相様慶へ御挨拶に罷成候事と相察申  
 候、公邊御大政之儀、いつとは申兼候得共、九月頃歟  
 霜月は無相違様に、夢中推考仕候、且又青山殿良も  
 長々御引込之所、六月廿八日病症本復仕兼候付ては、  
 御役御免被仰付候様に、御願出に罷成候所、翌晦日右  
 御挨拶、何分養生致相勤候様にと被仰出候、しかし是

は全常例のものにて、御蔓離れと相見え候得は、御外  
 轉も在近と相見え申候、左候へは主人阿部動きも、  
 格別嫌疑なく罷成可申奉存候、當節は牧野どの忠と  
 主人計にて、戸田どの忠は夏向にさへ罷成候得は、  
 御引込被成候、夫も御召使大勢が、さはると申事に御  
 座候、水府一件に付而は、主人も何分盡力仕候積りに  
 御座候間、主人義において、決而御心配被下間敷、  
 近來は公用人山岡、關兩人も殊之外染み込、是非老公  
 御引出不申候ては、幕府之御不明は勿論、當家千載之  
 不明に罷成、後世まで汚名を殘し申候間、是非ともと  
 申様に張込、水府之義どの様にも熟談出來候様罷成、  
 是は一と安心に御座候、何もく御苦勞には不相成  
 候間、御國許何分御靜謐、老公にも此節公邊向へ、餘  
 り御過激之御建議は、おとほのき被遊候方乍恐可然、  
 此節柄御大切と奉存との申聞之由、依而大要申様に、  
 追々御盡力實に感激、最早苦勞は無之と申もの、奸  
 家よりは定而種々奸説も持出し、本丹本郷杯と申邪  
 魔も有之候得は、如何様異變を生し候も難計、尙又御  
 開明の吹出し口姑息に流れ、御國へ被爲入候様など、  
 糊めし細工に參り候ては、御開明にならぬにも劣り

申候、夫のみ心配と申候へは、夫は左様之思は有御座  
 間敷、何も御役かた正邪之所業等、得と主人にても分  
 明に吞込候上の御事に御座候得は、左様之譯は有之  
 間敷奉存候、其後に而碩和溜り詰一件咄に罷成、先達  
 而彦根侯井伊浦賀御手當被仰付候所、京都守護之内  
 命も蒙り居候に付ては、何萬石程御預り地云々、公邊  
 と再應御問答に罷成候所、時變の相違も有之、當節浦  
 賀海防之儀御大切に付、外ならぬ家柄を以、浦賀御  
 備被仰付候所、申立之趣難題ケ間敷相聞候旨を以、御  
 挨拶御座候に付、彦根侯も畏服仕候哉之所、此節又々  
 再興、溜り之間を大かたこしらへ、京都守護之義、如  
 何相心得可申哉とて、主人へ持懸候所、主人も外之  
 義と違ひ、右を蹴拂申候へは、溜り之間を敵に取候様  
 之姿にて心配之所、溜り詰格堀田侯正にて中へ御入  
 被成、不表立穩便に相濟申候、是も讚州松平彦根等  
 之妬みより、青山忠にて腰押候様にも推察仕候、外  
 の義と違ひ、御他口被下間敷候、且又其後内藤藤と  
 の罷出候哉と申候へは、碩和申様に、先日後は更に罷  
 出不申候、只今上屋敷へ參り聞繕ひ、歸りかけに御座  
 候所、氣をくひ候事と相見申候、主人咄にも、内藤と

のより御懇意之ものへの書付、成程更に無事には無  
 之候得共、大咲いたし申候、面會之節は、老公の御身  
 上之事、さして悪口も不仕、天狗之事も罷き程に申  
 述、なんのかんのと申中に、三連枝方を引留居へ置度  
 様にのみ取繕申述申候、又駒込殿公より御文通申候  
 沙汰承り候所、駒込殿より身分之義に付、なんぞ駈と  
 したる御約定にても、御座候哉との尋に付、是はけ  
 しからの御尋に御座候、成程駒込様より御書被仰遣  
 候事は、度々御座候へ共、何も天下の爲被仰越候事に  
 て、少しも御身分之事に付、被仰遣候事杯は毛頭無  
 之、又此方より左様之事申上候事も、一切心得不申  
 候、御尋御座候柄には、きつと致したる所、御承知之  
 上と存候が、いつれより御承知と突込申候へは、當惑  
 之様子にて、全く風評に御座候に付、御内々伺ひ候  
 事にて、何も取留候譯にては無之とて、引取申候よ  
 し咄に御座候、夫等之所より足を引候事と相察申候  
 と、咄され候由に御座候、其日鮎澤伊より通申候日  
 本史一件、并六朔御挨拶九日迄おむし候一件、并紛失  
 物一條、翌十三日大要に而碩和へ罷越、委曲相咄申候  
 所、碩和も大驚嘆、六朔云々九日迄懐におむし、九日

に御挨拶御座候振りに而、御簾中様迄申上、表向老公へは今に不申上旨儀、君を要するの第一、日本史は本朝の龜鑑同様、勅許も御座候程之儀、今更先哲之論を氣に合不申候連取のけ、板木をしまひ、又は書林へ賣拂可申云々、何共可申様無之、併是は水府御内輪の事にて、主人より被是御役方へ爲御警申候事は、仕間敷奉存候へ共、それも畢竟御開明一日々々と遷延致候故、追々義公<sup>光</sup>以來の善政美蹟も、相破申候譯故、右を急候様に直向に可申開候、尙又紛失物一條は奸策之第一、しかし世間へ出候ても、君臣之御間、拜領之御書位は可有御座筈、只御内々と申のみ、御文意連も、天地へ對し不愧事に御座候へは、主人手許杯へ申出候事も相成申間敷、いづれ合居候様には可申開候、何もく先日御咄申候通り、御懷物は御治定にも相成居候哉と奉存候へは、右様の大事は格別、其外の小事は、最早御通には及不申候との咄之よしに御座候、左候處十四日之晩、國許より飛脚到來仕、高橋結澤兩人、十二日急御用之趣、結澤は直様大要迄之番狀一封相認、引取申候事に御座候、尙又高橋よりも、形見格好に品物等相添、碩和大要兩人へ書狀參り申候

に付、直様十五日大野健介と申、大要へ出入仕候ものへ爲持遣申候所、大要も大に驚嘆、早速に丸山へ人を遣し、碩和を招き申候所、十七日之未明に罷越、書狀を指出、委細相咄申候所、是又涕泣殘念かり、此上は主人を勵し、一日つゝも晴天をいそぎ可申外無之、夫に付而は當節參政の大廉を以、直向に説込可申と相談に罷成、第一は役人方に而、老君御身之儀に付、公邊へ對し歎願一言半句無之儀、二には六朔御挨拶おむし置、老公へ言上今に無之儀、三には常平倉拂穀之義、四つには日本史先哲之論を取のけ、書林へも賣拂可申哉之儀、五つには奸策に而、盗人を高橋宅へ爲忍込、此度嚴重被申付候義、五ヶ條を以兩三月の間に、是非其決斷いたし、御開明に相成候様、微力之及候丈けは、勵し可申候とて、兩人より遣申候書狀も、主人前に而開封爲見可申候とて、相別れ申候由、其後の所は未だ模様相分り兼候事に御座候、前文之通り、阿闍君臣追々之盡力、并遠半<sup>左衛門</sup>儀御徳義を慕ひ盡力之次第、扱もく感心に御座候、此度御國許、高橋等慎み被申附候儀は、全内輪の義にて、少しも幕へ關係仕候譯には無御座候間、阿闍等へ、御疑念被爲在候

様の事は、決而被遊間敷、前文之次第にて推考仕候得は、いづれ初冬迄には、御開明にも罷成候半と奉存候へは、至極御平穩に被爲入、御國許一條杯へは、必ず御配慮不被遊候様、くれくれも奉願候、

〔頭注、關與歸來、夜咄に、十五日大要直に馬に鞍爲置丸山へ飛參り、しかくのよし申開候所、憤激不雷、山岳へも相談可致と被申、相分れ申候所、十七日飛來文通などにては難及ゆへ、面談云々と申、其節孝郷書面并贈りもの辰口へ指出、入内覽候所、外の事とも違ひ可受取、勢州殿被申云々、碩和物語之由也、何れか傳聞の誤か、又關へ可問也、〕

○下金<sup>下曾根</sup>娘御召使云々、當節御側向いづれも好物そろひに御座候得は、御いそぎ御尤至極に奉存候、扱其儀に付、先日高橋より申越御座候様には、高橋に而伊東宗益へ參り候節、宗益申様に、此節下曾根之娘、駒込様へにても上り候御含にても御座候哉との尋に付、左様に御座候、内實は御下た組御座候と申候へは、此間大奥向にて、左様の事ちらと耳へ入候事御座候間、伺ひ申候、なんと當暮か來春位迄、御延にはならぬものに御座候哉、奥向杯と申は奇體のものに

而、人の娘の駒込様へ上り候事なとへは、構不申可然之所、人の娘の縁付にも、かれ是と口を出し、妬みの強きものに御座候、そして左様なる小事より、奥向杯と申は、大に模様替り有之ものにて、駒込様に者此節御召使をおさがし也杯と申所より、御評判にも拘候もの故、どふか當暮か來春まで、御延被遊候様にはならぬものに御座候哉、至而大切の御場合と奉存候間、實は恐入候事なれとも、御入魂之御間故、心付に任せ御咄申候とのよしに御座候、成程宗益之申通り、奥向杯と申は、ゑきもなき事迄世話をいたし候ものに御座候得は、萬々一御評判を損し候様之事御座候ては、残念至極に御座候間、當暮か來春迄、御延被遊候ては、如何仕候ものに御座候哉、其内には御開明にも相成候半奉存候、恐入候儀に御座候得共、不願不敬、此段も序に而申上候、

○八月六日中村平三郎下向、事情諸文通に詳なり、平三郎口頭之所、廉々のみあらく記し置ぬ、稻富<sup>内</sup>氏遠山<sup>半左</sup>へ參り、此度用人水戸表へ差下し候に付而は、御事情相伺候て、先方にも安心爲致度云々申述

候所、何れ不遠御分りにも可相成歟、何卒早く御開明に相成、天下の重事、幕府より老公へ御相談にては御座候様致度候、扱先日一橋様<sup>○慶</sup>御登城之節、上様より御意には、最早宰相殿<sup>○慶</sup>に而、親政被致候ては如何可有之哉、宰相殿には、何と心得被居候哉云々御意も有之、御挨拶隨分宜敷御座候、<sup>○この御意六期以</sup>猶又福山閣老<sup>○阿部</sup>より宰相様へ、御親政被遊候ては如何と申上候所、宰相様御取はづし被遊、福山にも差支申候由云々、<sup>是亦四月御願前</sup>此度水國事情探索之爲め、御徒目付、<sup>是は御小人目付</sup>十八計差下候、よく探り拔候得は、其者の爲にも相成、又探り不拔候は、面々の浮沈にも拘り候儀に候得は、多分相分り可申云々申候由、主人申間に御座候、本所<sup>○經</sup>の方も相變候儀無之、藪蚊一件等、近日御分りに相成可申候、竹本<sup>○正</sup>之方は、公用人木村<sup>○六左</sup>に遇候所、同人話に、先日御歎願書之儀尤之次第、何れ不遠御分りに可相成、連枝方御後見も、離れ可申と存候、是は全く其方切、水戸の者へは話し不申様、此間主人申間に御座候、極密御話申候云々、木村被申候、猶又與御右筆東條平左衛門之用人、心安く御座候て、度々往來仕候所、先日話に、其

元にも水戸者の由申候に付、屋形よりは誰を參上致候哉と尋候へは、人見又左衛門様度々御入、此間も九郎<sup>○後</sup>御義に付、御出に御座候云々話に御座候、此方も事に寄、一と手掛り出来可申奉存候との事也、平三<sup>○中村</sup>歸り之義、山口下り次第と相極め候所、同十一日下りに付、十二日夜半過南歸に相成候、  
大久保要より石河<sup>○五郎</sup>へ文通之扣へ、  
尊書被成下拜讀仕候、如仰當年は氣候も相直り、殘暑も強く、荒日も穩に而、四方熟作之模様御座候趣、追追潤雨も御座候段、萬物蘇息、御同慶奉存候、先以闔家被成御揃益御安健奉恭賀候、扱先年拜謁、屈指數年、實如一夢、感慨有餘事に御座候、其後打絶不裁尺書、口亭君遺稿に對候而も段々沾襟、老臺之御儀も存出候得共、甚御無音に罷過、背本意申候、御宥恕奉祈候、將又辰年<sup>○弘化</sup>以來御國事之御儀、誠に奉恐入候御儀、憂憤悲歎、絶言語候御事、諸君の御苦心如何計奉恐察候、右に付野生少々手續御座候而、涓埃之微意相盡候連、御丁寧蒙仰恥入申候、是は故相州君<sup>○土屋</sup>の御意を服膺仕候までにて、聊不行届候義、恥入申候事に御座候、併如何に雲烟遮日月候共、御開明之御極

機も可有之は必然、最早可被爲近御儀と奉獻禱候、江水御忠誠の御方々様、無御殘御黜罰、就中仲街九人の御方々様、及此度高梁君<sup>○高橋</sup>御父子御三人之御儀、不堪慨嘆奉存候、然る所先々當炎暑も、御凌に相成候趣、今少之所御忍被成候様に奉祈候、神明の御加護と奉感候、只々御無難之處、對食膳度々存出不申候儀は無御座候、扱追々高梁君より蒙仰候條々、逸々早速雪花<sup>○石川</sup>へ申通候所、大廉之義、具に入御聽吳候様、叩膝而被申候は、誠に存當候、六日七日あたり候様存候、乃逸來候而逢度申入候間、及面會候所、朔日云云懇懃に禮坏申述、右御答申上候書附、早速に老公へも入御聞可申之處、右は當時老女取扱に相成居候所、老女某と申者差當病氣に付、一日々々及延引、扱三四日を経候て評議之所、朔日御渡御座候を、引述差出候へは、彼是被申候は必然之義、甚當感仕、今日に及申候、就而は可相成は、昨日田安一位様<sup>○齋</sup>御弘めに罷成、一兩日中〇〇〇登城可被有之候間、其節御答御座候御振合に被成下候は、誠難有仕合、此段何分にも頼入候旨申聞候、仍而考候所、老女病氣に候は、其段を以具に被申上候而、可然筋には有之間敷やと申

候所、老公御六ヶ敷候間、以之外迷惑之様子、夫故違而相頼候旨申聞候間、不審にも考候へ共、其義格別差支候義も無之候間、夫はともかくもと及挨拶候處、扱は左様之儀に而候哉、乃逸いつも參り候度々、老公之御儀、天狗之儀杯纏々申述、長座に及候所、其節は右一事達而申聞、早々退き申候、此方存候には、辰年之趣と此度の御答振とは、丸々引替候故、其儀を難候哉と、定而態々も出可申と存候所、一句も不申述、頗其様子當惑に而、稽緩に及候哉と、御笑被成候よし、常平日本史、右之件々逸々に申述吳候由、當時は外四人の者へも、無隔心御國事談成候様に相成、尙詳敷申聞候處、竊盜之儀、逸々巨細に承度と山衛申候故、書付くれ候様申聞、尤大略は對座、逸々筆錄致候へ共、尙更申聞候、尤右は高梁君宅塾不承候以前故、今少し嚴罰と存、拂曉罷越及内話候節の頼に候へき、可相成は御書下之御様子、其後御打渡り云々之御手續、逐日廉々御記し被下度候、馬喰町々人と申もの名前も伺置度候、もはや右様之事不及伺候得共、雪花申聞候故、此條も申上置候、扱件々逐一に達御聽、悉被了候旨被申聞候、申上度事萬々御座候得共、一兩日寡

君産穢に罷在、來客等に而取込居、且快便候迎、關氏◎大野被促、燈下大略に御請、萬一失敬之至、御推想奉祈候、投壺君◎東高梁君其外様へも、厚宜被仰通可被下候、尙期後音候以上、

八月三日夜

巨 四 拙

碩果君御楮

尙以高梁君より御傳言奉敬承候、仲街御同志之御方方様御様子蒙仰、乍憚安心仕候、其御宅々様へも御次宜奉祈候○關氏之儀、逸々御丁寧蒙仰、却而恐入候、何れ御世話も參届不申候、一兩日中一旦南洋邊に相避候趣、是亦可然候、議論過激云々被仰下候故、御心得迄に申上候、此間是非本丹◎本郷を退候工夫有之迎、少し物入などは可有之候へ共、是非取かゝり候と被申候を承知、甚驚入、吳々加異見申候、何人あつてかゝる事を申候哉、これは届もせず、いらぬ事に御座候、却而大害を引出候基、悔も不及、一大虐事も引出し可申と、大に失策を示し候所、其意不吞込候へ共、再三申候間、漸入候やに相見え申候、迎も不行届、吹毛求疵候者必然、且此人有而事不成、即今大害眼前に有之候事に候は、

不及是非候へ共、不如無場合も候半か、在之而不成事には無御座候に、右之手段杯抑迂濶に候、此儀は乍失禮、進而差押申候、とかく折々危怪之事に及申候、萬巨後信候、不具、

副啓駒込様◎烈より、昨年故相州君◎土屋御病中御厚被成下候御儀、紙上に盡兼申候、當七月小祥之御忌、又々御厚き御儀、兩三度寡君◎土屋へ御書被成下、且中納言様御簾中様、宰相様◎慶峯壽院様、瑛想院様、政所様、其外惣老女方よりも御供物、且御内内寡君へ、別段色々拜授有之、去年被願置候迎、御自作御茶杓茶説、絹幅御細字八分御書被遊、相州君靈前へ供候様罷成候、尙又此度は駒込御屋形へ、寡君罷出候様蒙仰、近日參上仕候旨奉申上候、尙又御別紙武道初心集、常山紀談數部相等、諸役所へ一部宛御下、熟覽致候様、十日之限、重き御役勤候得は、尙更假令君一人賢明に候共、臣下不盡誠候而は、引立不申候段、御厚御教諭被成下、誠に難有仕合奉存候、兩度之御書寫入御覽度奉存候所、只今之間に合兼申候間、後便可入貴覽候、何れ近々御目通被申上候義と、難有仕合奉存候、

一御在國被遊候節之御言行、御記被成置候て、拜見不苦思召候は、何卒拜見奉願度奉存候、御明君の御言行、何卒天下廣く伺候様、爲仕度奉存候、何分にも奉願上候、

一鐵次郎様當時は御館中御引被成御座候様奉伺候、別而御憤鬱奉遠察候、先々御勉強奉存候、扱御大文二三篇拜閱奉願度、尤御大文には御憤鬱相籠候儀必然、房觀御迷惑、且嫌疑も有之御事、御尤奉存候へ共、兼而尾藤先生其邊之御儀は熟察罷在候儀、何分御近文拜見被致度旨、是迄も一二相廻し、拜見も被致候義御座候、却而御激論之方宜敷御座候、扱又御國事に付、諸賢思召之儀は、雪花◎石川を以十分に相達候事故、爾來共に御情素御打入被成度儀は、毛頭御謙退に不拘、御差向被成候而宜、此段は兼而申上置候、最早逐一に御意味は相通候得共、無御殘可被仰越候、鐵次郎様へ御大文態々思召等御座候は、早速被遣候へは速に可申入、即時に相達し、聊嫌疑に御頓着なく可被遣候、此段くれくれ申上候、

穩之内に、御手廻し御座候様仕度奉存候、雪花杯頻頻建白骨折、此一事は○○様よりも、御高論も御座候由、尙不絶御伺も御座候旨、同人物語御座候、極内々同人は、拜見成候事のよりに御座候、扱貴地諸老先生、海防御論策等被爲在候は、何卒拜見奉祈候、尙次便可申上候、

一春中は信越少々宛地震御座候由、當年又々風雨荒山崩等御座候由、左之御届書近日傳聞等書留候ま、差上申候、不及御返に候、以上、

八月四日

拙野拜

石泉様

八月六日平三郎◎中下り之節水鐵◎水野より書

扱書に筆し申間敷と存、平波へ口付致候處、平波も多用多事、失忘も可有之に付、大體此書無滞、御手元へ達可申候間相認申候、去月廿三日泰養◎大久え參り候所、御紛失物之義、是は別に頭書にいたし、平波へ頼に付云々話有之、次に申間候は、忘申候、石和龍の口へ出かけの由立寄候に付、書付相渡申候所、此書付は帆爲より相廻書也、前日不背持參、至極歎息、且大に憤勵に而持參致候所、歸之



折又々参り申候は、右之書寡君阿部正弘へも相咄候處、左様に而有之哉と被申候而、頗被爲痛候由、其時被申候は、扱けしからの事有之、五朔の書付は、辰年の事何ともとんちやくなく、極以前御褒美之時へ立歸候書付に候へは、奸徒杯紛々に可有之と被存候、七日に候哉六日に候哉、屹とは御忘之由、是は定而五月の事と被承り候へ共、泰頭注、水鏡五月の考へは間違也、六朔一件老公へ不申上懐におむし候故、六月七日の頃龍の口へ罷出取繕候ならん、内奸藤一郎是非御目に掛り申度由に而參候に付、若右之事にも云々之儀申候は、はきと斷申積之所、さらに云々の事は不申、至極平坦なる論に候所、稍暫く過候て、内奸申候には、扱こゝに無據願度儀有之趣申に付、如何之次第相尋候へは、朔日御渡之書、直様〇〇指出可申所、家の法に而、右様之事は、老女より取次候事に御座候、折悪く右老女不快に有之、明日は可宜明後日は、可宜と相待候付、甚延引に相成候、右之書延引相成候ては、〇〇御疑心も可有之候付、九日には伺も有之候日に候間、九日御渡之振に、御直し被下置候様には、罷成申間敷や申候由に付、夫は朔日相渡候儀に而、九日に

相直にも不及、老女不快ならば、不快之由申候は、何も障も有之間敷御答之所、立而しきりに九日に願度と申候よし、夫に付左程困候は、如何にも其方に而致候様位に而、能とも、惡とも、駈とは不被仰候由御話有之、如何にも不思議之事と御怪み被成候、何か彼に策に而も有之、左様致候事歟との事に有之趣、石も甚不思議致居候と、泰養申間に御座候、精解候様にも不存候相伺申候、是等に而もちと虚したる歟と奉存候、其餘平波口受御承知奉願候、  
〇一家九口云々、豪氣勃々神心飛揚、實に奉察候、一重に恢豁御養生専用奉存候、萬事平波御示談も御座候事に付、惣而相略申候、以上、  
八月四日 鳥田

必<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>先生  
猶々御發憤之御懷情三首拜見、難有奉存候、昨夜山口君拜謁より歸來、樓上に而燈下孤寂、御縷々拜見、感泣潜々、不覺客袍を濕し申候、中村杉金杉浦金次郎御傳言申傳申候、平波本懐に不背候様、平波は一國へ對し、野生一身同様に、先之御一言、實に々々心肝に感激し、不思議聲相發候位に御座候、いづれ今

宵平波出立には候へ共、御心意相通候様、屹と申間候様可仕候、此御一言には、平波も必至に可有之候、尙萬々盡申兼候へ共、迎も筆には及兼申候、情を斷ち筆を留申候、已上、  
同便伊藤伊藤宗益より文通、

去月廿八日之御書狀拜見仕候、如仰殊之外殘炎凌兼候所、先以彌御壯榮被成御揃、珍重之御儀奉存候、扱此度之一條驚入申候、御舍弟様伊太夫にも御他行中、折悪き時節に而、御同様珍事、扱々申様もなき御事に奉存候、しかし篤志之者は、何事も盡力致候方強く、とかく古へより、ケ様の怪我も多く御座候ならひにて、最初より御同様、覺悟之上に奉存候間、尊兄にも定而、格別の御痛も無之事と奉存候、却而私共存寄も、定而根本と奉存候、中々此位の事に而、男子は心を改候事は、難成ものに御座候、尙此上一條盡力仕候心組に奉存候、行末の出來はへ、御待可被成候、御別紙一々拜見、至極面白事、少し承り込候事も、御座候へ共、未誰にも咄不申候、御奥書之通の趣に御座候、御さすらへ中故、又七郎殿より萬端此後御懸合御座候様之御文通、尙又可然御傳聲奉願候、萬事使之者御逢

も出來候は、御聞可被下候、尙此上別而出精仕候間、御安心可被遊候、人は不死を以妙といたし候事故、可成丈け御養生、御長命可被成候、別段御舍弟様へも、御書通不申上候間、可然御傳聲可被下候、何も其程に御返事まで萬々、以上、  
八月四日

猶々時候御厭被成候様、吳々も奉存上候、扱御案しは、御老人様如何に御座候哉、強き御障りも無之哉、隨分御慰被成候様に可被成候、一同宜申上候様申間候、以上、  
庄左衛門様  
同便本所定院より書通、  
三太郎  
御左右承り度申候、兎角殘暑ながら、暑さもさりかね、きひしき御事におほえ、先々折からの御障も御座被成す候御事御めて度、去ながら此ほと承り及、誠におとろき入、何とも御心中申候様もなく、御氣の毒に存、私事も十六日に承り、夫より日々信心致、只今迄もあれはと御心盡し被成候かひも無、扱々神も佛もなき事哉とくやみ、かへらぬ事とぞんし候へ共、猶々私及候たけは、どのやうにも手續の人々へ

頼、追々御よろしき御沙汰のみいのり、猶又暑中御尋と御座候て、芝園院様義園院様へも御代料、儘に御受取申上候、私へも御心配被成候段、ま事に、恐入、此品々持合候ま、御用達候は、御嬉しく、此ほと平三郎殿<sup>中</sup>御出被成候に付送り、委敷御事は猶御聞被成、かならず、御氣うちなきやうにと存、何事も一筋に御思召候ま、叶はぬ御事はあるましくと存、御恵みのみ御まぢ被成べく候、目出度、

猶々此間はようぞ、御弟子様御出被成、始而御めにかゝり御嬉敷様、是よりはをりふし御出も被成候御事と存候所、是又御同様成御事と承り、いか成御事と、ま事に、夢のやうに存、くれ、くれも御心中御さつし申上候、

<sup>(上封)</sup> 高はし

多一郎様

本所より

〔頭書〕本所より被贈候品左之通、文恭廟御愛翫被遊候文房類御品々、金銀にて製し硯屏硯等はむく金也、机は朱檀にて引出し三つあり、環は金の蝶也、清朝製唐船、象牙、是は長崎奉行より、西將軍へ

奉獻の御品のよし也、御服紗并御帷子、御紋付、其外御下りの御くわし等くさくさなり、文房御道具一箱は大内要介へ遺す、末に記文もあり、

大健<sup>大野</sup> 君 侍史 御書通

一 翰啓上仕候、今以殘暑甚敷御座候處、先以益御機嫌克被爲入奉恐賀候、隨而野生も道中無事に、晦日に着仕候間、乍憚御安喜奉希候、然は杉島兩子へ早速面語、御地御模様委曲相嘸候に付、一同勢を得申候、尙又他諸先生、是迄も一同先つ心を居得申候、何れよりも一同宜敷申上吳候様、申付に御座候、

一 水竹先生も不取敢石和君<sup>和介</sup>へ相尋、尊君へ賊爲忍候始末柄、奸人と甚敷意味、委曲舌論相盡し、大議論に及候由、奸物難打捨場合と申所相通候、色々心配被致候所へ、野生當四日罷出、御地之模様相通候に付大安心、先つ、それなれば、先つ、よし、後方之儀力丈は盡可申との義に御座候、其内容來に而、嘸なしに而相引申候、

去月廿八日尊墨難有拜誦仕候、萬事諸先生へ委曲相通候、尙又宜申上吳候様申付御座候、

申上候、

一下金<sup>下曾根</sup> 一條延候様、兼而申上候通り、至極御尤之義と奉存候、板組より申上に相成趣、御嘸御座候間、左様御承知可被下候、

一 原〔頭注、麾下士内書記原彌十郎〕腹中承り可申上所、今度は相分不申、後便に可申上候、

一千様へも此度は別に不申上候間、よろしく奉願候、頓首、

八月四日

孝郷 君 侍史

關與より

大健<sup>大野</sup> 君 侍史 御書通

一 翰啓上仕候、殘暑強御座候へ共、益御機嫌克被爲揃奉恐賀候、隨而小生道中無事、晦日おそく着仕候間、乍恐是又皆様方へも宜敷奉願候、直様杉島兩子へ面語仕候所、御地の御模様、尙又孝君<sup>高橋</sup>御様子、尊君之御勢、其外御地諸先生之御熟和被遊候處、委曲相嘸候に付、右兩子大悦之義、先以愁之内之喜悅、其節板君<sup>板橋</sup>御落合候間、一同糺町に而蒲燒等相用、大ひにえみを含て相分れ申候、他の先生も御地御模様、孝郷君<sup>高橋</sup>御宅慎等之義、相嘸申候へは、是以安心被致

一 遠藤次男悔折詰百疋分相送り候に付、吳々も宜敷御禮申上くれ候様申付、其内壹封指上申度とのよし、

一 去月十四日云々と相伺涕泣之餘り、

深淵憂世を渡る丸木橋

又

空は落地はさけ昇る憂世なれ

君の誠を通せさらめや

御一笑々々々々

千様<sup>貼澤</sup> 伊大夫より酒二つ割壹つ御送り罷成候付、吳々も宜敷、御禮申くれ候様申聞御座候、

一 先日委曲申上候始末等之義、大要君<sup>大久</sup>より石河君へ、御文通に而相分候間、是より御承知可被下候、要よりも吳々もよろしく申上吳候様、申付御座候、

一 六月朔日之一條等延引之意味、又内一<sup>藤一郎</sup>罷出阿印<sup>阿部</sup>へ願候事坏、要よりの一封に而相分申候、右

要へ相頼候處、殊之外繁務之所、昨夜泊番、不寢して認め候事に而、辛勞之義何共申様無御座候、それこれの御模様相伺候に而は、大半菊月は薰る月と愚考仕候、それに付而も、日々もとかしく奉存候、極密に

候、委曲之義は碩賀君石川へ、大要大久よりの一書に而、云々義相分り申候間、小子より別に不申上候、濱田賓平助下り之義、水へ相託申候間、早速下向に趣申候、尙又當方之義、是より御承知可被下候、早々申上候、以上、

八月四日

伊東宗より尼子三郎迄之書通、

殘炎難耐奉存候所、被爲揃彌御壯榮、珍重之御義奉存候、扱此程はゆる／＼拜顔、大慶不過之奉存候、扱此程小杉平澤御兩氏より御文通大慶仕候、小杉氏には御障りも無之、御氣丈に御渡り被成候段、誠に大慶に奉存候、重々事に而老人には如何御座候哉、扱々御案し申候、可然御傳聲可被下候、右様の譯に罷成候而は、中々是迄之手續のみに而は、埒明申間敷、一工風仕候而、尙又一段之手段可仕、心組に御座候、尙又其内御打合可申候、平澤氏より初而御文通、殊に御細書に而赤面仕候、勢公可然御申通可被下候、私事御存之通り、折前月中つと／＼細々敷御文通に申候譯にはなり申間敷候間、宜敷相願申候、誠に御兩人共、氣の毒至極には奉存候へ共、此位の事は、最初より覺悟之

様之事と存申候間、さのみの驚も無之事と存申候、乍去此上病身に成不申候様にいたし度候、御兩所共隨分御加養被成候様に、御傳相願申候、尙此上の所御輕はづみのなき様致度候、一事手違之御座候節は、御同前私共迎も、覺悟いたし居申候、先は此程の御返事、御兩所へ申上候間、乍序呈一書候、亂筆御仁免可被下候、早々以上、

八月四日

猶々時下折角御いとひ被遊候様奉存候、御一同様方へは、よろしく相願申候、一同宜敷申上候、以上、  
長三郎様 三 太郎

水哲水野より鮎澤伊迄文通、

委曲縷々拜見、枝川駕之所に至り、別而愉快奉存候、扱兼而左可有之とは奉存候へ共、成功未全遂、さぞ御残念奉察候、乍然創業垂統候て、可續諸君子輩出、其人に乏しからざる所は、御幽棲中の御慰心と奉存候、御歸後十五日方泰和先大久保も相驚き、竊に不肖へ、此上如何可有之と尋御座候故、別而落付候積りに而、二氏之事、本よりケ様可有之譯は、二氏も兼而心懸居候事にて御座候旨申候へは、二氏之後又誰か

遺業を續候もの可有之哉と申間候間、國偏少には御座候へ共、二氏引込候迎、餘無人と申事は無御座候、二氏幽棲は、二氏へ對候而は、左こそ窮屈相察候へ共、事情之義は、今程は同志之内に而、直に引受候儀に而、何も事柄に動きは有之間敷と申候、誰杯申人先續可申哉し申候に付、定而碩果石河杯申人にも可有之、加吉茅根伊豫杯申も有之、其餘多分御座候へ共、篤實堅固年輩杯に而申候へは、大略碩果に可有之、學文有之、温厚沈毅、君子の人にも有之、加吉茅根杯、夫々篤學或は德行夫々御座候へ共、大略年輩に候へは、碩果へ讓候に可有之と申候へは、年はいくつ位に而、何役勤候人と聞候間、郡宰勘定奉行杯相勤候人にて、年齒五十餘と申候所、年輩杯至極宜様、夫は随分立場之人に而、夫ては何も指支候事は有之間敷とて、稍安心致居候事に御座候、然る所碩果君御遺業御繼續との義、鯨子申間旁、早速泰和先へも安心之爲申間候所、大に悦申候、御謹責御察申上候へ共、夫丈には引返候所も可有之候へは、必御案し不被成、暫く御幽棲に御窮屈可被遊候、

八月三日夜燈下

大久保要より、龍の口手續之方へ遣申候間、紛失物一條詳悉に書綴り遺候様申來候に付、左之通り相認申候扣、

一國許高橋多一郎宅に而、紛失物一條左に申上候、鮎澤伊太夫義は多一郎實弟にて、年來同人宅へ同居致居候所、當申四月十五日御祭禮之夜、伊太夫部屋へ忍入候もの有之、衣類貳品、懷中物、并紫ちりめんのふくさへ包み置候御筆此間約六、四月中中納言殿公より、内々家老大場彌右衛門を以、御下け被遊候御親書、至て大きく御揮ひ被遊候もの、由に御座候て、頭注、當三月中丸山へ參り候節、有志へ君上より御書通云々尋申候間、家老大場彌右衛門儀調練司も相勤申候ものに御座候間、是より私迄云々と申間候事に御座候、同所机之引出へ差置候所、夫共に被奪取及紛失、大に心配被致候由に候へ共、御退隱以來、御内輪御通路之事故、輕卒に其筋へ申立候ても、萬々一中納言どの御名に而も出、彼是浮説を申出候は、指見えと奉存候由にて、申立候所は先々指扣、極内々紛失品紙入等之儀を手掛りに、處々手配りも仕候共、盜人之容體一切相分り不申候故、品物の行衛相知不申

候所、六月朔日方吉田大宮司へ好物共打寄、天狗の祕書を得たりとて、極密悦ひ候由を、同家の下女次之間に而承り、其内中納言殿御書も被爲在候由、右を被奪候人、今程如何計之心配に可有之哉、安由澤と申候人之由なれ共、御家中にも大勢可有之、女の身に而は、爲知てやり度候へ共力に不及とて、竊に苦身いたし、内々或老婆を頼みて、鈴木三郎左衛門先手物頭より小普請になり候人より響き合候に付、町組小貫源兵衛と申ものを頼み、早速爲探候處、無相違趣故、伊大夫儀も直様下町三町目安達屋安兵衛と申候旅宿屋へ罷越相尋申候所、安兵衛申様は、去月廿五日之晩、下野之ものと申者壹人、江戸日本橋邊と申者壹人、并水戸領内汲上頭注汲上は御領にあらず、と申もの都合三人一つ間へ泊め申候所、翌朝に相成、江戸之客人包みを指置き、何歟近所へ用事有之趣にて罷出、左候跡より下野と申もの、是も少々用事有之趣に而、近所へ罷越候間、包み預りくれ候様申罷出申候、先へ出候江戸の商人立戻り候へは、包みへ添置候金子紛失致候趣、左候得は下野と申もの、仕業にも可有之事哉と、夫より所々

相尋申候へ共、行へ一切相分り不申候、依而預り置候包物相改候へは、衣類二つ、外に桐之箱へ入候書付類御座候に付、町役人を呼爲見候へは、安由澤誰とやら之御名當御座候由、其書付之内に、紫ちりめんのふくさへ包み候御筆とやら御座候由、私儀は無筆もの、如何様之譯柄や、更に心得不申、仍而右品物并御書付等町組打越彦一郎と申ものへ、相渡申候との申間に御座候事故、伊大夫申様にも、假令盗入に預り候品にいたせ、其許預り主に候へは、町役人立合にて改め候儀は格別、併名當も有之候もの、此方へ一應之掛合もなく、直様町役へ相渡候儀、如何之心得に候哉と申聞候へは、私儀は御名當も安由澤とか申事にて、屹と辨へ不申旨申聞に御座候ゆへ、猶又下野ものへ容體風體等委く相尋申哉に候得共、隠し候事か、宿屋の儀日旅人入組、更に氣に留不申、承知仕兼候由、何も町人風情之儀、更に筋合相分り不申に付罷歸り、又々相談致候所、未だ其筋へは指出申聞敷も難計候間、郡奉行谷田部雲八儀は、當世派利之ものに有之、尙又町方とは心易くも可有之候間、町奉行へ内談等頼可申方、早廻りに分り可申とて、二日之夜伊大夫罷越、相

頼み候得は、早速に領掌、其夜深更町與力生井秀三郎と申ものへ懸合、是非盜物當人名前も有之事故、直様返却不致候ては、町役所之御規定に相觸可申哉、尙更中納言様御親書、其儘祕し隠し、筋へ指出し、恩賞を乞候様之儀は、臣下の道に背き、此後對中納言様候ても、御申譯の致様も有之間敷と、辯舌を振ひ申述候所、秀三郎未だ委しく存不申候所之由、翌三日之朝奉行原主一郎へ參り、雲八心付之趣等申述候哉之所、月番替り、旁外同役之内より、多分筋へ差出候半杯との申聞のよし、多一郎宅へ雲八罷越、挨拶御座候由、仍而翌四日奥御右筆水庭金五郎へ書通を以、多一郎より及内談候所、一切存不申事、何卒くはしく御申越に致度との挨拶に御座候間、水庭之間柄小泉政之允と申ものを頼み、一落始終打明及内談候所、御品物之事故、御申出坏と申乙甲にては、上之御名も出、又々貴兄の御名も出候間、何分御内濟、夫切りに被成、更になき體に御祕し被成候方、御爲宜云々申來候間、ますます相祕し居申候所、六日の夕町組源兵衛より彦一郎へ、掛合を付置候儀、挨拶御座候様には、先方へ懸合申候所、町役所より其筋へ指出候か否は、何共申兼

候へ共、御筆之儀は外の御品と違ひ申候間、於町方役所火中に相成候事に御座候間、先様へも左様御承知、御心配不被成候様、御通し可被下候との申聞之由、源兵衛より咄御座候由、頭注、先例盗人立入被盜取候品不申出候へは、當人へ御呵り有之事なり、旁先心配も不申様には有之哉之所、盜品無相違、當人名當も有之候書付類、殊に中納言どの御親書も御座候事に候得は、いよく當人の品か否の掛合も無之、同じ主君の親筆、於町方役所焼捨ると申儀、餘り憚りを不顧次第、頭注、燒親書云々は全く虚言に而、若老等へも出し、猶又老公よりも指出候様再三御下知に付、入御覽候様、追々に相分申候、燒捨云々奉行等人を欺候段如何の心得にや、假令は一口に物取と懐を合、爲盜取候計策と被申候ても、申譯相立申聞敷、尙又全く盗人一通り之者に御座候は、右書付類四五十日之中、大切に所持致居候譯も有之間敷、殊更城下真中の宿屋へ預け置、立去り候始末、尙更其砌政府方并町方に而、悉く祕し候釣合、旁以不審千萬に奉存候、其後追々町役所向聞繕見申候所、島田權三郎と申町與力、頗る奸才有之、専ら當世の權家へ出入仕、何卒一と勤

功を建、立身出世致度心底之ものに御座候へは、前文之儀、同役は勿論、町奉行へも一切断りなく、第一番に寺社奉行加藤八郎大夫へ持參致拜見、其跡に而執政朝比奈彌太郎へ、手越に指出候よしに御座候、尙又蔭山四郎兵衛先手物頭より小と申もの、町奉行三木孫大夫間柄に付、内々心得に承り候哉之所、島田一己之了簡にて、朝比奈へ指出候儀相違無之、御筆之儀は、於役所火中に相成申候云々挨拶御座候由、仍而前後之釣合等、得と勘考仕候へは、此節柄町方政府方、一つ懐に御座候へは、表向火中候旨當人迄申通、内實は如何様の事取繕、御連枝方は勿論、事に寄公邊御役方へも、入御内聽可申哉も難計、甚以恐懼千萬之至に奉存候、一體主君の親筆端近へ差おき、盗人の爲に被持去候段、輕卒疎漏、何共可申上様無之、實以千悔萬慚之至りに御座候、前文之義に付、御親書之意味、左に御含迄に申上候、

國中士民にも、愚昧なるものは、追々奸吏奸僧等に欺れ候半も難計候所、南郡には彼是有志之もの、名も及承候、中にも榊原啓介杯は、凶荒の節も、非常之救も出し候程之儀故、好物に欺れ候て、一時の榮は好間

敷候へ共、愚なるものは、暴政一時之幸に相成候を、好ものも可有之候へ共、暴政中榮え候ものは必後悔指見、此所能々相論し、靜謐に農事へ出精致居候は、長き内には晴天にも相成可申候へは、只今之内より、郷中有志之ふへ候様致度候、書は不盡事、委細は極密啓介へ談可申もの也、

三月廿九日

高橋多一郎へ

右榊原啓介杯は、先年凶歳の砌は、他領迄も莫大の救を指出し、心掛よろしきものにて、公邊よりも御賞被下置候程の人物に有之故、南郡杯に而は、人の尊信も有之、殊に此節柄郡方役筋相勤め罷在候付、右様目星に罷成居候もの、心掛に而正にも邪にも相靡き候釣合のものに御座候、以上、

○未五月四日之夜、多一郎兄弟近隣へ嘶に參り居候所、伊大夫四ッ過先へ歸り候へは、勝手之庭に一刀帶候もの壹人潜り居候に付、直様聲をかけ、屋敷構の中を追廻し候に付、近隣より寄集り申候所、裏木戸を押破り遁れ去り申候、暗夜に付屹と見留不申候へ共、一刀を帶、丈け短き男之様、見覺へ候よしに御座候、其

後同月末多一郎間柄堀口新八罷越居候節も、臺所の脇へ潜み居候もの有之、是又追出し候事に御座候由、猶又申三月廿四日之夜、板橋源介畫工文琳參り居、文琳儀は早く罷歸り申候、其跡にて板橋罷歸り候節、脇の書齋の壁の際に、潜み居候人形見え候所、板橋の歸りを見掛け、裏木戸より遁去り候に付、二町追掛候事に御座候よし、其外構の中より風と遁去候事は、兩三度も有之由に御座候、以上、

右書付碩果石河より大要大久大久迄遣申候所、直様勢州殿御手元へ出候趣、大要直咄有之候事、

八月十二日夜鶏明平三郎中發途南上、其節三保山どの召使者迄遣申候文の扣、

一筆申上り、近ころ覺兼候殘暑に御座候へ共、先以御主人様保山には、折柄の御障りも不被爲在、被爲揃ます、御機けんよく御遊はし、何より、御目出たく、御嬉しく御祝ひ申上り、隨而其御許様にも、折柄の御さはりなく、御機けんよく被爲入、御目出たく存しあけり、次に爰元替りなく相凌在候ま、乍憚御心易思召被下候やう、偏に願上罷り、左様に御座候へは、先日は私儀持病氣に而、

すくれ不申居候ま、御様子伺ひ旁、尼子長三郎指上り候所、御丁寧なる御挨拶、誠にありかたく存しあけり、尙又此度は、平三郎儀罷下り、其許様御様子もこまかく相分り、御嬉敷存しあけり、扱先達而御さかり後は、何角々々御氣つめにも被爲入候御事恐入、しかし御模様も於續よろしく候ま、御安心遊はし候様、願上り、委細は平三郎へ申付候ま、是より御聞遊はし候様に願上り、何も御様子御伺ひ申上度、よろしく御披露被下置候様に願上り、目出たくし、

高橋多一郎

おいの様へ

猶々殘暑殊之外つよく御座候ま、折角々々御厭遊はし候様、くれもそんじあけり、此品あまり、龜抹に而御座候へ共、進上仕り、御程合よろしく御とりなし、御披露之程、其御許様よりよろしく願上り、し、

三保山殿は籠居中に有之、重々ひかみ等も有之申へ、高橋塾居云々被聞候は、氣を落し可申に付、先々不爲知方との論に相成、本文之意味に申置候

事

同便尼子<sup>三郎</sup>より本所<sup>經定院</sup>へ禮文の扣、  
乍恐一筆申上り、其御地は如何に御座候哉、今日  
之しめりにて、一しは暮より罷成り、先以折柄  
の御障りもなく、御機けんよく御座候はされ、御目  
出たく御事に存しあけり、次に此方何の障りな  
く、しのご罷在候ま、乍憚御安慮遊はし被下候様に  
願上り、左様に御座候へは、此たび平三郎罷下  
り、其御地御様子こまゝ相分り、誠に大安心仕  
り、扱又此度はわたくしまで、被爲掛御心、上様  
御した御召服拜領彼仰付、恐多き御品柄、冥加身に餘  
り、仕合にて、かづゝ難有いた、きり、  
誠に家のきほにも罷成、くれゝも御禮申上  
り、將又當所之儀は、委細平三郎へ申聞候事に御  
座候ま、是より御たつね被下候やう願上り、い  
つれ私も近々之内には罷出、御目通も仕り、まん  
御禮も可申上存しり、何もくよろしく御披露  
被下置候やう願上り、めてたくも、

尼子長三郎 拜上

經定院様 御側衆中

尙く下欠

鮎澤<sup>伊太夫</sup>より本所<sup>經定院</sup>迄禮答文之扣、  
恐なから一筆申上り、殘暑今に強く御座候得と  
も、先以折柄之御障りも不被爲在、御機嫌よく御座遊  
はし、御目出度御祝申上り、次に此表何之かはり  
なく凌をり候ま、乍憚御心易思召被下候やう願上  
り、左様に御座候へは、先日は能折柄始て御目通  
り申上、其折はいろゝ御丁寧に御馳走様いた、き、  
山々難有存し上り、扱此度は私迄御心に被爲掛、  
上様御召下御服御贈り被下置、誠に恐多き御品  
柄、恐入そんし上り、永く子孫へ傳へ可申上と、  
御心盡さま之程、難有存し上り、扱又此度は平三  
郎罷下り、御地之御様子も委細に相分り、大に安  
心仕り、尊所様御心盡之程伺ひ奉り、誠に何  
角御心配遊はし被爲入候御事、恐入そんしり、何  
もく御禮まで申上り、委細は平三郎より御聞  
遊はし候様に存しり、宜御披露被下置候やう願  
上り、目出たくも、

鮎澤伊太夫

經定院様 御側衆中

尙々殘暑強く御座候ま、折角御いとひ遊はし候  
やうにくれゝも祈り、何もく本文御禮  
までに、慎之の恐入存しりへ共、申上り  
も、

經定院殿へ書通、八月十三日夜八ツ時、本文略す、

扱此間中實弟<sup>伊太夫</sup>罷出候節、薄々申上候事と奉存候  
へ共、私事父子三人塾居被申付、扱々恐入り、夫  
に付ても、御まへ様の御心痛遊はし被下候御事、誠に  
誠に御厚き御事、何其御禮之申上やうも無御座候、平  
三郎<sup>中</sup>罷下り承り候へは、此程は七日之間御祈願被  
遊、御召使のもの日參も仕候よし、尙又慎中の御見舞  
として、金銀に而造り立候御筆具類、是はどうも誠に  
御立派にて、一同目を驚し、段々承知仕候へは、文恭  
院様<sup>家</sup>正しく御もちひ御品之由、實に恐多く拜見仕  
り、外に上様御召服、俄に御下けに相成候のを、  
わさゝ拜領被仰付、冥賀至極難有かり、その  
外口中の養にとて、しら玉杯數々御贈り被下置、山々  
難有、一々御禮之申上やう無御座候、殊に老父母之  
事、深く被爲痛候由、平三郎しかの物語り、兩親  
儀も御禮之申上様も無御座候とて、涙に沈みり、

宜敷申上くれ候様、平三郎へ申頼候事に御座候、兼而  
申上候通り、私は覺悟の前に御座候へ共、中納言どの  
御儀、一日も御早く御吉事被爲在候やう、一日三秋の  
思ひにて、待くらしり、此上上様御前御模様、御  
執成被下置候様願上り、只今平三郎出立に差掛  
り、病中取いそぎ、燈下相認候ま、亂筆不敬之段、  
幾重にも恐入り、御序之節よろしく御披露願上  
り、あらゝ御禮のみ申上候、めてたくも、

高橋多一郎 拜上

經定院様 御側衆中

返く下欠

本所様御 御側衆中

高橋多一郎 拜上

八月十三日夜

八月念七野村<sup>之介</sup>微行之節、萩茅兩子<sup>萩吉次</sup>  
伊豫<sup>之介</sup>より呈書中へ封込候書付之ひかへ、  
恐を不願奉申上候、過日江南事情之儀、阿闍<sup>正弘</sup>竹  
本<sup>正</sup>遠監<sup>左衛門</sup>後宮等之模様、委曲奉申上候通り、  
詳悉に御承知被遊候御儀とは奉存候、右ヶ條内、遠監  
より間柄稻富鐵四郎へ、内密申聞候事には、いつの頃

か一橋様<sup>喜慶</sup>に而、將軍様へ御對顔之節、尊慮被爲在候様には、宰相殿<sup>篤篤</sup>にも最早元服も相濟、追々年も取候へは、親政も爲致、三連枝後見之儀も、取離し申度積りに候へ共、宰相には如何の心得に居り候哉との御咄御座候由、然る所刑部卿様<sup>喜慶</sup>には、御發明之程、天下一統御評判奉申上候御儀には御座候へ共、何を申も、未御幼年に被爲入候故、如何御挨拶御申上被遊候か、若又礫川へに而も被爲入候節、右之儀兩君御父子様の御中へ、御話にも被遊候か否は、承知不仕候得共、何を申上るも、御幼年之御事、若夫なりに被遊候御儀には、有御座間敷哉と奉恐察候、扱其御儀に御座候か、先達而も宰相様より阿部殿へ、御父様兩丸御登營、隨而御連枝様方御後見御免之御内願被爲在候哉之所、六月朔日阿部殿牧野殿<sup>忠</sup>御逢に而、御後見之儀は、思召に而御附被遊候御事故、此度御沙汰には難被及候へ共、中納言様御精忠之儀は、上様にも御氷解、且先御代よりは、文武其外諸御制度相馳候間、御政事向へ別而厚く被爲懸御心、聊たりとも偏頗之御所置無之様、尙又有司へ計御任せ置不被遊、御親政被爲在候様、縷々御挨拶御座候御事、極密奉伺候儀

も御座候へは、何卒折節宰相様<sup>喜慶</sup>に而、一橋様へ被爲入候節、刑部卿様へ御話被爲在候様には、御父様之御事、長々御幽居に被爲入候へは、何卒上様御不興被爲晴、御登城之上、御對顔も被爲濟、隨而三連枝方御後見御免に被爲成候様仕度候故、阿部へも内願相頼申候所、六月朔日親政も致候様との、御舎之御沙汰に御座候得共、三連枝方後見以前之通りに御座候ては、存意一抔に相談も成かね、且對公邊候ても、憚り勝之事に候得は、思ふ様にもなり兼、旁心配仕候間、同じ御父様之御儀、上様御程合を見計ひ、不表立様に、此間宰相殿參り、歎息も御座候云々を以、前文之儀、不日に御沙汰御座候様、御申上には出來ぬもの歎、又阿部へも折能節、前文之儀、兄宰相殿より先日被參歎息も有之、心配之趣に候所、何卒御取扱偏に頼むと被仰候様致度と申御振に、御話被爲在候様には、被遊兼候もの可有御座候哉、宰相様に而一橋様へ被爲入候御事は、公邊向何之御嫌疑も不被爲在候様、御伺切れにも罷成候様奉伺候へは、一橋様にも御幼年とは乍申、御發明に被爲入候得は、直に御吞込被遊、不表立程よき御折柄、上様并に阿閣等へ、御願ひ被遊候御事は、

必定と愚慮仕候、夫も老君より、御内論にても被爲在候様、御身分之義、公邊向惡敷氣取申間敷ものにも無御座候へ共、御兄弟様の御中に而、御内々御父様之御身之上之儀、被是と御歎息被爲在候御事は、御恩愛勿論之御儀、宰相様御始め一橋様にも、今日御孝道之筋にも御叶ひ可被遊、殊に一橋様には、將軍様御愛も深く被爲入候様にも、下々御評判申上候儀に御座候へは、上様にも先達而之御内敷も御座候程に候へは、御晴天之儀も、破竹之勢にも參り可申様奉存候、扱又宰相様にも、御發明御別段に被爲入候へ共、未だ御幼年御同様に御座候へは、前文之儀扱も、老君老君夫人御二方様の御情合より、篤と御諭教御周旋被爲在候上に無御座候ては、一橋へ御願云々も如何と、乍恐奉恐察候、しかし我々風情、上つ方之御程合等如何のものか、真くらに御座候て、一圖に存込候へ共、さして御突當り等にも無御座、御程合之ものに御座候へは、前文之儀宰相様へ御内論被遊候ては、如何之ものに可有御座候哉、此段偏に奉存企望候、猶又此節奸徒必至に奸策相廻し、御側向之有志等も、御國勝手被申付候程に御座候へは、乍恐御憤懣も被爲慕候御事は如

何計か、御胸中奉恐察候へ共、阿閣に而も、追々正邪之差別も委細承知仕、御晴明も十月頃迄には、相違有御座間敷響合も御座候へは、宰相様にも當時役人之不正、奉茂如君候始末、得と御熟察被爲在候御儀に御座候へは、此節少し之御黜罰等へは御懸念不被爲在、御腹にさへ、正邪之所業御分明に御舎被爲入、老君の尊慮を被爲懸候御目當さへ、御付き被遊候は、夫か專要、國家千載之基と奉存候、奥大内等之巨魁御抜き被遊候ならは格別、其餘之儀に御座候は、御晴天三支封御離れ迄は、御口出し不被遊、矢張御扣被爲入候様、御大切と乍恐奉存候、なんぞ宰相様より御下知被爲在、宰相様にはとても奸徒身形に無之と存切候は、奸黨も必死に相舉り、命限り奸計相廻し、詰る所如何様之所業仕出し可申も難計、此段別而痛心洪歎之至りに奉存候、最早御通路も相絶可申哉と、涕涙を拭ひ不願恐、心付にまかせ、此段申上候、多罪頓首百拜、

八月十七日燈下拜認  
八月十一日大手御門へ張訴一件に付、茅根伊豫之へ相談之書通、

擊讀、如命月も今宵は晴雲、漠々光りを被遮、天地人も同境之世態、扱々浩嘆此事に御座候、即今三浦贊男へ御來臨之由、御周旋毎度感激に不堪奉存候、過刻は座右他客、心事不相盡、遺憾何共申様無御座候、尙又五百城口氣、隣家を又々承候へは、廿日國家わけめ、何れか勝敗つき可申、いやはや御役方大方の騒には無之候、兩田<sup>○戸田</sup>仲街にて吉<sup>○吉成</sup>衛門<sup>○保人</sup>杯、國家をくつかへし候とも可申程の奴原、何れ御所置振可有之の所、死形に致候とも國家の爲云々、大醉こたく物語り、高橋へ出入之人々、大抵には留記申候、以上南軒<sup>○岡</sup>宅にて承り候よし、此間迄手を下て、蔭に而譽申候位に御座候處、轉役より大勢に御座候、全く奸策騒かせ申度故、ぼろ奸の五百杯へ、吹掛候事とは奉存候へ共、窮鼠云々、君命さへ塞き候心體、此上奸曲無所不至、我身を愛し申候情より、君をしるし可申も難計、兼々石和<sup>○石川</sup>も歎息御座候、大用<sup>○大久</sup>へも萩<sup>○萩吉</sup>より文通御座候方宜可有之、宰相様將軍家より御親政云々、君上ふら<sup>○</sup>の御挨拶の事、何と歎御等閑之様に被奉存候へ共、一體の大模様洞察致候は、宰君左右奸邪滿朝、御至親の御間さへ云々被致候御事故、

今更間牒の何のと申も、扱々不見識と奉存候、迎も水戸の事肌を抜、天下の御爲と被思召候は、天下執權程の御決斷有之可然、白きも黒きも、どつちも長刀のいしらひにては、何程六十餘州小さくとも治り申間敷、迎もの序、水府の正邪堂々と御呼出之上、天下眼を覺候程の御英斷云々位に遣し申度、是も書通に而は困り申候、面語ならは如何様にも出來可申、矢張死物の論と相成申候、殘念々々、小監登り早々奉入御聽候様奉存候、何もく御神の出る前は、御宮下くつかへし、道筋動き立候風情とは察申候、藤は明晝か明晩の出立にて可然奉存候、義園一圓呈申候、呈は矢張板<sup>○板橋</sup>之方可然、板もこま<sup>○</sup>と、爰許の事情、墨先生より御文通、石河<sup>○石河</sup>云々より御書くどきか宜奉存候、勿論吉原言葉か宜奉存候、野生も又々くどき可申也、再三大封遣し候へ共、返事も無之故、相止可申也、何も拜面之節候、以上、

仲穠無月の夜

只今無樽に付寢に付候所、源印一樽携來蘇生仕候、御一笑之事、

同萩吉<sup>○萩吉</sup>大郎<sup>○大郎</sup>へ相談之文通、

先夜は深更迄御周旋、御疲勞と奉察候、碩果先生<sup>○石河</sup>も至而疲れ候様に、察入申候事に御座候、今日茅兄<sup>○茅伊</sup>より云々、左に申上候、此節の所、駒邸の御腹へは、ひたくと事情等詳察差上、御至親の間、幾重にも御相談被爲在候様、尙又六朔云々は、當君公より御下け云々、兩田<sup>○戸田</sup>初申上云々か宜奉存候、貳度まで奉呈上候事に御座候、庄<sup>○</sup>云々は極密々々二封も固く小さく、孝郷<sup>○高橋</sup>多<sup>○多</sup>一<sup>○一</sup>蒙<sup>○蒙</sup>譴<sup>○譴</sup>之日同人より云々、兩田、石河の外存候もの無之候間、如何被遊候哉、日々渴望云々、ひたくと御持込可然哉、此程は御通路御扣被過候得共、一日も止候ては、國家の大害と奉存候、ひたくと御挑被成候得は、又々御下け、雲上御模様も相分可申奉存候、九日前云々も、御申立の方宜奉存候、其外當今都下奸家の形勢等、御申上可被成様奉存候、何も拜面之節と存候、以上、

八月十五夜

猶々委細茅兄御相談は、三浦<sup>○三浦</sup>男<sup>○男</sup>か宜奉存候、

同石河<sup>○石河</sup>五郎<sup>○五郎</sup>へ相談之返事、

拜見、御安健奉賀候、先夜は寛々大慶仕候、扱張訴一伴、定而種々之説に而、一定不致事とは相見候得共、

小子承り候は、御政體不宜候付御改に被成、十月頃迄に御改之廉相見不申候は、五十餘人之者共、存切たる事故可申候、此義委細之事は空間在何村に而、御尋に相成候は、儘に相分可申云々と認候由、平羽云、書振り文體士人之手に出たるにあらず、大半義民のしわざならんと評したる由承り申候、御申越云々とは大違に御座候處、何れ歎是非不相分候、小監南飛云、幕迄動すの奸策ならは、事大惣にいたし、大監登り可申候、たとひ臆<sup>○おそ</sup>貢<sup>○貢</sup>に不致候とも、監府之手順を論候は、必定、大監登り可申筈之處、小監二人杯申儀、是又更に解兼申候、猶又五百城云々、酔中の狂語更に驚にたらずと愚慮仕候、天を動し一さわき爲致候策より、右様の狂語を吐出し候様相察申候、兩田<sup>○戸田</sup>始中町等、斬罪にも致候譯ならは、決而南軒<sup>○南軒</sup>等へもらし候譯は無之、もし南へもれ候とも、五百へは尙又もれ不申筈、五百へもれ候而も、醉狂之上、近隣婦人杯へ聞付られ候様、口外可致筈は毛頭有之間敷、鬼めんを冠て、小兒を驚すの策ならんと奉存候、<sup>○此</sup>十字<sup>○十字</sup>燒<sup>○燒</sup>鼓<sup>○鼓</sup>電<sup>○電</sup>戸<sup>○戸</sup>田<sup>○田</sup>へ一と御相談、監之模様等御聞可被成候、竹<sup>○竹</sup>東<sup>○東</sup>湖<sup>○湖</sup>へは野生今晚罷越、見込承り可申候、其上



に而回<sup>保要人</sup>久表等へ申越候義は早速可仕候、明日は當番に御座候所、番間に罷出候敷、左も無之候は、忤を上可申候、仍而今晚は御待被下間敷候、貴答早々、以上、

十七日

猶々監登之儀、竹隈<sup>湖</sup>津田を何となく承り可申候、次男昨日遣し申候所、津孝留守、然る所老婆に而、孝郷<sup>多一</sup>大場<sup>衛門</sup>等之儀に付、忤へ承り、黒羽町坏も苦勞に相成候所、如何と申候へは、孝云、天の名は餘程付有之候得共、大方此度切に而、燒留るにてござりましよう云々、登り候事留守故不相分候、

藤藏上りの節、荻吉<sup>次郎</sup>より平三郎<sup>中</sup>迄遣候書狀、

秋暑いまた退兼候へ共、彌御安泰に被成御凌奉候、過日は久々に而得御珍話、大慶不過之奉存候、今程無御滞御着之事と存候、扱今日異聞有之、俄に爲指登申候、去る十二日夜監察一統惣寄合に而、翌十三日朝小監兩人出立、何か奸策有之様子に相見申候、此節から如何にも油斷不相成候間、右に付雲上<sup>公</sup>烈<sup>之</sup>一封爲

指登申候、丈夫に候は、はん<sup>源</sup>板橋より直に上げ候様、若又先日推考之如く、此節如何にも危く候は、本所<sup>定院</sup>よりなり何れなりとも、早速丈夫に上り候様、御取扱可被下候、先日御咄之内、御守り二つ云々、はんの方能々御尋、若有之候は、此度御下し、はんにて危しと存留候義に候は、はんにて御意味認下候様、御相談可被下候、此者爲待置候而不苦候間、御守り之御返書且模様等、御聞繕御指下可被下候、取いそき手を分認候間、はん水屋等へも、宜御傳聲可被下候、燈下早々如此御座候、以上、

八月十五夜燈下

去る十五夜、藤藏と申者を俄に爲指登候所、又々張訴一件相分り、駈と取留不申候へ共、例の奸策に相違無之、十三日小監登りも、是より起り候事と被察、殊更右張訴云々を證據にとり、幕府要路へも申立候義、鏡にかけて明なり、幕も是にて動き有之間敷とは存候へ共、先達而問謀指申候由も有之、何に致せ、早速大久保<sup>要</sup>遠山<sup>半左</sup>へ相通し置候義可然と、諸兄論決<sup>遺候所不</sup>野村<sup>遺候所不</sup>葬之助十七日五更俄に出發致候、其節荻吉<sup>次郎</sup>

より大要へ書通之扣、張訴一件書取は別紙に

未得拜眉候へ共呈一書候、秋暑甚敷御座候所、益御勇健被成御勤仕、敬賀之至奉存候、野生義も先年貴地に罷在候節、得拜眉度存居候所、其節彼是多用、近日近日と存、其内罷下り不得拜顏、遺憾不少奉存候、扱兼兼承仕居候處、國事之儀に付而は、打續厚御盡力被成下候段、難盡筆紙奉拜謝候、同志一同不行届之仕合、實に汗顔之至奉存候、與衛門<sup>大野</sup>儀も御承知被遊候通、不行届者に御座候所、何角御指引被下候段、是亦奉謝候、打續莫大の御盡力に以、御模様次第に宜敷罷成、六朔御響合、誠に以難有仕合奉存候、且本月四御座候哉、丹波守勢州<sup>候迄被召出候よし</sup>以來別而窮鼠之勢、種々浮説申觸候、去る十一日には大手へ張訴有之、十二日監察惣寄合、翌十三日早朝小監兩人下役數人、致南飛候由に御座候、右は全く動搖の廉々、申立候奸策に相違有之間敷奉存候、兼而極内秋冬の御示諭も御座候へは、蘇生の如くに而、至極靜謐罷在候處、大朔御響合、奸徒に取候ては累卵の危難に可有之、當節窮鼠の勢に相成、以後如何様の危變を生候も難計、實に不容易場合、一同苦心千萬奉存候、此度無據虎口の場を忍、野村致敬

行候間、委細是より御承知可被下候様仕度奉存候、書外可期後使、燈下早略如此御座候、頓首、

八月十七日燈下九敷 荻吉次郎

泰陽先生 玉机下 尙々略す、

尼子長三郎より、稻富内記へ書通之扣、謹啓秋暑退兼候所、御渾家様被遊御揃、愈御安健被成御座奉恭賀候、過日は平三郎<sup>中</sup>御下し被下、其節は色々御傳言等難有奉存候、平三郎登り之節、一封指上候間、今程は御落手被遊候事と奉存候、扱本月十三日未明、徒目付兩人登り候所、右は張訴一件に付、事起り候様子に御座候、右は奸策に相違無之、此上如何様の儀申立候哉も難測候間、別紙書取之趣、御間柄様迄、早速御通し被下置候様奉存候、尤國許之儀至て靜謐に御座候間、是亦御通し可被下候、扱又先日御間柄様御嘶之趣に、宰相殿<sup>慶</sup>へ親政之儀、阿部殿<sup>正</sup>より被仰聞候所、宰相殿御はづし被成候に付、阿部殿にも御當惑之由、扱々臣下の身にとり、一には恥ヶ敷、一つには残念至極奉存候、御承知も被遊候通り、辰年<sup>弘化</sup>以來兩邸之間も隔絶仕、尙又奸人共、前後左

右に満渡り居候事に候へは、風と右様の事被仰聞候ては、何を申も、當年僅御十七之儀にも有之、御挨拶にも御指支之事と、誠に以涕泣に不堪奉存候、將又此度探索之爲め、御小人等御指下之由に御座候所、奸人共申候は、格別至而靜謐に御座候、只追々之忠奸も、御辨別に相成候へは、最早御見切に而、御所置被爲在候様仕度奉存候、扱又針醫師石川元臺事、老寡君御側を一刻も離候ては、御病氣之節御指支に相成候儀、兼々申上置候事も御座候所、此節役祿召放し、小普請組に相成、俄に國勝手被申付候、右様奸徒も極必至に御座候間、如何之儀仕候哉も難測、誠に以苦心千萬に御座候、此段得と御隣察被下置候様吳々奉願候、縷々申上置候儀御座候へ共、拙筆難盡、匆々申上候、頓首、

八月十七日

尼子長三郎

稻富内記様侍史

○八月廿一日玉里義民五郎次と申者参り、同人儀十八日石河へ参り咄候由之所、此方へは廿一日に來る、石河來話も同日なり。申聞候は、過日松延榮介と申者、江南に罷出候所、十六日歸村、水哲水野より哲太郎傳言、早速御城下へ申上候様申來候に付、十八日發足

仕候事に御座候、右旨趣は、去る六日三支封連署にて、老公へ呈書仕候は、此度榊原啓介等へ、御書御下け被遊候所、右様之義御座候故、御國も靜謐仕兼候儀に有之、畢竟動搖致候様、御前より御指向け被遊候儀に相當候得は、決而御濟不被遊御事に御座候、以後右様之義御座候に於ては、御側之者不殘取替可申云云、老公より板橋迄御書御下け十三日相連被遊、三連より右様申來候、一體國許は洩勝に候得は、以來暫く書通扣へ可申云々、尊慮御座候、御押へも御座候得共、老公にも盡く御配慮に御座候間申上置候、猶又大久保人へ早速相通候間、左様御承知可被下候、其他後宮始め異變無之、三保山殿にも八月は御きれめに付、御暇願御指出に相成候所、願書御下けに相成、御喜之様子に御座候、是は先結構に御座候云々、水哲口上にて、榮介へ申合差下候間申上置候旨、五郎次尼子宅へ來り申聞候、

追而板橋、水哲へ書翰之扣、

前文略、

御大切之事情等、義民體之者へ口傳等御申遣之儀奉恐入、且迂濶千萬に御座候、以後御懷合之御機密、み

たりに口外致間敷奉存候云々、

○張訴一件相探候所、平尾組之者兩人、内壹人は臺町邊之者之由、十日夜廻りにて大手前に至り、臺町邊之者草鞋の紐とけ候に付締候節、風と願候へは、下馬札に白きもの見え候間、立寄見候へは、封書有之、早速取はかし候所、未糊も不乾、しかし燈なしにて文字も不相分候故、先懐中いたし、同夜下町邊廻り辻番明りにて見候へは、上かきに御役人様中と有之、直様開封致候へは、御文意、此度御改革未御届合と申にも無之候所、右御改革には、殊之外怨を抱き候者有之、來る廿日頃迄に、御改めに相成候廉見え不申候へは、同意之者申合、柵町御兩家様へ切込可申、その名前は誰某々々、私事も是迄右之者と同意致居候所、此度の儀は不相濟事に付同意不仕、且指掛候間御訴申上候、仍而は私事元之如く神職被仰付候様仕度、本名は何某と申者に而、當時は隱名何某と申候、且右徒黨之者は、笠間邊に潜居候云々之よし、右臺町邊の者は、無筆に而讀兼、つれの者讀候所、見は不容易、燒捨可申と申候所、萬一後日突當り出來候ては、我等不念に相

成候へは、御頭迄可差出との事に決し、早速平尾へ出候所、右様之品は、筋に而開封の例に候得は、開封致候ては指支候所、今更無是非とて、直様指出候よし、右臺町邊之者咄に付、其内名前承り候所、七八人有之候所、咄と相覺不申、梶、後藤、住谷三人は覺候由、封書之内、去年中不明御門下馬へ張訴仕候儀、御改之廉も相見不申なとも有之由、右臺町邊之者語承り候と申者より、石河五郎次承り候由にて、廿一日櫻町にて話候趣如斯、其後石河得と探候所、右三人の外、石河、難波田、加藤木、吉田都合七人のよし、二十四日朝藤藏下着、諸有志文通左に記、此時文通類取纏一封に致、茶箱之内へ入、上下に茶をしつかつめ、上へ封を付指下たり、時の形勢想へし、

野村舞より三浦實へ文通、

一書啓上、此間者難有奉存候、其後御かはりも無御座候哉、國の爲御いとひ專一に奉存候、野生も道中奸らしき奴原にもあひ不申、昨夜無事に着仕候間、乍憚御安心可被下候、早速大要大久保へ参り度候所、今日は間に合兼申候、然る處右同人より書通御座候間、先々藤藏を下し申候、猶又鐵より委細、又七さんへ申上候、是より御承知可被下候、乍併入組候事情にて、右書取杯に而は、中々かよひかね可申と奉存候、呈も以

前の兩度ともごたつき居、今以と、き不申候、且又平波登り後、何も分り不申候、萬端滞り居、扱々齒かゆく、腹の立候事共に御座候、於はん源介より於吉次郎様於い、様孝根伊へ文參候間、御承知可被成候、何れ明日は巨保要人へ存分に持込可申候、猶又事情分り居可申哉之趣に御座候、是迄之事之事情は、於鐵、於はんより委しく申上候由に御座候間、寸分不申上候、何れ拜面の上ならては、分り兼可申と奉存候、宜敷御待被下候様奉願候、萬々申殘候、以上、

八月廿日

返々諸君へも何分宜敷、袖門高橋へも私無事着之儀御序之節宜、

又同人より、

謹啓藤藤事昨夜發途之積りに御座候處、延引に相成、今朝出立爲致申候、巨保要人へは昨夜參り候處、已前鐵の咄とも違ひ、さしたる苦心は無御座候、鐵は例の心配家にて、青しよびれて居候付、如何と存候所、丹州太田内藤度々罷出、紛失云々、八朔等之處、色取繕申候ても、それ式にて動き候筈も有之間敷、猶辯白仕候所、早速丸山へ可申通、將又張訴等の事も、

相通可申由、乎去御人よしには、扱々殘念に御座候、何れ明夕は又々參り、切迫に説込可申云々、

八月二十一日

板橋源より高橋多へ書通之扣、

呈一書候、朝夕秋冷相催候處云々、先日山口登之節、御細書被成下候所、其節貴答も不申上、定而何と歎思召も被爲在候半と奉存候へ共、全く横着、何分不惡思召可被下候、略す、扱此度も急き天書是は扱より爲御登に相成候所、今程は御承知か、去る十日石川元泰三人ふち小普請御國勝手に相成、已後雲々の御通路絶切、致方無御座候、此間中色々工夫仕候へ共、外には是と申仁物も無之、尙更此節は御側向も、仲間吟味位に而、殊之外六ヶ敷候由、仍而此度爲御登之分は、本所定院之方へ相願候外無之、一昨日平中村を本所へ遣し、委細御承知には有之候へ共、駒邸の手續如何可有之哉と、心配被致候由に御座候、左候へは、中々急に御返翰と申譯に者不參候間、右様御承知可被下候、兼而石川和も六ヶ敷とは奉存候へ共、是迄何事も無之候間、大丈夫と奉存候所、とふくやられ誠に殘念、嘸公に而も御殘念被思召候半奉存候、大場大夫

衛門も退隱之由、是又殘念に御座候、

一先日山口下着之節、御守御待被成候由、然る處貴兄云々、以來壹通も御下け無之、唯孝兄弟高橋多一仲歎宅歎と御尋被爲在候のみ、尤愚生方へは、兩度御下けに相成候へ共、例の下金下曾根一條漸御極めに相成、近々御目見罷出候筈に相成候との御事、此義は山口より委細御咄申去る九日御下けには、碩果徳五郎迄大切之品指下度候處、板源介に而下り候様には、相成間敷やとの御事に付、可罷下と御請申上候積之所、翌十日石川云々に付、また右御請も不申上候、去る六日三連より雲へ、連名の封書呈候處、榊原啓へ御親書御下け之儀に付、殊之外御答申候由、就夫ては御近臣を初、御仕法替に相成候間、左様思召候様旁被仰上候由、定而近々御仕法替可有之、左候へは如何様の儀仕出候哉、定而文通杯、一々改候哉も難計候間、當分有志共より、一切文通不仕候様、通達可致との御事御座候、此節窮鼠の勢とは申なから、色々儀仕出し、苦々敷奸賊共に御座候、何卒片時も早様、吉事御座候様奉祈候、小生も此間中やられ可申哉と、少々やけに相成申候、山口下り之節、一條定而御咄申上候半奉存候、論

外の始末、御下墨可被下候、御一笑々々、

一去る四日丹州太田呼出、一件此間中繕候へ共不相分、尤昨夜島田水野大用保要人へ罷越候間、是に而相分可申候、其外此節の模様等は、島田申上候筈に御座候、右様御承知可被下候、先づは先達而の貴答旁草略申上候、頓首、

八月十九日夜認

尙々御實弟様へも、別段書狀可指上之處、取込延引宜御申譯、

一石川元やられ、御同意殘念に御座候、扱又御國へ引立候儀、是迄勝手も不宜、定而難澁可仕と察入候事に御座候、何卒其内〇御才覺出來候は、少々に而も宜敷候間、爲御指登被下候儀相成間敷や、尤追而返濟爲致候ても宜敷、是は全く貴兄御含迄申上候云々、

〔頭注〕石川何かしぬしのおとされて故都に歸るといふを思ひやりて、

いささらはかこまはかこめうき雲の  
なと月影のもれさらめやは

同人より野村持參書通之返書、爲指事も無之故略す、扱吉次次郎并三浦養へ文通之内、

前文に洩候ところしるす、

一先日平村<sup>中</sup>より御承知には、御守貳つ御下けに相成候由、山口へ下拙より可相渡と申上候旨、山口下着御待兼之由、全く平の間に合せ口に御座候、御別紙姦説とは、御思慮被成候へ共、廿日には於貴地何歟所置可有之云々、南軒<sup>岡</sup>説之由、何歟奸の懐、繁雜には相違無御座候、兩三日内奸<sup>内藤</sup>等殊之外引おそく様子に御座候、

一天書之儀此度も云々、石川<sup>泰</sup>事云々、何卒今一兩年も爲凌申度奉存候へ共、不得已尤無心元奉存候間、跡續の儀外に出来置度、雲<sup>烈</sup>へも申上置候へ共、可然御工夫も不爲在候哉、何等の御下知も不被爲在、其内右之通、誠に残念に奉存候、仍而此度は本所<sup>定院</sup>より云々、尤唯今に雲より宇和島侯<sup>伊達</sup>は、折々御普通被遊候事故、例の松根<sup>書</sup>にても在府に御座候へは、月々壹度位つゝは相頼、宇和より呈書之内へ封込、呈し候様にも相成候處、松根には當年國に而、談兼候事に御座候、勿論松根跡役之者壹人御座候所、いま迄面會不仕候へ共、近々罷越、兎も角も面會仕置、様子に寄相頼候様にも、可罷成と奉存候云々、

八月十九日

大久保要より石河<sup>五郎</sup>へ文通之扣、

御細翰被成下拜見仕候、殘炎退兼候處、益御安健被成御座奉遙賀候、然此度、大元帥御隱居御慎被仰出候趣、驚嘆之至、萬々悲涙之御事、絶言語候、於爰元も石川<sup>元泰</sup>御黜罰、扱もく洗難之御事に御座候、誠に暴横之極、此上如何可有之哉、實に不可測候、貴書十六日夜相達、直に翌十七日早く雪花<sup>和介</sup>へ相尋、逸々及面語候所、上邸へ五ツ時罷出候趣故、歸宅拙宅へ參候約束に致、二三軒相廻り歸宅候而、午に差掛り食事致候所へ、同氏相越候付、早速面會、緩々及談話申候、被遣候一條相渡候所、吞込吳候、條々左に申上候、

〔頭注〕大場大夫かけよしぬしの世をのかれとち罷られるをなげきてよめる、  
なからへはうきもますほの花薄  
日々に散り行秋そかなしき  
よしゆき<sup>頭注</sup>以上

一奸魁乃逸<sup>内藤</sup>能出日不相分、扱けしからの事出来仕候、右窃盜之次第概略を述、中納言<sup>様</sup>兎角天狗を御引立、殊に郷中之者坏へ、御書坏御下し被成候

段、誠に不宜御儀云々申述候由申述、御様子を探り候趣故、不宜儀と存候は、此方へ申聞には不及、得と御爲に不宜と存候趣は、具に申上候様被致可然義、何も此方へ直に、被申聞には不及義と被仰候所、御尤之御儀に候、是迄も申上候義、思召に不叶候得は、直に御座を御立、御聞不被成、或は御勝手儘なる義、勵大聲被仰候様なる事に而、逆も盡情理、御意見等申上候儀は不相成、且又右は御内輪之事にも無、市中に而他手へも引合候事故申上候と、取留り好様に、一通申述候而引取候由、

一其後丹周罷出、右一件申上候而、高橋<sup>多</sup>の儀も申上候由、右一件今少し嚴科に可處と、評議有之候へ共、餘り不嚴方宜と、先々勘辨に而、斯々取計候旨申述候由、大元帥<sup>大場</sup>も響合に候へ共、是は先々其儘に爲濟可申と申候由、大元帥人物御尋之處、是天狗にも無之、至而宜方に而、實明成る生質、殊に調練司に而、時々伺候御用も有之、呈書又は御書下も御座候半、其節右御書下御座候旨、是には困り入候、高梁<sup>高橋</sup>人物等御尋之處、是も至而平成る人物、あしきものには無之所、右之次第になり、不容易儀出来、扱

扱當惑之由、既に右書も此方へ相廻候逆、直に差出候由、扱此間乃逸申處と、今日被申聞候所とは異同も有之、所々分り兼候間、委細書付にいたし、可被申聞候方可然、不宜と被存候筋は、御諫も被申上可然儀、逸々被申上候様にと御申之所、申上候様に可仕候、扱扱申上にくき御方様、とかく御用無之由、打合ものと相見被申候へ共、乃逸と違、平穩なる申上方之様に候由、

一扱又候同人出候而、八月四日頃、此間大元帥其儘に可居置と存候處、逆も其儘には相成不申、是又御答と申合候旨云々申上候由、如何被取扱候哉、御内之儀は、手前へ御相談には不及候得共、承度と被仰候處、半地塾居に見込候と申上候由、夫は殊之外嚴刑之儀、先日被申聞候通之人物、殊に何事哉右御書中の意味、固より存知之義にも有之間敷、左候へは其答に相當仕間敷、一體嚴しく致候へは宜と被存候は、以之外不宜、却而諸人の恨を引候様に可相成と被仰候處、尙御旨被伺候處、遠慮位、日敷を以御免に而可然と、御見込候旨被仰候處、幾重にも申合候様可仕と申被引候由、

一中備<sup>中山</sup>被出右一條申上候由、八朔に宰相様<sup>信守</sup>へ御出之處、別而御機嫌も宜被爲入、夫より御奥へ被爲入候而、御簾中様に而色々御物語、扱御人拂に而、乃逸と申ものは、以之外不宜候人物之由、御爲に不相成候間、早々小普請入被仰付候て、其かりは大元帥、與能<sup>與津</sup>兩入に仰付、白織<sup>白井</sup>宜人の由、御用人被仰付候へ、是は誰へも必々御相談無之、早く御取計、是非に御入替可被成と、一圖に被仰候由、宰相様御當惑、乃逸は何がよろしからずやと、被成御伺候へは、何も申に不及、是非に御引替罷成候得は宜と、達而被仰候に付、御考可被成と御受御退之由、夫より又々御表へ御出之處、中納言様には、何の御咄も無之、奥に而は定て能御馳走も御座候半杯と、被遊御戯候由、何か御内外御不調之御次第、とかく中納言様御落付無之、此方共を初、好物之様に思召、ややもすれは好吏好僧なと、御罵り、扱々困り入候事之由被申上候由、夫は何事に不寄、御直に能被申上候へは宜敷と被仰候所、前後同様に被申上候由、  
一其後讚州<sup>松平</sup>御出に而、又々一通被仰候由、前文之御話も被成候へは、執政も皆々餘りこわがり候に

は、困入候御話之由、  
一御書下並竊盜一條、上様御聞に入候由、驚入候事故、夫は御聽に御達被下候は残念成事、何故に候哉と内々承候所、右に付御家老迄響合候義、并に外々より御聽に達、如何御聽に入候哉も難計、就而は彼衛印も、隨分相心得、不惡一通被仰上候振、心を用候事のよし、如何様御密筋より、いか、に御聽に達間敷とも不被申、扱々此度之儀は、筋合は如何敷御義は無之候へ共、奸の笑壺に入候段は苦々敷事、吳々御同嘆恐入、當惑之御儀に御座候、乍然押而承候に、差而御障礙にも相成申間敷旨には被存候様子、先々一段之差支に心痛無此上、遠方之儀、御心身如何計奉察候へ共、具に入御聽度、大略を申上候、併全承候ま、相認候事故、少々之相違は可有之歟、異日承候所廉々相認、又々可得貴意、色々入込候儀、殊に口々少々宛違候由故、能くそ此度之儀くわしく御認被遣、大きに都合宜御座候、幸に野生心得候條々、一々相通し申候、扱執政方は迄敷度被申上候而も、更に御取用も無之様成申上振、誠に全くの虚言、實に天地日月に對し、能く右様の儀申上候儀、斷腸之至りに御座候、執政方一切

罷出、直に御目通被申上候事無之段、具に申上吳候様、委細相盡候處、夫はと申候事に御座候、常平の一條、御國史之一條、天下の大害、後悔不及候條のみ迫り、尙又右様の次第故、奸計百端不可測、中納言様にも餘り、御慨嘆被遊候得は、如何の御病氣も難計、又何様之手段もいたし、恐多き事相計候哉も不知、奸賊之所爲、扱々戰兢之至に御座候、只々所頼は天地鬼神に御座候、

但御簾中様被仰出候義、安心不仕候、若誠ならば乍恐御失策無此上候、多合策なるべし哉、未相分候、尤此義は證據も無之候間疑被在候、  
一與能周此上之處氷兢々々、  
一御手元御改革被申上候段、如何之義に及候哉、扱も、心痛、萬々御同嘆之義に御座候、萬事御速慮專要、尙赫々之時を奉待候、  
所欲言不一候得共、日々相應に取込、客對公私多事、晝中も紛々、明朝快便、至而慥成使之由故、深更に及役所に而大略相認、如此に御座候、尙追々專便可申上候、吳々右一條に而、大筋之大に趣、相替候義は有之間敷、只々少々も御遲延相成可申哉は難計、其内に又

又一層の大事、不出來候様にと奉存候、扱又外に書中に難盡義有之、是非御而談に申度一事有之、是は欣賞先生始、御緩之儀に御座候、御障無御内に、若き御方に而も、外道御廻り御壹人御出候様にいたし度、鳥田へ極密申置候、誠に心あせり候而、勞配罷在候へ共、扱々大海手に而防候も同様之儀、如口に存候、別而遠方御同志中、御心身奉察候、必々御煩ひ不被成様に、今年中には是非々々御開明奉祈候外無御座候、亂筆御推覽奉願候、早々以上、  
八月十九日夜深更  
四 某 拜

猶以此節蘭人風説書、江戸表へ上り候由、半紙二十枚餘有之候由、其中西洋諸國蜂起専ら戰爭、如麻亂候由、佛蘭西王エグレヌに遊來候由、押而可知事の由也、いまた手に入不申候、就而東海球に成候事の趣也、有司尙以晝寢の積り、此所一に歸候は、東方百倍の備無之而は不行届、實に苦心之至りに御座候、尙委しく相分候は、可申上候、松前漂流之夷人、此度は江戸へ被召寄、一應御尋候上、長崎へ廻し、御返し被成候様子に御座候、加賀漂流次郎吉外

之者共、追々落着に成可申、尙期後音候、以上、

水哲◎水野より萩吉◎萩吉 茅根◎伊藤 へ來書之扣、

一書啓上仕候、十五日御細書、委細拜見仕候、尙又此節矢君飛來、是又巨細領承仕候、先日平波歸來之節も、縷々被仰越候付、直様鯛用◎大久へも罷越承り候處、右人物も此程の時情、暫不存居候由に而、北地之情相話候へは大に驚、尙又大彌◎大場彌之一條に而、大歎息に御座候、尤其已前より右人物大彌如何と、苦身に致居候故、實に驚候事に御座候、仍而亞勢◎阿部之方承候儀相頼、兩三度參り候所、繁務に而罷出兼居、十八日に參り承候所、其日は早朝より丸山へ仕懸縷縷相談、大矢の達書、尙御遣之紛書一件杯指出候所、丸山に而も甚相驚、直様先つ先方承候由、然る處甚入組候分に而、至極くやらけ候次第に御座候、好徒至極必死の勢、中々容易之事に而は參り不申候、いつれにも大度大量、至靜沈勇に無之候而は、紛亂はとけ申間敷候、大も甚歎息に御座候、不肖も其歸來、終宵不寢考明し申候、始にはとても是にては六ヶ敷と存候へ共、能々相考候へは、又解け口も無之候ては有之間

敷と、稍落付申候、扱其次第は、日限等は云々、此以下内山へ出問答之ヶ條、大久ヶ様に諸有司異口同音に相唱候事保書中に詳なり略す、故、福侯◎阿部にも甚御指支之由、乍然已に快晴之事、懷に者相決居候事に而、今更變化も有之間敷候へ共、甚以心配之旨歎息之由、扱又當月朔宰相様◎慶駒込云云、是所、宰相様より譜◎松平へ御咄に相成候よしにて、福侯へさんかゆるさんと相見候より申立候由、是等誠に指支候と申事、兎角いつく迄も、奉押込候底意と相見候、圓も鯛も甚苦心千萬之趣に御座候、乍然山◎山關衛門◎半左 正論赫々に御座候間、若さはりに不相成候にも可有之候へ共、先何に致せ障得出來、大痛嘆に奉存候、大略如此、鯛より委曲申上候振りに御座候間、是にて右御承知之事、右件々實に如何にも相重く甚解難、六ヶ敷場合に御座候得共、靜に相考候へは、天狗を引立候文面など、云々申計にては事實に成不申、仍而張訴浮説騒々敷爲見候而、其言を實に致候策と相見申候、只其言を取其心を責すしては、辯口巧なるもの勝候勢、況也内一藤◎内藤申述之由、虚飾多端に有之、夫を見破候事ならず、好としりつ、採用に相成候事ならば、此上別白之日はいつとても無之事に可

有之、又其虚飾心術を責候は、彼千萬言を費候共、憂る所に無之候へ共、圓环歎息之語氣心配仕候、いづれ取絶り候所、外には無之候へは、たとへ如何様に候とも、福侯へ取付不申候ては相成不申、益死地に落入、快裕に心氣を致、淡靜之中より押張候積りに無之候ては、參り申間敷候、後宮等の方は、未だ何の事も無之、全天王山のとり合に御座候、明智方先に登り候共、とり返洗冤可仕奉存候、時情は右之通りに御座候間、宜敷皆々様御勘考、御指圖可被下候、却而ヶ様之事出來候得は、大に善に至候事も可有之候、此所さへ引返しさへ致候へは、屹と大善に至候儀相違無之候、鯛話に而認、少し異動は難計、乍併大意は相違無之候へは、瑣少之角々御大觀可被下候、委細は矢君の時と申殘候、以上、

廿日認

しま田

渡邊 様萩 匿名

内田 様茅根 匿名

追加申上候、今日晝書狀相認候處、ちと餘り六ヶ敷様に出來候故、定而御心配にも可相成奉存候故、又又相認申候云々、先書は十八日鯛用も大に驚候氣

先に而、ちと乙甲過候而、出來候歎も難計奉存候、今宵矢村君と參候へは、ちと語意違申候、八朔の事とて格別御さわりと申には有之間敷、又内等か紛書に付申述候處、惣而虚飾多く御座候間、言解可申奉存候、何に致矢君飛歸までには、相分可申候間、其節委細可申上候、

しはしこそにしきもかされもみち葉の

八月廿日燈下

しま田

わたなへさま

うち田さま

右水鐵前後書通、いづれも長文、大略緊要之所のみ記す、前書までは茶箱の中なり、後書は封候跡と相見、藤藏帯中へ縫込來る、難險想像すへし、

〔頭注、藤藏歸途好目を恐れ、書面は茶箱衣帯の内へ爲縫込、中仙道へ出て、宇都宮より増子通りにて歸宅、道路五日計懸り申候、堅固大丈夫に而、物事おそき故、自是牛藤と被呼申候、〕

日下部◎伊より來書、  
既望の御手教、於巨回氏◎大久樓即令拜披捧讀仕候、

漸秋涼相催候處、先以御一統様、益御壯康被遊御凌候由奉恭悅候、扱は去月中御三家様御一同、御不慮之御譴責被爲蒙候由、誠に驚入奉候、如命極秘の盜賊一件も承及候へき、扱々無是非御次第と奉存候、乍去百敗不屈、晩途の一勝專一に奉存候間、乍恐申上迄は御座候得とも、益御壯健御凌、鬼神も不測御運策被爲在候様にと奉祈候、僕輩區々の痛心のみ、唯當秋は御吉兆可有之と、窃に景慕仕候所、其後も大小の正家御難に被遣候由、茫然自失仕候、尙更如尊諭、僕近來潜匿抄密に仕候主意、最早段々の御響にて、よき消息も近寄候へは、兼而御内々奉申上候通、そろ／＼引込可申所存、一には何となく、搜索之嚴なる儀も承候へは、一と通に而は凌かね可申と深く思慮、同志中へも一切住所等告不申、乍去極御内々申上置候、矢張前年最初の場所へ寓居仕罷在候へ共、總而遠地へ相避け候様、申置候事に御座候、然る所又々暴横之勢有之候ては、此ま、退候所には無之、萬分か一も補益有之様、一と工夫、奔走可仕候、兼而申上候通り寸志、誓て貴君嘉君御用筋之儀相伺、周旋仕候積に御座候、幸に御深察可被下候、

先便寫木扇面等之事、縷々蒙慰諭難有奉存候、伊藤滿藏へは、度々面會仕候事に御座候、犯境録大延引恐入候、寫本上書之もの埒明不申、早筆之ものへ、籠抹殊に原本一時に借得不申困り入候、出來次第可差上候、兼々御尊志刀劍修覆之儀御示教被下置、難有奉存候、是迄も度々御惠贈被下置候所、いづれも急用、無據相補申候て未得志候、然る所丈夫第一の急用不過之、詰る所本國の恥辱にも可拘云々之意味、仕合に奉存候、何れ才角も可仕奉存候、尤折を伺候而、潛行も仕候様蒙仰候へ共、此程は至極嚴重手配りも有之由に付、能見合、御きけん伺かた／＼可罷出候、遠勝遠勝助カ遠勝林伊遠勝太郎遠勝等へ云々之儀、奉畏候、佐賀侯の書いまた相届不申候、先度林へ催促頼入置候事に御座候、御別紙御遭厄中從容の賢詠、肺肝へ激し再四感吟仕候、先日遠勝の瑤韻も未奉捧恐入候、乍不肖一同に可奉呈上奉存候、餘後音可申上候、恐惶謹言、

八月廿一日  
松村七次郎様(多一郎隱名)  
深谷 佐吉

五間町謫居迄内證書通之扣、

今朝は御細書、委曲承知致候、被懸御心、病人事御尋被下候所、今晝より餘程宜、昨日とは大違ひにて安心致候、御案し被下間敷候、

一今日石果石川より來書、別紙之通り申來、尤今日は當番に而罷出候由、明日は無相違上街へ上り可申存候、紛失云々は、要大久保大へ遣候下書、今朝御遣のを相廻申候、其外の事共も爲呈申度、呈意相秘し置候故承り不申候、天未捨有志と申勢に奉存候、大要來書も漸今朝出前に届候由、あら／＼一見もいたし、登城被致候との事、近來物事遅延、苦々敷事に御座候、明日は早朝次郎へ人遣し、茅根伊伊へも同斷、一と御相談有之候様奉存候、拙宅俗客并奸人多目、尙更病人、野拙も筆もと兼、對話は勿論の事也、未だ面皮の痛み不如此上世に存候へは、今一度一生懸命の御奉公、可奉申上候心事に罷在候云々、呈書仕候位に御座候、御國難一條、臣等乍恐萬分一の御裨益と、被思召候事も被爲在候故、山はさけ海はの御染筆被下置候也、屏居以

來も毎日々々奉敬拜、實に難有仕合にて、半死の幽人苦悶を凌申候、此別紙御自分にて御留可被成候、明日茅へも御通達可被下候、早々以上、

八月廿五日  
急雨病床亂筆

猶々竹之介野カ持參故、執筆もいつれにも出來兼候間、面語に申合遣申候、此段も申遣候、大要來書明日は見られ可申存候、

碩果石河より交通、

呈一書候、秋暑退兼候處、彌御安健奉賀候、其後は御疎瀾打過申候、兩三日已前、櫻町迄は參り候得共、無據新屋敷同役へ參り候儀有之、夕刻に相成候故、參堂不致候得き、扱訴之儀、實らしき説を得候間、荒々茅根伊豫へ咄候間、定而御承知に相成候半、

一一兩日以前、新批御下けに相成候處、榊原啓への御書、御手元扣に見え兼候付、寫置候は、一字もたかへず、月日迄相認遣候様御意に御座候、封置候哉否も申遣候様にとの御儀御座候、曲直やられ、此上暴政甚敷事も可有之所、有志は目をねむり、居とこ迄も靜謐に致居候様被遊度候間、士林は勿論、郷中迄能々申

諭、靜謐に爲致候やうにとの尊慮に御座候、尙又武道  
初心集、常山記談之二部、近頃開板に相成候間、有志  
之者二部之書求置候様被遊度、郷中迄も、家々一部つ  
つ爲求度間、是又申論候様にとの御事に御座候、前文  
兩様共、寄々御申論被成候様致度御座候、  
一云々之御書、榊原へ爲御見被成候後に候哉、又爲御  
見不被成以前に候哉○には爲御見被成さる以前、紛  
失と被思召候事と相見、此度又御書御下けに罷成候、  
尤此度之は、榊原名宛之御書に御座候、  
一去る十五日夜發足之南使、定而罷歸候半、夫に而野  
氏野村歸郷之期も、何日方歟御分り被成候半、相伺  
勢之助歸郷程なく候は、此度の御受は相扣  
居、南情呈申度、若隙とれ候は、不得止事候間、此度  
は先づ御受のみ致可申候、若外に御心付之儀も御座  
候は、御申越可被下候、此段早々、以上、  
八月廿五日

小杉様要用

平澤

八月廿七日南部杉浦よりの書通の扣、

此間千兄伊太夫より御手紙之處、折から奸客來、御  
返事申上不申候間、御序之節可然被仰越奉願候、

捧寸楮候、晴兼候空合に御座候處、被爲揃御安榮奉賀  
候、扱先日は被爲掛尊志、御賢弟様伊太夫より御示教、  
誠以奉深謝候、御嚴謹以來は、日々杜康之客とのみ罷  
成、日々酒居仕候事に御座候、樓上迄も事情承知なか  
ら、罷出度存候處、是さへ外奸を憚り、出發不仕罷在  
候所、五三日以前、柵町祖父付添ながら、爲生村と申  
七里計遠郷へ罷出候所、是以奸人之宅にも御座候間、  
安氣仕罷在候事無御座候、扱又張訴一條、如何の事に  
候半と存、彼是平尾探索仕候へは、大凡之處彼部下よ  
り申來候へ共、未面會不申候間、委細のわけは明白な  
らす候、何れ近々委細承知次第、樓上迄申聞候半、御  
承知之事とは奉存候へ共、北方之人の名前も御座候  
間、大圖書付遣候儘呈貴見候、亂文御推察奉賀候、奸  
策とは見え候へ共、苦心之事に御座候、いか様にか  
潜み、是非御機嫌伺ながら、昇堂は仕度吳々存居候へ  
共、自身不願候へ共、此上御尊體大切なる砌にも御座  
候間、指扣罷在候所、先日千兄より御文通、千萬不淺  
奉謝候事に御座候、紙上萬々、前後亂文、殊に愚筆、御  
批覽奉願候、以上、  
八月廿七日

猶々書付貳枚添る、何卒々々南方よき事情、早々  
ほしき物に御座候、早々御對話仕度奉存候、以  
上、

別紙

封書之一條、極御内々大意之處奉申上候、去る十日  
夜之事に御座候、北御郡下齋藤何某と歟、名前得と  
不相分所、神職之由、是迄は先御代之御仁も加り、  
江戸表へ職業被召放候後は、聞繕ひ致候様に被指  
出居候趣に而罷在候處、心中變事いたし候と相見、  
筆紙之趣には、此度八次郎等上より下向、爲三郎長  
大夫等徒黨、願之筋有之事に候、萬一不相叶節は、  
弓炮に掛けても、願立候趣意に御座候間、得と御  
用心專一に可被成、右之儀御注意申上候間、我等身  
分以前へ御返し被下置候様、此度奉願候と認め、前  
之職業被取放候以後、江戸表取次をいたし居候杯  
書認候趣、住村名前委細に認、貳重封にいたし、一  
重封之處は伊藤玄蕃様と認候由、上は白封になり  
居候由、世上に弓炮に而おし掛候杯と申振候は、前  
之願之筋不叶候は、弓炮に掛けても願候と申事  
より出候故にも云々、

八月十八日野村之介御行事情書、

一十八日未明發、十九日桃町いせ屋へ着仕候所、當時  
榮介病氣に付、夫より三溪樓伊東に潜居、翌廿日夜  
大要大久保相尋、張訴云々、其外天狗かさわくくと、  
役人共口々申ふらし、徒目付兩人罷登候事に御座候、  
定而國元搖動いたし候杯、其御筋へ申立候半、乍併當  
時靜謐なる事無此上、猶更毎夜忍廻り等御座候て、寸  
分油斷も不相成事情等、萬々書面のみにて、往復仕  
候位に御座候、此段申上置度、石和君石川へも宜奉  
願云々申演候所、委細承知仕候、種々奸策又惡事御  
座候、扱此間中山信太丹太田内一藤内藤等かはる  
福山侯阿部へ罷出、紛書并御簾中様より内一御  
退け云々、色々取繕申立候趣、先日石河君五郎へ申上  
候通り、扱々苦心千萬に御座候、左様に御座候、何事  
も針をぼうに申なし、大そふらしく候へ共、得と御  
推見被下候は、御分り可被成云々、廉々辨白仕此  
相心付、書取にいた、早速丸山へ通し吳候様、猶事情承度  
云々相頼罷歸、其後廿三日朝罷越、再會仕候處、大要  
曰、昨夕丸山へ參り、過日御咄之趣、委細申入候所、石  
和申様、張訴等全く奸計に可有之、決而御苦身には相



成間敷候、且又紛書之儀、寡君阿部正弘より台聽に入候儀は、全自他の先入を恐れ候事に而、一と通申上候所、何の御噂も無之、あしき御様子も相見え不申候間、御安慮可被成候、且此間中内一等、かはる／＼龍の口へ罷出、種々乙甲に申候得共、事實を極め候は、爲差事にも無之、寡君もあれ式に而心底動き候事は有之間敷候、猶又老公公烈に而、中山始め御役人共を、好邪々々と御悪口云々被申候處、右様狂人杯の御振舞被遊候筈決而無之、其上大場殿彌右衛門嚴重被仰出候儀、寡君へ申聞候處、ケ様の筈には無之、甚不思議之事也云々、右の兩事より不審を生し、殊に其後は誰へも參り不申旨に御座候、扱先日島田氏水野哲太郎へ御咄申候へき、兼而石和も歎息仕居候福山候御不決斷には、扱々指支申候、依而仲街九子の嫡子に而、父之艱難見るに不忍、我々共如何様相成候ても、父の義御救ひ可被下云々、孝子之至情申述、阿閣阿部正弘へ御歎願被成候得は、流石御憤發は疑ひ有之間敷旨、先日石和とも申合候處、容易ならざる事故、昨夕又々お返し、たとへ身命粉骨に相成候共、随分歎願致候ものは御座候へ共、罷出候節の御扱方は如何と承候所、右等

之儀は、其節の時勢も有之、ケ様々々被遊候てケ様々々と、只今より治定申上候儀は、相成兼候旨被申候、此儀如何に御座候哉云々、被問懸候間、委細は同志へ申聞、相談之上御挨拶可申上候得共、私心付候一寸御咄可申上候、一體此度之冤罪、國政取亂し候と歎、又は酒色に荒み、暴横の振舞有之杯の、御咄にも候は、兎も角も、不軌を計るの一事に至り候ては、天地の限り洗雪不仕しては決而不相濟、一日遷延仕候へは、臣下一日の責難逃奉存候、右之場合、臣子の處する所、忠と孝と大に輕重可有之、國家以來の大難を打捨置、父の儀歎願仕候は如何、且仲街の諸子、元來洗冤の志願に而、禁錮にも相成候事に御座候へは、縦令一身は如何様相成候とも、洗雪之儀相届候は、本懷至極奉存候、然る處右歎願仕候へは、定而役人共よき口實と致し、例の天狗共騒動、國家を採立候杯種々取繕ひ、公邊へ申立候儀必定と奉存候、尤福侯は情實御吞込、御感激も可有之候へ共、兼而御咄之釣合、御獨斷にも參り申聞敷、猶更又々騒動杯云々、彼是入台聽候上には、思召之程も難奉測、萬々一洗雪之障りにも罷成候而は、不忠不孝、身を殺して國に害あるの

儀、甚以不容易事と奉存候、是は全一分の愚存に候間、何れ國許相談之上、屹と御挨拶云々相答候所、又又申様、是は一と先づ御國元御役筋へ、孝子不忍の至情を以、御問柄より、御憤御ゆるめの儀、御願被成候而は如何、公邊杯には間々有之事に御座候、左様に御座候、道理御尤には候へ共、既に鈴木庄藏儀、大病に而宿下け相成居候處、當五月中いまた順快も不仕候を、又々入牢被申付候に付、妻子之哀情申立、尙又醫師より大病之趣口上書相添、宿下け看病之儀精々相願候處、一切相濟不申候、右十死一生の大病人、其上慎御ゆるめ等の願にも無之、病氣中宿下けの儀すら相濟不申候得は、其餘之者は勿論之儀、俄にそれ／＼願立候得は、例の役人共、又々何とか氣取、扱方等却而嚴重に可相成旨申候處、左様に御座候哉、扱々痛歎至極、下拙も彼是了簡仕、いづれ不容易事と存居候處、尙更御論之趣も有之候へは、先々御同志御相談之處は、御見合可被下旨、達而被申候事、其外三連枝呈書、石川元泰免役等、老公切迫之勢、寸暇も油斷相成兼候旨相述、耽に六朔被仰出にも、政事の大廉々云々有之由、右等の始末、九日御渡之振に相願候杯、御意

を蔑如仕候に相當り、乍恐御威光にも拘り可申奉存候、是等の儀伊勢殿阿部正弘には如何被思召候哉、尙又正邪御見抜に相成、第一國冤之義は、上様にも御開濟被爲遊候上は、何と歎御所置振可有之候處、追々遲滯仕候段、如何之御模様歎は難測候得共、一と御果斷一統奉仰旨、存分持込候處、大要も指支候様子に而、被申候は、右之義は石和も兼々歎息仕候事に御座候、尤既に御治定に相成居候を、今更急速にも被遊兼候義と奉察候、それとも御英斷さへ御座候へは、御扱方は可有之候へ共、第一御不決斷には扱々困り申候、石和も先日も呈書等いたし、猶山衛山衛、關半關半、精々盡力之由、此方は十分に御座候、依而彼是工夫仕候處、安中侯板倉伊守よりの御建議は、兼々阿侯にも御信用被成候よしに御座候間、右侯より、水府一件云々の矢さへ參候は、福侯にも、臣下よりのみ申上候とも違ひ、御感發も可被出哉と愚慮仕候、此策如何と被申候間、至極御奇計と奉存候、御手蔓御座候は、直様御めくらし可被下候と相頼候處、直様取懸吳候筈に御座候、扱初冬一條、御替りは無哉否押而承り候處、此義は動不申由、御心配は有之間敷候、將又御分

り口、國元隱居等被仰出候ては、父子益懸隔大害云々申候處、右は石和も屹と承知仕居候間、決而御苦心無之趣、被申候事に御座候、

一稻富<sup>内</sup>始而面會、盡力を謝し件々相述、赤坂へ云云頼候處、早速參り承り吳候處、遠半<sup>左衛門</sup>曰に、張訴等に而心配には及はざる事也、一體はとふに御晴に可相成候處、色々の事に而遅々いたし云々、又間諜共京店杯の浮説承り候而は、何も御證據には相成間敷と、稻申候よし之處、答に、何の御前がしつた事か、市中杯にふら付居候者も可有之、又鈴木石見守杯は、人も多召遣候には無之候哉、是等へも入組てはをらぬか云々被申候由、

一平波、本丹公用矢健<sup>本郷泰固公</sup>より承り候趣、先達而中内<sup>内藤</sup>一様<sup>藤一</sup>御出被成候處、主人にも如何存候哉、御用談之外、御話し伺ひ不申と歎、御目にかゝるまいと歎、被申候様に相見申候、其後は更に御出無之旨、被申候よしに御座候、

一二十五日竹本公用木六<sup>竹本正憲公用人木村六左衛門</sup>へ罷越、件々相述、扱御模様如何、後見等いつと申すあても無之哉、そろ／＼承り候處、是と申事も承知不仕候へ共、不遠

御分りには相成事と奉存候、御模様等、主人よりは一圓申聞も無之處、只々上様御不審は御晴に相成居候由、御登營之義は、廉立被仰出候様には、相成かね可申、何歎御能や御花見杯被爲在候節、中納言殿<sup>公</sup>に罷出、拜見いたさせ杯の上意、被爲在候様可相成やと被申候云々、二十七日歸宅之事、

竹本<sup>正</sup>遠山<sup>半左</sup>衛門<sup>大久保</sup>等へ指遣候當今事情書、

一本月十一日大手門の扉へ張訴、右封書之中、數ヶ條有之哉之處、此願御取受無之候は、廿日之夜迄に、朝比奈彌太郎、伊藤玄蕃宅へ、何誰々と申者切込可申、尤右名前之者、此節土浦并笠間邊に潜居致し居候よしに御座候、是は全く假の名に而、本名は御取受之上可申上候云々、平尾右近組同心被申候趣、昨今上下町へ好物共騒々敷申ふらし、十一日目付方同心に至る迄惣寄合、十三日徒目付組頭并徒目下兩役召連、俄に罷登り、其外下役數十人、領中堺等へ、右之人物探りとして、市町杯へ爲知半分に申ふらし、白晝四方へ罷出候事に御座候、廿日の夜迄と申處に、意味有之事と奉存候、十九日は武公<sup>治</sup>三十三回忌に相當候故、瑛

想院殿より仲町押込之者大赦之義、何となく被申出候歎の様に、風評も有之所、國元は天狗かさわく／＼と、右證據を以幕府へ申立、一つには三連枝後見離れ

の義をも、御年延願候好策に可有之との風説に御座候、同日大手當番の與力岡部忠三郎即刻承り候處、未糊の乾き不申内はかし候由、見付候者は即奸の巨魁平尾右近の組に御座候、一體張訴等之義、君上在國之節は、目付立合に而開封致候故、餘人の可知様無之、此度之義は、見付候持筒同心の口より、即日風評出、目付方に而取揚罷登候由、旁奸策に相違有之間敷、張訴云々、毎度久敷ものに御座候、六朔以來奸膽餘程動き、窮鼠猫を嚙の勢と奉存候、是等の儀、御大政之上より御洞察御座候事と奉存候事、

一兩田<sup>藤田</sup>其外有志之宅へ、毎夜四ツ過より、忍廻りを付申候、尤右は留守居同心、夜中不明門より目付方へ罷出、指圖相受廻り候由之事、  
一此節天狗共打寄、心願叶不申候は、役人の石碑不殘踏倒し可申謀計有之由、紛々申ふらし候事、  
一此節夜廻り等有之に付、天狗共船中へ三四百人密會致候杯との風説申ふれ候事、

一高橋<sup>多</sup>宅紛失物の内より、天狗連判帳出候故、此上大臣始不殘、追退け申候との浮説も有之候處、右は其役筋より紛失物類御尋に相成候は、御分りに相成り可申事、

一當月初旬城下町へ、公邊の間諜らしき者罷下り、いろ／＼聞立候由、壹町目町人の咄有之候所、兼而申上候通り、市店杯に而浮説承り候ては、一國の事實、一切御證據には相成間敷やと奉存候事、  
一當今町方目付方、夜廻り等嚴重被申付、天狗横行天狗横行と申事、口々申ふらし候へ共、靜謐なる儀無此上事に御座候處、六朔以來役人共、種々浮説申いたし候事、

一岡崎南軒申候は、廿日には天狗并柳組、勝負分け目の御用有之由、大切の事也、中町等のものは、國家を覆す者也、何分も返り返し申度と、五百城茂大夫へ物語り候由、茂大夫其日轉役に而參り候所、於前は膝なし役替にて、難有も有之間敷候へ共、先つこらへ申候様申され候由、茂大夫醉に而、近隣の者へ物語候事、  
右之外三連枝呈書、侍醫免役、駒邸切迫云々等、書加へ候様覺申候、

水哲◎水野より大久保◎要へ差出候書翰、

謹啓仕候、此間中は不願御繁務、度々昇堂相願難有奉  
存候、扱昨夜拜眉之後歸來、愁懷鬱結不能寝、已往將  
來之事相考、通宵空しく痛歎のみ仕候、扱御諫言之  
儀、更に御用無之と内◎内藤云々、◎藤一頭注、是は此間  
書取申上候内一〇候へ出候而、問答之内に、御諫言申  
上候へは、御怒り被遊候旨答候由之事有之、故に如  
此◎弘化是全辭を飾り、君をしゆるに御座候、辰年◎元年  
已來御家老等は何如、内一にては一度も、御機嫌伺に  
罷出候事は有之間敷奉存候、然るを御諫言御容無之  
扱申事は、相聞不申事に御座候、一體老公◎烈に而、本  
より諫之義御用被遊候事は、曾て承知仕居候事に御  
座候、夫故言路も悉く相開候て、切迫之苦言をも、よ  
く御容被遊、尤間々再應御議論被遊候儀も有之候得  
共、理に勝候時は、いつも御屈被遊、御採用相成候様、  
承り居候事に而、却て諫納之儀は、御勝れ被遊候方  
と奉存候、然るを爲臣の道を失ひ、御機嫌も不相伺、  
一言之諫章指上候事も無之、何事を申上候ても、御激  
怒被遊云々は、作言に可有之、申上候事の理非も不  
論、御激怒と申等無之、况其上何事も申上候事は、有

之間敷奉存候、御機嫌たに伺不申ものか、申上候へは  
御激怒云々、厚顔之事と奉存候、且假令申上候て、御  
激怒在之候而も、臣子の情彌縫仕候は格別、左様に可  
申述等は無之奉存候、衆口燦金、積讒消骨、誠に可懼  
奉存候、晉申生、大塔宮杯之事は、父子至親之中にて、  
衆口積讒の爲に、至親至愛之道も相滅候所、甚しき事  
の様兼而は奉存候所、始而心肝に徹し候様奉存候、古  
來讒人を惡候事、此故と奉存候、有口投與るの詩、實  
銘肝之至奉存候、大塔宮、申生、みつから明すことあた  
はず、恨を千載地下に含み、今日青史之上に、流涕仕  
候様相成候事、皆讒人の所爲、可惡可懼事に奉存候、  
又内一八朔云々の儀、◎頭注、是は八朔の事、御運に申  
候内に有之候事、◎是又内一を解職被遊度被思召候は  
は、宰相様◎慶へ御直に被仰候儀、御憚りは可有之御  
事にも可有之候へ共、彼奸跡も相顯れ居候者之義、敢  
而深く御遠慮被遊候には及申間敷候哉、且又大場◎  
右衛門白井◎杯名さしの事は、如何可有之候哉、うしろ  
やすきやう、二三子を落置候爲の、前言には有之間敷  
や、御籬中様御心付被仰候儀に候共、内一云々申述候  
程には有之間敷、作言多端可有之奉存候、一體内一の

心得は如何に候哉、是迄迎も、自然御父子之御間を遠  
く致し、相聞候様之手振に相見、老公をば御疎外申上  
候形、惣而明々に相見候事に御座候へは、一國士民の  
内、内一之奸跡を憤り居候者不少、老公より御覽被遊  
候は、左こそ御忍び被遊かたき御儀も可有之候得  
共、夫以御寛恕被遊、なにことも無御構被爲入候所、  
御退け被遊度被思召候儀は御勿論之儀、御尤至極之  
御次第と、乍蔭御推察奉申上、涕泣之至りに不堪奉  
存候、然は自然御籬中様にも、右等之儀御推察被遊、  
御心中奉推計、御心付に而、何と歎被仰候かも難計奉  
存候へ共、御夫婦之情御父子の愛、至情御尤至極之御  
事に可有之奉存候、然を時節悪しく被仰候故、左様の  
事迄、皆老公へのみ御疑心相懸候様申なし候事、實に  
痛歎此事存候、若萬一左様にも候は、内一儀速に  
身を退、御父子の御間に、嫌隙相生不申様致候か、せ  
めてもの事に可有之奉存候所、己をのみ體よく申述、  
主君を自然非分に相見候様申歸り候心術、不臣の跡  
瞭然には有之間敷や奉存候、誠に臣子之情相存候は  
は、紛書等之儀御尋に相成候とも、本より深き御書に  
も無之候へは、御答申上候様も可有之、然を却而事乙

甲に申なし、八朔一條杯の儀は、敢而公邊へ御對し申  
上候儀にも無之、内一壹人進退迄の事に而、事々敷申  
立候にも、不及義と奉存候所、只老公云々申度計に、  
事々敷張飾仕候哉、其心術如何可有之哉、生其心而  
害其政と申如く、險々之心術を以、幼君を挟み政令仕  
候へは、當今の政體如何可有之哉、一重に御憐察被下  
置候様奉願候、内一常に、天狗は名聞利慾の爲にて、  
誠忠より出候事には無之と申候由に承候所、自分申  
述候語言の中、推察仕候得は、何れか名聞利慾に可有  
之哉、先日御内々申上候、六日に御側改革云々之一條  
杯、過慮仕候へは、此上如何様の改革に相成候哉、相  
分不申候へ共、紛書之儀に付云々、八朔云々杯の申  
述、既に主を囚し候意、言表に顯候事に而、なすに忍  
ざる所に御座候へ共、是を忍へくんは、何をか忍ふへ  
からさらんと、苦心之至奉存候、五ヶ年來老公に而  
は、台命を御敬奉被遊、克己慎獨被遊候御事も、宰相  
様御孝道も、一險人の爲に、相破候事にも相成候は、  
如何可仕と、展轉反側、昨夜も一睡に不及、考あかし  
候儀に御座候、此間中度々參堂仕候へ共、不才訥言  
にて、鄙懷申述候様も無之、毎度愁涙滿胸にて退出仕

候、此度數々御出入申上候も如何と相憚り、此度は甚失禮ながら、一書相認申上候、追々御至誠御盡力被下置、山も九仍迄に至り、只一箕に功を缺候様之儀御座候は、實に残念至極奉存候、第一に老公御年齢已に高く、殆に御平生御多病に被爲入候上、五ヶ年之御積鬱、此上奸徒又々如何様改革可致や、然は御憂苦も一きは御増可被遊と、旁痛心一方ならず奉存候、若神明の祐助により、奸謀容候所なく、快晴に及候は、公邊の御徳化、天地父母生育の恩、一國の士民長く可奉感戴候、何分にも此上御指揮被下候様、一重に奉願候、以上、

八月

島田敬介

大久保要様

此書大迄指出候は、少々了簡在之指出申候、廿二日野君一同參候節指合有之、先へは出兼候と申候、是は先の内々の話を受候ての挨拶ゆへ、元より出されぬは承知に御座候、只此意味辯吳候へは夫に而宜し、口上に而はしかと不致候間、書取遣候事に御座候、

右水哲より巨四へ出候辨解之書、野村歸來の節持

調子等は有之と申もの、遠も感激も仕候半、旁妙計と奉存候、

一御仕法替云々に、此上一廉奸目に懸り候は、一に金鐵の有志四五輩も被打盡、彌増〇〇〇御配慮を奉重、下拙兄弟之大罪は勿論、跡繼之ものも無之、兩君は申に不及、幽囚のもの落命、國家は地に落候儀必然、成程此節至て大切の御場合、責ても〇〇〇御配慮を解候御儀、御同意大要と奉存候、夫に付尼子<sup>三郎</sup>長微<sup>三郎</sup>行之義、今日矢尊宅に而、碩果<sup>石河渡邊豫州</sup>甘子<sup>尼子長</sup>杯會議之處、碩も又々茅<sup>茅根伊加馬之介</sup>今晩並松を説伏、歸りかけ茅兩人被參申候に付、貴論御同意に付、委細申論、説伏申候に付、甘子の微行は相止め、義民を立候様決議に相成申候、碩も並松も人なりに相成候、萬事蹴抜不申様奉存候、

一黃花の義御申越、委細承知仕候、嘉吉北行萬一云々益なし、度々面會之人可然、夫に付呼時手紙、尊兄より源印へにても爲持遣候方可然、物事速之方宜奉存候、御認にさへ相成候は、はる歸りかけ櫻町へ御届け被遊候様奉存候、若し北金六ヶ敷候は、並松より

參、

同人歌

天地の神もあはれとかへり見よ

わか爲ならていのるこゝろを

鮎澤<sup>伊</sup>より來書、

曉更執筆、過刻は縷々御細書、逐一承知仕候、矢尊<sup>野村</sup>歸郷、事情等委曲被仰越、一と先痛歎を解申候、貴論之通り福山<sup>正弘</sup>の腹、格別搖きも不仕様子、隨て本丹<sup>本郷</sup>に而、内一<sup>藤一</sup>罷出候儀を遠け候由、貴案如神に御座候、猶更筑本<sup>正徳</sup>カ遠監<sup>左衛門</sup>之口氣等勘考仕候得は、紛失一件も、左程害にも相成申間敷、季秋初冬云々は、依然の姿と相見申候、本印も勝かたまふり六朔以來は、楫をかへ候事と相見申候、夫故畢竟奸吏共、福山へ直向に持掛候譯なるへし、御論之通り、倍臣三四輩の胸中に、親藩の浮沈相り繋り候段、乍恐徳川の末流、感慨之至りに奉存候、大場<sup>彌右衛門</sup>の所置を偽り、第一に六朔台命に相背き、殊に御諫言云云、猶又一旦御伺切に相成候儀遲滞等、將家の御不明云々、矢尊より六朔御内論、別紙遠監之方へ、極秘に御廻し云々、御同意奉存候、餘り〳〵残念、幕にても

口ひろへよく〳〵申論、是非盡力頼候ては如何、大切の機會と奉存候、

一三甫殿<sup>保山</sup>三一件、兩子より委細承り、右に付而も、甘子より二十も持泣付、兄弟被打も咄申度、本所<sup>定院</sup>にては三とは不合云々は、三より貳番丁<sup>伊東</sup>へ〇を懸、いろ〳〵突込申候に付、貳番も憤り候を、杉浦<sup>金本</sup>所へ咄候に付、同じ後宮之者〇を目懸候様にては、我迄の恥辱、水國へ對し赤面至極、一體三の引込は、一件計にも無之、罪狀も有之候故、爲響云々の腹立、夫にては水戸のものより、〇一條にて左様の事起り候様にては指支申候云々は、取押申候よし、矢張ちかぢか十月頃迄には晴にも参りそふな事情より、此度高橋嚴刑云々、和らかに〇にても持參、平三郎<sup>中</sup>涕泣を垂、國許斯之通り、扱々残念云々之方可然、尙又駒君老夫人より、御様子聞かた〳〵御文御遣し被遊候様、雲上<sup>烈</sup>へ奉願候方宜可有之、流石三印も感激、加治金へももらし申間敷、御文云々は碩より呈上之振に御座候、

一並松先生書取感伏仕候、櫻町より御廻し申候筈に御座候、

八月廿八日五更

並松君より鮎澤伊大夫迄來書之扣、

御幽塾後彌御安康のよしに致承知奉賀候、過日之御挨拶、且は御疎遠に打過居候御申譯等之儀は、使之一人へ相任せ不認候間、自是御承知可被下候、扱近來内外の模様は、世木印の話、尙又臺用書翰展見に而委曲承知致し、憂苦彌増候のみに御座候、指當後宮御失策、内輪より害を讓し、外へも移るの端目前に有之、益奸暴を御招、此上〇〇御座右にも、如何様の異變暴亂を生候哉も難計と、扱々胸を痛候義に御座候、古曾我馬子之崇峻帝に於けるも、右様の類より弑逆を生候、御承知之通りに而、實に己を營み、俗情之専ら成者は、君子の不思議へ、意の廻るものと存候へは、善も惡も古今人情一轍〇〇深く厚く、萬事右等之情をも、御心に御含み無之候ては、卒然に御危難なきと計も申かたく存候へ共、他人へ對面さへ成兼候身柄、椽下の力者程も、奸暴を防候力の出し様も無之、御同然に残念至極に御座候へ共、諸有志輩皆々如才なく御相談も致盡力、夫のみ頼に候、しかし此砌嫌疑は悉く御避け、孫子の所謂九地にかくる、と申如く、

少も聲も形も無か、則後の勝を得候元と存候に付、何分御用心々々々、扱又右御失策云々に付而之、此上害を生候義を薄うする之一策、誠に究候義に而、淺薄には可有之候へ共、牛紋と端周との意を、一は安し一は恐れ恥候方に向置候方可然と存候、内奸へ其事響候てもよし、不響居、彼尙是迄の如くに惡聲を吐候なれば、是又よしといふ處に而、兼而伊印伊東之權策も有之通り、數蚊へ手を入牛紋をさらせ、端周へは其さらせ口、直に移り可申と存候、其數印より牛印への説方は、青後宮と不云とも、牛にては載より出、誰に遊し候とも不知、何れ近頃、〇〇様御意に、候ばい、後宮と氣取は勿論なるへし、居候もの、此上我等内々宰相へ口を添候様相成候連、兩人杯は決而あしくは不致心得に候得共、其心は不知、兎角我等事をは、外に致候様仕向候は、却而身の爲にも不相成との御意も、再々被爲仕候ふしにも相聞、且又閑老衆へ〇〇様の御儀を御取成振も不御宜よし、是又左様にては、御内外之御模様、御立場柄御宜敷不相聞候に付、此後の御含に、内々爲御響申と傳へさせ候は、牛等青後宮に而之沙汰を爲知候と、存候義は勿論に而、過日阿閑阿部へ申立候義、後宮へ

も響候と存、さすれば表も奥も一體と相見ゆると思ふへし、左おもふ時は、牛丹共に、此上より被尋候ても、又申立候而も、是迄とは口氣違ひ可申、隨而〇〇様への御仕向申方も、又違可申哉と存候、誠にくるしき愚慮には候得共、害には不相成、よく牛への爲響方行届候得は、極而牛の意思恥を兼候て、是迄とは違ひ來候義には有之間敷や、諸有志尙御相談之事、

〔頭注〕以下九行

「付け札

君臣の間行違居、誠に歎しき事に御座候へ共、其行違を解候手段無之、且君之御深意は个様と申義を、下よりは通候事も不相成、下より通候ては、却而害と相成候位之次第にて、不得止事、別紙之意を御通し被下候様、無據御頼申と一書有之、別紙は本文之意味、女の書取候様に御記し、讀よき様に被成、數の尼へ廻候方、届合可申やと存候、

但書取は尼の手切なり、

一世木印へ相降候一封、青より傳ひ候よし、其御請同し道より飛上り候は、服の手經候故、危くと話合候處、青も此後出來兼候得共、此度之分は、取扱候積

りに話候か之由、定而下り候節も、青へ降候封之内へ、世木之分は入候而、下り候なるへし、さすれば服も世木へ之封は、心得申間敷候間、青之御請へ封込上候様、頼に相成候は、今度は決而害を生候儀有之間敷、且御失策云々等之儀、速に兩〇〇様御心得に相成候方、御爲可然と存候に付、右之心得にて上げ候様、世木印へばう伊なとより、爲御傳可然と存候、其外之義、世木へ委曲話合置候事に御座候、何に付ても月毛の駒無之には、扱々相困り候事に御座候、

〔頭注〕以下一行

付札あり後に記す、

一貴家へ有志御會合も御苦身申候、假令御近隣よろしくとは、打は響く之世語之通りに御座候間、不用を示て、用之之御形を御顯し可然と存候、野村伊も昨今落付候や、是に而又事情も少しく御分りと存候、書外後便に、此段草々申殘候、亂筆よろしく御推覽可被下候、已上、

八月廿七日  
付札

御請へ定而大城落に付、牛丹等印へ續て出候一條も、記し上候事と存候處、右之義〇〇〇様より、三連へあからさまに御申越にも相成候は、ケ様に〇〇〇様より、申越候義も有之候處、内密御耳に入御相談申候儀を〇〇〇様へ御通しに相成候とか、右等之儀通候もの有之やと申様なる口氣、下へ響候は、此後事情相分り兼候事に相成のみならず、公用人并世木和其儘に居兼、又横道の大害と相成、いよ／＼御開明は得兼候場に相成候に付、是等の義は、御心得被遊、御輕卒なる事不被遊様に、書添候て上候様致度、長州先年表へ出候も、極内通を御書に而水羽州水野忠成へ被仰、幕にては御同朋頭職を墮、邸中に而は、長州と御城付落申候、是等を能々御ふまい、くれ／＼右之義、三れんへは勿論、御内輪の好へも、御通し不被遊様致度、一時の御快を御喜び不被遊様に、可然御書加申上候様いたし度存候、世木は毎度〇〇〇様御鹽梅も吞込居候に付、如才も有之間敷候へ共、心付候に付相記し申候、

仲秋念九、五間町幽室迄遣候、全懷合書通のひ

かへ、

御細書披見、秋冷御同意大慶に存候、野尊野村介今朝過訪、南情委敷承り申候、益上鹽梅、元より問保大久來書に而も、福候阿部の動候事は無之様、野生は存居候へ共、諸兄ちと異論も有之由、紛失云々入台聽候義も、全く一通り、筋合之事のみ之由、安心仕候、尙又丹後本郷へ内一藤一罷出候節、御用之外は御出無之様被遠候趣、矢謙矢時物語に有之との事、益福の腹を探り、景氣を見留候様と申候、貴考如何、竹印竹本迎も障礙有之儀には無之よし、大石山關大久保要人某、關半石川和介四人之胸中に、親藩之浮沈繫り居候事、涕泣に不堪奉存候、大場衛門右の所置を偽り候より、六朔台命賞罰偏頗無之云々之廉々觸候段、幕府を奉蔑如、不忠大罪無此上、右之眼目へ氣か付不申、彼は大場云々位を取揚候段、心外千萬に存候、第一老君烈へ御諫言云々、此一事に而も、御遠け被成候而も、可然儀と愚慮致申候、先つ／＼此位に染み合候も、やう／＼野生初春面會後、別の事とあきらめ申候、

一乃一藤一内藤、本丹に而遠けられ候趣、矢謙話、久保大要人迄申入度事、

一六朔別紙は、天下の御役人へは壹人つゝも爲見、水戸之宛たる所申度、大君御宛と申事、閣老初台命御書付にて出候上滞留と申も、餘り眞暗なる世の中、實は一日も留候ては、將家の御不明猶々の御事と、乍恐愚察致申候、仍而は遠半遠山半へ、野村介より固封にして、稻内記迄可送、南地及水地へも秘すへし、一御仕法替云々奉承知候、上は臣下に而、唯今少しの廉被見付、搖動被申立、老君上迄波及候ては、僕兄弟大罪之上の重罪、不忠之境にも至り可申候、一體すわと申て、國事へ投命之もの、此節幾人可有之哉、見通しても大抵は相分り申候、微行等之儀は、不得已事に無之候ては相扣、殊之外靜謐、君上の御心を奉安候事、責ての愚忠と存候、石河五郎南浦も無益之至り、此節は抱置、九月の末にも石和和介へ爲逢申度、此事誰へももらし不申合罷在候間、此折は取押へ申候、萩へ計は通置可申候、

一北方は近付之もの、方、先方にても宜候義に可有之、且又安か他出之節は、萩吉萩吉内のひとき所を抜け出し、空敷罷歸り可申、夫よりは石か僕か宅へ呼付談可申候、微行しれすと申條、萬一被見付候へは、

如何様之波を起候も難計、可恐之第一と老婆心生申候、何程戰國に而も、出入共危難を踐候事計有之候ては、敗を取可申候、三河の厄介兵を今川にて遣候様に、始終無難には參まじく、甘子、石河、萩吉、茅伊野野村其外數輩、今一と綱に禁錮に付候ては、小六眞己のみ馳せ廻り筆戦にては、大事は難成、喫臍とも千機萬悔に不及、残念に可有之、幾重にも静り、好にて不思議をなし候程に致度、楠公の用兵、小人數に而武相の大敵を追退け候も、出沒變遷有之事と奉存候、貴考如何、過日君上より、有志目を眠り候様にとの尊慮奉伺候ては、不覺涕泣此事に御座候て、今心痛御察可被下候、

一東七郎之二本、決て出来不申候、第一時借りの六十も音信不通、催促を受候位の通り、一の上機會と歎何歎無之ては、御申越之義は、戸戸よりにも誰よりにも、出来不申候事、目前に相見申候、北之方手盡し候外有之間敷、南地の入用も、道筋それ／＼領居り、爲指儀には無之様愚察致候、

一三保保山云々は、困り申候事には候へ共、本様へよく／＼申上、文にても御遣し、腹を不爲立様仕向置度

もの也、今更平中村より僕嚴謹申出候へは、偽に存候事指見に御座候、能々此所も爲御申越か、宜奉存候、野兄より可然や、又は甘尾子より本の方か宜とも奉存候、

一此節の機事、藥も勿論ながら、福の方へ委しく御吞込安き様、天下を尊ひ書くとき、正論遣候外有之間敷奉存候、是を要より爲廻候方、第一之功驗と存候、藥の遣道大抵相分り、急務之様にて左には無之、伊印并南地の人々懐合爲凌候は、差支有之間敷、夫より曲直彦へ遣申度、東七郎より、兄弟救貧之爲、至誠を以被贈候内、五圓も東七心入にして遣可申哉、又義之内より被下に取扱可申哉、御相談之上御取計可被下候、此間約七ひちと過申候、十度を五度か三度とか爲致度もの也、此儀は申悪き事也、此間約四爲に被打可申、苦心致申候、宿に不居故なり、  
一戸田の書取未廻り不申候、此段も草々、いろ／＼申越度事、如山に御座候へ共、執筆致候へは逆上齒痛、書外後音可申遣候、昨夜も不寝、五更に起て一杯澆申候、口號御一笑可被下候、  
仲秋念八夜五更起坐書懷、

秋夜漫々獨信心、梧桐窓外雨沈々、幽懷無奈起傾蓋、忍開陰虫處々吟、  
淋しけの餘りにまけてぬる夜半を  
又もや雨のいたくふるらん

高橋より鮎澤伊へ返翰の扣、  
御細書件々御論、御尤之至りに奉存候、松蔭建議、何も忠愛之情より感發、今に不始至誠、感佩此事に御座候、數蚊之牛をさ、せ候事、松の論もこま／＼相見候へ共、昨日野氏野村の直話に、讚州松平入魂の老女へ、本所定院より私問柄、水戸の御家中に有之候處、此度云々より段々吹掛可申と被申候由、平中村も御尤と申候よし、野驚愕之様子に而物語に御座候、扱々齒のうき候事に有之候、一體數蚊の様なる絶代の奇策、再び行ふべきものには有之間敷、讚州より大奥の模様探り候へは、大抵相分可申、張良陳平も、絶代の奇策を、再跡を踐候事有之間敷、却而かつばも一度は川流と可相成と、苦心此事に御座候、今日は御相談も不申、數之策を一本に御扣被成候様、はん源介迄別段申越候事に御座候、毎度獨斷多罪の至りに御座候、  
一三甫保山云々、今更二三出し、なま中申譯面白無

之、平參り、三甫へ申上様には、一體最初も三保山様被仰候は、私へは御構無之、御至願專一と、度々御申聞も有之、流石天下の大御奥も御動被遊候ゆへと、水府至忠之面々一同驚入申候〇と申もの、私共御受合申上候へ共、高橋様も一件の方、頻りに御入用莫大、今少し先へ參候は、御開明も無相違様にも奉存候ま、夫迄は私より申上候儀、扱々相困り申候、此度の御儀は、御本さへ御直り被遊候へは、どの様にも御用相たし申候旨、幾重にも和らかに申か宜候位に御申越可然や、

一此節悉く靜謐に仕度、此節よく／＼御避被成候事、爲國爲父と存候、書外期後音候、以上、  
但茅堂へ幽居致候ては、來書毎に喜悅不啻候、

念九

九月四日石河五郎より呈書之中へ、心付に而茅伊萩吉等へ相談之上、相廻候个條の覺、  
一三連呈書云々奉伺、驚愕仕候、右御報書被仰出候や否不奉承知、若し未不被仰出候は、申上候迄も無之、御如才不被爲在御事とは奉存候へ共、過憂之餘り愚存奉申上候、御連枝方御内心は、左程に有之間敷候

へ共、奸吏の申立を誠と思召、是迄之御取計、殊更此度之一條、全く老公を御向に奉成候儀痛憤至極、嘸かし御殘念に御座候半奉恐察候へ共、御激論御座候ては、奸勢ます／＼相こそり、如何様之儀仕候やも難計、猶又幕へも〇〇様より御答、右様御座候申立候は、差見えの事に可有御座、勿論夫に而幕之方動きは仕間敷候へ共、奸のいひぐさを御ふやし被遊候姿に可相成、何程御理解御座候ても、馬の耳に風と申鄙諺之如く、所詮御尤とは不奉存事に可有御座候、  
一三保山兼而御承知被遊候通り、御家之儀は苦心仕、盡力御座候所、右一條より波瀾生し、去年中宿下けに相成居、當八月御暇願指出候所、願書御下けに相成候、同人義長く閉籠り候中には、憤懣之餘り、彼是存出、何程氣じようにても、流石婦人の事に有之、只ぞれ／＼付々之局共杯、水國の事は最早出來不申と存居、御爲半分の事杯申立候哉に而、色々次第も御座候様奉存候、何卒君夫人より、時候御見舞として、御書にても御遣し被遊候は、嘸々感激可仕奉存候、同人儀動き候事は、有御座間敷奉存候へ共、右宿分加治某とか申者、丹州へ出入仕候由に御座候へは、局杯よ

り、高橋歎願一條より、右様の事に相成候杯申候は、大事の前の小事とやら、又一害を生し候様可相成奉存候、何卒只今之内、御一言御座候様奉企望候、右君臣共安堵可仕事と奉存候、

右書取相廻候處、石河も悉く同意、書添可申との事、

一松蔭建議、水羽州水野忠成の時云々、是亦同意、

一八朔一條、大久保要成書中之通りのみにては、老公公烈烈に而悪しく御氣取被遊候は、宰相様慶御事を

御残念に思召候哉も難計、宰相様御越度には無之、全

く君夫人御意を御守り被遊候所より、右次第に及候

と申振認候筈、

一御通路云々は、過日御相談之通り、邸外有志諸候、

薩摩 鶴島、伊達、土屋、下金等なり、

一大切之御品、早く御下けに致度云々、

茅根伯陽より被寄候詩作之扣、

寄敬卿高兄廉夫澤兄、末二句用、陳同甫語、

何物實舌鬼一車、周廷未啓金膝書、殘雲欲霽猶未霽、

五度秋風驚居諸、松菊不存三徑荒、幽蘭到處遇誅鉏、

嗟君從容坐幽室、何徒直道至三黜、弟兄一日爲天涯、

鶴鶴原上風瑟瑟、坎軻縱令不可說、貶謫却見多芬苾、

も有之、彌以御示教之通りに、衆評も一定可然旨、野

壯士野村彝之介カへ及夢談申候、然る處衆評も、大岡甘飛は

扣候方に向ひ居候間、尙更得と示談に可及旨に御座

候間、御安心可被成候、碩湖邊一覽云々、當月は吏出

張中に付、いよ／＼一覽致候にいたせ、月を越候上に

而之事に相成居候よし、是又遠近事情見計ひものな

るへし、旁御心配被成間敷候、尤御示教之趣は、野へ

も不申聽、全野生胸中に置、御細翰到來云々不申談候

間、其心得振りを以、委細之談ふりは、御聞御座候様

存候、御返事も及延引候に付、若今程御逢に相成候事

ならば、何れにても宜敷事に御座候、夜雨之御詩歌、

御心情致想像折柄、秋の習ひ之哀をまし候に御座候、

御返歌其外思ひ立之野路認申候、御一笑可被下候、餘

は後便を得候節と、一と通り御返事迄、草々不備、

晩秋四日

別紙に

おもふことたえやらて、ねにける夜半の、雨こと

に淋しきなといひて、うたよみおこせける人の

許へ、

ふる雨は霞のおとや板ひさし

知君精誠感神明、揮戈將回虞淵日、仲淹師友貶遠土、抗疏吾獨耻師魯、迂濶猶且思策驚、屹然今誰中流柱、此夕思君對長空、微風動林月窺櫳、頻呼杯杓澆壘塊、回首世事一瞬中、男兒憂患天所錫、拂亂未嘗哭途窮、爲君聊誦同甫語、快論不資文辭工、鼓同舟遇風之勢、成披雲睹日之功、

茅根泰拜草

戸田大人蓬より書通之扣、

疇昔は縷々御細翰、毎度感謝之至りに奉存候、先以秋

冷相催候所、彌御揃御清安奉賀候、隨而弊家一統無

事、乍慮外御降心可被下候、然は此頃中諸有志建議之

ヶ條、御心配御賢慮之通り、御尤至極之儀に存候、最

初碩石河より示御座候節も、先つ／＼と申述置候へ

共、加印より、當今機會是非々々之衆評、その存込も

勿論、厚く無據も相聞候付、一決可仕旨相許候へ共、

一品相整候迄は、何れ早急之事にも相成間敷、左候得

は先つ／＼筆頭之一策成置候方可然と、及挨拶相別

申候、彼是申内に、又評議相變し、情實も相分り來り

候半と存候折柄御示教、一は汗顔一は大慶此事に御

座候、尙眞俗間の説にも、そろ／＼甘云々耳に入候儀

心をたくよはのね覺に

思ひ侘ひひとりね覺にふる雨は

かわかぬ袖を尙ぬらせとや

君臣の思ひもたえず、ことしも長月のけふにな

りけると、なげき侍りて、

君臣のなげきはいかに長月の

なか／＼しよを絶すもある哉

遠近世にそむける人々のことを、なげき侍る折

に、月を見て、

みる人はかはれとかはる影もなく

月は澄ぬるいにしへの空

なかめ筒あはれますみの鏡とは

物おもふよの月やいふらん

薄暮松好文亭の會に出たる題のよし、

遠近の松のみとりの色添て

匂ふ夕日もいりにけるかな

入相の鐘にちるとや夕暮の

花をよ所にそ松は見えける

湖上月同所

月影のくもらぬ名にや鏡山



うつるも清き島の海つら

漣やよるく月のえならぬに

明てもしたふ志賀の浦人

湖や惠の浪のかゝり来て

えならぬ月の影もみる哉

九月四日濁橋板橋源介より手紙之扣、

御文のやう難有かり、返し〜拜見いたし〜、朝夕は御ひえ〜しく相成候へとも、まつ〜皆々様かた御揃遊はし、御きけんよく入らせられ、何寄々々御うれしく御歡申上り〜、左様に御さ候へは、まつ本様へ御あひ遊はし、何も〜御承知のよし、然る處本様より中へ云々、并讃州老女へ云々の御事、如何にもけんのん故、扣候様おひら中村どのへ、いそぎ止させ候様、委細かしまり〜、何もわたくし更に存し不申事ゆへ、早速におひらどのへ参り承り候得は、此義はとうに〜やめ申候よしに御座候、左様御承知、御安心可被下候、此かた皆々無事くらし居候まゝ、憚様ながら御案し被下まじく、いつ方も於續よろしく、御安んじ被下間敷、扱またおとふ様にはいつ頃お登り遊はし候哉伺ひ〜、きん様殊之外御

待兼ゆへ、どふぞ〜御序によろしく御傳へ被下度、願ひ上り〜、まな様へおくれ届居候御守も、おとふ様御出の節にあげ〜、左様御承知被下度、何も何も御返事かた〜、あら〜申上り〜、めてたく

九月四日

はんより

於幸様高橋多一郎

返す〜も先もしは願ひ上り〜、まな様への事も御承知被下、山々ありかたく存しあげ〜、どろぞ〜願上り〜、色々申上度御事御座候へ共、いかにも〜けんのんゆへ、御返事まであら〜

詩評

伯陽賢兄

菊月七日東湖先生より、茅根伊藤迄被遣候手紙之扣、野村野村等野村の返事也、

拜誦御安健奉賀候、拙家病人御尋被下奉謝候、都合五人傳染、最早死を免れ候へ共、ていたらく御察可被下候、御廻し詩集二卷寓目、扱々險艱風調、右様の詩風

に成行候段、浩嘆之至に御座候、右之内宮詞和韻之儀被仰下候處、所詮ためには有之間敷や、扱此詩風にては、初冬の佳作杯存も不寄、彌幽居默處、安身立命之場合とは相成申候、只々石川、凹之詩のみ、赤心溢紙表、感吟不啻候、可愧事に御座候、心事難盡毛穎候、以上、

九月七日

詩集は散江來訪迄留置申候、

戸君月田之宅、本在藤澤街、甲辰國難、君幽於武之小梅官舎、越三年遇赦歸郷、先是有司移君之宅於並松街、以藤澤之地賜中山氏、守今茲中山氏庭園之芭蕉初華、蓋君所手栽也、中山氏折花以寄君、且言以此換酒杯、可以保遐齡、君悅甚、乃取花片、添以歌詞數章以見贈、厚意所在、愛翫不啻、聊賦一絶、以謝、兼請斧正、

紅花綽約當秋開、况復爲君作壽杯、丹心一片不忘舊、想像管家故里梅、九月 六雨中書、

予友關生大野博愛、嘗欲申理國冤、決然辭家、流離間關、百折不撓、皇々竭力者四年于茲、而我有所探

索甚、頃者聞、潜匿於浦賀鎮臺、竊賦二絶以寄云、五秋未遇豔雲晴、憐子潜居浦賀營、儘逢外虜窺邊日、莫辱雄藩神武名、

又

東道咽吭天一隅、負山枕海壯規模、海山形勢未親覽、爲寄相房要害圖、寄懷武城友人、一別各鄉尺素稀、此生亦與世相違、誰知夜々幽人夢、偏逐南天鳴雁飛、

遠路近路波志卷之十二

九月八日◎嘉永竹隈先生再返翰、

(上包) 博要賢契◎茅根伊

古◎藤田

一昨日之貴翰、昨七日散江◎山口より相達拜誦、其節は折悪敷、出入之もの参り居、全く御受取迄漸々に相認、且藤の僕頗癡漢にて、先頃崇より鰻被贈候節、柳堤にて水をのませ候迎にげられ、大騒ぎ致候様なる漢ゆへ、如何にも不容易と、別封も留置申候、御恕可被下候、即今日得と寓目、別封返璧、御落手可被下候、老婆心の様には候へ共、文書程可憐ものは無之候間、文通等可成丈御投火、又は御引裂可被成候、留記之様に被成候儀、以の外に御座候、肝要之事者留記無之逆も、終身不忘ものに御座候、六朔の内諭さへ、野生は寫し不申候、碌々と御一咲可有之候へ共、跡之後悔は間に合不申候間、御用心專一と奉存候、扱南方事情如何にも面白からず、六朔の愉快を八九分取返され候心地仕候、福◎阿部の口氣、六朔云々をのべ候時の答に

は、少々まし候様に候へ共、はがゆく相覺申候、大乘◎大馬場 處置鴟張も、畢竟福の口氣にしるき處有之故右衛門 御座候、まさか喉と答有之候なれば、沙汰なしに隠慎とは出来不申、其しるき口氣は、福も石◎石川等へはなし不申事と推察仕候間、諺云々は鎌府從來の痼疾、たとひ何事無之ても出し置候事故、喜ふにも怪むにも不足候歟、初冬云々動き不申との事、何其安心無之、此事さへ動き不申候へ者、拱手て待居候而よろしく候へ共、どうもくりに御座候、まつ季秋の初冬のみ◎と申事、如何にも解せ兼候處、此度の消息にて参考仕候に、吹上御庭の御菊見、年々季秋初冬の内に候間、多分此事に可有之、晩秋以後は花と申候而は、菊の外無之間、是がのび候へは、來春濱御庭と歟何と歟のひ候半、其内に寸善尺魔、如何様の世態に可相成哉、手に取らぬ内者何とも申兼候、時日宮詞の事はだめに可有之御答申候處、右看菊の宴杯の爲には、旁一藥相用度は候へども、第一藥種拂底如何、無理に藥種を求候へは、又々安達の覆轍可恐、危からぬ事にて藥種出来候なれば、宮詞もたとひ益は無之とも、害は有之間敷、野生第一之苦心は、兎角破れは藥種より生候

ゆへ恐れ候なり、御別封中天書云々甚不容易、たとひ宇和候◎伊達にもせよ本所◎定院にもせよ、すらと御開封の時、君の近臣夫人の侍妾等見付候は、如何可仕哉、有司の上書等と違ひ、御人拂にて他よりの文通を、御開封もならぬもの也、一體是非とも御通路をこしらへ候儀、何の益も有之間敷候、野生愚案にては、やはり御通路無之方よろしく奉存候、人心の靈、御通路有之候へは、自ら有司へも響き申候、中街杯は尙更なきがよろしく奉存候、五郎次の傳言と反◎板橋の書にては大に相違、五郎次は、以後右様の事におゐては云々と申、反の書は、就夫而は御仕法かへ云々、近々可有之と申、大にちかひ申候、乍去反か本に候へは、反の方を信じ候而可然、扱々可惡奉存候、大乘は先んには打捨候積り候處、君夫人云々にて、俄に評議かわり候に相違有之間敷、又三支呈は、福候答に、御直々諫候様にとの事より起り、有司は申上兼候ゆへ、三支より申上、夫も御諫申上候而者、此度の事は其まへに不致候而者不相成候ゆへ、御察當のみ申上候事なるや、八朔云々、是は過日散江の説に據候へは、七月廿五日には無之哉、貴考如何にと候、又廿五日にも八朔

にも被爲入候哉、もし又散の間違歟、何にもせよ、君夫人云々は七八分實事なるや、中街嫡子云々、大失策不待辯、是だから凹◎保要人杯吞込だやうで、いまだ吞込ぬ處あり、板橋は大に可然、しかし迂遠成事也、委細は別紙相認候、是は全く貴兄へのみ草々、以上、

九八夕認

再啓敬卿◎高橋廉夫◎點澤へ何分よろしく、野生はわざわざ無音仕候、敬より先日相廻り候詩の中に、藤陰◎石川に寄之詩、實に雄渾悲壯、感吟々々、兄弟へ御贈被成候貴作も感吟、結末別而感服、たゞ何者は何物にては如何、もし又作例有之候哉、寡陋ゆへ何とも難申、古今事勢の相違も有之候へ者、今に在ては、師魯を學ひ友ころびに相成候よりも、一人半人にてふみとまり盡力の方、仲淹も喜ひ可申候如何、別紙は散江あてに認候へ共、散江へは御見せに不及候、阿々、折から痛飲、別而亂筆、自分に而もよめず御推讀、

別紙の寫

(上包) 山口大兄

於 菴◎藤田

本書朱書◎以下三行ナラン、心事相認候内、冗長にのみ相成、輕重緩急所難、

御見通し如何と存候間、肝要之廉へ者、自ら困點を加へ申候、失敬御恕可被下候、

昨日は貴簡被下、豚兒共病氣御尋被下奉謝候、先々何れも死は免候様子、乍併一家五人伏枕、難澁難盡筆紙候、野生今日迄は無恙候へ共、此氣運に候へは、此先き何共安心不仕、萬一傳染も致し候は、去年痔漏後、いまた眞の快復に無之、や、もすれば脱肛、便閉の症を患候間、不容易奉存候、た、安身立命、相待居候のみに御座候、扱南方の近狀、逐一内密御示諭、兼兼御話申候通り、幽居之身分、なましろに喉を出し候へは、奇禍のみ引出し候間、一切嚙口之所存に候へ共、兩公御爲に不相成廉は、何程幽居之身にても、秦人越人之肥瘠を視るか如く、恬然とは罷在兼候、右御別封披見以來憤懣不甯、昨夜も通宵睡を合不申、實に痛心之餘り、斷然といはし心事委曲に凹櫃、頭注、凹櫃は大久保要也、迄可及書通と存候へ共、五年間隱忍いたし居候を、今更一時憤懣之餘りに、破候も如何と再慮仕り、凹へ書通之儀者相止申候、乍併苦心之廉廉、御親戚之貴兄迄致吐露候儀は、身内之事と存候間、大略左に相認候、

一六朔之御内諭、五年以來之快事勿論に候へ共、又彼に在ては、大痛心有此上問敷、右御内諭之趣、實に難有御意味に候間、我諸有司虚心平氣に致了簡候は、第一にそろ／＼老公御旨を伺ひ、文武衰弊等之廉は、御内下知を得候而可然、且又中街杯をも、ひたすらに押付置候のみにては、御内諭の趣にも齟齬仕候間、追追寛宥の御處置有之、國中一派黨、なるへきたけまゝ候工夫肝要たるへく候に、却てます／＼老公を忌奉り、有志之士を一等押付、剩高橋奇賊の爲に文書を奪はれ候を幸に取上げ、大臣侍醫まで連及候のみならず、三支封の君より、老公へ切迫之呈書有之候段、言語同斷之勢に御座候、

○奇賊之事確證は相分り兼候へ共、理を以推候に、眞の盜賊には有之間敷、是は市井無識のものさへ疑ひ居候よし、いよ／＼眞の盜賊に無之候は、其謀計穿窬の盜よりは甚く候處、右賊之事、別而調候沙汰無之は如何、○右賊萬一眞の渡り盜賊に候共、右盜賊より出候文書を以、高橋父子三人嚴重に被仰付、大臣侍醫迄に連及候段、國恥には有之間敷や、昔西山公にて紋大夫御手討之節、直に監察へ被

命、紋大夫宅欠所に被仰付候へは、御家中へ連候文書類餘多有之候へ共、直に火中被仰付候、姦賊之紋大夫さへ、右様御處置被遊候に、此度之御所置、雲泥之相違には無之哉、

一老公公烈一點之御瑕瑾不被爲在候共、何とか御開明を妨候手段工夫之處へ、右奇賊之事起り候は、畢竟いまた天定之時節來り不申ゆへと相見え、今更彼是申も無益に御座候へとも、榊原啓介へ賜書候事に付而は、少々辯破仕度奉存候、啓介への賜書、如何様なる御文面歟、拜見も不仕候へは、御書之御意味は、何等申上兼候へ共、たとひ如何様なる御意味にもあれ、御書を賜り候は、深く怪み奉り候御儀とは不奉存候、去る天保丙申七年凶荒之時、御領中賑濟之事、郡宰へ御直に御下知、第一に富豪を募り、貧窮を救ひ候様、御世話被爲在候所、吉成又右衛門支配下に、第一に榊原啓介募に應し、吉成大に感心いたし、御筆拜領之儀願候舍之處、表向拜領は逆も御六ヶ敷可有之と、其儀は相控へ、啓介格式御進め之儀、其筋へ願出候由、入御内聽、別紙之通吉成へ御書被下候付、吉成も感喜に堪す、直に吉成への御書、當人へ被下に取扱、其後吉成

之願、政府より入御聽、啓介へ謁見以上之格式をも、被下置候事に御座候、野田近來官府之事都而忘却候へ共、啓介は小十人以上には相違無之相覺申候、如、されは郷中に居故郷士とは唱へ候得共、謁見以上之士にて、他の郷士とは次第も違、又人物者右之通り、天晴之ものにて、兼て御書も拜領仕居り、非常之御恩澤に浴し居候ものに候へは、乍恐老公にも緩急頼むへきものと被思召候半、然るに奇賊之事起り候已來、何の譯もしらざるものとも、政府之意に迎合いたし、老公には郷中の百姓へ、唐突に御書被下候様に申ふらし、又大場衛門右は表御家老の身にて、夫を御取次申上候様と誹謗いたし候は、扱々口惜き事に御座候、

又按するに、老公之御書、たとひ大場より御下けに取計候にもせよ、定而高橋への御書中に、啓介への御書御封し込被遊候半、左候は、大場は元より一向に、榊原之事はしらざるへし、然るに大場迄嚴重に被處候は如何、  
一同事之處置は同日に發し候儀前例に候間、大場も奇賊之事より起り、罪を蒙候ならば、高橋兄弟と同日の御處置に而可然處、畢竟初は高橋兄弟のみにて、大

場等は先づ其儘被差置候評議と相見え申候、然る處此上萬一、大場政府へ入候様にも相成候而者、不容易との再評に相成、又々大場も退隱慎被命候半、扱又大場并侍醫罰し候には、老公へ不申上候而者不相成候處、申上候は、御論も可有之、依而三支封の君より呈出に而御察當申上、乍恐御一言も無之様に仕向け候上にて、大場并侍醫等の事は、不申上に發候事と相見候、道理を以論候に、啓介へ賜書之事不宜と存候は、政府より御諫申上、御聞入無之候は、其時三支封より呈書いたし候も無餘儀候へ共、最初より一應も不申上、押付に御側之者退け候儀、乍恐老公をも罪し奉り、御同様無勿體事に御座候、

一既往之事は千懺萬悔益なく候へ共、此後可患は、右奇賊等の事にて、老公御開明一日々々と遷延仕候内、如何様之變症を生候も難計、畢竟四朔當公慶應御内願之事より、諸有司膽を寒し、六朔御内論にてます、恐怖、有志の禁錮、一等嚴密に相成候にてしるべく候、一寸考候ては、老公御慎みはとくに被爲解、たゞ御政務に御携無之のみに候へは、至て御安樂の御身上の様に候へ共、江水政府、一人も御心事御打明し可

被遊人無之、左右近臣侍醫に至る迄、皆政府の耳目と相成、後宮婦女、少しも御爲を存候ものは皆遠けられ、恐多くも三藩の御父上にまし、なから、群小衆に涕泗横流、心胸も破裂仕候様に御座候、尤四五年前之如く、幕府之御疑被爲在候御時節にては、臣子如何程に痛心仕候而も無益に候へ共、近來の御模様、第一六朔御内論之趣にては、乍恐台慮も粗奉推察、畢竟福侯篤く御周旋ゆへと奉感佩候處、却而國中一致不仕、前文の姿に相成候儀、苦々敷事には無之哉、衛君輒は其父崩職を拒き候ゆへ、夫子不爲也と有之候、崩職にてさへ父に御座候、况老公の如き御父君を、一日つゝも御開明無之様にと離間仕候儀、實に不堪切齒候、弘道館諸先生杯、右之章は何と講し候哉、噫々、  
〔頭注〕付け札、只一の能州能登守有之候へ共、左右を遠け謁見も相成間敷候へは、有而如無敷、  
一前條之如く、老公御孤立被遊候御姿、乍恐御氣象がら、嗚々御忍ひ被遊兼候御事多く可被爲在、右を無理無理御忍ひ被遊候内に、必御幽蘭の御疾御發し、可被遊、是臣子の大憂に御座候、次に中街諸士と申内、會

翁會津は齡古稀に近く、且元來強健にも無之、此節はたゞ一の氣にてのみ、存命候半なれとも、長き内には溢焉の患眼前に有之、萬一囹圄中にて右様事に相成候は、乍恐當公の御徳を累し奉り、無勿體事に御座候、野生も幽囚の艱苦を諳候處、書籍筆墨さへ有之候へは、十年廿年の幽居は、却て述作等の爲には、幸なる事と存候へき、然る處翁は右筆墨さへ禁せられ候へは、全く獄中同様にて、其心事推察候へは、是又落涙に不堪候、一日たり共其慮に歸り、述作等も相成候は、一人の幸には無之、實に天下の幸なるべく候、此氣運にては、迎も望を絶候外無之、浩歎此事に御座候、但中街之事は、全く國中之事にて、幕府へ關係無之候間、内々有志より福侯へ歎訴仕候迎も、御手こしに御下知も被成兼候半敷、乍併支封の君、又は牛門様へ、御序之節御尊被爲在、譬へは

嚴重禁錮の者共、若きものは、いつまで禁錮に致候迎も際限有之間敷、又老人は、今日にも病死等いたし候は、君徳を累はし候事には成間敷哉と、申す風の、御諷諭にても被下候は、政府評議の一端には可相成哉、先頃六朔の御内論にても、響き不申有

司に候へは、夫にても安心は不仕候へ共、流石政府にても、長く禁錮を是とのみは存申間敷候へは、存之外行はれ候も難計候、  
一老公の御開明、兎角遷延かちに相成候儀、日夜いろいろと推考仕候處、何を申も、甲辰弘化にかたの如く嚴重被仰出候御事故、國中臣子の身にて企望候様に、からりと開明に相成候儀は、元より御六ヶ敷筈、乍併六朔御内論も發候程にて、速に被仰出無之は、畢竟後々の治りを御配慮被遊候敷、いかさま牛門始、内の諸有司さへ、老公を畏る、事雷霆の如く、百方御開明を妨候事に候へは、幕府にて御過憂被爲在候は、ゆめ、御無理には無之候へ共、此儀者臣子の身にて百口保之候事、兼々御話申候通に御座候、一體甲辰已前、寺院破却等其外出来過候事共は、皆年少氣鋭、事を誤候者共の所爲にて、老公迄累し奉り候段は、皆確證有之候、されは、今日御開明に被爲成候共、明日直に諸有司を、嚴重御處置被遊候様の事も被遊間敷、其外騒々敷相成候様の事は、決而被遊間敷、派黨の分れ候事は、元來深く御憂被遊候へは、必此上は廣大寛恕の御處置を、専らに被遊候半と奉推察候、たゞ是迄は、

有志の士を誹謗等仕候者共、一旦老公の御開明と承り候は、俄に扼腕揚眉、今の有司杯を惡口いたし、少々の間騒々敷様に見候は差見候へ共、是は不及是非候、眞正の有志に候は、一人として右様卑劣の振舞は有之間敷候、是等の事情、御同様度々、口くせに申候事には候へ共、何とぞ幕府當路の方々にも、能々御含込被成候様致度事に御座候、當時の勢此ま、被指置候は、實に我一藩の禍には無之、つまる所天下の御不幸と奉存候、かく申候ては、大さうの様に候へ共、天下の禍朋黨より甚しきは有之間敷、後漢の黨綱、明の東林、其慘毒如彼に候、近頃承候へは、笠間杯にても、天狗と申事を唱へ出候よし、以之外之事に御座候、萬一此名目諸國へ傳り候て、諸國にも夫々狡黠の有り之候而、有志の士を一網に打盡候様相成可申、此儀實に天下の大憂に御座候、此外心緒多端に候へ共、逆も難盡筆紙候間先々擱筆、何卒御同志中にて篤く御談合之上、一二のとるへき事有之候は、四子へ御通達にいたし度、燈下把筆、亂書失敬、御恕可被下候、以上、

九月八日

二白凹石二子◎大久保要人石川和介の高誼、實に臣子の愧へき儀、何れ此上之處、右二子にすかり、福侯回天の神算を仰候外、他事無御座候、以上、

又別紙

救荒志鈔錄

天保八年西四月南御郡奉行吉成又右衛門へ被下置候御書之寫、本書書、此分は美紙へ御大書被遊候、去年凶荒已來、黎民の艱苦日夜想像いたし候處、不徳の我等、心底萬分の一も行届す、殘念の事に候、然るに其郡下榊原啓介、千金を抛ち貧民を賑濟いたし候よし、近頃奇特之至令満足候、兼て申候通り、領中一民の飢餓なき様に致度候處、右様之ものは、外に手本にも相成候事故、如在は有之間敷候へ共、何分目を懸候様可致也、

孟夏初九

御號

吉成又右衛門へ

本書失書

右者東藩救荒志へ載可申と、兼て寫し置候分、御別紙にて又右衛門へ如左、此分は普通の御書翰に被遊候、啓介へ拙筆遣候様、表向願出候ても、故障可有之に

付、右願は見合、慰勞願差出候よし、市原より承り、左に存候、しかし非常之美事は、非常に活し候處置無之候而者、勵も薄く可有之候、慰勞の願、其筋を經候而、段々我等耳にも入候は、其節承り可申候へ共、急々の事には安心不致、且前振杯申事も有之、非常の賞は安心無之候ゆへ、まつ又右衛門迄別紙遣し候、活し候取扱は、又右衛門の胸中に任せ候事、

右山口名當之書翰は、十三日尼子◎長南上之節、三郎

石河◎徳五郎より極密大久保◎要人迄相廻し候事、

暮秋十三日有志へも秘し尼子微行、遠藤五右衛門

まで遣申候書通之控へ、

鄙啓呈上仕候、逐日秋冷相催申候、愈高堂御揃、御安清に可被遊御起居、敬書奉存候、其後は打絶御容體も承知不仕、御疎遠打過候段、御海恕可被下候、扱今程は御傳聞も被下候半、下拙儀七月中、父子三人塾居被申付、重々恐入候次第に御座候、乍不及微力丈は、愚衷も盡申度心事に罷在候處、回天未握掌中羅織を蒙り、屏居仕候段、千悔之至に奉存候、扱又先日者御次男様御不幸、誠に驚愕、右御悔旁、國許追々之模様

之大略、少々は御煩床之御慰鬱にも罷成候半と、裁一楮申上候通り、弊藩も追々正氣相復候様之姿にて、福

山候◎阿部正弘にも老寡君◎烈公之冤罪、隨而家中正邪曲直

も、粗御洞察に被成、乍恐大將軍家御前も、判然と御

氷解も被遊候趣にて、六月朔日寡君◎慶篤へ別紙之通り

御挨拶書、於御白書院被仰出候事に御座候、弊藩之儀

に付ては、兼て故大納言様◎紀伊齋藤御始め、西濱公にも

御配慮被遊、隨て山中大夫、其餘之御有志様方、厚く

御懸慮御丹誠も被下置候事に御座候へは、先々幕府

御内實は、卯年之御褒賞へ、御復に被成候様之姿に被

成、一と安堵仕候事に御座候へは、右之趣御安慮之

爲、西濱君御初、山中大夫へも御進達被下候様奉願

候、將又下拙儀、屏居後は、書通等にて消日仕罷在候

間、先生御揮筆、御有合之貴墨御座候は、何卒拜受、

長く服膺仕度奉存候、申上度事萬縷御座候得共、所詮

難盡筆頭、餘者御推見に付し申候、此段燈下草略申上

候、頓首、

暮秋十二日◎前文三二作ル

高橋多一郎拜

四溪先生侍史

尙々時下折角御厭被遊候様、くれ／＼も專要に奉

存候、次に愚堂無事相凌罷在申候間、乍憚御休意可被下候、幽屏中他へ御書通申上候儀、御下墨も可有之奉存候へ共、先生者毎度、不外御懇誠之御中故、申上候事に御座候、御恕可被下候、尙別紙之儀、先生御定見之御方様より他へは、漏泄無之様、申上候迄も無御座候へ共、奉願候、草々申上候、以上、

竹本正へ六朔御内諭書取差出候節書通之控、謹而奉申上候、先達而中納言殿公御儀に付、歎願書相認差上候處、早速御受取に相成、厚御合被成下候旨追々奉伺、五ヶ年來悲歎に沈み罷在候儀、此度こそ志願相達し可申と、誠以難有仕合奉存候、扱四月宰相殿阿部より、伊勢守殿正弘へ御内談之儀、六月朔日御登城之節、御白書院西御椽において、伊勢守殿御逢有之、御内諭之趣、別紙之通御指上相成候事に御座候、右御場合に至候も、畢竟貴所様、弊藩之儀兼て厚く思召被下候故と、不堪拜謝奉存候、右御書付極密手に入候間、此上御盡力被下置候御一助にも可相成と奉存指上申候、被仰出之趣、中納言殿年來之赤心、御嚙わけ被下置候難有台慮、最早御疑念も被爲解候御事と、誠以難有仕合、何れ近々、何と歎表向被仰出候儀も可

有御座と、奉祈望罷在候處、今以何等被仰出も無御座は、跡々治り方、御懸念被爲在候御儀にも可有御座哉と奉恐察候所、甲辰弘化元年以前寺院破却等之處置には、過激の事も御座候へ共、是全年少氣鋭之者共、勢に乘し候ての事にて、中納言殿御承知之事には、聊無御座候へは、縦ひ此上宰相殿親政、中納言殿内旨を得候様相成候とて、寛大之仰了簡被爲在候は勿論、當時之役人共を、一時に引替候杯申事は無御座候、尤無據少々の處置は、可有御座候へ共、騒々敷様之儀者、決而有御座間敷奉存候、此段者御懸念被下置間敷候様奉祈望候、將又右被仰出候趣に付而者、弊藩役人共、そろ／＼中納言殿思召をも相伺、文武惡弊之廉に、内下知をも得、相改可然奉存候處、右御書付早速御耳にも不入、九日御登城之節御渡之振にて、同日老女を以て、簾中迄達候事に御座候、右様御父子之間を離間仕候のみならず、台慮をもおろそかに仕候役人共取計、臣子之身として不相濟事に御座候、且右御内諭難有御儀に奉存候處、又彼に在而者、痛心此上有御座間敷存候へは、右以來は別而窮鼠之勢に相見え、奇賊の事を以、高橋多一郎父子三人嚴重被申付、大場彌右衛門

迄連及仕候、中納言殿へも三連枝方より、切迫之呈書仕り、側向之ものとも仕方替可仕旨申立、醫師石川元臺を役祿召放、國勝手申付候事に候へは、此上如何様之奇變生候哉も難計奉存候、且中納言殿御儀を、厚く大切に存候ものは、一人も無之様に退け、後宮婦人に至るまで、役人共之耳目に相成候者ならては、指置不申程に至候段、口惜き御儀に御座候、辱くも三藩の父上にまし／＼候御方を、かく迄幽閉仕り候へは、御爵症等も難計、人生は元來朝露の如くと申事も有之、若萬々一之事も御座候は、臣子之身如何可仕哉と、寢食をも不安、日夜泣涕苦心罷在候、前文切迫之情實、得と御憐察被成下、殊更六月御内諭之趣も御座候へは、此上一廉之御仁惠之御沙汰御座候様、幾重にも御周旋被成下候様奉至願候、此段申上候、恐々頓首、

九月十二日

本書朱書水戸殿家中

朝倉五郎衛門  
石河徳五郎

又申上候、本文奇賊之事、役人共彼是虚飾仕り、騒々敷様申立候へ共、當四月中多一郎宅へ盜賊忍入り、色

色盜まれ候中、中納言殿親書一通御座候處、其後五月末に至り、城下旅店へ泊り候者、棄置立去候由にて、早速町方へ相達、それより事起り、多一郎父子三人嚴重被申付、且又彌右衛門儀、右親書之取次仕候との事にて、是又隠居被申付候、尤右親書は、多一郎へ賜り候儀にて、右書中は、郷中之者なと奸吏共之説に迷ひ、一時之榮華を求間敷、有志の者をふやし候様云云之儀に御座候、右奇賊之事、四月盜候品を、五月に相成旅店へ殘置候杯、色々疑敷儀も御座候、市井無識のものすら、眞の盜賊には無之杯、申振候由に御座候、且又眞之盜賊に致せ、其殘置候書を以、右様取扱候段、國恥に相成候は勿論、中納言殿迄を罪し候姿、扱々絶言語候事に御座候、是亦御合迄に申上置候、以上、

九月十四日夜關興衛門大野下着持參之書付、并諸

文通、

申八月十六日阿部伊勢守殿御渡候御書付寫、  
御奏者番衆  
寺社奉行衆  
大目付へ

於佃島沖年々揚火致候者共、近來は玉揚の方、重も之様にも相聞候、一體揚火之儀、矢は實用之もの候は、申迄も無之候處、實用之方心懸薄候而者、往々武用之爲にも難成事にも候間、向後諸流共、業前修練之儀專一に可致候、實用之方厚心懸候様可致候、右之通、天保十四卯年相達候所、近來又候玉揚之方重もに相成、横打は至て無數の趣に候、畢竟火術之儀者、武備專用之業に候處、名聞に拘り、火矢横打數少に而、實用之心懸薄候而者、更に修行之詮も無之候間、卯年相達候趣篤く相辨、武用專實之處銘々相勵、熟練致候様厚可心掛候、右之趣、向々へ猶又寄々可相達候、

八月

九月十日

西丸御小姓組番頭 新番頭 大岡 中務  
 右衛門督殿家老 御目付 松平式部少輔  
 室賀壹岐守跡 寄合 神保三千次郎  
 火消役 武田兵庫跡  
 右於御前被仰付候、  
 奥御右筆組頭 西丸奥御右筆組頭  
 都築長三郎跡 長谷川又三郎  
 西丸奥御右筆組頭 奥御右筆 長野猪十郎  
 長谷川又三郎跡

右於奥被仰付候、

晚秋十五日關與衛門大野下り、同人より無據

對談申度遣候手札之控、

其後者久々不得持眉候得共、逐々冷氣相増申候、先以先生南山壽奉拜賀候、面々一同無事に被過候間、乍憚御安意思召被下候様奉願上候、然者去る三日、兼ての青閣青山并十日に松敷松平員外補仕候、是則天定後勝之理之時節と奉存候、賊一條杯、聊陽氣を覆す杯と申様之儀、決而無之趣、諸老先より相伺候間、少も御懸念無御座、御生氣を何分にも御加養被遊候様、偏に奉願候、然處無據拜願相願度奉存候間、今晚何時より、尊堂へ昇拜仕候て宜御座候哉、此段相伺度奉存候、尤途中身體之儀者變作仕候間、少も無御心配、思召可被下候、且御都合御程合のみ相伺度奉存候、被仰下候様奉希上候、謹言、

菊月十五當賀

勢氣拜

杉本大先生高橋

興衛門大野持參、水鏡水野より書通控へ、

冷氣益相催候處、愈皆々様御壯榮可被爲入奉恐喜候、然者其後は、暫く御奉問不申上、不本意之至に奉存

候、先日松助君御歸來之砌は、事情等處々へ申上候故、定而御承知被遊候儀に可有之と、筆硯に倦怠、鮎澤君伊へまで申上候得共、尊堂へは不申上候、甚遺憾仕候事情之儀者、先日處々へ申上候通り、尙又野村君助御承知被遊候通りに而、于今何之替り候儀者無之候間、御安心可被下候、然處御守之儀も、未暇とは不相分候得共、無滞相達候事奉存候間、御安心可被下候、扱此間板橋君源へ得拜願候處、口より阿部正へ云々、御申遣相成候所、少々凛然たる方に御座候へ共、敢而障得に者相成申間敷奉存候、同じくは無之方、可宜敷とも存候得共、過往之事、且又却て宜敷とも難計、相決兼申候、其書も板橋君より御廻故、御預り置申候處、指上候様にと、板君より御申聞に付、則指上申候、御落掌可被下候、左こそ感憤御激勵之事に可有之、御察申上候、尊君様之御事御察申候、不肖も又感泣仕候、百年之身世一髮鴻毛、御尤之御事に奉存候○先日云々事も、大要大久も度々參り、泰子大久も格別心膽をくたさくれ候處、先障りにも不相成、却而自ら見すかさされ候口々にも、可相成様子にて、山杯、は已に彼人物事は盡嫌候由に御座候間、此

に滞留は無御座候得共、只何となく迂延彌久に者、實に相困り申候、此方之事も、御閉居以來は、彼是相辯申候、最初と相變候事無之趣、申張居候へ共、何とな氣關相復し、最初申述置申處は、自然虚談に相成候様に被成、實に相困り候事に御座候、其上此程は御運も御遠く、杉金杉本も極窮極歎息、不肖も申解にも相困り候位に御座候、當月に相成ては、日々何とか御左右も可有之と、日々ト筈なと致し、御察可被下候、乍然本筋之方者、大丈夫に御座候間、先是にて安心仕罷在候、申上度事海山難盡奉存候へ共、草略申上參らせ候、かしく、

菊月七日認

松 琴水哲

小杉 様高橋

尙々時候折角御厭遊し候様奉願候、乍憚皆々様へも、御傳聲宜奉願候、

別紙に

書添申上候、青山青山當月三日、彌枯山に相成申候、其餘彼是轉遷可有之由之處、耽とは相分り兼申候、扱又三保三保之事に付、甚心配出來申候、書に筆候も相憚り候間相略申候、大略關子大野へ口付仕候、此

儀者とても、どの道どなたか御飛揚、御辨解に無之ては、相分り申間敷と心配仕候、いづれ泰和先にて、一と骨折くれ候事とは奉存候へ共、夫以どなたか、御飛揚に無之ては相成間敷と奉存候、尙宜く關子之口述御聞取之上、御了簡可被下候、居て爲様事を、立て爲候様相成り、忽に仕候處より、敗を引出し候事、古來千古可慎事に御座候、是等之事、碩果様石河へ御運ひ申て宜可有之候處、却て先々より御拘りにて、情實御承知故、辨解を不費相分り候様、御手元へ申上候事に御座候、此行は申上候程之儀無御座候故、石果様へは別に書狀不奉呈候間、宜奉願上候、尙々書添申上參らせ候、本文に云々書指上候旨相認候處、又々婦女子之如く再慮仕候へは、先日も此儀により御心痛も出來、謙子大野健歩、勇力絶倫に者候得共、云々の人にて、危急迫切之時に至りては、指支候事も可有之と存、再覆轍を踏不申様と、大におぎけつき、むしろ慎重に失候も、輕忽に失し申間敷と相控へ申候、とても渡し候事にて御座候間、何れ近々の中、どなた様か御飛揚可有之と存候間、其節指上候様可仕候、此間金田様源介か山道つゞきと申卜人へ筮候所、此節書候事心配有之、

乍然喜相見え、萬之一當月喜可申か、多分來春と申候由、夫彼相考候得者、尙々慎重、無聲無臭、密に伏藏之方と存、指上度事は山々御座候へ共、相ひめ申候、さぞ御待遠に者いらせ候半哉、御待被下候様奉願候、指上候ても、否承り不申候内は、誠にくくろうに存し參らせ候、必ずくすこしの内、御待願上參らせ候、かしく、

鳴より

おこふ様人々御中

同便水鏡水野より、鮎澤伊迄書狀之控へ、拜啓仕候、益秋冷相催候處、愈々々様御障なく被爲入候半哉、奉欣祝候、然者此方何にても相替り候儀無之、松介さん御歸り之通りに御座候、其後泰養子大久保へも一兩度參り候處、依然之姿、御安心可被下候、去月中下旬之比、中山大夫信土浦候土屋へ參り候一件是は賢子承、頗るおかしく存候得共、是も泰養等委細含込居り候上之事にて、何も出來申間敷、只拒防致候事は、幾重にも致し見る積りに御座候、平波より云云御書取、筑本竹本へ一幅添へ指申候、至極上通り之由に御座候、喜陸木村之話に者、雲上公快晴

に相成居候由、尙筑門君竹本も盡く御骨折之由に御座候、何れ其位之事と奉存候、尙安心可被下候、金田様源介御卜筮之面にては、先來春と申候、尤萬々一當月吉事と申事に御座候得共、是非當月悦を、菊月に仕度候、來春など、申候ては、未はるく之事にて、喬子源介共網羅陷阱をこしらへ待居候得者、又又どの様な惡謀、目論出し可申も難計、一日も早くと奉存候、今日者御坐籌のみ之事、左こそ御まだるく思召候半なれとも、兎角此地之事は、御指圖次第、性命之相續き候まては、相働き申候間、御籌略如何様とも、御申越可被下候、金田様卜筮には、當月はなにもせず、多分おり候方宜く、願事手出しは不宜と、申され候よしに御座候、大體去月中可通丈之事は、相通置候事に御座候間、時々泰養へ參り、せつきとはなしに、せつきの話でも致候位が時宜にも叶ひ、卜筮之通りにも相當可致かと奉存候、先日介君よりも、又尊君よりも、鯨男、頭注、鯨子は與衛門字、之事仰も御座候間、引出し指下申候、泰養は甚心配致候得共、折角御申越之處、且僕も引留置候様にては如何に付、指上候間、鯨子はなるだけ早く御歸し、泰之心も安し候様

仕度候、且は此節何も有之事に者無之候へ共、鯨も要心かよろしく候、夫故畢竟勝杯も骨を折、淺へ遣し候事之由に御座候、先當月更に風浪平穩に致し居見申度奉存候、尙鯨子所見も有之、申上候儀に可有之、草用事のみ申上候、以上、

まおして嬉しき事をきく月九日

島田拜

淺川様机下

尙々時候折角御厭被遊候様奉存候、此方無事御安心可被下候、以上、

大久保要より、荻吉次郎へ返書之控、

貴書被成下拜讀仕候、如命懸違未拜鳳眉候處、秋冷之時、益御安健被成御座奉敬賀候、陳者過日野村君之介御微行に付、縷々蒙仰候趣、難有拜聞仕候、御國事御苦心之御儀連も、申上様も無御座候、六朔之御響合より、奸策彌窮候て、種々之略生來候由、必然之勢奉察候、併御案被成候よりも、此地手も廻り懸、はづし候場合大に宜、逸々先機置候故、案外に御吞込、御承知之通り乃逸内藤出候而も、聊も油斷之挨拶申候へは、附其尾直に老中承知、斯被申候杯と、仕出可申と存申



開候旨、聊も尤に聞受、夫は〇〇様被成方不宜杯とは、不申述候杯と被相含候模様、珊昂氏左衛門杯も同様、又手を換へ差し替、仕出來候杯と、頭から見込承候位に御座候へは、決而讒誣可入模様には無之、殊更乃逸出候而申立候處と、野生申入候儀と異同に逆、石花石川辨解仕、其節も長々と書立差出候由、然處異同御書紛失一條、逐一に御認御廻、早速持參、無遺漏申述候に付、彌以意味正しく相通候儀御座候、其外大小處を異にし、種々被仕出候へ共、必々心配無之旨被申聞、先此程之儀者、油断には無御座候へ共、深き御障礙に相成候事とは不奉存、六月之御響は、御内評確決、御手續に御仕出之由、御動は有之間敷とは奉存候へ共、右へ附入、緩急すり込計事候が奸之妙處、毛頭油断相成不申候處、吳々相談仕置候儀、野村君御歸後之處、承可申心持、幸關氏大野呼出、早々解纜、進發被罷越候間、私罷出近説可申上候處、當時沈痾不如意候間、參吳候様申遣、昨日石花參吳候而、段々及示談候處、生憎内々小一件生、頭注、此一件は、山岡、石和と、來年入津之蘭船へ注文之品、并浦賀事情探偵之儀に付、異論出來候由なり、數日彼は小々心配に相

渡候趣、事柄相分り候而者、和平に及候へ共、右者少少嫌も有之、直に申述候事も、御用之外少々差控居り、旁深く相分兼候旨、尤別に動候事とは、不心得旨に御座候、併野村君御歸後も、數日に成候間、又々仕出來候手續、逐一に申上度候へ共、此段者又々數日相立不申候へは、相分り兼申候、扱時は如以前遷延、追追及其期候に付、野生及候丈之丹心を盡、去る八日送一書候處、昨日以來極密大議に及、毛頭無淵底申立、底を叩而内幕も相談仕候儀に御座候、同人も必至と相盡、尙近々珊昂氏へ、夜中にても緩々談込候而、委細相分候て、申聞候筈に御座候、其上は直にも申述候積御座候、扱安中候板倉を御頼申候而、是非激發之一文御贈被成申度、添川廉齊相頼候處、同人固り憤懣、大段落之處に而、もはや誠邪御取分可相成儀、人間一統渴望之様子、御爲を以て、是非云々之御透勵御座候様相托言申候、此儀も同く申合候處、至極可然儀、段々御厚義、先達而重き拜領物御座候節、御役儀被退候方、至極之御實策可成旨御贈文有之、辱聽納有之候由故、是非過激に御送り候は、應援に可成成旨迄、内實相話候儀、扱骨のかたき役人乏候逆、内實歎

息罷在申候、一人貞信較直之士、頭注、骨較之臣、關半左衛門之よし、相進候處、當時重病、多分可赴不起様子、大不幸に御座候、何れにも尙近便萬可申上、書外之意味、關氏より御承知可被下候、御地之御様子、同氏待歸程可相伺御待申上候、野村君へも一書差上度候得共、とかく寒熱頭痛咳嗽に而、把筆甚難澁、乍失敬病床勉強、略書相認候次第、亂轉御推讀奉禱候、扱九人之御方々様、高梁君高橋御障不被爲在候哉、御案申上候、蓮池街君へも、萬々宜奉願上候、所欲言千緒萬端御座候へ共、不能一二候、恐惶不宣、九月十二日雨窓 巨回享再拜

川上弘右衛門様

尙以時氣折角にて、御厭被成候様奉存候、くれぐれ草略失敬之至、御宥恕可被下候、扱本文認振甚不避忌諱、過當失敬之筆意等は、兼而御勘辨可被下候、不、

九月十六日關興衛門大野弊廬へ來る、南地事情談話之覺、

一字和鳥侯伊達參府仕、六月三日之事に有之候や、御老中勢州殿阿部へ御出にて御閑談、浦賀表其外東

北海濱筋防禦御手當、定而御堅固に御届合被遊上に、御安慮も被成候御事に御座候哉、國表并西國筋、一日も安し兼申候、何卒西國一統、安堵仕候様の、非常の御決斷、號令御指出に相成候様、偏に奉存候、段々承り候へ者、諸侯方連名に而、大銃海上試打等之儀願出候て、御濟にも可相成候由、貴兄被仰候由承り候旨、疊掛て御差詰被成候へは、勢州殿、いや拙者左様之儀、口外仕候儀覺不申候、併面白き御論に御座候、何れ同列共へも相談之上、取計可申候云々、宇侯曰、申上候迄も無之、外虜日に迫り候處、廟堂御建議、乍恐はか、敷御儀も無之段は、天下の御爲、扱々歎敷御事に御座候、追々承り候へは、御役人衆之内異論も有之、偷安至極にて、交易にても致度様申情之もの、廟堂に連居て、天下の害を爲し候もの、其儘御打捨置被成候儀、御爲如何と浩嘆仕候、是々等の人物、早速御退け不被遊候ては、天下の大害と可相成云々、意氣慷慨申述へられ、書付を差出申候、

青山下野守本郷丹後守松平式部少輔近守山主計頭等五六人、ちよいと書付、被差出候との事、

右者下曾根威遠直話、尤是より先内田某、浦賀炮術掛被仰付候に付、下曾根ちと不面白、宇和島侯へ罷出、右之儀申候處、其儀に取合不申、大體の正論述候段、感激に不堪事也、  
一浦賀表も淺野梅堂長勵精致候故、近々下曾根坏、鐵炮惣掛り可被仰付候よし、尙又臺場も、高繩羽田等へも御出來に相成候趣、過日鎮臺見分有之との事也、バツテイラの圖も、浦賀より阿州殿へ被指出候よし、

晚秋中旬事情書、竹隈先生東へ相廻申候處、茅根伊豫之介伊豫まで返書之控へ、

確の一字頗得方候へ共、療の症扱々苦心、何卒快方相祈申候、且山石の波瀾、第一過憂に御座候、右外夷之事を、建議のみにはあるましく奉存候、扱々痛心仕候、碩果兄石河は心當り可有之哉、抑又拙か過憂歎、何とぞ過憂にいたし度候、愚案中り候は、實に不容易、扱々うき世の中に御座候、いつもなから痛心のみにて、奇策妙計も無之、草々以上、

九月廿日松蔭先生より返書之控へ、  
過日者御佳作御投拜見、乍憚御調之高卑は難分候へ

共、求たる題詠ものと違、御眞情自然相顯候、致感泣候、芭蕉花御詩作、一者大慶、一者汗顔之至に存候、扱々除を禱居候青青山も、時節之金風に感し落葉、松と植替と相成、大木之障り思ふ通りに無之相成、富山之景も、蓋し遠山の趣も一入に候半と、欣喜此事に御座候、唯々富之景もよろしく候得共、巍々たる巖壁不相見、立迷ふ風雲に襲れ、晴朗之景色を發兼候患、御同意に心配致候、季秋も残り少に相成、初冬も近く相成候へ共、晴行空之景色如何よト一日千秋之心地、鬱々濛々、心氣不朗、當今之天氣に均しく、日を送り候事に御座候、青之跡植に者、先つ土土屋を置き候方にも可有之と、世説にも唱候由に候得共、愚意如何と御尋も御座候處、土は十か九つ此次、此度は坂城上田松平成へし、貴意如何、關宿久世之渡しも隨分宜しく候へ共、福山正弘へ續き候地勢ゆへ、是も先此後歎、どふしても上田之場幕に候半なれ共、又は西丸西より本丸本へすゝめ、其跡へ上田進候位之處歎と推考致候、扱又遠近橋之別冊、并竹里之書、こん氏より廻と相成云々、委曲承知、甘飛も無據儀と存候、竹書は當今之機會至極と存候、殊に土用素より信し居

候儀に御座候得者、旁以若武者之建議、尤之儀被存候、兩冊共貴公へと云、こん氏より申置も御座候付、則御廻申候、御落手に致度存候、色々得貴意度多端に候得共、遅筆不文に難盡と、此段一と通り草々不具、

廿日

尙々本文過日之御詩歌は殘し、御書翰は拜見、直に致火中候、左様御承知、扱又遠近はしに、永野猪十郎も西へ轉し候由相見え候處、是は別ての儀にて無之候得共、以前少しく云々手續へも關係いたし候人故、本へ置度候所、致方無之候、

左右介

小杉様丙丁

六朔御内諭書遠山半左へ廻し度、野村之介より稻富内まで書通之控、

鄙書謹啓仕候、逐日秋冷に罷成候處、御渾家様被爲揃、愈御佳勝に可被遊御起居奉恐賀候、扱過日は初而參堂、緩ゆる得拜謁、大幸不過之奉存候、猶一條之儀、毎度御周旋被下置、銘肝難有奉拜謝候、兼々御洞見も被爲在候通り之爲體、誠以殘念之至、且御恥々敷事無

此上、彼是心配仕罷在候處、六月朔別紙之通御内諭被仰出、一と先つ安堵仕候、畢竟御間柄様方、御盡力被下置候故と奉感佩候、右之御内諭被爲在候上は、最早上様御不審は、全被爲解候御儀に可有之、近々寛仁之御沙汰も御座候半と、乍恐奉存罷在候處、追々遷延仕候段、如何之御程合歎と、朝暮苦慮仕候、猶又右様被仰出候事に御座候へは、文武引立等、諸事老寡君公内慮を伺候而も、可然奉存候處、右以來事々敷浮説等申ふらし、既に先日も申上候通、三連枝呈書、老寡君側向改革云々、侍醫石川元泰免役坏、甚切迫之勢に有之、此上永き中に者、老寡君鬱結之餘り、疾病等の變難も難測奉存候、此儀過慮仕候得者、實に安寝も不相成、憂勞悲歎之至に御座候、乍憚是等之狀實、得と御洞察被下置、御間柄様迄、被仰上被下候様、偏に奉至願候、委細は所詮楮表に難盡、別紙御意書入貴覽候迄に御座候、恐々謹言、

野村葬之介

九月十一日

稻富内記様侍史  
追啓時候折角御自愛被遊候様奉存候、取込前後取亂し候間、宜御推覽奉希候、草々頓首、

野村之介より大久保要へ書通之控、

鄙翰肅啓仕候、逐日秋氣彌増候處、貴家被爲揃、愈御賢勝可被成御起居奉敬賀候、扱過日者度々昇堂、寛々得拜晤、大慶不過之奉存候、其節御咄御座候八朔云云、甚失策之様には御座候得共、内藤一郎不臣之儀者兼々御洞見之通にて、老寡君公常々國勝手等被申付度、存罷在候事に御座候得者、何となく寡小君慶にも、右之模様相察し、宰相殿慶へも云々被申候事と奉存候、右者六朔御内論も被爲在候上は、縱令老寡君より被申出候とも、臣下共壹人國勝手等被申付候杯之儀者、聊御嫌疑にも被爲渡間敷奉存候、殊に父子夫婦之情愛より、云々被申出候事にて、讃連枝福候正弘へ罷出、申上候程之次第柄には、毛頭無之事と奉存候、將又三連枝呈書、常平倉等之儀に至候而者、旁以言語同斷之被致方、憂勞胸烈、實に安寝も相成兼候事に御座候、老寡君心中、如何計之積鬱に可有之哉、福候御自分御身之上に被爲懸、能々御推察被下候様、仕度奉存候、右者先般委細可申上之所、多端中失念仕候間、追而奉申上候、宜御取捨被有之、御進言可被成下候、每度御周旋不堪拜謝感泣仕候、委細者碩果

石河より申上候筈、相略し申候、此段用事而已、草々申上殘候、恐々頓首、

九月十一日

松本 勝介

泰陽先生 玉机下

追啓時候、折角御自愛萬重と奉存候、霖雨濛々、密雲萬疊、鬱結此事に御座候、謹言、

九月中靜長官齋藤迄及書通候處、返書之控、

呈一書候、秋氣十分、格別凌克相覺申候、彌御安全被成御起居候半、奉南山候、過日者御懸書頂戴、萬奉謝候、早速御報可仕筈、遲緩之多罪、御用捨可被下候、御一儀之御儀に付而者、打續御盡力、御心配之御事、小生等申上候迄にも無之、乍蔭奉感佩候、將又過日者不圖も御心配之御事出来、彼是御心事之程奉遠慮候、しかし不得止御勢ひと奉存候、夫に付拙家に勤居候下女、旅店之事情聞受、爲御知申上候に付、御手都合宜敷、御計略御回り被成候趣被仰聞、於拙も大慶無此上奉存候、右下女之儀は、てつと申候而、南玉造村出生に御座候處、夫婦不睦より事起り、三人子供有之候内、壹人召連、兩人夫へ預け奔出、既に吉田間柄にも潜居六ヶ敷、夫彼に而拙家へ参り居候儀に御座候、尤

女子に者珍らしき才略之者に御座候て、折柄四方之

正家、晝夜出入之砌故、御一儀之事柄、暗に察候事は必定と奉存候、夫故畢竟過日之心付も、出来候事と相見え申候、右心底御感被遊候餘り、御謝禮被下候段、於拙も奉拜謝候、乍去婦人之儀に御座候へは、容易ならざる事と奉存候へは、堅く申合の上、相渡可申奉存候、左候而は態々招候も如何敷、依而者來る十月祭の節、手傳として招候而、申聞候積に御座候、實は片時も早招、尊慮之儀相達不申候而は、不本意の儀には御座候得共、件之わけに御座候間、偏に御承引奉願候、扱又御一儀、兎角に御遷延、朝暮苦痛のみ、消日罷在候處、雲上御模様宜敷、御密事御示諭被下奉深謝候、秋毫も他説不仕候間、御安意思召可被下候、何卒此順合にて晴白の程奉祈望候、色々申上度奉存候へ共、無海岸只御報御申譯旁、草略失敬、呈愚札候、頓首、

九月八日

當 澄 拜

孝經先生高橋多一貴下

尙々時候、折角御厭被遊候様奉存候、實は御幽居御見舞旁、參堂仕度奉存候得共、此砌者何方へも出入相

控、勿論尊館之儀は、別而人目も多き事と、先つ此節は乍略禮以書中申上候、いつれ時宜見合、參堂可仕奉存候、以上、

書添申上候、愚兄よりも一書指上可申筈、相控候間、宜敷申上候様申付に御座候、以上、

尼子三郎長三郎微行事情書、

九月十三日未明出發、南にて少々掛合事有之、十七日夕江南へ着し、飯田街より勝野時へ書面遣し、與衛門大野參居候は、早速參吳候様申越候處、主人留主故、此時與衛門は行、又々中平中村へ手紙を遣し呼出し、其後之模様等承り、扱大久保要無據用事有之、面會致度、併唯今参り候ては、例之通り、門限初更迄に候へは、何之間も無之事、且繁勤之人故、都合も如何可有之哉と申候處、平曰、大久保様より度々御書面を蒙り候處、未參上も不仕、よき幸罷出、御都合伺可申と申候付、近所より狀箱借寄せさせ、石河五郎之書狀へ口上書相添遣候處、客來に付明日七ツ時參吳候様申來候付、翌日雨中、衣類合羽等泥に相成候處、其儘に而晝時分より、本所へ仕懸候へは、此雨中嘸々御心勞杯色々あり、略す、扱此度は無據拜顔仕度、極密

出府、平三郎并金次郎<sup>浦</sup>等へも、面會不致積り、全く此方様へ而已罷出候間、右様御承知可被下候、其後之御模様、如何に御座候哉、先日申上置候紛失物之一條、中納言殿<sup>公</sup>親書、上様御耳にも入候由、扱々恐入候事に御座候、それに付、如何尊慮に可被爲在候哉難奉計、多一郎始め一同苦心仕候、御目に懸り、御模様伺不申内は、安心相成兼候間、急に罷上り候云々、左様に御座候歟、私も此間中奥へ上り、姉小路殿御部屋に、六七日御宿申、三四日以前歸宅に相成申候、右之御次第等御座候て、其節御話も可有御座候所、何之御噂も無之、却而御模様宜、小路様御申聞には、お前様にも兼而御心配被成候水戸様之御儀も、大に御沙汰宜、閣老衆へ何歟上意有之候様子、此儀者突留不申候處、多分六期一件なるへし、其後、近頃御疑念も丸々御解遊し候御様子に被存候、何れ近々の中御吉左右も可有之歟、私は兼而御存之通り、水戸様之御事は、口出し致間敷御意を蒙り居候へ共、お前様は外とも違候間、御咄申候云々、奥中之模様は右之通りに候間、決而御苦勞被成間敷との事也、(頭注、姉にて寢に挨拶致候は、此時始めてなり)例之御氣象故、如何と心配致候處、是にて先少々

降心致し、扱猶此上之所、宜敷御心添被下候様申述、引取候所、彼是薄暮に相成候、それより小川町へ廻り、大久保<sup>要</sup>に對面、一禮終り、今朝は御書面添く、早速御飛歸り之由、毎度感銘仕候、石河君御書面委曲拜見、殊に御別紙、今に不始御事には候へ共、誠に感佩仕候、當地之儀格別替り候儀も無御座、野君<sup>野村</sup>御頼之よし故、關氏<sup>大野</sup>呼出し、北行に相成候、然る處野生不快に罷在、別而不行届に、御行違之段は遺憾に候へ共、野生も先一兩日以前出勤、尙又一昨日昨日と兩日、石和<sup>和介</sup>石川參候儀杯有之、よき折に御座候、併早速御歸にも可相成と之御事、殊更折悪く今晚は當番、旁間も有之間敷と奉存、石河君へ之御返翰、今朝相認、事情もあら〜認候、石和も昨日講後之建言御受も宜、多分來月は御動き有之間敷、山石波瀾も差たる事も無之、何れ近日和平可相成杯、話御座候所へ、添川勘平參り候由故、障子を隔控居候處、勘平着座、<sup>要</sup>大へ申聞候は、御密話一條、供頭某へ呈書頼候處、承引無之、是も一通は尤之様、併俗物論に不及候、侍醫何某は門人に候間、是へ托し呈書致し置、昨十七日講筵へ罷出候處、講後次に酒を給り居候へは、一

寸參り候様命有之、罷出候へは、人拂にて、封書を以申聞之趣、逐一尤には候へ共、天下之大事、容易に申立候事は相成兼候間、此度は指控申候、其旨相心得、猶又大久保<sup>是は呈候節、大久保より簡様簡様と認候由、并家中共へも、其振可申聞云々被申候、扱は極密其方へ而已申聞候、往年福侯<sup>阿部</sup>御賞譽に相成候節、一書を贈り候所、忝由にて受納被致、猶此上心付候事は、無伏藏申越被吳候様答も有之、且此儀一大緊要之事故、早速申立候存寄也、併萬一洩候ては、幕府へ對候ても恐入候事故、如前答申候、是は全く其方かきり申聞候との事に御座候、先つ此迄はこぎ付申候、何れ近日贈書有之事なるへし、御同様致安心候云々、餘程之張込にて話申候、何れも懸河之辯舌、蔭にて承り候て、面白相覺申候、同人歸り後、要曰、右は書面にも不相認候事に候へは、御聞被成候通り、諸君へも御傳可被下候、先一方之應援出來申候との事也、色々承り度儀も有之候處、當番之由故暇乞致し候へは、誠に折悪く遺憾不少候、御逗留に相成候は、今一度御目に懸り度旨被申候へ共、歸郷之積り故、其旨斷歸申候、<sup>其後廿日迄逗留之處、三保山一件に付、暇なせず、平三郎宅迄引取候所、此以前三保山の模様承り</sup></sup>

候處、彼是取繕演說致し、扱此度者極密御出之由、殊に二番街<sup>伊東</sup>へは御懐さみしく候ては、參り不申候間、彌張早速御歸り之方、可然と之事也、然る處此夜水哲<sup>水野</sup>も平宅へ參り候間、色々承り候所、事情雲泥之相違にて、哲は勿論、伊印<sup>伊東</sup>宗益、金次郎<sup>浦</sup>并坂之用人金衛門迄、此間中より彼是之心配之由、哲申聞候、既に明日者無是非候間、杉金同道、北行之積にて、支度も致候處、風と御來臨、よき幸に御座候、平口頭は、皆虚言にて固め候事にて、一切當に成不申候、<sup>大略之文通に詳なり、伊印にも心配は被致候へ共、右之通り平之口氣動き候事故、容易には成兼候由に而、深くも御立入成兼候様、御尤に御座候、幸貴君御出に相成、御熟談御座候様致度、且又極密御出府之儀、先刻杉金に申聞候へは、それは嘸御心配之事、其勢にては、御歸り御入用も六ヶ敷候半、今之内少々も手當可致杯、申聞も御座候位に候へ者、伊印も勿論、黃花等に頼着は致間敷云々に付、伊印杉金へも面會之處、扱々困り申候、夫れに付ては簡様々々、先貴兄とは一度も御面會不申振に致し、平より飛脚指出、其御返書之振にて、一懸合致し、追々手段可致との事、其内廿日に相</sup>

成、三保山之局参り、無據一寸御出被下候様、主人申聞之趣申聞に付、伊印早速相越され候へは、此以前加治事、水哲書にあり、其節加治立腹に而、屋敷替破談可致云々、斷り候敷之處、加治之實兄三川口某御旗本屋敷替之中人に而、事成候は、禮金三十金取候約束之由にて、悉張込居り候に付、又々石川へ説込、石川より申譯いたし、屋敷替は是非相談致度との儀にて、又々取か、頭々の耳にも入候事之由、此人中、加治も逢候に付、色々居候故、別而六ヶ敷相成候趣なり、加治も逢候に付、色々理解申聞候處、加治左馬も吞込、何れ明日破談に取かかり可申、頭之方迄も聞候事故、不容易候へ共、多分破談に可相成云々申聞候、扱三保山之被申聞候は、平三郎之虚言より起り、私故に養弟まで恥をか、せ、外色々あれ共く、猶又中に立候人も有之、旁甚指支候間、何卒都合致吳候様申聞に付、御尤之御事に御座候、併水國も五年來之危難にて、家産を抛ち罷在り、ことに高橋一多も慎に相成、尼子三郎へは未た一面識も無御座候へは、何共安心不仕候、乍去無據御次第故、明日飛脚差越し可申と申候へは、それは幾日方に分り可申哉との事故、されはに御座候、三日之道程に候所、此節雨天續候へは、上下にて八日か、り、且國元にても相談可有事に候へは、是又四日も間とれ可申候間、來月初には分り可申、私も面會は不致候へ共、高橋との因みも候へは、一筆相認、尼子之方へ懸合可申

と申、被歸候扱三保山にも、高橋兄弟に相成候は、極悲歎之よし哉、被申て被申聞候は、右之通りに候へは、どの道金子は贈り不申候ては、埒明不申、三川口、石川者勿論、雙方之頭に迄、水國云々之所聞へ候ては、不容易候、是非々々こね付け不申候ては、不相成様被存候處、如何と被申候間、逐一御尤に候所、私一存之御挨拶にも相成兼、金子等之儀も、何共安心不仕、少々は出來可申候へ共、萬一違候節は、平同様之仕合に相成、御申譯も無御座候間、歸郷否申上と申候へは、然れば金は、早速御調達に不相成候ても、幾日にはどの位出來可申云々、三保山へ答置候日限之中、御申越に致度云々と約定致候、其後種々の談話に相成候處、此間は青閣忠實、松盛近昭、免轉專一と木下拂、何卒此勢にて、晴天に相成候様、御同様祈所云々に付、跡舟之御沙汰は、如何と申候へは、未疋と承り不申候、風説に、京大坂へ奉書出候由、左すれば京は溜り詰に相成、伊賀殿忠實、青閣跡へ參候事に可有歟、若左様相成は、土候忠實、大坂へ被參候事にも可相成、是は風説推考而已、何れ一兩日之中には、屹と致候事相分り可申との事也、扱三保山一條、大事之前之小事、萬一是より破を

生候様にては、不容易候間、早速歸郷相談可致と、廿日夜五更出發、千住にて夜明け、同廿二日夜歸宅す、  
 尼子三郎歸郷之節持參、八月中板橋源迄御下

け御親書寫、

一下金三郎下曾根娘之儀に付、宗益東伊云々申候由、高橋一多より申聞有之候處、幸好にて色々申候所故、左候は、一切指置申聞敷、不殘止申候處、其後に相成り、右にては指支候間、何卒兩人指置候様、内今兩人より申聞候へ共返事もせず、然處八朔に、筑波小石川へ參候所、花の井の申聞に、先日今村にて、何卒差置候様、下金のも我等にてさへよろしきと存候は、役方にては何もかまひ候儀にはなき故、扱指置候様被頼、歸候上、筑波より申聞候故、指置間敷と再三申候所、夫に付ては、又誰か申上候半と申聞候所、云々と申兼候故、よき様に扱へと申候、宗益事、我等之爲を厚く存申聞候段は、忝存居り候へ共、云々申事不相成故、止事なき事也、夫とも筒下之爲に、悪しきと存候て、娘儀不快云々と申、晴天後迄先にて引延候か可然や云々○去る八日結澤太夫之儀に付、三連より云々申聞候故、右答不致註を書き、阿部伊勢正へ昨日遣申

候處、又七日中山信始江戸水戸家老共連名にて、如別紙申聞有之候故、如別紙即刻挨拶遣申候、此節は國表靜謐なれば、一改革致候とて又騒かせ、晴天を防ぐ爲に致候儀眼前に候、如何様之儀致候共、一切かまひ不申、靜りかへり居り候様にと存候、猶又江水共文通大切に致し、好に取られぬ様致度候、  
 關老福山侯正弘へ御親書被遣候寫、

三連呈書

奉呈一翰候、秋暑甚敷御座候處、益御勇健被成御座奉恐悅候、然者私共重き御達を蒙候以來、御家之儀、乍不及厚申合、御政事取扱候に付、思召に不叶事共可有之候へ共、御家之御爲、向方様御儀も、公邊御首尾被爲直候様仕度のみ、打寄苦心罷在候處、三月下旬頃之由、御國表之者へ、御直書御下けに相成、郷士共之内へ、有志之者勸候様被仰遣候哉之趣、承り及候儀も有之候、若右様之儀有之候而者、試に以驚入候仕合、右等之御心底被爲在候而者、御國表靜謐に可致時節無之、御達を蒙居候於私共而も、不相濟、指支候のみならず、公邊に而も、厚御世話被爲在候御場合、右様之儀取沙汰廣く相成、公邊へ相聞候而者、決而不相濟儀と

奉存候、依之各申合、御家之御爲、向方様御爲に不相成儀者、尙又相改候品も可有之、公邊御見通し宜様、取計候事に付、不惡御承引可被成下候、且又右に付而者、當時御付相勤居候者共之儀も、御爲に不相成者共は、夫々轉除等申付候間、此段も兼而御承知に相成候様仕度、前書之通り、治り兼候計に無之、内密御直書御下け等之儀、御座候様に而者、公邊御沙汰不相待、不得止此方より、申立候旨儀にも至り可申、左候而者、恐入候儀に御座候間、以後は右様之儀無御座候様仕度、依而此段申上候事に御座候、恐惶頓首拜、

八月六日

尙々當年者、殘暑嚴敷御座候間、折角御自愛被成候様奉存候、以上、

中納言様 尊下

松平讃岐守頼  
松平大學頭頼  
松平播磨守頼

〔頭注、三連連署執政連呈、〕

伊勢守阿部へ御遣し之御草案、

以鄙翰申進候、先以秋暑に相成、朝夕凌能覺候、益無御障、拵賀之至存候、拵者昨六日下官、三連枝共より

如別紙申來候故、則入内覽申候、如何にも愚なる事、少は武士の腹も有之様、いたし度事に候、外々へ對し拵々氣之毒に候、

一三連枝共文面之内に、下官より榊原啓介へ遣候書面之内に、有志之者相勤候様云々有之處、三連枝の心得に而者、下官より騒でも致し候様、申遣候事と存候様の文面に見え候へ共、去る辰年弘化以前後共、下官より左様之事申遣候儀者、一切覺不申、有は其書を見度事に候、辰年以來は尙更の事、靜謐に致候様論は致申候へき、然る處三連枝共より、右様申來候は、十か八九は奸人共にて、三連枝へよき程之事を申欺候儀と被察候、其内内藤々々下官より啓介へ書面遣し候は、無相違事に御座候へ共、右は

南郡の郷士榊原啓介と申者は、凶年之節も施等いたし候有志に候へは、奸吏之爲に不引入られ様にと、申意味のみにて、外には

何事も不申遣候、右者家臣鮎澤重次郎伊と申者より、榊原へ遣候様申付候處、鮎澤重次郎住居へ、四月下旬賊忍入、但し奸人より申付候疑懷中物を被奪候由、然る處五月下旬、下町三丁目安達屋と申旅店へ右賊泊

り、其懷中物を指置、泊り合之もの、金子等を奪去り、其跡にて彼懷中物を、其屋之主取改め候處、下官直筆に付、弊國町奉行へ指出し、夫より筋へも出し候由故、定而讚州頼にても、右直書を見候半歟、於見候は、何程三連枝愚昧たり共、奸吏奸人に組し候様申遣候と違ひ、組し不申候様にと申遣候を、惡敷と者存間敷候處、多分は下官之直書をば爲見不申、中途にて奸吏共、附事を致し候か、又は下官の書之寫拵と申て欺れ候を、正直に存候て、此度三連枝共より、文通に及候事と、埒もなき故、右挨拶も未遣し不申候所、御手透之節、讚州を御呼付御尋可被下、尙又榊原へ遣申候直書、御取寄御覽可給候、夫にて委細相分り候事に御座候、扱有體に候は、下官之書爲御見可申候、又彼是申、爲御見於不申者、奸之中途にて計ひ候儀、顯然に御座候、榊原は中途にて盜まれ申候て、手取不申候事故、澤は先年下官不快之節、同人も餘程之不快に候處、毎朝水をあひ、八幡へ日參致候拵申事、兼て承り及候、忠勇之士に御座候、拵又三連枝より内密直書下け候ては、公邊へ對し不宜趣、文面に有之候得共、隱居被仰付候ととも、君臣は一體之儀にて、古今共君臣は水魚之交りに無之候ては、非常之節藩屏には不相成儀、隱居之上とても、同様之事

に御座候、畢竟は三連共にて、奸家に欺れ、家臣より下官への上書をも堅く禁し、下官より家臣へ遣候をも堅く禁し候故、内密是迄文通仕候事故、内密文通不宣候は、下官代之節之通り、封書差出度者は、何れ之手筋よりなり共、下官へ封書指出可申由、尙又下官よりも、以前之通封書相下け候との儀違候様、御申達に致度候、簡様言路開け居り申候得者、奸物は恐れ、自然と正人附へ出し候様にと、又は奥右筆へ出し候様にと、出し處を定て出し候様、當奸吏共は可申候、是は出し候人に寄り、封を切て見候心故に候得、やはり正人は恐れて出し申間敷故、何之手筋より、三連枝共出候様にと無之候ては、違候ても出候人は無之なり、三連枝より之申聞は有之候得共、於公邊奸物御好不被遊上は、下官方とても、奸物へ組し不申候様申遣候とて、公邊御首尾惡しき筈は無之候へは、此上共申遣候事故、左様御承知可給候、尙又下官付之もの、何程引かへ候とても、皆家臣之儀、國家之爲と存、下官より申付候は、誰なり共扱候故、文通は出來申候事に候、依而者當用達之家老一兩人彌太郎、の奸人用聞を免し、極奸之内藤藤整居等に相成候は、格別文通致し候程之事、先つ此節は有之間敷候、三連枝共にて、下官家臣共へ、内密文通不宜との事に候は、前文之通り上書等指出し、下官より表向下け候様、遠に

相成候へは、密々文通には不及事に御座候、家臣共より封書出し候節は、奸人仕業一々相分り候故、右を防ぎ候故に候、古今共奸人權を握り候節は、言路は塞き候事に御座候、奸人上に有て權を専らに致候中は、三連枝か、たとひ十連枝にても、治り可申儀者無之、古今共例有之候、早々内奸を蟄居御申付、御良策に御座候、若右之處高松初致策候は、退役にて早々國へ下し候かよろしく、今政事承り候内にては、奸之態に候、

一奸人等罷在候上者、誰を下官へ付かへ候ても、家臣之儀、三連枝内藤位を恐れ、下官より申付候儀を、扱不申候家臣は有之間敷、扱又奸人へ組し不申、義勇を勵申候様には、下官命有之中は、いつ迄も下知いたし候事に御座候、十分に義勇無之においては、一國一家は勿論、非常之節藩屏に不相成事にて、三藩之立場、對上候而も恐入候事に御座候、若義勇を勵し、奸人等へ組し不申候様於不宣は、去八月海防に付て之御達とは、相當不仕候處、右様難有御達も、今以國中達にも不相成由に候へ者、かた／＼下官より、勵せ申候事に御座候故、不惡御聞取、讃州を御呼、右之段御申付、若又御疑敷候は、下官より榊原へ遣候書、御取寄御覽可給候事、

八月七日

又申候、三連書中に、下官爲に不相成儀者、尙又相改云々、御付相勤居候もの共も、夫々轉除と御座候處、辰年以來奸人に欺れ、三連枝共も色々かきまわし候得共、今に治り不申、又箇様之儀致候へは、尙々人氣も立候計に御座候、實父之節より付け候者も有之、源齊之代より付候ものも有之、旁にて國にても、降心いたし居候者も御座候半、乍然三連枝へ政事御任せ之事故、夫は彼是不申候へ共、右様相成事に候はは、尙更本文へ認申候三人は、家政へ拘り不申候様、是は貴兄へ御頼申候故、本文之通り嚴重御申付にいたし度候、御火中々々々、

齊 口

勢州殿 品

別紙、去々月九日宰相登城之節、貴兄より御渡に相成候由に而、御書付同日拜見仕候、扱々恐入候儀、且は御文中難有儀に御座候、依此段貴兄迄申遣候事、右者奸人之胸へは、餘程響き候半故、又此度かき廻しを初候て、三連枝より申來候事と存候、

御別紙執政連署之呈書、

先達而御直書にて、郷中有志之者相勸候様、御下知被爲在候趣御座候處、御退隱後、御連枝様方殊之外御配慮被爲在、公邊を初御家政向、御丹精被爲在候御砌に御座候處、右様之儀被爲在候様にては、御國表靜謐之時節無之を、我々共奉恐入候儀に有之、且右様之儀取沙汰廣相成、公邊に相開候様之儀にも罷成候ては、第人御爲に不被爲成御儀と奉存候、御身之御爲不被爲成候儀者、宰相慶御爲者勿論、御家之御爲と不能成御儀と奉存候、依之此以後、上之御爲に不相成儀者、尙更屹と相改候様、申合可取扱旨、御連枝様方御一統にて被仰付候間、其旨兼而御承知置被下置候様仕度、此段申上候、宜御披露願入候、以上、

中納言様

御側案中

- 伊藤 玄蕃
- 興津 藏人
- 朝比奈彌太郎
- 太田丹波守
- 鈴木石見守
- 中山備後守

執政へ御下之玉批左之通、  
令披見候、我等より郷中有志之者相勸候様にと認候

よし申聞候處、しかと覺不申候、奸人へ組し不申様にとは、認候様覺申候、夫共に近來國許質素之風弛み、文武衰へ、昨八月か海防之儀に付而者、公邊より難有御達有之由、兩家にては定而、直様達にも相成候半之處、於水戸は、如右天下之御爲厚く被思召候難有御達さへも、出し不申候程之儀、城下之士にて文武衰へ候得者、郷中は勿論之儀故、勸候様にと認候かも不相知候へ共、覺不申候、たとへ勸候様認候にもいたせ、騒候様途に靜謐に致候様にとは論候へ共、騒候様認候書有之は、候様にと認候儀者、一切覺不申候、若し直書を爲見可申候、志士其職を勧め、奸人へ組し不申候様にと認候儀、畢竟近來之有様、幕府之藩屏と相成候様にも、不被存候得者、勸候様認候とて、對公邊不宜儀とも不被存、却而質素を弛め、文武衰、右様天下之御爲に相成候難有尊慮をも、空く致候は、諸藩之模範と相成間敷哉と存候得者、たとへ志士を相勸候様認候とて、何次第有之間敷と存候、何れの道我等之直書を見候上にて、否答可申候故、早々直書之まゝ、爲見可被申候事、

八月七日即刻

尙々漸今程にも靜謐に相成居候處、何儀に候哉、此度

相改候上にて、萬々一騒々敷相成候へ者、連枝初各にて求め候儀にて、我等之存候事に者無之故、序に申置候也、

水戸 隠士

中山備後守殿初御報

請取中山右筆之筆、夜四ツ比來る、

御手紙令披見候、御封書壹通御下けに相成、尊書謹而奉拜見候、御受之儀は御家老申談之上申上候間、宜御申上可有之候、以上、

八月七日

尙々封印令返却候、以上、

中山備後守<sup>信</sup>

御小姓頭取衆中

阿闍<sup>弘</sup>正へ被遣候玉批、

右之通り、中山<sup>信</sup>始より申越候故、右之通答遣申候、此上如何様申來候哉者難計候へ共、七日にも八日にも、封書指出申候ても、御程合も不相分、御迷惑にも相成候ては不宜候故、極密入貴覽候、榊原啓介と申者は、南郡にて之有志、先年凶作之節にも、非常之救等出し、其節賞し遣し候ものにて、感心之心入成ものに

御座候故、書面も内々遣申候、高橋多一郎と申ものは、文武ともに格別なる儀者無之候得共、君能之道を、よく辨候者にて、忠臣なるものに御座候故、國許士民騒立、歎願に出府之節は、三連枝始にては、迎も行届不申由にて、下官へ諭吳候様、内々頼も有之候へは、前文高橋等、年比之有志へ申付遂に相論、靜謐に相成候處、唯今にても靜謐にいたし、其職々を勵候様にと、論申候事に御座候處、下官認候所之文面、前後を取すて候而、有志を勸候様申候とて、取騒候様取なされ候ては、扱々上へ對し候ても、恐入候事に御座候、國中を騒せ候て、下官之爲家之爲に可相成儀、一切無之位之儀者、下官も承知致居候へは、爲に悪きを求て可致譯は無之、たとへ郷中有志を勸候様認にもいたせ、有志を勸、好吏に不組様にとか、又は有志を勸、文武義勇勵候様にとか認候半、下官も能くは覺居り不申候得共、有志を勸候と計は、何れ之道認申間敷哉と存候、若認候なれば、郷中有志を勸、好吏に組し不申候様、委細高橋等へ萬事相談いたし候様、認候半被存候、高橋は前にも申候通り、靜謐にいたし候様、骨折候者に御座候、何れの道對公邊、恐入候様

之事は認申間敷と被存候、夫彼下官之直書、御取寄御覽被成候へ者、御分りに相成候半被存候、高橋事は下官之志を續き、天下の御爲を存入、海防之儀へもよく心を用ひ申候者にて御座候、扱又下官より申付候帖澤重次郎と申者は、高橋之弟にて、是又君臣之義を、厚く心得候者に御座候所、此度下官より榊原へ遣し候直書、賊に盜れ候故を以、高橋一同塾居に相成候由、尤兩人共に好家よりは兼而目を付られ居り候様子に候へは、よき幸と落れ候儀と存候、くれぐれも辰年<sup>弘化</sup>以來、國中靜謐に質素を守、文武義勇を勵み候事有之節は、乍小藩も、三藩之中、御組入に相成居候事故、乍不及非常之節、上之御用にも相立、三藩に立置被遊候甲斐有之様にと心配致申候處、不存も寄、前文之如き「切文言」を以、郷中を騒せ候様申なされ、其上又如何様のか法を改、忠臣義士共憤激候様之事をも醸なし候ては、折角骨折靜謐に相成、質素文武義勇を志、上の御爲に相成候様にと、存候事も無に相成、扱々残念至極に御座候、左三連枝にても、中山にても、下官へ遣申候文面にて見申候へは、弊家之儀も存、下官之爲にもよろしくと、其志は深切にて忝存

候へ共、二三家之好物之魁を、其まゝにいたし置申候得者、實に靜謐に相成候ては、好家之爲に不相成儀にても、有之候哉と計被存候、前にも認候通り、三連等よりは、下官慎居り候中さへも、三連枝手際にては、とても靜に者相成兼候故、乍極密下官に諭し吳候様申間も有之、下官儀慎中故、如何と存候得共、是も無止儀と存候故、手續を以、内密所々へ申遣候様に致し、三連枝之政事にても、是程迄に靜謐に相成候儀故、於下官騒せ可申等も無之、又三連枝にても、以前之儀致<sup>ガ</sup>居り候は、下官を疑候筈は、無之儀に候處、兩三家之好魁より、云々被申候へ者、正直にうけ申候て、何事も取計候事と相見、右にてはいつ迄も、靜謐に相成申候事は無之と、扱々こまり申候、よく御汲分被成候て、御扱之儀宜御頼申候、一七日三連之書に付、三連を御尋被下候様認申候處、又よく考申候へは、無益之事故、貴兄にてさへ御吞込に相成候は、御尋迄にも不及様にも存候、此處は御程合分り兼候處、兎角貴兄より外、御頼申候方は無之候故、御尋被成候とも、又御尋不被成方、可然との御了簡に候は、何れにも宜く御座候、尤七日三連枝よ



り参り候書面者、御序之節御返しに致度候、三連枝も奸に欺れ申候故、色々心配いたし候儀乍、連枝氣之毒に存候、元より之人物をも、よく不存候へは、是も六りは無之事に御座候、御火中々々々、

八月八日認

〇〇〇

阿闍々々

三連候へ御答之玉批、

過日者久々にて御書面一覽忝存候、當年者暑中并殘暑も強く候處、貴兄方にも御障りなく、安心いたし候、扱は御尋之儀、下官より南郡榊原啓介と申者へ書面遣し候處、有志を勸候様にと、申遣候儀に付ては、國中を騒せ候事と、御承知被成候由にて、仕法を被變、又は側向之もの御引かへ可被成との儀、縷々承り申候處、國中騒々敷儀に付ては、下官慎中より、貴兄方御諭にては、とても治り不申候故、下官より内密論候様、辰<sup>元弘化</sup>十月小山田半平を以被仰越候處、慎中故如何と存乍、慎中不得止、貴兄方之御申に任せ認遣し、其後慎御免之上も、度々御頼故、追々申諭、夫よりは度々論させ申候事にて、畢竟は貴兄にも、國中騒々敷は不宜と存候故、下官へ論之儀も御頼に相成、下官

儀も御同様之事故、慎中より御頼に任せ、申諭候程之儀に候處、右に反して、此度下官儀國中を騒せ候様にとの趣之御書面、實に驚入申候、有志を勸候様にとのみ認候儀、しかと覺不申候へ共、若認候て、有志を勸、奸人に組し不申杯とか、又は有志を勸、文武を勵候様杯、認候儀被存候處、是は宜敷儀にて、惡敷事に者無之候、貴答不申内に、中山等よりも同様之事申來候得共、如前文、國中を騒候不爲之段は、申迄も無之候得者、騒候様杯申儀、認候儀覺無之候處、文面前後を去り、有志を勸候様にと申處のみ切取り候て、騒せ候と申なされ候ては、心外之事にて、奸物等之作と被存候、譬は大學の、在止於至善と申を下を取捨、在止と申所を取候ては、唯やめにいたせと申に可相成、依而者下官之書御覽之上、騒き候様申遣候儀有之候に付て、被仰越候にて可有之哉、又は文面の前後を切捨候をのみ、御覽にて御申越か、何れ中山へ、下官之直書其ま、爲見候様申遣候處、未指出候故、貴兄よりも御催促可被下候、扱又其比連判帳取候杯、申沙汰も承り及候處、全くは奸作にて、騒せ候爲と存候得共、若實事に候ては、是又爲御見可給候、前文にも認候通り、

御頼も有之候故、慎中より心配いたし、國中靜謐に相成候様論申候處、時々奸作にて驚耳、其時々心配致候、定而此度之儀は、國許より申來候半か、下官直書中に、騒せ候様にと申文言は、決而有之間敷、有之候は、御申聞之通り、如何様にも仕法御改、側向御入かへ可被成、又騒せ候様にと認無之に、無益に御仕法變、實父之節より附候者も有之、源哀<sup>齊</sup>の代より付候者も有之候處、側向を放れ、國中士民憤激いたし、人氣立候様被成候ては、下官之爲國之爲、厚く御世話有之との御文面とは相違、奸家に御欺れ、求て人氣を御引立、騒候様御仕向被成候儀にて、御頼に付、慎中より心配致、申諭候詮も無之候故、此段不惡御了簡可給候、答迄如此也、

八月九日

二白、今日は嵐之様子に御座候、逐々冷氣に相成候事と存候、何分御加養專一に候也、

極跡へ神發かなにて、

右之通り申遣候故、此上如何様之儀あるとも、國許にては靜謐に致候様申遣へし、奸も最早迫り候故、兼々氣を付候、天<sup>天</sup>の宅へ又賊を入候か、或は疑心と申

立、缺所にして、やさがし致候歟も難計候故、書付類は皆々火中にも致候様申へし、唐紙などの下ばり位にては不安心也、くれぐれも書物危し、水國有志へ、大丈夫之便に而申遣へし、

大久保<sup>要</sup>より石河<sup>五郎</sup>へ返書之控、

本月十二日夜御認之御狀、天子君御持參之由、同十八日朝中村<sup>三郎</sup>より相達、慥に拜讀仕候、如仰秋冷相増候處、先以被成御揃、益御安健被成御座奉遙賀候、然者御一條、其後之御模様如何と、御案被成候段、御尤至極、遠方之儀、別而御配慮如何計、御察申上候、野村君<sup>之介</sup>被仰置御歸之由、其後此方之事情爲御承知、關氏<sup>大野</sup>微行之儀御頼に付、浦賀表へ及書通候處、早速に被相越候付、委細申上度、彼之方承合可申候處、野生去月下旬より、時氣感冒微熱相合、頼合不參罷在、外出不相叶候に付、雪花<sup>和介</sup>被參吳候様及文通、病床に而翌日緩々申談候處、最早御内々御承知候哉、折悪瑠昂と少々差支候儀出來、右に付上邸も少し憚候氣味、右御一件は、先申出兼居候趣にて、其後呂惠卿杯之模様は不承得、併右一件と申も、俗物共之取合と違、畢竟公事大切と存候而之儀故、早々趣意相分り

候上は、固如元相和候は必然之儀、萬端内談、差障候儀も無之候間、近日得と承候而、内々爲申間候筈、右之件々は扱置、歲月蹉跎候ては不相成、彼是當年も三四箇月と相成、萬々一當中、御開明にも不被爲至候而は、最早平隠に者相濟申間敷候へは、深く御配慮被成候而、表向に御糺被成候様にも相成候而者、扱々奉恐入候儀、忠士之憤鬱は相晴し候共、不容易及御場合候は必然之儀と、段々條理を詰及議論候處、雪花も流石に善惡本へ歸候所は、疾に味居、段々書上も仕候儀は、且は五年來精力を盡候儀、不相立候様に成行候而者、君候之御爲に不相成候儀と、只管に相迫候積申談、至極之氣精に御座候、扱打割にて申間候筋も有之、關半左衛門は十分頼に成、尤好人物之處、當時極大病、扱々寸善尺魔と浩嘆、夫に付應援に可相成方より、促來候様之工夫は、有之間敷哉と、話も御座候間、兼而内々安中候板倉、御參府に付、大激論之御一文を、御遣御座候様に、内々仕組置候處、是は宜間敷哉と申談候處、夫は尤良策なり、過激に御計、早々被相贈候様にと迄申事に成、十分に張込、内實添川廉齊へ相計候處、委細吞込候付、右之次第、とかく一途に出不申、

全御議論は同候御胸中より相發候様に、深く相托し置候事に御座候、先右之次第御座候處、一昨十六日雪花態々來候而、翌十七日上邸へ出候付、申立方無遺憾様に打合度旨、猶當時は丸々打明、前後談候様に相成居、内々申合候に付、幸に辰年弘化以來昨今石彦御國勝手に成候迄之、殘虐黜罰等之書付等、取調置候付、相渡候處、得と披見可申上と申聞、其外萬端無殘申談候儀に御座候、此節同人申聞候に、廉齊十一日に雪花宅へ參候而、扱極密野生より、内話之事逸々承知候半、御一事云々之趣に及候間、是は兼々水竹老人扱落合、毎々話出候事ながら、巨回大久保人扱よりは云云申候事、聊無之と申候處、先々夫は夫にいたせ、候を煩し候一條如何と相計候間、至極可然、追々及熟談候而示合申候旨、此條之事長略し、右迄之意味相成候て、其日は相別申候、扱昨十七日午後、雪花罷越候所、野生仕中御座候處、無據頼合引取、及面會候處、同人直に、極内々候、廉々左之通申聞御座候、

下註  
此所付札跡へ記す、  
右之事未一切、何れよりも不申出候旨御答に付、

大略申上置候事、

一風説に、御後見御免杯被仰出候而者、迎も治り不申候、是非一兩年御免無之様にと、御重役方御連名に而、御願御座候由、珊篇君山野、御據なく、御連名被成候由承候間、此段如何と伺候事、

未右様之儀申出無之、假令申出候共、六朔云々之儀も有之、夫は云々、是者取受候と申儀扱は、不相成事と被仰候由、依之尙更申上置候旨、  
一六朔之儀御障に成候儀とは不奉存候へ共、此儀如何哉之事、

御障にも相成申間敷と被仰候由、仍而右邊之儀、御障に可相成筋に無之旨、尙申上置候、

一珊片、健殿二君を始、追々蒙嚴罰候御方之惣名前、山野、武田、相調候一帳、是又早々之次第、御亮察有之度段申述、差出懸御目候處、右迄共不思召候哉、御驚之御様子に候由、右者留置、得と一見可致と被仰候故、珊鴻杯へ御示し被成候は、同人方より指上可申候、此間之譯合も御座候故と申上候所、否々内見爲寫、封書にて下け可申との事故、指上置候との事、  
附而逸々事情申述候處、何分被相合候旨御答之由、

扱萬々申述度候所、講後諸向控居候事故、漸日入候而申述候事故、殘不少候へ共、又々相盡可申、大略相盡候旨申聞候、

一廉齋川安中、腹心之士に相計候處、此者申候者、夫者至極御尤成事に候へ共、一體御續合之中候へ共、三連共御續合有之、且御大政云々之事御口出、萬一御立腹事御座候へは、家之爲不可然、被聞込候而者、迎も空敷被打過候氣象に無之候間、何分先々被見合被吳候様にと申候由、然處廉齊中々不打控、夫は姑息之論と申もの、是者天下之大事故、假初にも諸候と御成被成候而、御忠告不被成候而者、却而道に御當り不被成候儀、色々申談候處、至極懸念之由故、左候は、封書にいたし、取次吳候哉と申候處、夫は取次可申候へ共、御贈書之事は、不申上候様にと申候事故、唯右迄之事を、御聽に入候筈に而相別、又々工夫候へは、迎も難止事故、別に工夫いたし、餘人より差出、昨十七日午後講釋故、講終候て、御逢相願度旨申上候處、右之封書添御受納、明日は樂御逢可被成との事に候由、多分今比は、廉齊相盡居可申と、雪花噂いたし、緩々物語、扱門田歸國、是より送別、同人落合可申候

とて罷歸申候、野生又々出仕候處、七ツ時過廉齋罷越候旨、手札のみ指置罷歸候間、夕陽引取候而、挨拶旁一封差出置候處、今日者屋敷へ罷出、草臥候而唯今臥居候間、書面預置候旨、受取計指越申候、以是察候へ者、頗精力を盡候事と相察申候、旁一寸書添申上候、

一當路二名家之御退職御轉役、可惜之事に候へ共、内實は天下之大幸に可有御座候、頗る關係、是又御内意御座候、

一昨今先々右迄に御座候處、此上は近來大夫方御盡力之御模様承立、又々可申上候様可仕候、

一投壺君東湖云々、極密御書御廻被下、誠如拜眉御氣象奉存候、無殘處御事、不始于今敬服之至、奉感佩候、尤大抵は不行届候へ共、右御趣意に不違候様申述候へ共、逸々精細情理御明し被成下候事故、尙更得と拜讀熟考、乍不束思召節略取束、野生取計候含も御座候間、得と拜見仕候迄、慥に御預置申候、毛頭他見漏泄之憂無之、聊御案被成間敷候、逸々御受も申度候へ共、三日續番、殊に夕刻は尼子君三郎御目にかゝり、直に御立歸之由故、其後認候へも無之、中村三郎歸候

上候、御高論御尤奉存候、將又御次男様御文章御佳作共、次便必々御廻し可被下候、萬々願上置申候、以上、

本文付札

廉齋之儀、張込に任せ、御國祕相洩可申、如何共思召候半哉、此儀必々御案被下間敷候、其譯は、同候より云々、最早不及委細、當時に至候而者、御取分無之、被成御過候段は、以之外不宜、早々忠邪相分候様にと申、大段落さへ御激發御仕出御座候へ者宜し、吳々不及委細示合候事御座候、尤一通り御承知被成度儀は、是迄之御次第は、内々宮崎生日下部伊三力爲引合置、極密同人より爲承候様に申談置候、必々御案被下間敷候、爲念申上候、

大久保要より野村之介へ返書之控、

芳翰拜誦仕候、如命秋冷相増候處、貴家被成御揃、益御安健被成御座奉遙賀候、過日者茅屋御過訪云々、御出立後島田より頼御座候間、浦賀へも急に及書通、關氏大野迅速御出、尙又微行に付、今程御對面候半、懸違此度尼子君三郎御出府得拜晤、多幸此事に御座候、扱御大一件、其後別に相替候儀も無之、關罷出候迄の

後出仕前、一寸急き相認候事故、大亂筆御推讀、直に御引裂可被下候、野生杯も此節を過候而、萬々一御障礙杯出來候而者不相成、是非々々十月一杯と存、手に汗握り、苦心憂勞、食事之間にも相忘れ不申候、却而勤よりも氣を掛候、折々茫然と仕、夜中も中々安眠仕候事に者無御座候、況御國諸君御心中、如何計奉遠察候、

一此間手綱君御出、寡君駒込様烈御逢も、とふく被差留候様子、苦々敷事、萬々御察可被下候、是は事長候間、異日可申上候、

一雪花も大膽、尙大骨折、尙追々相盡候積、然處此節餘程忙敷相成候様子、門田歸郷に而、責を増候様子御座候、唯々爾來何様計策仕出し候は、入不申候様に、豫め相盡申候事に御座候、此處は御安心可被下候、何分にも瑠昂氏を盡候所も大切、別而相勵申候、萬々期後音可申上候、以上、

九月十八日

巨四享拜

平澤又七郎様石河徳五郎

尙以時氣、折角々々御厭被成候様奉存候、扱又蒙仰候外夷風説書、未相寫不申候、寫成候は、早速可差

處は、同氏口頭に御承知之儀、相略申候、其後之處十六十七日兩日共に、雪花石川和介態々參吳候て、御模様移し吳候所にては、張訴一條于今不持出候由、扱又一種之風説、御執政方被仰合、御後見兩三年之所、是非非此儘に不爲在候而者、治り兼可申段御頼候よし、山包磨君迄も御連書之由、外より承候間、定而と存、心付候廉々、時日同人直に伺吳候處、何も申出も無之由、仍而後來之處、慥に申上置候事に御座候、其外事情逐一に前日申合、當今之急務相盡候處、先々趣も宜、御書紛失一條之儀は、御障礙に可相成筋に者、不奉存候へ共、如何可被爲在候哉と、是亦廉々相同候處、御障に者相成申間敷候旨、被明候由御座候、其外色々同度廉御座候へ共、講後御用多之處へ、申上候事故、左右方甚落付不申、其中に多分控居候御用出候由故、先夫迄に及候段、逸々歸宅掛相移くれ申候、尤書付等も差出、慥に相達候而、御熟覽被成候筈之儀も有之、奸策は入不申候様に相成候間、此處御降心是禱候、御細書蒙仰候儀、逸々御尤千萬、野生も御同意奉存、及候丈申談、御書中よりは餘程嚴敷、申兼候處迄申盡候儀、最早今來月限り之御場合、中々以差控候場

合に無之、心中及候丈者晝夜相考、寢食も不安罷在候儀故、諸君思召、如何計御察申候而、何廉委細申上度候へ共、何分此度者不得多章、御受も逸々不申上候間、不惡思召可被下候、尼子君へ委細申上候事に御座候間、御同氏様より、御承知可被下候、誠に極々大切之御場合、當時月相迫り候事故、雪花に大に張込、相盡候事に御座候、尙又珊昂の方追々承り候て、相移吳候筈、快便に可申上、乍併申さは驛路も相塞候計、何分書狀杯異便御座候而者、一大事故、甚安心不仕罷過申候云々、

九月十八日

尙々來月は陽月、金石も透候計、大陽に赴候様奉禱候、申上度事萬々候處、風塵千萬、擲萬事如此御座候、以上、

水哲水野より石萩◎石河德五へ之書面、

謹啓仕候、冷氣云々、扱此度至極心配之儀出來、十八日方出立に而下向、皆々様御了簡をも可相窺と存、支度等致候所へ、折能甘子様尼子◎風と御來臨、一段得精力、種々御相談申上候故、先々安心仕候と申條、未落付相知れ兼、甚甘子様御同様心配仕候、扱右之譯

者、先達而謙大野◎北飛之砌、委細口受に申上候、三寶山三◎一條に御座候、最早より、巨細詳悉之所は、日月等は悉く記兼候へ共、平波より申聞候趣、左に申上候、五月の頃三寶へ參候節、屋敷手狹に付、見かへ申度候處、此度六百五十兩之屋敷有之、尤六百五十兩と申大金に有之候所、二百五十兩は有之候へ共、四百兩之所、御國にて見續吳候様に者、相成申聞敷哉之旨、相談御座候敷に而、其節平波よりも一通り話有之候付、晴明之上ならば、如何様にも力を盡候様可仕候へ共、當時之所は指支候旨、御答申上置候様致可然と、甘子様も御承知に而、不肖も申候事有之候處、其後者如何相成候哉、不存罷在候處、其時何と御答申置候や、段段其事深く相成、平波八月北飛之歸着後より、益六ヶ敷相成り、當月九日三寶御召仕之御局平波へ參り、十一日までに百〇、十八日迄に二百四十〇指出吳候様にと、差迫候由に而、平淀三溪伊東◎宗益へ罷越、相談も御座候處、如何にも最初平波御受合申候敷に而、今更先方にては、屋敷之方愈求候に治定いたし候由に而、一兩日中願書指出候に、決着致候由に而、直様金子入用指懸り、先方に而も如何にも指支候由にて、頻に平波

へ申聞有之、平波も甚行詰り候故、杉氏杉浦坂◎の用役兩人に而、三様三◎保山へ罷越、御懷合等承り候處、先方に而者、今にも金子指出候様、平波受合候故、大金之屋敷相談取極め、今更如何様にも致様無之、甚指支申候、右に付而者、賣方之方にて、日延さへ承知いたし吳候へはよろしく、御國元も難澁之振、最初より御話有之候へ者、六りには御相談も不申候所、御出來可相成よし御申に付約定もいたし、今更指支申候、先方日延之儀、何分宜相願候旨御頼に付、然らば平波を以、先方へ爲懸合可申旨に而歸り、後平波を以爲懸合候處、先方不承知に而、買方之人と賣方之人と爭論に相成、此買方と申は三寶様御住居主人梅殿之丞と申人、賣方は石相成、川金次郎と申人、御座候、五月四百金一條より、廉々多く御座候へ共、是は是は甘子様御承知に相成候故相略、是より三寶様至極御屈し被遊候而、御付之御局なと甚心配、是非金子調達に相成不申候ては、御主人之御爲、不慮之儀も有之間敷敷と、頻りに苦勞いたし、平波へ是非とも金子調達之事申聞に相成、當時此事實に危急之一事に相成、三溪先生に而も至極心痛に付、不肖右御相談かた／＼、參上之積之處へ、甘子様折能御潜行にて、色々御相談申候處、三寶に御屈し被遊候て、意外之心配も有之事に而、一

同心痛仕候、今日三溪君三寶様へ御出被下候處、大方是非々々金子無之候而者、治り申聞敷と奉存候、此之儀に付而者、色々行違之儀も多端に而、筆紙に盡兼、晝夜安心之時無之、御推察可被下候、不肖も罷出居、行届不申候段、實に／＼御申譯も無之に御座候、外の事情之儀者、何れも障りなく追々宜、靜謐にさへ相成居候へ者、晴時無疑事候様被致候處、右一件之横槍出來、萬々一是より彼是之風説等も相起り候へは、事情之障りに可相成と、痛苦之至奉存候、此一件之儀に付而者、是非々々相治不申候而者、不相成儀に付、委細甘子様御演述之儀に而御承知、必至之御計策奉願候、不出來に相成候へは、事情之障り、國之元氣消盡仕候様、可相成と奉存候、甘子様に而萬御承知之御事故、大略計申上候、宜御判談奉願候、以上、

九月二十日

平三郎中◎村より來候飛脚之返書之振に扱ひ指出候書、

十三日御狀、飛脚を以十五日到着、致披見候、御地御無事之由、欣躍之至奉存候、此方も一同壯健に罷在候間、御安心可被下候、扱此度云々之儀に付、色々之事

御申こしに付、一同打寄相談致候處、定而無御據御次第と奉推察候、然る處此節之儀は、其元様にも、兼而御承知にも可有之、先達而中高橋父子弟まで、蟄居等に被仰付、追々御家老大場殿御門右も押こめられ候儀にて、其後國元之儀者、見舞り等嚴敷、御家中出はいり杯、吟味いたし候様に、當時は少しも動き候事相成兼、一同氣をつめ有之候砌にて、此節右之大金調達などの儀、如何にも出来かね、御申こしの儀實に指支申候、國元當時之次第者、其元様にて、委細承知に可有之候處、如何様御申上なされ候ての事に可有之哉、一同當節之事には、當わくいたし候次第に御座候、尤初より御誠實を以、御申つくさせられ、下しおかれ候御厚恩之程、一同難有、心肝に銘し奉感佩候間、御恩之程は、一同奉扱候心得に有之候へは、右御申越之儀者、いさゝか御辭退申上候わけには無之候へ共、此砌難澁之中に於て、急速大金調達と申儀は、いかやう心膽をくだき、精力をつくし候ても、相とゞき兼候儀にて、せつかく御申越に相成候處を、御申譯申上候様にて、一同痛心此事に御座候、國元唯今かやうの折柄、其元にも承知致居候て、いかゝの御請に相

成候哉、若萬々一、しかと御あてに遊はし候やうにも相成居候ては、定而御差支之程、いかゝに可有之と、一同苦心千萬之儀に御座候、兼而御厚恩被下置候儀、一同難有奉存居候儀にて、一日も忘却仕候時は無之、せひ、其時に至候ては、力之及候丈の儀者、御禮奉申上候存寄に罷在候へは、一件之儀、明らかに相成候時節にさへ有之候へは、四百五百之儀は、即答にも御請奉申上候事に御座候へとも、唯今國元之次第、身動しも相成兼候場合にて、如何共致様なく、只管歎息仕候まで、御座候、唯今の儀は、とにもかくにも御すかり申上、最初にも御厚情被下置、御心つくし下しおかれ候御事にも御座候へは、唯今の所申上候儀は、一重に以甚不實之様、思召させられ候儀も、奉恥入候へとも、一件明らかに相成候迄之處、御延引被下候様、幾重にも御申譯可被下候、尤其内力の及候丈は、精力をつくし候様仕候へ共、いつまでと申限りを以、調金之儀者、前文之次第に御座候間、しかとは申上兼候事に御座候、未だ調金もいたし不申内、しかと御取極に相成り候ては、却而御差支御懸申上候のみならず、御心配之程も恐入候間、しかと御きわめの儀

は、金子調候上にて遊し候やう、奉願上度奉存候、扱御書狀、急速調金之振御申越候處、其元様にて、當時國元難澁之次第をば、不奉申上候事と奉存候、當時難澁之次第をも、委細奉申上候は、御了簡之御振も被爲在候事と奉存候處、其次第をば不申上、やすうけ合申上候故、御指つまり御指支にも相成候譯には有之間敷哉と、一同此事の心配いたし候事に御座候、左候とて、當時右之次第故、即時に大金調達致候儀は、如何様心中を盡候ても、出来兼候儀者、其元にもいさゝかい承知之儀に可有之、一件さへ明らかに相成候へは、如何様にも出来候儀に付、夫迄の處御延引之儀、奉願候様仕度、旁宜御頼申候、爰元もや、緩候て、いつれ一兩人之内出府、くわしく御相談も可申候、扱又右様の儀、一同へ一應の相談も無之、安うけ合に御請申上、萬々一御指支にも相成候様之儀に而は、國元一同之耻辱に相成候、一同にても甚差支候事に御座候、夫とも是迄之通り、はこび合も相成候時節に候へは、如何様にか仕方も可有之候へとも、此砌大難澁之儀、かねて承知いたしおり候て、國元の耻辱にも可相成事を、一存の了簡其意を不得事に御座候、此上何分に

も、こゝろを御付なされ候やうと旁存候、右用事のみ草々返書如此御座候、以上、  
九月  
中村平三郎様  
松蔭先生より書狀之控へ、  
貴酬御直披、丙丁々々、  
御細書忝拜見、秋冷今朝などは身に染候得共、御老人様御初、御清榮奉賀候、貴兄御不快、毎度御多病之儀打續、御心配も御座候故、御胸痛も生候哉と存候、幾重にも御保養專一に被成候様存候、野生不快御尋も御座候處、全く當座之儀にて、疝痰風邪へ入交り咳嗽強、折々は指込腹痛致、是迄も無之、一兩日苦み候得共、昨今者せきのみにて、氣分もよろしく相成候に付、御降心可被下候、且は老體を帶隱居之身分、どふでもよろしき儀に候得共、當時有用之人病氣と承り候ては、扱と存候様にて、爲國家致苦心候様に御座候、扱又坂城京地へも、奉書到來之由、左候得者山忠跡彌伊賀、忠松平へ落入り候儀と相見、其跡士山忠候、山忠云々、後宮にも説有之趣に御座候へは、多分相違有之間敷、彼に在ては幸、此に在ては不幸之一端成へ

し、殊に阪京兩地明を生候上は、何れへか土侯之登る成へし、何に付ても、至願迅速に吹出度事に御座候、然る處甘味至極よろしく、教の口傳、遠の口氣、是又多分來月中に者、時雨も晴し空を眺め候儀と、雀躍とも何とも難盡筆頭候へ共、手に取不申候ては、またまた如何遷延も難計、内外之模様懸くらへ候へは、又苦心御同然に候、乍然いつもく同様に候へ者、今度社相違有之間敷と被存候、甘之精忠、迅速之上下、扱扱感心、頼母敷人に御座候、何卒簡様之人も、意を安し樂ましむる時を來し、勞を慰する様に致度事に御座候、

一三山<sup>三</sup>の平印<sup>中村</sup>之浮薄之應答、扱々こまりものに候、毎度下人之働きものは、右様成ものに御座候へ共、今更仕方なし、〇も當今に當り候ては、不面白出しものに候へ共、捨置候ては、實に害のみならず不實無此、何れ彼女生之意を宥め候御工夫、〇〇印云々御尤に存候、乍去危難中〇之募り奔走云々、當時郭外迄監目甚しき砌り、不思脱漏難計、誠に危く存候、依而者跡を含み居り、東七云々之方、野生より内密募り可申哉、左御承知之通り、大數を出し候事に

候へは、今と相成り一廉も無之に、唐突にも申兼候に付、弊家武器類之内、四五品を向て頼み候て、此節御入用位の事は、辨可申哉とも存、右様にいたし爲出置候は、一と廉有之節、後に爲出候者、又別物に相成、後談之故障にも相成申間敷に付、今云々急速之募りは、烈からざる方可然と存候、夫れとも今度之後宮之口氣、并に遠之口氣をかざし手輕に出し候模様候は、又東へ懸るにも不及儀に候間、夫彼之情實如何に候哉、得と御志慮之上、否致承知度候、頃<sup>石河</sup>微行云々も、こんより委細承り、無據存候へ共、來月初旬と極め、急速にも及申間敷、土侯<sup>土屋</sup>登坂之模様も有之に付ては、右被仰出候後、旁を兼出張可然、尤其時に相成候は、臺も益繁多には可有之候へ共、一兩日之儀對話、圓へ引合等扱兼候儀、成兼候程には有之間敷、又被仰出候連、十日廿日にて登阪とも相成間敷、旁外も何も、其模様を今一應御見扱之上、進退之機會を御賢慮被成候様存候へ共、衆評應し兼候儀と被存候處、思ふ處殘すも本意ならず候に付、無伏臆得貴意候、丙丁、

廿六日

尙々本書之外、被仰越候簡條、一々不及貴答候、

頃微行云々に付ての付札、

先夜こん氏とも話合候處、御開明近く發し候とも、何卒老公<sup>烈</sup>の御意、専らに被行候様にいたし度、縦合六朔之美事有之候ても、其眼目大切之廉薄候故、却而内之害を増し、更に正氣を増し候一益なし、麥<sup>府</sup>にても逐々の書面、遊説にても吞込候事とは存候へ共、碩を爲登候ならば、右眼目かくれ不申候様にいたし度、始め御政事へは御懸り無之云云出居候故、今更觸返しは不出來候由には候へ共、不表向閣老口上之覺とか別紙に記し、中納言様<sup>烈</sup>には、御國情實をも、深く御承知之御事故、御家來轉役之是非、其外大廉之儀は、御相談之上、得と御推合被仰出候様、被遊可然との御内含云々位之事、宰君<sup>篤</sup>へ御吹懸無之候は、連も人心一致、正氣に歸し候見留無之云々と云處を專一に含み、極々切々説候意にて爲登、教と臺碩面會速に歸郷可然、此儀專一之御合に候は、初旬之登り可然、左も無之候は、跡之手續、貴公跡を持候人に付、一と渡り云々、其外追々説込候情實、辨し候位之事に候は

は、本書通り、急速初旬登りにも不及様存候、又思ふに三印之〇一包み六ヶ敷候は、半にても速に投候方可然、其上之處は、當時危難中に付、右吉事を待、れ候様、其節如何様にもと、貴公より厚く御文通候は、決而害は生し申間敷と存候、以上、

別紙

一云々貳冊御返申候、御落手玉批云々、御兄弟御落涙も御尤千萬に御座候、殊に幕閣へ御精忠之名被使知候儀、旁以一方ならず、人臣たる者の一世の本意無此上、有志たるもの賢愚となく、可慕羨事と存候、尙此上始終之成功御仕途を、御旨と被成候儀、乍勿論御專要と存候、以上、

よし野の葛てふものを送りて、歌よみてとあり

ければ、

思ひきや遠きよし野の白妙を

あつまひたちのはてに見とは

送りたるこゝろの色のかければ

ゆきかはなかとみ吉野の葛

思ふことありける折に、病にふして、うたてき夢を結びければ、

なからへて猶このころは思ひねの

うつゝのゆめも忍はれぬかな

つもる思ひのやるかたなくて、

風さそふ秋の落葉やちりならて

つもる思ひのやるかたそなき

九月廿七日竹隈先生藤田より茅根之介伊豫迄返

翰之寫

廿四日夜御認之貴簡、昨廿六日夕相達、薫誦仕候、秋涼愈御清健奉賀候、野拙劣々依舊候、先々病難も相凌安心、乍併糊口日々六ヶ敷、子路慍見候場合も一度ならず、去十月以來、最早一周星に相成候處、丸々廢學、著作稿本も追々蠹魚を飽しめ候、是のみ遺憾不少候、但一片歌々の物自藏に候間、御安意可被下候、

一韓音子甘子長三郎歸來、南地近狀御示被下奉謝候、大久保要人の丹精愈以感心、碩和石川議後の納約も、至極都合宜く、御同意大慶、碩珊の波瀾、頗苦心仕候處、先無事に屬候と相見え、少々降心仕候、何れ此節之場合、回碩等へ委任いたし置候而、天定を待候外無之様奉存候、  
一薄葉四枚拜見、扱々恐入候事、不堪憤懣、不覺落涙

仕候、雙方へ御答之趣、并閣へ被遣候分も、御意味は至極宜敷候へ共、又得と考候へは、遺憾なきにあらす、畢竟御憤激之御中故、不取敢右之通り被遊候も、御尤千萬には御座候へ共、申さは直に敵に御取被成候而、ひた／＼御防戦被遊候段、且又閣への御分も、但崇子兄弟のこと云々申さは君臣相誼へ候に相當り、面白からず奉存候、久々に支封并巨室より連呈、よき幸に御座候間、ふはり御受、扱眞綿に而咽をしめる如く、又は春雨の物を濕し候如く、御持込被遊候へは、彼輩且は恐れ、且は喜ひ且は憂、必中間われいたし候勢にも可相成候、然る處あの通りに被遊候而者、彼等惣體いよ／＼御向ふに相成、もつれのみ多く罷成、御損に御座候、既往の事千悔無益に候へ共、此後にも宜く候間、御前書の跡つきに、又々被遣候而も、よろしき様に御座候、  
一當時之場合萬事を見合せ、事をすくなくいたし置、所謂十月を待候方、上策と存候處、追々横合生し候には、扱々苦心仕候、横合の第一は、奇賊一件に候處、是も其儘にてさへ被指置候へは、崇子兄弟幽居のみにて相濟可申處、乍恐君夫人より云々にて、群小の氣を

激し、元帥北直等迄ひろかり候のみならず、支封連呈等も、右是より起り申候、〔頭注、例の優柔の閣ゆへ、やゝもすれは、そり可申と過憂、〕一二の奸魁を御除き被成段は、御尤には御座候へ共、中々當時の御場合、一寸之事にて行はれ可申とは不奉存候、やゝもすれは幕府をたてに取、おびやかし奉り候内は、何事もために御座候、一旦看菊の宴に、御侍り被成候様にも相成候へは、奸氣甚饒候間、何事も破竹の勢なるへく、夫迄の所は閣杯へも、一向御書通等無之方可然、此儀者くれ／＼御腹に入申度事に候へとも、道路隔絶、扱扱不及是非候歟、

一土候土屋浪華へ祇役にも相成候へは、肝心之回大久保要人の手され可申に付ては、果兄云々至極御同意に御座候、乍併來月初旬杯は、以之外と奉存候、前文の通り先々回等に委任いたし置、六朔の後編を待候方と奉存候、浪華祇役にも相成候は、流石回の事ゆへ、如在なくあの方より、跡は簡様々々と申來候は、差見え、其時回の申聞候通りにいたし候方と奉存候、一體微印實は甚危道に候、大丈夫と存候事にてさへ、やゝもすれは間違ひ申候、況や萬一來月初旬杯に、又一敗

れを生し候は、臍を嚙候とも及申間敷候、甲辰弘化元年以來此度は三度めの機會、實に不容易候、萬一六朔の後編間違ひ候へは、又々仕直し、四度めの機を待候外無之、左候而者いよ／＼際限も無之候間、何卒此度は御同様、悉く事を慎み申度事に御座候、兩領引合者、浪華之事發候後にて、随分間に合可申、萬一間に合不申候共、かく迄に相成居候上は、回の申送りにても随分事成可申奉存候、御下問も候ゆへ、此段無伏藏吐露仕候、  
一常陸帶之事、益あり候との御衆評に候は、野生は一向構ひ不申候、た、此方へひろく泄候は、甚差支候へ共、他は却て構ひ不申候、乍併右者少々寓意有之、よほと嫌疑を避候而述候書故、かゆき所へ手をと、け不申事多く、一向不足觀書に御座候、眞の常陸帶は、野生死後遺稿にて御覽可被下候、阿々、今日は折悪く女客參騷々敷、一室にて漸々認候故、御推覽被下候、匆々、

季秋念七

返々も連呈再三反復候へは、怒髪上衝の心地仕候、仍而昨夜枕上にて、二首を得申候間、極密貴兄へのみ懸

御目申候、早速御投火可被下候、

昨日間柄へ頼候邦侶への詩も、御慎密に奉願候、  
毎々老婆心不得已候、

無題

政刑如利器、生殺在掌中、群小握其柄、正人當其鋒、同  
朋多幽囚、君門故重々、鹿島師靈在、何不除姦兇、

〔頭註〕除の字連もの事に戮の字か、

短褐度寒暑、釜飯屢絕糧、文繡非所願、不羨膏與梁、何  
時排雲霧、仰見孤月光、何日破籠樊、座觀群鶴翔、此志  
苟得達、一瓢隱醉鄉、

三寶買宅のこと云々、扱々困り申候、平波とやらん  
も、愚なる事に御座候、何とぞぬりまびり、無事に  
屬候様仕度、いづれ今度之分者、よく爲吞込候上に  
て、破談爲致候外有之間敷、開明之上には、千金の  
宅位は、必買てやると申所、爲吞込候而は如何、い  
づれ蘆秦之辯計にては不參、誠實にて爲吞込度事  
歟、

國友五郎興へ被贈候詩作、

代簡答邦侶大兄、

萍巷與竹隈、食頃可來往、阻隔何迢々、日夕勞夢想、誰  
圖巴人吟、誤入韻士掌、高和非一篇、篇々見過獎、譬如  
叩瓦石、而聞金玉響、諷誦實三嘆、危座慨以慷、慨慷緣  
何事、欲言意先愴、吾觀天地心、恢々容萬象、人間何局  
促、到處逢禁網、不問狷與狂、亡論少與長、僅涉憂世  
談、名姓既標榜、自非一鄉愿、孰能免朋黨、回瀾非無  
人、往々羅冤枉、縱有解紛才、無奈隔靴痒、一陽豈遂  
消、正氣須培養、仄聞朋黨義、近有吾兄廣、定知筆如  
椽、丹心染忠讜、又想眼如炬、光燄飛萬丈、莫患官吏  
嗔、應有神明鑿、幸不恡餘論、投贈代來訪、

又補綴言志、

時維九秋開、雨晴天色爽、蘭蕙半凋傷、芳菊尚可賞、良  
宵雖往矣、玉兔故朗々、追隨花月間、庶不愧俯仰、

季秋念三

關與衙門事

斑文再拜

九月廿九日夜兒島恭介發足、

一尼子三郎歸後、恭介不快にて、彼是延引之處、餘程快  
く相成候に付、鮭魚松茸鶏肉等爲持、今夜三更發足に  
相成る、依て尼子より伊東宗益へ之返事に、御申聞之

儀、打寄評議仕候處、五十は間違なく出來可申候、是  
非壹本都合に仕度手段仕候處、未た一方は返事參り  
不申、多分出來可申事とは奉存候へ共、若はづれ候節  
は、御申譯無御座候間、壹本とは御請申上兼候、何れ  
來月中旬には、愚拙出府仕候間、其御合にて、先様へ  
も宜御演說置可被下候云々、扱御飛脚之振にて、御返  
翰之儀、別紙相認め候間、宜敷御心添水哲水野哲水野へ被  
仰聞候様仕度云々申越す、

別紙伊東宗益へ返翰之振文案、

如仰未得拜肩候得共、益御機嫌克、御安全に可被遊御  
凌、敬賀之至に奉存候、扱兼々多一郎高より御尊者  
承知仕候處、國元一條之儀に付ては、厚く御配慮も  
被成下候由、千萬奉拜謝候、扱又此度者、三保山様御  
屋敷替之儀、縷々御書添之趣、逐一拜見仕候、右御一  
條之儀、是迄平三郎中より何之申聞も無之、多一郎  
初大に驚入り候事に御座候、右様之方もき御事柄、國  
許へ一應之相談も無之、全く一存にて、否御挨拶申上  
候段、先様にて、今程者如何計か御立腹、且御下墨  
も被遊候半、於國許も實に恐入候事に御座候、御承知  
も被爲在候通り、平三郎儀者卑賤のものにて、とかく

都合計能申述候性質のものにて、猶更此度之御一條  
杯に至り候ては、實に不相濟次第、其御地へ指出置  
候も、恥入候仕合に御座候間、事に寄り呼下候様にも  
可仕奉存候、將又御申越之通り、三保山様兼々御盡力  
之程は、國元一統夢々忘れ不申、心頭に懸り居候事に  
御座候へは、どの様にも繰合、御間を合申上度奉存候  
へ共、御察も被爲在候通り、何を申も、國許も五ヶ年  
來之窮迫、可申様も無之、餘り無伏臆御咄には御座候  
へ共、同志一統、衣類は勿論、大小著具等に至る迄追  
追賣拂、他借杯と申候ては、尙更嫌疑等も有之、今か  
今と申候ては、必至と當惑仕候事に御座候、併餘之儀  
と違候へは、不届迄も、どの様にも肌骨をしぼり、才  
覺は仕候相談に罷成候へ共、とても思召之半分にも  
安心不仕候、何れ多少に不拘、來月中旬迄には私共持  
參、三保山様へも參堂之上、委細御申譯は仕候心得に  
御座候間、前文之意味、得と御熟慮被成下、宜く先様  
へも御取成候様偏に奉願候、餘者拜顔之節と、草略御  
答迄に御座候、以上、

九月廿九日

伊東宗益様侍史

尼子長三郎



與衛門大野潜匿に付、勝野豊へ遣し候書通之控へ、

拜啓時下寒冷相増候處、益御清逸奉賀候、悲秋之節とは乍申、幽棲之罪人、別而寓目感愴之念に不堪奉存候、爾來は如何御送光罷成候哉、毎度御繁劇之御事と御察申上候、將又與衛門事南洋云々、御懇情を蒙り候段々、感謝之至奉存候、其外潜客共、追々四方へ散し申候由、先安心仕候、然る處與衛門事、此節今兩三回微行爲仕度用事も御座候處、南洋鎮臺之御程合、如何に御座候哉、不惡候は、御尊兄御領掌之上、宜御取扱可被下候、扱兼々御配慮御周旋も被成下候國難一條、去る六朔大將軍御内諭、閣老福山侯阿部を以被仰出、老寡君烈年來之赤心忠節も、御稱譽被遊候程之御儀にて、難有仕合には奉存候へ共、停調姑息之開明故、當路之有司益差支、術計百方取繕候趣に相聞申候、禁錮之身分、手も足も不被出、別而憂憤不堪、一茅堂之内に俯仰罷在申候、乍憚御察可被下候、屏居中何方へも書通相絶申候間、安龍君へも宜敷御致聲可被下候、委細者關子大野口頭へ付申候、書外開晴之後、可接鳳眉相禱申候、病中亂筆、草々以上、

晚秋廿八日

尙々乍末、皆々様へも宜敷奉願候、時下寒冷、折角御厭被成候奉存候、此鞋魚乍輕少入貴覽申候、御笑留被下候は、大慶奉存候、同志中内々出府之節は、御止宿被成下、毎度奉謝候、以上、

臺山 君人々

孝 郷

同便水哲水野へ返書、

本月初九之貴書、無浮沈同十五日夜落手致申候、御申越之件々、委細承知致候、益其御同盟衆中御佳勝、爲國欣喜此事に御座候、扱日月も遷延、忽ち九月之末と相成申候、悲秋とは乍申、寓目之風物、幽人別而感愴之念に不堪存候、貴兄には他郷淹留、流離間關、御心事萬端御察申候、乍併風節凜然、百方御潜計、御届合御周旋之程、同志打寄、度々御噂申くらし候、此度三保山様御一條御書取、尙更韓子大野口頭より委曲詳悉、扱々驚入、三保様へ御對し申上汗顔之至、扱出來候事は致方なく候へ共、平三郎中のうそ計付候には、毎度困り切申候、三溪先生伊東御配慮、若宮まで御出馬に相成、云々の儀も格別收りさふの御様子、大

荷に小付御痛心を懸、御申譯も無之次第に御座候、先日平三郎罷下り候節も、何之咄も無之、尤野生加様被仰付候上は、南北の儀少も間違等出來、水國の名を汚し候様之儀仕出候ては、其方一身而已ならず、有志一統之汚名を取候故、成になり變り、貳番町様伊東并貴兄へ相談之上取計可申様、心に籠て直言を入、龜末には候へ共、持傳候素槍を形見心に遣し、尤是は學校にて、三四年ためし扱候上にて、新敷柄を取替、拵立候ものにて、野生一念も籠候品故、右之事迄相語り遣し申候へは、流石難有く感し候様子に相見候處、右故おかしな案梅にて、不申出罷上り、致方なく、種々口より出任せの虚言をつき候事と相見申候、今程は三保様へは、水國之士坏、何程か御下墨も受候半と、夫のみ残念に御座候、何を申も輕きもの、事故宜候へ共、貴兄にても御淹留無之候は、三溪君迄御立腹と相成、遠境幽囚之身など、可謝様も無之、見すく有志の赤耻をかき申候所也、御周旋故まとも可申由、爰許一同心強く奉存候、開晴にも相成候は、千金位の買宅は、孝郷必御受合申上候間、此段誠實を以て、此節云々の處、よく爲御吞込、申上度ものに

御座候、竹熊藤田よりも申參候處、三保の爲人氣性と云賢婦人故、蘇秦の辯計にては、逆も平中三郎杯の手際には參申間敷、成丈至誠を以、三溪君杯よりも爲御吞込被下候様、御取計か宜と申事に御座候、野生も乍不肖、御開明にさへ相成候へ者、一二箱之換出しは、受合出來可候申心事に御座候間、跡之儀は三君御初め、御降心可被下候、平三郎事も、私之爲に偽り虚言等取繕候と申にも無之、全く爲國家よかれと存込候處より、鏝前不合、種々さま／＼うそをつき候事と相見申候、餘りこり過、井戸杯へ飛込候ては、又々大荷に小付沙汰之限り、有志耻之かき上に御座候、よくよ御申含込か宜奉存候、右に付御飛脚貳番町様御取扱重々恐入候事に御座候、〇もケ様に相成候ては、必至と手段無之、尙更此節監察之遠見滿境に在之、容易に手も出し兼候處、此間中萩萩茅根伊兩兄夜行等にて周旋血誠、實に内々の嫌疑も不少有之處、ぬけくぐり盡力之段、涙を流し感心致候、此間者萩吉留主中へ、茅より手紙指遣候所、萩の嫂結城の姉、開封致候様子、尤茸狩一條故、心配には不相成候へ共、齒の浮候事に御座候、兩子一夜も止宿は不相成位の六ヶ敷仲

を、隠し〜盡事、此心中も御察可被成候、右故此度の才覺も、多分出來申候、先達而は此危難中、老大君公より絹地の御染筆、兩子拜領被仰付、御同意難有御事に奉存候、此度は鮭魚爲登申候間、例之通り御取扱、御配分可被下候、野生も暫く持病相起り取臥申候、右熱にて口病起り、此書面認候にも舌頭痛之、汗を流し申候位に御座候、此節は萬事抛候心得には候得共、悲憤鬱勃、怒髪上衝之勢に御座候、尤君上にも來月は、菊見の盛宴、吹上御庭杯へ被爲召候様之御吉事奉禱候、書外博愛口頭へ相託申候、病床亂筆匆々、以上、

九月廿九日夜

柚門 居士

島田賢兄

寄懷島田大兄在武城、

一別各郷音信稀、此生亦與世相違、誰知夜々幽人夢、偏逐南天鳴雁飛、

屏居書懷、

迂生罹罪亦何言、涕泣豈堪舊日恩、不厭幽棲草廬裏、小庭運甃送朝昏、

弘化丙午年三 六月原田兄弟悲歎に不堪、當有司

へ指出申候歎願書、關大野南上に付、福山阿部正 迄爲廻申候控へ、

乍恐以書附奉願上候、當正月十四日父兵介儀、何等之御疑心有之哉、御役御知行御召放之上、今井金右衛門揚屋敷へ塾居押込被仰付、當人は勿論、私共に至候而迄、恐入候仕合にて、其夜相分候以來、家内一統悲泣、何とも可申上様無之、尤百日も相過候は、御尋之儀も相分り、宿元へ罷歸り、對面相成候心持に罷在候處、今以て一應之御尋も無之、矢張押込之儘にて、苦痛仕罷在候處、一體如何様之御疑心に而、不調法に罷成候哉も難計、恐入奉存候得共、父兵介儀、中納言様公には別而御知遇を蒙り、非常之御取立に罷成候儀、身にあまり難有奉存、乍不及萬分か一も、奉報度心かけ罷在候處、一昨年之御次第至り、一統恐入悲憤仕候處、父儀物事一圓に存詰候氣性にて、中納言様天下之御爲に、御忠誠御盡し被遊候事共、讒姦之爲に、叛逆同様御冤罪被爲沈候御儀、如何にも殘念に奉存候間、右之儀に付而者、重き御役之御方へ對し、過言なる儀にても申上、不調法に罷成候哉、是も畢竟苦心之あまり、存詰候より起り候事と奉存候間、一と通り

御尋被遊候上、宿元へ御下けに罷成候様奉願上候、若又前文申上候通り、今以御尋も不被遊候程之御儀御座候へは、此炎暑中、間柄へなり御下け被下置候様奉願上候、此儀家内一同、日夜痛心仕候、父儀最早六十に近く相成り、平日別而暑氣を苦み候生れに御座候處、詰牢同前之所へ押込被仰付、乍恐水飲納涼之養生も相成不申、此節承り候得者、去月中より熱氣有之、不相勝罷在候由承り、老體之者看病も不相成、如何様

凌兼、苦痛も可仕哉と、家内一同相考、一兩日者寢食も不安罷在候、父子と相成看病も不相成、若明日にも相果候は、如何様存詰候とも、二度孝養盡候事不相成儀、殘念心根に徹し奉存候、追々承り候得者、牢中病死人も有之由、旁以情實胸に迫り、不願恐申上候、人生朝露のごとく、若萬一之儀有之候後は、如何存候而も、及不申次第に御座候間、此極暑中、間柄へなり御下けに罷成候様、身命を指上奉願候、私儀父兵介にかわり、幾何年にも、身は聊も厭不申奉存候間、押込被仰付、父儀御宥免之程、偏に奉願上候、父子親愛之情は、貴賤之差別無之、人之大倫に御座候處、同し世に罷在、父之危難難救儀、扱々殘念涕泣仕候、

乍恐御推察奉蒙度、何卒前文之次第、御許容被成下置候様仕度、存念相決し、慎中不願恐申上候儀御座候間、不敬之罪は、如何様極刑被仰付候共、決而御怨と存不申上候、此段奉願上候、以上、

丙午六月

十八才 原田八兵衛成徳

十六才 同 八次郎成之

再拜 頓首

寄高橋伯氏書、

直敬白、直以庸愚之性、遭艱危之時、顛倒於狂瀾怒濤之中、僅保一身、唯恐一言釀禍、一事害國、戰慄惴懼、不知所爲、屈節忍恥、默々涉日、羞恥之極、內負所學、外自絶于諸君子矣、而微聞、足下幸以雪冤爲己任、與二三之君子謀慮、以成回天之業、不任抃躍歡喜之至、竊謂、上天之保護、國家果不虛、而爲之者、固有其人矣、何須庸愚如直者之謀慮焉、夫老公公被冤、其所由來、非一朝一夕之故、而上下之顛倒、是非之錯亂、亦非一朝一夕之所能解、激之則彼亦激計、而我志不行、泛之則彼亦泛應、茫無所期、要在至誠感物、持久以成我志而已、唯足下能勿激勿泛、順理而解、實得其要矣、直又何言焉、但所憂者、數百年之後、時機之變、或如趙宋

元祐紹聖之際、則國家之事、豈不可大悲哉、於是日夜苦心、頓嘗得正大本之說、而狂愚之所激、不能自止焉、凡天下之事爲此者、不遑慮彼、苟使諸君子之議、既及于此則已、若猶未則芻蕘之愚計、亦何爲無裨補于萬分、是以不自揣、謹裁封事、托家兄以寄足下、冀賜察、以達區々之至願、夫直之處身、如是汚下卑屈、取笑于大方、而大言激論、言及至親之際、罪戾之甚、宜痛責讓、而足下寬容之量、幸不棄絕焉、以得達愚衷于侍臣、加之寄書家兄、教諭懇到、褒揚過實、直雖庸愚、何不感佩、感佩之餘、敢陳一言、足下試問之、元祐紹聖之際、范呂二相、以調停之說、貽害于國家、而在廷之諸君子、立黨相礮、自取顛越、大爲天下所笑、直竊謂、國家之事、後世亦將有相似者、其機既萌于今日矣、苟使在上之人、英明仁武、則此二事何足爲巨害、若爲不然則可甚大憂也、是直之所以眷々於大本者也、足下試思之、乃得焉、所賜詩三首、及活板新論、再三繙讀、大有所得、謹次韻以答、懇切之意、兼裁愚衷、要非筆紙之所能盡也、不宣、

和抵于評定所之作、

先公道愛獨有君、斬解錯蟠賴利斤、至誠固須得天祐、

明曠何久鎖浮雲、先世之遺臣、率就幽禁、而唯足下鞠躬盡瘁、大故一、  
及之、  
爲本藩吐氣、雪冤解讎、猶利器之解蟠賴利斤、

嘉永元年季秋

藤原直拜具

高橋伯氏足下

九月廿九日荻次郎吉より大久保人へ文通之控、呈一書候、朝夕俄に寒冷罷成候處、益御安健被成御勤仕奉敬賀候、先日者御不快之中、御懇に尊答被成下奉謝候、餘程御苦痛も有之様、關大野より承り、其後如何と甚苦心罷在候處、甘子<sup>長三郎</sup>歸來に而、御出勤之由相分り、大に安心仕候、甘子口頭、猶又碩果<sup>石河</sup>に貴書、縷々御示諭被下、千萬奉深謝候、奇賊等奸計、何れも相障申間敷候由、先づ此儀者休意仕候、且初冬云々御内評確決と之趣、誠に以蘇生之心地に御座候、扱初冬と申も日前無之儀、唯今と相成候ては、御發し口之所、如何にも苦心仕候、六朔之御内論にてさへ、響不申我有司共に候へは、大抵之事にては、例之通り甲辰<sup>弘化</sup>命令を楯にとり、又々推拔候儀も可有之と、一同痛心罷在候間、貴兄まで委曲吐露仕候、先達而崇梁<sup>高橋</sup>雪花子<sup>石川</sup>へ面會之節、雪花子口頭に、此間も山衛と談合候所、衛申候に、辰十一月御政事御

携無之様、別段被仰出候上は、今更右を御觸返しも、相成兼候事に候、乍併御父子様之御中、御相談被爲在候は分内之事、情理に於て可有之儀、公邊にて御目長に御覽被遊候て宜かるへく云々被申候由、其節崇より極密直話承り申候、是等を以推考仕候へは、此度も如何被仰出候哉は、難奉計候へ共、唯御對顔と歎、一通り被仰出候には有御座間敷哉、尤是非々々老寡君<sup>公烈</sup>へ御政事云々、改而被仰出候様仕度と、申譯には無之候へ共、大廉之儀者、老寡君へ御相談に相成可然杯之御意味を以、寡君<sup>慶</sup>へ別段御内達御座候様仕度奉存候、寡君へ被仰出候儀は、前文御觸返し之嫌疑も有御座間敷、猶又右様相成候は、無據御次第にて、奸徒も如何ともすることなき勢にて、すはり合宜敷と奉存候、御大政之儀、何歎彼是議し奉り候様にて、恐多事には候へ共、全く貴兄迄御含み申上候間、得と御熟考、御周旋可被下候、心緒難盡筆紙、此段得貴意度、書外期後便候、亂筆失敬、御捨免可被下候、頓首、

九月廿九日

川上弘衛門

泰陽先生

尙々略す、

一珊昂氏と雪花と云々、實に心配罷在候、其後如何に候哉、山石二子離候而者、國家は勿論、天下之爲可憂儀に御座候間、早々和平に致度奉存候、一與衛門儀、御厚情を以好き所へ潜居罷在候處、來月三旬位之暇に而罷出候由、然處當節用向段々御座候間、可相成者跡三十日計も、貴地へ指置申度奉存候、依而者先方都合不惡候様、宜御取之程奉頼候、此段早早餘期後便候、以上、

遠路近路波志卷之十三

十月八日<sup>◎嘉永元年</sup>夜四更關與衛門<sup>◎大野下</sup>着持參、大久保<sup>◎要人</sup>より石河<sup>◎五郎次郎</sup>へ書通、

御南君様より去月二十八九兩日御認之御狀、昨三日關氏<sup>◎大野</sup>より相達奉薰誦候、時下不揃の氣候に御座候處、諸君益御康裕被成御座奉遙賀候、然者先日甘子君<sup>◎長三郎</sup>御出府の節、斌卿君の御内書御廻に相成、久々にて拜謁の心地、幾度か打返相聞仕、且怡且歎、沾襟此事に奉存候而熟考候處、卓偉之御確論、御情實紙上に溢候儀具に相達申度、内々直に御書中を以、雪花<sup>◎石川</sup>へ相示、野生同寫を添、少々心付候處は、別に付紙仕相達候所、逸々敬服、本書は私迄相戻し、右を留、専ら相合候儀に御座候、就中此度紛失の御書云々、救荒志御編中の御厚思召前證も有之、誠に不待辯解相分候義、萬々御示諭大廉々、固り相盡罷在候處、逐一に御情實も相分、一字一涙、感動不堪熟讀候事に御座候、追々御取詰申上候勢、乍恐駒込様<sup>◎烈公</sup>御心中奉恐

察、嗚々御鬱遣、此上の處如何可被爲在候哉、深御案申上、及候丈無油斷申談候内、如仰日月遷移、はや初冬に相成、一句實に如一日、容易經過候而は、諸君萬一御發にも可相成や、何様の御虐事出來も難測、去月よりは毛頭不安寢食、度々雪花相招、深懸心配候處、御承知の通り、野生去々月下旬より胸痛咳嗽、少々宛寒熱有之、肺中の響と存、命は惜からず候へ共、相倒候而は、御一條御開明も不奉拜殘念千萬、若哉杉山君<sup>◎千太郎</sup>の御供をも可仕哉に存候、併色々差湊候義有之、押て出仕致候故か、兩三度打返し、何分不得快癒、外出不相叶、或は書候、或は相招、千辛萬苦仕候處、追追快方、未入浴も不仕候へ共、兼而相約、昨三日午後雪花相尋候處相待居、早々申談候所、御響合承候處、扱御一條がらりと段落相替候と申聞候間、夫はと存候而、忙然相尋候處、顔中常より宜候へ共、はつと存候事に御座候、扱一奇事に相成申候、其段は、是迄は海防其外公邊御爲の儀に於ては、毎度御大封の御書下有之、海防の儀は乍恐逸々拜見迄仕候義、御議論御雄偉、古武將の所不及、破竹の御正論奉感服候御儀、打返々々御書通御座候得共、御國事御身に付かせら

れ候御義は、是迄一切不被爲在候由、然る處六朔の御意味、御段落御續有之候而の義に御座候哉、とかく御家來人氣を御引立被成候様にのみ申立候故、御疑申上候義には無之は必然、乍去爾來共に御書下等、先暫御見合被遊候様云々の趣、始而此義一書を被奉候趣、然る處右御返翰御厚義、御懇謝可申上様も無之、扱疑念無之と有之上は、被仰遣候迄も無之思召候得共、餘りとは引違居候義、察も可被申、既に先年出訴越訴等無疆、如何に制止候ても不相息、三連執政願に仍而御書下被遊、夫より靜候に而、確證相分り候義、夫は扱置、公より人氣御引立候儀訴上の儀は、誠に御驚嘆思召の段、逸々相違之事情具に御答被遊候て、副候彌以感服、脱落到被爲到、扱こそと申御場合に至りぐつと引替、夫より又候尙思召の義、幾重にも可蒙仰段被申上候處、御細書の大卷參候由、奸吏奸僧の御辨別、此上の處治り方、御黜陟の思召、人物の模様、兩奸御打碎善良<sup>◎興公、大場公</sup>、杯を始、御委任の條々以下、不及申縷々御一々緩急の度、三連御免者不申及、事情細々と御示諭に相成、逸々御内談事に相成申候趣、此義に而磊々落落、天地鬼神明々冥感至り來り候義、御同前憚

なから爲天下奉祝候、扱此所に成副候敬服、最早眞の御すはりに相成申候、乍併上様は、全外事の煩し奉り候を御信用、色々御苦勞思召、斯る御恥辱に迄被爲及候事故、副候中々御一存の御受不相成、同列申談伺上聞、追々御答可申上と申處に相成申候旨、逸々敬承、夢か現かと不測の思ひをなし、欣躍血涙に及申候、五年の間御一統忠肝義膽、艱苦を御潜、不可堪を御忍、此末御模様は仍而は、如何成南北の騒きと可相成か、十一月に至候は、御吟味御願、御勸も可申上と、兩月限りと奉存居候處、右の御場合に相成候段、補助と奉感候、最早互に心配少しも無用の處に脱落落々と申候間、不日に兜の緒を締不申内は極々大切、斯迄愈つまり候而も、鼎足まからずひつます、火加減等至て大事なる處に候へは、彌増十分に氣勢、瑠昂等へは一杯に仕かけ吳候様、尙更に頼入申候、是迄の御振合、追々宜敷御座候得共、御案過申候へは、朝鮮人來聘、於浪華謁の一條、駒込様御高論に不相叶、幾度か幾度か御激論、御尤至極の御義故、副候も御差詰の由、殆と御當惑にも至候義故、ひよつと内には、御厭も不被申上候様に仕度と迄御案申候而、不念念々刻々碎心

緒、彌存候而は彌心苦敷事、前後左右に相糾、局中に罷在候而も、折節茫然と相成、又取直し候仕合に御座候處、御書紛失の御一條、禍を轉して福と相成候義、若無此事は、右の御端緒も不相開、鬱々濛々、尙引時月候は、其中に不測の事も生し可申歟、奸家は不知、春陽生來、天の巖戸の開候計に相成、乍憚御同前耀明を奉待候、御同意奉恐悅候、併機事不密は害生候處、諸君は聊御油斷不被爲在候へ共、當時尤御大切に御座候、夫々申上候も、英髦如雲、諸君御忠精衝星候故と敬感々々、斌卿君東湖御書、啓介原へ先年の御意味も、すらりと御分りにも成、萬端落合候義、扱々愉快奉存候、大場君右衛門蒙誼、孝卿君高橋の御答等も、誠に驚人候事奉存候か、却而宜御座候、扱此上の處被仰合御次第大切の義、諸君御内評入置候而、宜思召候義は、早々御指出可被成候、速に副候御手元より差出可申、三聯公三御離先に成可申哉、兩好御黜御先に成可申脱其儀も未相分り不申、御藩の御工合は、又他より相分不申、尤上公御丹精、逸々神鋒を御奮ひ被遊、御内談の義故、毛髪も可申上事無之候へ共、帷幄於菟君より御幽居勤に恐入候義、朝夕奉拜察候、

一刻も御早く奉存候處、上公思召は神妙、もはや急に不及、靜に御施しの思召に候由、餘り一概にも不及と被仰遣候由也、扱筆を留兼候意味御座候へ共、燈下秃筆難及候間、餘は御察可被下候、昨夜は罷歸、關氏大野御出に而、病後始而傾一盃、枕を置初而安眠、一日も早く爲御知被申度との事故、今晚略書致候義、御推讀可被下候、扱とたん一條驚嘆の至、駿河土産中山侯信の御振合とは天地懸隔、早々内々相示置可申と一通認置申候、雪花和介石川大安心會面之度、ため息つき候も頓に欽色を顯し申候、吳々此上の御輔翼は、珊瑚昂の場合極々御大切ゆへ、吳々相頼申候、彌氷解、半は是より相移り申候、候も一御安心の旨、内實は大御不行届に而、數百人の御方をも苦め申候事故、是非御粉骨ならねは不相濟候段々、破格の激論申出し、心血をしばり候も、今更御氣の毒に存候計に御座候、餘は關氏口頭に御承知可被下候、何故か大手御門訴も于今不持出、愚生察候處、天を恐、自然避易かと存候、益可恐は御館邊出火に御座候、駒込邊と呼候得は、きやりと相響、直に望樓に飛上り相伺申候、一つは御上椀に御座候、御用心々々々、併斯陽氣相合候へは、頑陰

自ら通り兼可申、天理と奉存候、縷々任御示教、乍略夜中一紙へ御受申上候、

一 鮭魚の御禮可申上様無之、御蔭を以貧生枯腸を養ひ、御謝辭申上盡しかたく候、雪花誠に大謝、併大申候かたく御斷被下置候處、實に御左右方、御爲に不相成と申、きたなき顔を致候故、矢張珊瑚昂氏などへ廣め候方可然と申候て一笑仕候、吳々一朝に御禮盡兼候、

一 仲街九人の御方様、嚴冬に御かゝり不被成候様にと奉祈候、極内々御安心御通し被成候へかし、一 御微行の思召は、必々御無用に被成候へかし、深く御案申上候故御とめ申候、

一 安中候板倉云々、添川齋盡力御同怡々々々、一 川上君次郎御議論一に正中、肝膽に銘し、早々相運置申候、

一 五年來の御答等御座候御名前前、逸々年月を記、副候御手元へ指出、此程封書に而雪花へ御下けに成申候、是より珊瑚昂氏へ相廻可申候處、夫にも不及云々、一 くれくれ、本文に認候通り、爾來の御次第御心付の義は、逸々御書立被遣候は、早々相達候様、相計可

申奉存候、昨今は大きに氣分も宜敷、關氏氣種の氣味云々、

一 廿戸君長三郎より松茸云々奉敬謝候、御別紙の趣深く敬承、右は逸々老公御直調、御廻に相成申候由、御同慶奉存候、

一 當月十五日頃迄に、上田侯松平御下りの由、西城御繰上げに可相成、大きに能御方云々、

此以前七月十二日認大久保要への書狀、油紙封にて、小手一同封し込に致、同十五日夜平三郎中間違に而、小路町和泉屋へ頼置、久々不相見候處、此時關大野へ爲響相達候付、今便返翰左の通り、

關氏被立戻候付、七月十二日御認の尊書相達捧讀仕候、時下不揃の氣候に御座候處、先以被成御揃、愈御康裕被成御座奉遠賀候、其後久々御無音罷過、背本意候義、御宥恕奉祈候、中街九人の御方様、并御同志御一統様、御障も不被爲在候段奉敬賀候、然は御書御認の節は、嘸かし御苦心萬々の御中、御尊誼御至誠の御義、感銘の至り、幾度か々々々拜誦、右の御次第御想像、御老體様御家内様の御心中恐察、五年來の御心身、一

朝に御損壞可被成哉と思召、御憤懣御心外の御事、幾重にも御察申候、其程は伊大夫様①にも御微行中、別而前後の御心底、御案の程無申計、悲痛仕罷在候義に御座候、御跡の儀は、御心友中へ御託被成候段、態御示諭敬承、扱思召より、御愛撫の御籠手一聯御惠贈、御深志の御儀、身に餘り及感涙、難有仕合奉存候、乍去甚當惑、先是は御預り申上置、頓而目出度御時節に至り、御禮謝可申上候間、左様思召可被下候、逐々御艱難の御儀御察申候、扱右御一條、萬々一御障礙に相成候而は不相成と、彌増御苦勞に思召候半と、深御察申候に付、野尼御兩氏②野村勢之助 御出前、豫め及候丈辯解深相盡、何分貫可申様申談候中に、逐一御取調御廻し被成候事故、至極都合能、早速御手元に相達候義、先々御障礙には不相成と、申所には相成候得共、少しは時日御緩急には可至哉、其譯は、歷上聞候事故云々と承り、尙更百方奸策被相盡候事故、心痛も深く、種々工夫仕、情實相運、雪花③石川も能打はまり、相盡しくれ申候、とかくに機に後れ不申候様に、及候丈相運置申候處、御門訴一條もとふ、不持出、頗碎奸膽候哉と、相察候計に御座候處、此間於菟君よ

り、御間柄へ御内々御書通相達、流石豪傑の御卓論、感動不斜、早々相移、遺漏無之申談、雪花も近來無油斷心配致くれ申候、秋冬の間徒過候而は、及大變可申と、兼々申述置候儀に付、頻りに盡誠歎候事、神妙の至に御座候、野生微恙押候故歎、再三打返し、とかく胸痛、咳など出候而致難儀、不參勝罷在候付、雪花子相招、再三相盡、承立候處、内一藤一太郎④太田丹波守御兩氏屢御出も無之、別段仕出も無之趣、甚呀敷打過申候由、追々快方に付、兼而約置、昨三日午後相尋候所在宿、縷々夕陽迄申談候、さて御一事、磊々と引替り候旨申聞候に付、其儀如何と心忙敷承候處、副候より始而御一事の御文通有之、其譯は、御執事老臣等、とかく御家中人不穩旨申立候に付、爾來の處、下方へ御書下け等無之様に、被爲在候方可然、何分御靜謐專要に奉存候段、御爲を奉存候て申上候段、殊の外御滿悅に思召候段、御厚御謝辭、扱最早疑念も無之と申候、不及仰遣候へ共、餘とは事から引違居候故、一通御辨解被遊候段、先年越訴出訴引も不切候節、執政方より相願、御書下け被遊候而、漸及平穩候義、是に而事情可被相察、右を人氣を引立候坏と、虛を唱候事より、萬

萬件々被仰遣、彌増副候脱洒、扱其後追々二度三度四度に及、御文通有之、既に此程は、此後の御役人御黜陟の御内談迄も被仰遣、被伺上聞候迄に成候條、逐一に敬承、誠に欣躍、手舞足踏所を不知計、禍を轉し大幸の場に至り、紛失云々無之候は、此事にも及申間敷、是亦天數、最早底抜に罷成申候儀、雪花も大慶、此上は毛頭手出に不及、御同前安心と打掌感歎仕候間、扱積年の至誠、盡粉骨給はり候故と萬々陳謝、貴地の御方に御承知被成候は、嘸かしと極密的謝仕候事に御座候、乍去斯迄煎し詰り而も、昇足のまがりひづみ故、加減によつては、何様の慮事可出來も難計、此後の所別而大切、尙々十五分にも肝煎吳候様、厚く相頼候處、遂に無之、愁眉を開、奇哉天の巖戸押開候計に成候由、初而胸を息申候、三聯⑤も追々御免に成可申、扱急にいたし而は不宜、追々に黜陟御施被成度旨、被仰遣候由、御別段成御大度と奉感候旨、餘り餘り嬉しく候而、そ、ろに失前後候計に御座候、野生も當今に至候而は、萬一御開明御妨に成、御障礙候而は、彌御吟味御願の所、御勸申候より外有之間敷と、逐々其所迄、雪花と申談候義御座候處、右の御場

合に至り候段天哉々々、萬々筆に盡兼候間、關氏口頭に附申候、於賢兄此度の御次第、尙更の御義、御老體様御渾家様迄、嘸々御滿悅と奉存候へ共、機事不密害生候義、必々今少々の處、御秘中の秘、彌以靜々肅奉祈候、委細御同志様方へ、一書を呈申候得共、餘りとは無心に御無音、思召も恐入、宿直燈下、禿筆前後不束に、裁略書申上候段御推覽、御火事所祈御座候、時氣折角御保養、仙庭梅花の祥瑞、忠孝の門示吉候事御同慶、病も頓に愈候心地、乍憚四十餘日、未入湯不仕罷在候得共、先々快然の心地に御座候、野生先年は藩中大一件有之、既に同志七八人無願出府、引合多、目付相勤候節に而、再三被呼出、大目附同氏紀伊守引受、度々々に付出し、大心痛仕候へ共、小藩丈の儀、先きも見え居、心配も二様、三度迄退職も仕候へ共、右御一事に苦心仕候事は、百倍に御座候、實に奔候處、天下の御大事、何分治り處無見詰候様奉存候所、右一段に至り候は、望外の御同慶、實に不測の御事に成かはり申候、天也々々、餘は期後音可相同候、謹々、

十月四日夜深更

巨四享拜

孝郷高橋多一君御楮

猶以時氣御保愛專奉奉存候、本文御禮謝の儀は不盡筆紙、暫期鳳眉申上候、御渾家様へも厚宜奉願上候、兩三月の間、陽氣相發、金石皆透候時に至可申候、彌以大切の御儀に御座候間、御用心專要、少しも無怠相盡候間、御安心可被下候、日夜相考居候、以上、

書添

段々玉作、感吟落涙仕候、遠方の信を得候事、何寄の儀、又々御示し可被下候、○弘道館御畫圖、前年御獵場の御畫圖、何卒拜見奉祈度、是以御嫌疑も可有之候へ共、右迄の御高誼、野生かぎり拜見仕候儀、必々御内々御示可被下候、くれぐれ相願申候、○熊蕃山の傳御寫御座候は、御示可被下候、早々寫返上仕候、○御佩刀御拭被成候節の料として、丁子油一器進呈仕候、些少の至に候へ共、松の葉と御笑留奉祈候、已上、

聖堂勤番加藤餘三郎より關與衛門大野謙介へ返書の控、

拜誦仕候、追々寒冷相成候得共、愈御安健奉賀候、然

は見事の御魚被懸貴意、千萬奉謝候、小杉君高橋多一へも宜敷御禮奉願候、早速彼方へ承り合候處、兼而も申上候通り、貴藩杯の儀は、容易に與聞いたし候譯には參り兼候儀故、耽と仕候儀は、中々相分り不申、併後將軍へ對面の儀は、不遠相離可申哉、對將軍へ對面之方は、所詮早急の事には行兼可申哉、尤も兩様とも誠に推考の儀に而、決而定りたる義には無之旨に御座候間、右の所御含可被下候、先は貴答迄、早々如斯に御座候、以上、

十月四日

尙々前條の儀、惣而是迄の儀とも、全く先公烈御冤罪の儀は、聊有志の者は憤に不勝儀故、萬分の一の益にも可相成申と存候事は、ちらぐ評判にても仕候位の儀に而、決而意を用ひ致候様相聞え候ては、甚不相濟儀に候間、名字等深く御秘し被下候はす候而は、於拙子實に迷惑仕候間、此義は毎々申上候事に候へ共、猶又彼方に而も、右の事吳々申聞候間、此段申上候、以上、

尾藤高より與衛門大野謙介へ來書、

御歸都の由にて、早速御便り被下奉謝候、先以時候宜

候處、愈御清健奉賀候、且北方に而も、御無異に御座候、先は大慶仕候、殊に佳魚の御贈遣奉感銘候、乍去毎々傷入申候、御序に可然御致意奉頼候、扱兼て愚生申候通、閣老跡役、彌大阪松平へ定り、台状有之候、此人は勢州阿部無二の懇意にも有之、頗長者の聞えも御座候、彼藩には儒生も有之、只今小子懇意の者は、不居合候へとも、追々相親可申、手弦も無之にもあらず、何れにも心掛可申候、小子杯は何れ、御用にも相立不申もの、過譽を蒙、扱々愧入申候、力及候儀は心懸可申候、萬分にも奉服心底は疎略無之、尙期拜晤、萬々御咄可申、奉復迄匆々不一、

十月二日

尙々板倉勝一件に付、添川廉より内々承り候儀有之、御出の節、別の御咄可申候、以上、

○極密事

此節極内々に而承り候、是は奥醫師何某なる者、過日見受候義也、近頃は將軍家を奉始、後宮の人々迄も、老公烈の御冤罪なりし事は、明白に御承知の事に而、折々張札の差出に相成候得は、知れたる事をと、上意御座候程の儀の由、但將軍家は、其老夫人を厚く

被思召候處、老夫人は好人共の欺を御受候て、何分老公には、只今の御様子にて、矢張萬事御關り無之方、御無異なる由を被仰立候故、將軍家は、其意に任せ候へとの上意御座候由、是は偏に老夫人を御いたはり餘りと相見え、且又老夫人は、哀公齊の御事思召候處も有之候事故、奸説の入候譯も無之事と愚案仕候、何分只今は此一筋の事六ヶ敷儀の由、慥に内々承り候間、極密申上候、以上、

關賢兄大野謙介

高飛拜

杉浦金次郎より來書、

扱者先もじは、藤さん御出被下、其節平印中村平三郎の事に付ては、いろく御心配にも思召候へ共、先々御片付にも相成候様、御うれしくぞんし上り、此度の平さんの事にては、泰和さんも、少し御腹立に而、私も誠にこまりました、併し鐵さんが能折からに御出に相成をり、大たすかりに御座候、此上は決て御案なさいますなよ、扱又御模様の事は追々宜し、併し當年中は掛り候様にも御座候へ共、來春迄はかゝり候氣遣いは無御座候ま、左様思召御くらし遊はし候様、祈り、今日も本所定院へ參りいろくの咄に

付、大奥向○印の御様子、承り度との相談いたし候處、いにも早速上り候と申、十日迄の内にはせひせひ上り、御様子も閉合候趣に御座候、是又左様思召可被下候、宗益伊は毎度御無沙汰計申上候間、私よりよろしく御詫申上候様、申間に御座候、一兩日少し不快に而、昨日はおしても若宮へ参り申候、何れにも一日も早く、藤様御出に相成候方、よろしくと御尊申居候、近々藤さま御歸りの節に、くはしく宗益より申上候趣に御座候間、是又左様御承知可被下候、一先日平三郎どの下りの節、先達而の蘭書本代御遣し、儘に御受取申上候、又々翻譯もの御用に被爲在候は、被仰下度願上り、何か御珍敷品上度候へ共、けん印いそき候ま、近日何ぞ珍敷物入御覽り、毎度私よりは御無沙汰計申上、恐入り、御存の通筆ぶちよほう故、乍存御機嫌も伺不申、御ゆるし被下候やう願上り、何もく又の御便と、早々めてたくし、

十月六日

金 作

幸高橋御元へ、  
多一郎様  
尙々、◎下文欠

○西丸將軍御袖無御羽織銀鼠毛の仕立、鮎澤伊へ宗益より見贈、餘り珍奇ゆるしるしぬ、

遠藤新五衛門より返翰、

先便兩度密書儘に相達、尊候御壯安奉并喜候、今便貴書并紫鱈一尺御芳惠萬謝の至、病來初而一酌至喜、密書の趣は筑へ申遣候、白日の模様奮飛雀躍の至不敬不任心、書餘附大謙氏之口頭に申候意長書短不悉拜、

孝經君足下高橋

遠藤通

陽月六日

大久保要安中侯板倉へ呈書草案、日下部生より前水戸中納言殿在職中、天朝公邊へ、忠節を専務と被心懸、威公頼義公光以來、累代の先志を被繼度孝心に而、

先君哀公齊病中、賜總裁手書云、余按、謚者行之跡也、薄德而臨國、崇禮樂、欲令之施于衆庶、而不能畢其行、政事宿弊非不知、力不能改一也、謚法云、恭仁短折日哀、不悔前過日辰、先君有善行、而受美謚、以余細行受美謚、取疑後世、擇此二者、莫失行、出於己名、成於人之義、源子誠花押、

躬自痛抑損して、内外を儉素に被導、文武兩道を以、士風を淬勵し、淑慝を推別被致、仁惠を以て民心を協和し、四窮を憐恤被致、夙夜勵精圖治候故、士民一同恩德を感戴して、各其職業を相勤、自然と節義敦睦し、風儀を崇尚仕候様相成、國政漸相整候段達台聽、言忠信行篤敬之文字、御親書被爲賜、

此御書双釣して、紺地の旗に染出し、追鳥狩之時被用候事、

尙更國政被行届候儀に付、格外的御褒賞有之、源義殿光御遺志被爲繼候様被仰出候へは、一段感發被爲在、國政益被相勵候處、

先是學校、均田、海防、養老、育子、郷學等、其外相調候得共、唯寺社改正之一事未行候故、寛文度義公改正之先規に隨ひ、被執行候事、

甲辰弘化五月俄に嚴謹を被蒙候に付、大小の臣民一統仰天、追々出府嘆願等仕候得共、中納言殿公には、益敬慎恐懼被致、或は近臣或は内書を以、國中鎮靜仕候處教諭被致、同十一月慎の儀は御有免被仰出候得共、政事向へは携無之様、譯而御達有之候に付、尙亦臣民の心不安、再度出府歎願仕候處、中納言殿にて

は、尙更萬事被慎、五ヶ年以來、峰壽院様齊修へ御機嫌伺の爲、磯川邸へ被爲入候外は、遂に一度も外出等無之、唯々日夜爲天下國家、常に憂念被致候義に御座候事、

一當宰相殿慶若年に付、公邊厚思召を以、御後見御三家御付被爲置候間、國中一統得其所、安堵可仕筈の處、却而人心不安、國體日に危く相成候、右は中納言殿、十六ヶ年日夜丹精被執行候事業、宿弊更張の廉々、公邊御察當の外、大小の無差別、悉く御變革有之、

就中學校の規則相變、文武の修行名實不全、剩大日本史志表未全候付、前代會澤、青山、豊田等の史臣に命し、速に竣功相成候勢の所、右等の諸臣、皆嚴酷に幽囚貶付被致置、此程承候得は、校正に不及、彫刻の儀、賈人の手へ委ね可申、評議有之由に御座候、且經界の事首尾能成功、此は穩に御座候所、奸徒竊に逞説誑誘し、難澁申立候様相勸候得共、是は一人も應候もの無之候事、



候もの共、役録カ被召放、嚴重に幽囚、蟄居、慎隠居、親類預、江戸水戸構、追放、永の暇、乃至揚屋、入牢、村預等數十百人、或は獄死、或は長病、或は數口の家、半扶持も無之、全家重く慎能な候故、朝夕飢渴に及候勢に而、

慎居候もの、子弟女妹等、嫁娶は勿論不相成、皆々不剃鬚髮閉居、小給のものは、買ものにも罷出かね、至極難澁に有之候、

郷村のものは田地、家屋敷、家財、什器、書入賣拂候而も、經營取續兼、父母陳餘、兄弟妻子離散仕候事、目もあてられぬ有様、絶言語候義に御座候、火附、盜賊、人殺等の大罪は、任官祝儀等有之度毎に、赦免有之候得共、中納言殿へ忠節深く、爲國家致苦心候ものは、凡五ヶ年の今に至る迄、右様慘刻に被處置候事、抑如何なる義に可有之哉、かゝる順逆の世に隨ふ人心、只觀望首鼠の風儀に成行、阿諛逢迎、貨賂公行の勢に而、或は一兩年の間、貳三百石五百石の加増有之、在町に至る迄奢侈を競ひ、遊惰淫佚のもの多、奸人惡僧輩大に志を得、種々の飛語造言を以、正論有志のものを陥入、少も中納言殿德義を慕ひ候談話致候

は、忽是を天狗黨と混名し、誣罔羅織、無所不至候故、人々自免、道路以目の勢に成行、推而中納言殿を、讒謗蔑如仕候のみならず、當君と御親子の中を、離間仕候事有之書き物等被成候得は、これを忌疑致し、左右内外に耳目を付置、密に君の動靜を伺察し、當秋に至り、忠誠の重役其外嚴重に貶蟄被致、侍醫石川某をも、強而國勝手に申付候義、此上如何様の事に可及も難被測、忠良の士如履薄氷、誠に危急切迫の勢に御座候、謹案、鎌倉室町家の時には、大小の諸侯冤罪不明、後世に至候而、其忠奸正邪の跡、漸々明白に相成候類不少候へ共、乍恐國初以來、諸家の騷動不少候へ共、公邊御威光に而、忠邪の別、必分明御調に相成、未壹人も狂冤に沈候もの無御座候處、水戸家の國難、萬一此まゝにて君冤不明、善類永く幽死等仕候は、忠孝節義の風、拂地消滅可仕、天下後世の公論、如何様に被申傳候半哉、眞に可恐儀に奉存候、將又乍恐東照宮御遺訓に、天下武備怠時は、夷狄の來伺候事可有之と云々、中納言殿在職中より今に至迄、日夜苦心被致候義は、別而此一事に有之候に付、一國の臣民其主意を服膺仕候而、萬一有事候時は、指麾に従ひ、天下

の大恩に奉報候様、心掛罷在候儀に御座候所、當節イギリス、フランス、アメリカ等の醜虜、世界を吞併の志有之、既に琉球朝鮮の地に相迫り、推而神州を覬覦仕候勢相見候得は、天下の君牧、唯同一に備豫の策、專可相構御時節歟と奉存候所、乍恐公邊御羽翼の三藩に於て、前件の次第有之、幾多の人民其所を失ひ、追々非命に相果候而は、神國の正氣、眼前に消耗仕候而、外寇防禦の沙汰には無之、誠に以残念至極、唯神天に號泣仕候のみに御座候、當此時、乍恐有道の賢君より、仁義の思召を以、御救援被爲在候は、唯一國の幸甚には無之、抑天下の幸甚と奉存候、仍而此段乍恐相調奉達尊聞候、誠惶誠恐多罪々々、頓首謹言、

千支月

右御一覽の後、必早々御投火被下置候様、乍恐奉願候以上、

同便日下部伊より來書の控、

本月廿日七ツ時分、廉富を訪ひ候處、將命者曰、師匠事先刻外出仕候、何ぞ御用向も候は、承置可申と、然らば又々出直し可申間、御歸被成候は、宜御頼候旨申置、歸途巨樞大久を訪候處、未退食の刻限に不

相成候付、書付を認、出勤先へ届候處、退出迄待吳候様との事に付、一時程控居候處、則歸宅、樓上に閑談す、曰、頃日の事、十七日廉富來て曰、一儀最初は侍醫某のみ、相謀可申と存候へ共、別懇の用人布川増五郎へ打合せ候は、尙更可宜と、密に及相談候處、同人云、夫は以の外の事に候、右筋合は、至極尤の事に者相聞候へ共、天下の大事に拘候義、閣老へ主候より御口添等有之候而は、候の爲に不相成候間、必此事取次等無之様との事、再三議論不行候に付、後悔不及、乍去是のみに可止に非されは、封書にして醫人へ頼、密に候の内覽に入候處、候曰、是はよくこそ被示ものなり、か程の事とは不存寄儀、尙得と熟覽可致間、暫く留置可申と云々、大略、又十八日廉富講釋より歸懸肩衣の上へ羽立寄、是非而語可致旨、巨氏出勤先へ申織にて來る候に付、鳥渡歸家に而承候處、昨日布川態々參り、前日の事、必々主候へ申立無之様との事に付、承諾の旨挨拶差歸し、今日候前へ罷在、講書了て後、前日の事被尋候付、委細及演說候處、是は誠に大事也、内外嫌疑も不少、容易に口吻を可容義にあらず、仍而折角の頼とは聞届候へ共、閣へ通達等の義は、決而不相成

次第、幾重にも固く相斷候様との命に候間、乍殘念、此段當人へ御斷可被下候、既にして云、是は全く表向也、内祕は候其後低聲曰、○聞より兼々我等へ頼聞には、大政不行屆儀、心付も有之時は、無伏職申聞吳候様、厚く被申候事有之に付而は、かゝる天下の大事は、黙して不可止、然し何れの筋より被頼候體に而は、不宜候間、全く實説夫々傳聞の旨を以、屹と文談に可及、され共當人等へ、構へて漏泄無用也、尤此書附類は尙委敷熟見、寫度候へ共、容易に近臣にも難命、自身寫可申存候、然し々様に斷候而留置候て、何か疑惑も可有之、返し可申哉と云々、對て曰、御尤には奉存候へ共、何分にも御熟覽奉願候旨申述、引取申候、尙此上も屹と盡力可致候へ共、門生共外出入多候間、嫌疑を避け、當人は態と不參様御斷可被下、追而仰開明の上、目出度得寬晤候は、幸甚に候云々と、因て貴意の通り、當人へは可申聞間、此上何分宜敷御頼申候旨申述、相返し候と云々、扱又十七日石淵石川も態來り、被申候には、去る十一日偶廉富を訪候處、廉曰、足下東方の事に付而は、年來巨氏と彼是配慮盡力被成候半、曰一功無之候、曰請勿祕、我誓て不漏泄、曰

眞に不知也、曰さらは我主侯に説て、足下の君に諫を納んと存候は、如何可有之哉、曰幸也、偏に所願に候、幾重にも激切に御頼申候、彼是打明し、無伏職打合せ罷歸候、明日主阿部前へ罷出候間、此度は必至に建白可致存候、因而委細心得に相成候義は、承可申と云々、依而彼是相談、前日の祕記是は忠義の姓名、大小共に巨氏へ、内祕、窃に相示候處、其ま、懷中して辭去、十四日日又々來り被申候には、今日於主前、激切に建白云云、右の祕記入内見候處、主侯大に驚き、如斯大勢の難澁とは不察候へき、是は甚敷事也、尙得と熟覽可致間、姑らく留置可申と云々、碩申候には、誠に難有奉存候、乍恐公用人等へ、御示も被爲置候は、却而嫌疑も起り可申間、私より用人山岡へ差出候而、夫より可奉呈敷、候曰、何也、對曰、前日ニケ條程御直に申上候儀、用人より察當有之候、海防の論、浦賀要港見の儀、可致儀も、阿闍陀へ御注文の品に、武器多、中を遣し奉行に從はしめ、航海く買取候事に付、山岡より異論有之事、候曰、勿懸念、用人等へは決而不可示と云々、因て東方の事近狀奸賊等書、御後見追願の事、城門揚帖候事等、始、夫々及演説候由、申立候所、何れも未經耳聞候旨被申候、石曰、萬一此上申出も候は、御取用も可被遊や、候曰、是は必不可用と、碩拜謝して退出、此段

態々申傳候と云々、巨氏厚く謝して是を返し、右の件件、逐一に、内祕被申聞候、微臣則傾頭聽耳、不覺感涙相催し、碩、廉、巨氏の厚義忠實に感服仕候、是併邦家盛運のまします所に而、往今の窮厄、最早剝盡仕候へは、必一陽來復の勢、末頼母敷御事と、乍恐奉恭悅候事、

右廿日の深更、祕に相認申候、乍恐御一覽の上は、必早々御火中被下候様奉願候、以上、

嘉永紀元孟秋十二日、高君高橋與其嚴君及令弟某君點澤伊太夫承嚴譴、將抵于評定所、臨途賦一絶、頃辱書而見示、僕雖罷驚、豈不感慨乎、謹次芳韻奉酬焉、雖然不足慰君幽居之忠憤也、

不是楚臣見惡君、三賢同誓斧兼斤、按、斧斤之斤、仄更期聲、今因原韻用之、萬丈長嘘氣、偏起秋風排白雲、秋半更添心上杖、國冤未雪豈其休、神天應護明君運、不怪往今沈與浮、中州多士本林々、去就且期不二心、但爲譏諛爲貝錦、殊令忠蓋慨尤深、

右二首奉次韻屏居偶作、  
戊申季秋念三日 實稼生日下部再拜具稿

附錄舊作

戊申五月朔、霞浦舟中口號、寄霞浦軒主人、每詩以尾韻爲句首、五首并小引、  
昨余自北還、過霞浦軒主人、喜迎切留、然以歸期既後、固辭將去、主人曰、偶聞、途中有戒、不如航湖、乃遣僮問舟人、反報曰、唯命然、恐有風雨、余心中懊惱、姑踞堂廉、而語少焉、風撼庭樹、雷雨俄至、因遂決意一宿、主人及室矢野氏、子某、皆忠義精一、慷慨憤世、欣然勸酒、慰憂撫念、然主人與室久斷飲、蓋爲國誓神也、今朝天晴風便、適命舟送我、輕帆如飛、午前抵于石能下舟、書舟中感慨所得之詩、附舟人寄之、以謝其厚義云、  
閑齋昨夜酌忘憂、俱嘆豺狼當路頭、特有主人情意厚、慇懃送我命輕舟、舟發高洲一帆開、麻生浮島遠相排、長風陣々從何處、彈筑峰西吹送來、用茅根君見贈之韻、  
來去匆忙知幾年、徒行與馬又舟船、波濤好穩於人世、頓使愁心半是仙、仙嶽神州西又東、舳艫遙拜仰威風、浮沈久爲蒼生祝、時會何當起我公、

公卿不換此江山、古詩三羨見無心漁釣顏、微命幸逢清  
定日、遊蹤當伴水雲閑、

右

乞斧正

實稼生具稿

○添川廉齋の詩、日下部より参り候間、此に記し置  
ぬ、

無題

添川寛平號有所不為齋

紛々議論似雲嵐、防海誰能到底諳、至竟廟堂無長策、  
徒令蓬幕縱遊談、壯心猶在將投筆、白髮其如漸上簪、  
醉擊咤壺歌伏櫪、滿胸磊砢自難堪、  
伏枕津城歲已周、一蓬訪友向濃州、暮潮港口曾分手、  
夜雨村墟重聚頭、百死餘生憐吾在、幾行殘淚對君流、  
燈前話舊情何限、况復□□蟬蟋秋、  
開覺尋兵失我疆、六爻示戒孔彰々、保家畢竟資三策、  
誤國眞成有二狂、誰盜寧能刺表相、岐人更欲脅昭皇、  
可堪良若相元老、忍愛殘年歡覆亡、

同便日下部

伊次郎迄の書通控、

菊月十二日の貴墨、念五翠也より相達、難有拜見仕  
候、時下冷氣相催、且連日之陰雨、鬱陶敷御座候得  
共、益御壯康被遊御座奉恭賀候、僕事も無異相凌居候

間、乍憚御放念可被下置候、扱貴論の趣、逐一領承仕  
候、奇賊以來、寒徒徒奸大に得勢候歟、扱々可惡義に御  
座候、尤も六朔云々は、天天の大幸に候處、寒人は大  
に恐れ候處より、究鼠の勢に相成候事にも可有之候  
へは、仰の通何卒果斷を以、一時に回天奉禱候義に御  
座候、先度代見北飛の時は、此地苦心の事のみ、御座  
候處、其後又々陽復の模様有之、委細巨樞保要入より  
申上候筈、猶又孝君高橋へ先日愚書呈候間、今程入  
高聞候半と奉存候、何卒此度こそ、障礙無之様、仕度  
奉禱居候、

一忠街諸先生、御壯健に御凌被遊候哉、毎度御察申上  
候のみ、甚苦心仕候、

一若阿卿より一封、慥に御取扱被下候由、外に壹封  
も、造氏より瑣形の内へ御渡し相成候様、御取扱被下  
候由、奉拜謝候、

一春中の書物料、先達而御届被下置候由、別而難有奉  
存候、曾て入貴覽候人々へ、相賦り候處、何れも何よ  
り欽尚被致候事に御座候、將又何なりとも、無懸念可  
申上の旨、御眞意被仰下、積年不相變御厚義の御事と  
も、感佩の至に奉存候、左被仰候所へ、直に申上候は、

甚如何敷候へ共、晏忠候添川廉齋、一に有所不為齋と號す右の書差  
出に而、如何可有御座候哉、孝君へ御相談被下置候  
は、幸甚に存候、此段無伏臆申上候、何分乍憚宜敷  
奉願候、

一異舶の事無事、然し仰の通、以來は彌可慮義と奉存  
候、

一張訴有之候由、必竟寒人の反間策奉存候、最早自立  
候所は、打おふせ候積りに而、隱者に迫り候策と相  
見え申候、内外有志、油斷無之様、專一の時節と奉存  
候、

一巨樞碩淵の盡力、誠に感激の至奉存候、外人すら如  
斯、况内輪にて黨派相分候様に而は、何にも恥ヶ敷次  
第、乍恐折角々々御彌縫宜敷奉願候、

一青閣青山轉の後、上田侯忠松平へ御奉書の由、是は  
至極評判宜敷御座候、餘は後信可申上、先は尊報迄、  
草略如此御座候、恐惶頓首、

九月晦日

再啓、時候御自愛被爲成候様奉存候、此地相應の御  
用向、何時にても可被仰聞候、以上、  
書添、牛事七月頃より遠出仕候而來歸不申、松前へ

赴候哉の由、松前内々大混雜有之、以前山田三郎と  
申新抱の者、盛に被用候處、當夏俄に暇に相成、隨  
而黜陟多く有之候へき、

同便水哲水野より來書の控、

此程賢子歸來に付、縷々御細書難有拜誦仕候、先以其  
御地御同盟様、彌被爲揃御安健被遊候旨、爲國欣抔  
の至奉存候、扱又三保山云々の儀に付御配慮、御懇切  
被仰下候趣、誠に奉銘感候、平波中村失策とは申條、  
元より虚て計堅候積りにも無之、ヶ様出來合候得は  
こそ、御一統様御心配にも相成候事に御座候へ共、徹  
底の心には、どふかこちつき可申と、跡先不稽のな  
げ槍、勝負がはづれ候ての事に而、今更甚相困り候事  
に御座候、萬一當候得は、又人の意外に出候高名も  
出來候事に而、是までの仕事も、其所よりうまく參候  
處も多く御座候間、此度の義に付て、先勞の所も思召  
被下候段、難有奉存候、兎角槍は槍、棒は棒の利用に  
御座候、しらのじみに、自調子に潤色の所は、本よ  
り大短の所に御座候、其大短の所を、自調子の所へ持  
込候間、失策勿論の事に奉存候、不見不知の所へ、手  
づるをもとめ、付込候様の事に至候ては、千舎も萬舎

も應申候、其しらの所は、所長に無之候得は、其所に至り候而は、稍御斟酌可有之、左様なれば、其功名を保ち、失策の憂無之、兩全に御座候、此度失策御座候而も、又々入用の人物に御座候間、陰然御愛し可被下候、表向は三さま保山へも、何か形に無之候而は相成間敷候、委細御申越の意味、三溪君伊東へも申通候所、宜申越くれ候様との儀に御座候、甘さま長三郎より御遣し御案文至極宜、少々加減仕、今夜三溪君に而、若印へ御出被下候事に御座候、未相分不申候、堅子急に用事の由に而、飛行の旨申來候間、諸同盟様は、御銘々申上候様、相成兼申候、誠に大亂書に而、御報までに申上候、何れ此後委細申上候様可仕候、平波此節他行留守にて、御申越之本所へ御遣し之書取寄不申候、尤呈の方は、昨日杉兄相頼申入候所、義印より指遣候所、指出兼候由にて、返し申候趣に付、則取戻し申候間、指上候、義印よりは出來兼申候、筑波山道ある方を尋てそ

峰にさやけき月を社みめ

可然月見る道も可有之、いつれ甘さま拜眉の上と奉存候、何にいたしても、甘さま御出は、少々もはやき

方と、三溪君も被申候間、成丈け御早は宜と奉存候、餘り亂筆、御海容奉希候、以上、

十月五日燈下

尙々此節御究迫の御中、壹本云々、誠に御心配奉察候、左候而も、此地至宛杉氏杯始、日々北望窮歎仕候、色々珍書も指上度奉存候得共、當分相困申候、尤新論之儀、當時皆賣拂後、すり立不申候ては無之由、出來次第、調可指上候、且御尊諱拜見、難有奉存候、いつれ追々御答申上候様可仕候、

直答云々の御返し、

村雲のおほふもしはし級戸部の

風ふきかへす時もあらしや

草の戸はその、

夜半に聞軒端の雨の草の戸は

身はいかに、  
いかにと計ぬる、袖かな

身はいかになるみの濱のはま千鳥

夜すから君をねにのみそ鳴

なみならぬ恵み思へは身はいかに

なるとのなたも物の數かは

我君のなき罪、

世にあらん限り計かますらをの

なき跡までも君わすれめや

芒の御歌に、  
もえ出ん春もなからさらめや

秋風にちるともよしや花薄

いかにも草略千萬、御海合奉願上候、以上、

猶又皆様へ、御銘々相認兼候間、此後指上候積に御座候、宜御序御申譯奉希候、以上、

同使島田水野哲より尼子長迄書通之覺

再啓申上候、三寶院の事、御文通の面、少し増減、去月廿九日出の日付にて、今日泰先生御光駕被下候振に御座候所、夕刻より少々御不快に付、杉君鮭魚等の御使兼に而、右書持參申入候所、至極案ばい宜敷候由、三寶院様未御不快御平快不相成候由、至極御氣を揉被遊候故の事に御座候よし、誠に恐入候事に御座候、明日泰和先生にて、御出被下候筈に御座候間、委細明日相分申候、夫に付一日もはやく、御出に相成候様と、泰和先生も宜敷被申聞候、此節御返事等可指上候所、とても近日御出に相成候事故、不指上候間、不肖

より宜申上候様にとの事に御座候、餘りおそくなり候ては、如何に御座候間、成丈け御急き被成候様奉存候、泰和先生よりも、旁被仰聞候、扱此度云々の儀に付、大男頭注、大謙身の丈け六尺餘、依而當時呼て大男又は鯨太といふ、飛行至悦の至奉存候、大男口述可仕候間、相記不申候、此間中も大男永逗留、病中無據候得共、大久杯甚心配仕候、御用相濟候は、御返し被遊候方、可然奉存候、是は申上候迄も無之候へ共、出來候間書直も可致候、何事も拜顔ならては、盡しかね申候、問の申聞は、定て先日小杉様へ指上候書か、本に相成候と奉存候、紛書却而上策と相成申候、豈天に非や々々々々、至幸々々、三寶さへ治候へは、淡靜無事、天命を樂候事に御座候、鮭松竹御指圖通り、無滯配當仕候、平波留守故、一家は平波名にて、不肖書添遣申候、至極鮭はよく候へ共、松はかび申候て、大に體ぞんし申候、はらゝ子は絶品と申候は、又々笑に相なり可申候へ共、絶品に御座候、右の外色々申上度候得共、數通相認、目つかれ、猶又今日所々歩行候而つかれ、筆動き不申、拜顔までに候間申殘候、御一笑に、